

国土強靱化年次計画2021

令和3年6月17日

国土強靱化推進本部

目 次

(頁)

はじめに	1
第 1 章 2021年度（令和 3 年度）の国土強靱化の取組について ..	2
1 国土強靱化年次計画2021の策定及びこれに基づく施策の推進	2
（1）年次計画策定の趣旨	2
（2）基本計画に基づくプログラム推進のための施策の充実・強化	2
1）5 か年加速化対策の策定と推進	2
2）地域の強靱化の推進	5
3）国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進	7
4）世界の強靱化の主導など国際貢献の推進	8
5）その他の横断的な取組の推進	8
（3）指標の充実による PDCA の強化	9
2 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策の進捗管理	9
3 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策の実施結果	10
4 国土強靱化基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し	10
5 国土強靱化基本計画に基づくその他の取組	10
（1）基本計画を推進する上で重要な戦略的政策課題の解決のための調査検討 ..	10
1）風土・自然条件に適う国土強靱化	10
2）人とコミュニティのレジリエンス	12
3）東京一極集中リスクとその対応	14
（2）防災・減災、国土強靱化新時代の実現のためのワーキンググループ提言 ..	15
1）事前防災・複合災害ワーキンググループ	15
2）デジタル・防災技術ワーキンググループ	16
3）防災教育・普及啓発ワーキンググループ	17
（3）基本計画見直しに向けた脆弱性評価手法の改善検討	18
（4）大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化	19
1）令和 2 年 7 月豪雨災害（新型コロナウイルス感染症の影響下での災害対応） ..	19
2）令和 2 年度の大雪による災害	20
（5）災害時における新型コロナウイルス感染症への対応について	20

第2章 各プログラムの推進方針、主要施策、重要業績指標等	22
1 概要	22
2 45の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策	26
第3章 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の 進捗管理	80
1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の 進捗状況（事業費ベース）	80
2 123対策の進捗状況	80
第4章 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の 実施結果	81
1 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の 実施結果（事業費ベース）	81
2 160項目の緊急対策の実施結果	81
3 災害時に効果を発揮した事例等	82
（別紙1）分野別施策一覧	92
（別紙2）重要業績指標（KPI）一覧	140
（別紙3）ベンチマーク指標一覧	158
（別紙4）防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の 中長期目標一覧	160
（別紙5）防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策実施結果一覧	207
（別紙6）国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等	233
（別紙7）重点化すべきプログラムに係る工程表	236

はじめに

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）が公布・施行されて以来 7 年半が経過した。

その間、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定。以下「基本計画」という。）を平成 30 年 12 月 14 日に見直し、中長期的な目標や施策分野ごとのハード・ソフトに渡る推進方針を明らかにした。また、重要インフラの緊急点検等の結果を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定。以下「3 か年緊急対策」という。）に基づき、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を集中的に実施する等、事前防災により国民の生命と財産を守る国土強靱化の取組を政府一丸となって推進してきた。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定。以下「5 か年加速化対策」という。）を策定し、引き続き国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとしている。

国土強靱化の取組を円滑かつ着実に推進するためには、基本計画や 5 か年加速化対策を踏まえるとともに、大災害の教訓を踏まえて当該年度に実施すべき主要施策を明示し、定量的な指標により進捗状況を把握・管理し、施策の充実を図るという PDCA サイクルを更に充実させることが必要である。

このような観点から、これまでも平成 26 年度以降 7 年間にわたり毎年度「国土強靱化年次計画」（以下「年次計画」という。）を策定してきたところであり（平成 26 年度から平成 30 年度までは「国土強靱化アクションプラン」として策定していたものを令和元年度に改称）、国土強靱化の加速化・深化に対応すべく、PDCA 機能の強化に加え、地方・民間・国民など国土強靱化を担う様々な主体に対する情報発信機能の充実を図るため、「国土強靱化年次計画 2021」を策定する。

第1章 2021年度（令和3年度）の国土強靱化の取組について

1 国土強靱化年次計画2021の策定及びこれに基づく施策の推進

(1) 年次計画策定の趣旨

平成30年12月に見直された基本計画の下、3か年緊急対策や5か年加速化対策が策定され、国土強靱化は加速化・深化する段階に入った。

国土強靱化の取組を効果的・効率的に展開するためには、基本計画で定められた45の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群であるプログラムを不断に見直し、必要に応じて新しい施策等を追加するとともに、施策の進捗管理を徹底することが重要である。また、5か年加速化対策は、更なる加速化・深化を図る取組について、中長期の目標、事業規模の目途等を定めて策定されたものであり、その進捗状況のフォローアップを定期的に行い、目標の達成度合い等を把握・管理することは、国土強靱化の取組を更に次の段階に進める上でも重要な土台となるものである。

こうしたことから、毎年度、おおむね向こう1年間に取り組むべき具体的施策を企画・計画（Plan）、優先順位を付けて計画的に実施（Do）、重要業績指標、ベンチマーク指標等を活用して結果を評価（Check）、その上で、進捗状況に応じた修正、必要な新規施策の追加等の改善（Action）を行い、次年度につなげるというPDCAサイクルを活用した国土強靱化の取組のスパイラルアップが必要である。

このため、基本計画第4章3（1）のとおり、年次計画を策定し、各プログラムの推進方針に進捗管理のための定量的な指標を加えた推進計画及び各プログラムの推進のために当該年度に取り組むべき主要施策等を示す。さらに、令和2年7月豪雨及び令和2年台風第10号などの被害を踏まえ、国土強靱化の取組をパワーアップさせるとともに、ハード・ソフトを組み合わせた対策を総動員できる態勢を整えていく。その上で、令和4年度以降も、基本計画に基づき、必要な予算を確保し、オールジャパンで防災・減災、国土強靱化を進め、国家百年の大計として、災害に強いふるさとを創り上げていく。

年次計画の策定に当たっては、国土強靱化の取組を広くわかりやすく伝える広報・普及啓発ツールとしての機能の強化・充実も併せて図ることとする。

(2) 基本計画に基づくプログラム推進のための施策の充実・強化

基本計画の見直しを踏まえた年次計画2020策定以降の施策の進捗、5か年加速化対策の策定、令和2年7月豪雨及び令和2年台風第10号等において新たに判明した災害の教訓、気象災害への気候変動の影響に関する知見、技術の進展等を踏まえ、各プログラムについて新しい施策を追加するなど施策の充実・強化を行い、第2章の各プログラムの推進方針に基づき同章の主要施策及び（別紙1）分野別施策一覧に取りまとめた441の施策に取り組む。

プログラムの推進に当たっては、施策の重点化・優先順位付け、ハード対策とソフト対策の適切な組合せ、国・地方公共団体・民間等との連携等に留意することとし、特に、国土強靱化に資する民間の投資や取組の促進、地方公共団体の取組への支援を通じた地方創生につながる地域の強靱化の推進、国土強靱化における国際貢献等については、以下を踏まえて推進する。

1) 5か年加速化対策の策定と推進

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下型地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をし

なければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。

このため、令和2年12月に5か年加速化対策を策定し、①激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、②予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、③国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進の3分野について国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図るため、ダムの事前放流の推進や遊水地の整備などによる流域治水対策、道路橋梁や学校施設などの老朽化対策、ITを活用した道路管理体制の強化対策、防災気象情報の高度化等の123の対策について中長期の目標を定め、令和3年度から7年度までの5年間で、重点的かつ集中的に取り組むものである。

なお、本対策の実施に当たっては、2050年までのカーボンニュートラルの実現に資するとともに、災害リスクの高い土地の利用規制などのソフト対策とハード対策とが一体となった総合的な対応を行うものとし、省庁連携等を通じ、行政が効率的に実施することはもとより、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、官民が適切に連携、役割分担しながら取り組むこととする。その際、民間事業者等による投資を促進し、経済的効果につながるよう、本対策を推進することとする。

① 気候変動、大規模地震等への対応

我が国では日降水量200mm以上の大雨の発生日数が20世紀初めと比べ約1.7倍となり、大雨の頻度や強度が増加し、近年、気象災害は激甚化、頻発化している。また、南海トラフ地震などの大規模地震の発生も切迫しており、洪水・高潮、土砂災害、地震・津波等による人命・財産の被害の防止・最小化のための防災インフラ等の強化を図る必要がある。

今後気候変動により自然災害リスクが高まると予測されており、気候変動という要素を防災に組み込む「気候変動×防災」の視点の下で将来の気候変動を踏まえた防災を図るべく、気候変動による自然災害への影響に関する知見を充実させるとともに、あらゆる主体が、各分野で、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に講じていく。ハード・ソフト両面の対策により、国土形成、インフラ整備、土地利用などを進めていく。その際、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持って対応する。

また、気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」は、関係行政機関相互が緊密に連携・協力して実施する具体的な施策のひとつであり、「流域治水」の実効性を高めるため、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号。以下「流域治水関連法」という。）を整備し、推進する。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下型地震等の大規模地震の発生も切迫しており、住宅・建築物の耐震化やインフラ施設の津波対策等を進めるとともに、地震火災等の災害の危険性の高い区域においては、土地利用の観点からの対策を進め、災害に強いまちづくりを推進する。また、交通ネットワーク・ライフラインの耐災害性を強化し、迅速な復旧復興と経済・生活を支えるための取組を推進する。

我が国は、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指し、国と地方が協力して気候変動対策を強化していくこととしており、自立・分散型のエネルギーシステムの普及・展開等を通じて、地域のレジリエンス強化にもつなげていく。

◎あらゆる関係者と協働した「流域治水」の推進～気候変動を踏まえた水災害対策のあり方～

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川、下水道等の管理者が主体となっていく従来治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、国、都道府県・市町村、企業・住民等のあらゆる関係者が一体となって、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を、総合的かつ多層的に取り組む。

まず、全国 109 の一級水系等（二級水系を含む）において、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、本プロジェクトを実行することにより、「流域治水」を推進する。また、過去の降雨や高潮等の実績に基づいた計画を、将来の気候変動による降雨量の増加や潮位の上昇などを考慮した計画へと見直し、治水対策を更に強化していく。流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献していく。

また、「流域治水」の実効性を高めるため、流域治水関連法に基づき、国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議する「流域水害対策協議会」制度を創設し、協議結果を流域水害対策計画に位置付け、様々な主体が流域水害対策を確実に実施する等、流域治水の計画・体制を強化する。



図1 あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

◎自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用した「グリーンインフラ」の推進

頻発・激甚化する自然災害、ライフスタイルの変化などに対応し、持続可能で多様性のある魅力的な社会を実現するため、自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透等を通じた防災・減災対策、「新しい生活様式」に対応した健康でゆとりあるまちづくり、持続可能な開発目標（SDGs）を実現する環境に優しい地域づくり、生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成等に寄与する「グリーンインフラ」の社会実装を推進する。



② インフラ老朽化対策

いかなる事態が発生しても産業のサプライチェーンをはじめとする国家及び社会の重要な機能が機能不全に陥らず、国民の生命・財産に加えて我が国の産業競争力や経済成長力を守るとともに国際競争力の向上と成長戦略にインフラが寄与し、また、令和元年東日本台風の際に狩野川放水路等において、適切な維持管理が事前防災の効果の十分な発現に繋がった教訓を踏まえ、インフラの整備を進めるとともに、インフラの機能を持続的に発揮できるよう、不具合が生じる前に対策を行う「予防保全」の取組や、新技術の活用等により、加速度的に進行するインフラの老朽化対策に取り組む。

③ デジタル技術等最新の科学技術の活用、イノベーションの導入

最新の科学技術やイノベーションの導入は、国土強靱化の取組を飛躍的に発展させる可能性を有している。また、デジタル社会の実現を目指し、令和3年9月にはデジタル庁が発足するなど、デジタル化の動きが加速しており、災害対応にデジタル技術をフル活用して、災害対応力を向上させることが求められている。このため、教育・研究機関、民間事業者における人材育成に加えて、SIP 第2期「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」の成果も活用しつつ、激甚化する大規模自然災害に対応するため、第5世代移動通信システム（5G）環境下での AI、ビッグデータ、ロボット・ドローン技術、衛星データ（衛星リモートセンシング・測位）、地理空間情報の活用などあらゆるテクノロジーを、基礎技術から応用技術までに至る国民の安全・安心に係る幅広い分野で各省横断的に研究開発を進めるとともに、社会実装を推進する。

また、官民が連携し災害対応における先進技術の導入やデジタル化の取組を横展開し推進する場となる「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」を設置する。

◎ 府省庁連携による対策の推進

本対策の実施に当たっては、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水対策や、「国土交通プラットフォーム」を中心に、社会インフラに関するデータに位置情報を付与し、API でデータ連携する連携型インフラデータプラットフォームの構築など関係府省庁が連携し、効率的に対策を推進する。

2) 地域の強靱化の推進

国土強靱化を効果的に進めるためには、地方公共団体を中心とした地域の強靱化の推

進が極めて重要である。また、地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を主体的に策定し国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、地域での議論を深め施策をスムーズに進捗し、事前防災の取組を進めて地域の被害を最小化、縮小するなど地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域・まちづくりにより地域の経済成長、持続的な成長にも寄与するなど、今後のまちづくりの基礎になるものである。このため、国と地方公共団体及び地方公共団体相互における十分な情報共有・連携を確保するとともに、統括・調整機能の向上や強靱化を担う人材の育成など地方公共団体等における組織体制の強化及び地域計画の策定・改訂及び地域計画に基づく事業への支援の強化を図る。

① 地域計画に基づく取組の促進

平成25年に国土強靱化基本法が制定されて以降、地方公共団体が国土強靱化を進める第一歩として、地域計画の策定を支援・促進してきた。令和3年5月1日時点で全都道府県及び1,398市区町村で地域計画の策定が完了し、327市区町村において策定中（予定含む）など、取組が大きく進展している（令和元年5月1日時点の策定済は全都道府県及び111市区町村、策定中（予定含む）は81市区町村）。関係府省庁においては、令和3年度末までに全市区町村で地域計画策定完了となるよう、引き続き策定の支援・促進を実施する。

一方で、地域計画は策定して終了ではなく、地域計画の策定後にPDCAサイクルを回して地域の強靱化の取組を実践していくとともに、策定後に発生した自然災害や策定後の知見、進捗や5か年加速化対策の策定など国における国土強靱化の取組等を踏まえ、不断の見直しを行うことが必要である。また、5か年加速化対策における中長期の目標や対策を各地域の計画に落とし込み、目指すべき地域の将来の姿を具体的に示した上で、その目標に向けて対策を進めていくことが重要である。そのためには、河川、砂防、道路、ため池等の各分野において、施設管理者が作成する施設の整備計画等を踏まえ、地方公共団体が目指すべき将来の姿を地域計画に反映・充実し、それに基づく取組を実践していくことが重要である。このことから、より実効性を伴う充実した内容の地域計画となるよう、関係府省庁においては、5か年加速化対策の内容も踏まえ、令和4年度以降、内容充実趣旨を変えた予算の重点化を継続する等の取組を推進することとしている。

以上を踏まえ、関係府省庁、都道府県等と適切に連携しつつ、市区町村における地域計画の策定及び5か年加速化対策を踏まえた地域計画の内容充実、地域計画に基づく取組の促進・支援を重点的に実施する。具体的には、地域計画策定ガイドラインについて、地方公共団体における地域計画策定体制の構築から策定までの基本的な進め方、地域計画を策定した都道府県や市区町村から得られたノウハウ、中長期目標の設定等、5か年加速化対策を踏まえた具体的な記載内容・イメージ、地域計画に基づく取組事例・効果などの内容の充実を図っていく。

また、内閣官房の職員が地方公共団体へ直接出向いて首長も対象とした説明会（出前講座）を積極的に実施し、地域計画に関する基礎知識や負担軽減に資する策定・改訂方法などをわかりやすく解説するとともに、個別相談に対応するなど、きめ細かな支援を行う。さらには、関係府省庁（地方整備局や地方農政局等の関係府省庁地方支分部局を含む）とも連携し、地域計画の重要性や内容充実の取組等について、改めて説明するなど地域の取組を支援・促進する。また、地域計画に基づく取組に対する関係府省庁所管の交付金・補助金による支援について、拡充を図っていく。その支援の内容等について

は、早期にわかりやすく示すことにより、地域計画の円滑な策定・改訂及び地域計画に基づく取組の推進につながるようにする。

また、国土強靱化においては、自助、共助、公助を適切に組み合わせることが求められ、民間事業者、住民一人一人が主体的に行動することが基礎となることから、民間企業と地方公共団体の災害協定の締結、地域計画策定における住民参加や策定した地域計画の当該地域への周知・理解が一層図られるよう、先進的な取組事例の共有を図っていく。

このような地域計画の策定・改訂や地域計画に基づく取組に対する支援を行うことで、地方公共団体を中心とした地域の強靱化を推進していくこととしている。

② 地域の強靱化の支援

巨大台風接近時など災害のおそれの状況に応じて、市町村が住民に対して適時的確な対応を取ることができるよう、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難に関するサブワーキンググループ」での検討を踏まえた新たな避難情報について、市町村が円滑に運用できるよう周知の取組を進める。国、地方公共団体等との相互連携の下、応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制（地方公共団体における受援体制）の構築促進、避難指示等の発令に必要な情報の提供、発令の判断から情報発信までの災害対応業務を支援するシステムの構築、災害情報の共有、AI や SNS、衛星を活用した情報システムの整備や新たな技術の研究開発と社会実装等を通じ、市町村に対する適切な支援を行う。また、市町村を越える広域避難においては、避難先の確保や避難者の受入れの協議、避難情報の発令判断など、市町村のみでは対応が難しい場合があり、市町村間の総合調整を担う都道府県の取組が重要となることから、都道府県の地域計画の改訂時等に、広域防災における都道府県の役割について十分に検討するよう促進する。

また、社会インフラに関するデータに位置情報を付与し、API でデータ連携して地図情報に紐づける「連携型インフラデータプラットフォーム」の構築を重点テーマとし、インフラ分野において先行的な取組である「国土交通データプラットフォーム」を中心としてインフラ分野全体のデータ連携を推進する。

なお、国土強靱化による地域の防災力と災害対応力の向上は、地域の安心・安全感を高めることで地域の持続的な成長に寄与し、地域の信頼向上は投資の呼び込みにも貢献するものである。国土強靱化の取組と地方創生の取組は、双方とも同じく、地域の豊かさを維持・向上させるといった目的を有する。このため、東京一極集中からの脱却等の課題について、企業版ふるさと納税の活用促進など地方創生の取組とも連携しながら「自律・分散・協調」型国土構造の実現に向けて国土強靱化の観点から取組を推進する。

3) 国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進

国土強靱化の推進に当たっては、国や地方自治体のみならず、あらゆる関係者の取組が不可欠である。

これまでの取組により、国や地方自治体等においては一定程度の浸透が図られてきているが、民間企業や地域・コミュニティレベル、また国民一人一人に対しては、事前防災の必要性やその効果等も含め、更に理解・関心を高めていく必要がある。自然災害による危機への国民の気づきを拡大し、想像力を高めていくためには、デジタル技術を活用したシミュレーションによる見える化などが有効であると考えられる。加えて、国土強靱化の推進や普及啓発活動に資する人材の育成も重要な課題である。

このため、国土強靱化に関する広報・普及啓発活動の充実を図ることとし、これまでの

取組の効果等も把握した上で、関係各府省庁や地方自治体等のあらゆる関係者が連携し、国土強靱化に関するビジョンを共有し、広報・普及啓発の対象者を明確にして、戦略的に進めていくこととする。具体的には、年内を目途に国土強靱化広報・普及啓発活動戦略（仮称）を関係府省庁の協力も得て取りまとめる。

4) 世界の強靱化の主導など国際貢献の推進

多くの自然災害を経験してきた我が国は、国際的に見ても国土強靱化を先進的に進めている国の一つであり、近年の気候変動により世界的に自然災害が激甚化・頻発化していることや、持続可能な開発目標（SDGs）も踏まえ、「事前の防災投資」や「より良い復興（Build Back Better）」などの趣旨を率先して実行し、開発と国際協力における防災の主流化を主導することで、世界の強靱化をリードする等、国土強靱化に関する様々な分野において国際社会に貢献していくことが重要である。

具体的には、平成27年12月、第70回国連総会本会議において全会一致で採択された「11月5日を『世界津波の日』として制定する決議」を受け、世界各地における、津波に対する意識向上のための啓発活動や津波対策の強化等を通じ、イニシアティブを発揮していくとともに、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施等のため、令和元年6月のG20サミットで表明された「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づく取組を進める。また、経済協力開発機構（OECD）とリスク評価等に関する協力協定を結んだ東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を活用しながら世界をリードしていく役割が求められる。

このような考えに基づき、国土強靱化に関する様々な分野において、情報交換の場づくりや人材の交流等を通じて諸外国との相互理解を深め、高め合いながら、我が国の国土強靱化の取組を一層推進するとともに、その成果を積極的に情報発信することを通じて、国際社会に貢献していく。

5) その他の横断的な取組の推進

基本計画においては、横断的分野としてこのほかに官民連携及びリスクコミュニケーションについて推進方針が定められており、これらについても特定の府省庁に限らず、全ての府省庁が分野横断的に取り組む。

① 官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備

国土強靱化を実効あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切に役割分担及び連携して推進する。このため、民の自助や共助の活性化や公助への民の力の活用を進める。特に、各主体が実施する自助・共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、平時からのコミュニティの活力維持（コミュニティのレジリエンス）等への支援を行うとともに、災害対応において不可欠である民間のスキル・ノウハウや施設設備等の活用を推進する。

さらに、国土強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入（以下「民間の投資」という。）を促進する。

ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、生産力の強靱化などの民間事業者の災害対応力の向上を通じて、競争力の強化につながる等、それ自体が我が国の持続的な経済成長に貢献することが期待できる。

このため、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、規制の見直し、税制の

活用、ESG 投資やインパクト投資の促進等) の具体化を着実に進める。また、地方公共団体と地域の民間事業者との双方向のコミュニケーションが積極的に行われるよう、情報提供や啓発を行う。

加えて、大規模自然災害等の発生後に国の経済活動を維持し迅速な復旧復興を可能とするために、中小企業等においては各々の事業形態や、想定される災害の特性等を踏まえた実質的な事業継続の取組の普及を図る等により民間企業等の事業継続の取組を一層促進するとともに、企業連携型の事業継続の取組を推進する。

② リスクコミュニケーション

国民が国土強靱化の重要性に理解と関心を深め、自助・共助・公助の理念に基づき、自らが主体的に国土強靱化について考え、行動することが重要であり、そのための環境整備を推進するため、リスクコミュニケーションや防災教育の実践と深化を進めるとともに、防災・減災、国土強靱化に関する各分野のプロ・専門家やリーダーを育成するため、産学官民における人材育成を推進する。

関係省庁と連携し、浸水が想定される地域における要配慮者利用施設に対して、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の実効性の確保を図るため、避難確保計画の作成などの取組を支援する。

(3) 指標の充実による PDCA の強化

基本計画の下、PDCA の強化の観点から、(別紙2) 重要業績指標 (KPI) 一覧のとおり、施策及び各プログラムの進捗管理のための重要業績指標を計 344 指標 (重複除く。対前年比+76。) 設定し、それぞれの重要業績指標について、基準年度及び現状値並びに目標年度及び目標値を設定する。

重要業績指標については、具体的な数値指標の設定に当たり、必要に応じて想定リスクの規模、対象範囲等を踏まえることとする。

なお、施策の進捗を示す定量的指標は、5 年加速化対策を踏まえて一定の充実が図られたところであるが、必ずしも全ての施策について設定しうるものではなく、また、そもそも現時点で施策がない課題については設定されていないものであることから、国土強靱化の進捗状況について全てを重要業績指標により正確に把握できるものでないことに留意が必要であると同時に、次期年次計画の策定に向けて、引き続き、新たな重要業績指標の設定の検討が必要である。

また、年次計画 2020 では、国土強靱化全般としての進捗状況の把握を図るためのベンチマーク指標を、8 つの「事前に備えるべき目標」の達成への寄与度等を踏まえて、重要業績指標の中からハード施策 35 指標、ソフト施策 25 指標設定した。

ベンチマーク指標については、重要業績指標の中から設定したことから、実施されている施策に関する指標に限られることとなり、「自律・分散・協調」型国土構造の実現といった課題についての指標が選定されていない。これについては、東京一極集中の状況を把握するためのモニタリング指標を設定して経年的に把握していくとともに、更なる適切な指標についても検討を行う。

2 防災・減災、国土強靱化のための 5 年加速化対策の進捗管理

5 年加速化対策については、123 の対策ごとに設定した中長期の目標の達成に向けて、第 2 章において重要業績指標の充実を図るとともに、個別の対策項目の進捗状況を把握・管理する。

具体的には、第 3 章に記載するとおり、5 年加速化対策全体でおおむね 15 兆円程度

の事業規模（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途としているのに対し、初年度となる令和3年度は約4.2兆円を確保することとしている。また、123対策で設定した中長期目標は、（別紙4）防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の中長期目標一覧に示すとおりである。

なお、5か年加速化対策に記載された個別の対策項目について、当該年度中の対策の実施状況を踏まえ、翌年度に策定する年次計画において、各対策の目標に対する進捗状況と、年次計画策定年度分までの事業費ベースの進捗状況について取りまとめ、公表することとしており、各対策の目標に対する進捗状況については、年次計画2022以降においてフォローアップを実施していく。

3 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施結果

令和2年度が最終年度であった3か年緊急対策については、第4章に記載するとおり、3か年緊急対策全体でおおむね7兆円程度の事業規模（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途としていたところ、現地状況の詳細確認等の精査の結果、約6.9兆円の事業規模となった。

また、160の緊急対策のうち、令和2年度までの予算により、所定の目標を達成した項目は141項目、令和3年度以降に目標達成の目途がついている項目が12項目で、全体としては目標はおおむね達成したと評価できる。なお、160項目の緊急対策ごとの進捗状況は、（別紙5）防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策実施結果一覧で取りまとめたとおりである。

4 国土強靱化基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し

基本法において、基本計画は「基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるもの」とされており、基本計画で定められた国土強靱化の基本的考え方や推進方針が行政の各分野において取り入れられ、実施されるためには、基本計画を構成する各施策の根拠となる国の他の計画等について、基本計画を踏まえた見直しを進めていく必要がある。

このため、関係府省庁は、基本法及び基本計画に基づいて実施する施策を推進するために、（別紙6）国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等に記載の国土強靱化に関係の深い計画等をはじめとして、所管の計画等について、平成30年12月の基本計画の見直しの趣旨も踏まえ、国の他の計画等の改定等の時期において、自ら精査し、国土強靱化に資する見直しを行い、様々な分野の計画等の下で施策等が推進されることを通じて、国土強靱化を総合的かつ計画的に進めることとする。

5 国土強靱化基本計画に基づくその他の取組

（1）基本計画を推進する上で重要な戦略的政策課題の解決のための調査検討

国土強靱化の取組を効果的に推進するためには、脆弱性を克服するための課題について、基本計画において明らかにされた推進方針等に沿って、解決するための対応方を具体化することが必要である。このため、昨年度においては、特に戦略的に対応すべき課題である「風土・自然条件に適う国土強靱化」及び「人とコミュニティのレジリエンス」を検討したところである。

また、一昨年度に検討を行った「東京一極集中リスクとその対応」については、年次計画2020で設定した指標の把握等を行った。

1) 風土・自然条件に適う国土強靱化

持続可能な社会の構築という観点から、自然環境及び生態系が有する多面的な機能を活かしたレジリエンスの強化を総合的・体系的に進めていく手法や、地域の特性を踏まえた防災・減災のための土地利用のあり方等について検討を実施した。検討結果に基づき重点的に推進していく方針等については、以下に示すとおりである。

① 国土強靱化に資するグリーンインフラの推進

自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用したグリーンインフラの社会実装を推進し、頻発・激甚化する自然災害にも対応しうる持続可能で魅力ある社会を実現するため、産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」（令和2年3月設立）の活動を拡大し、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者等への技術的・財政的支援等を行う。

その際には、地域で増大する遊休地をグリーンインフラとして活用する取組や、流域治水の取組の一環として、都市部の緑地、水田等の農地、ため池等の持つ雨水貯留浸透機能を活用したグリーンインフラの取組を推進するとともに、グリーンインフラの効果、指標、評価等について検討を進めていく。

農山漁村の多面的機能は災害防止や地域振興等の機能も有することから、多面的機能の維持・発揮及び地域の防災・減災に資する地域コミュニティの活性化に係る施策を推進していく。

② 災害リスクを踏まえた土地利用

災害リスクの高い場所での移転の促進については、「防災移転支援計画制度」及び課税の特例措置（「防災移転支援計画」に基づき、災害ハザードエリアから立地適正化計画の誘導区域内のより安全な区域へ、施設や住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物に係る登録免許税・不動産取得税を軽減）等について、地方公共団体等に対して引き続き周知を行うほか、「防災集団移転促進事業」及び「都市構造再編集集中支援事業」について、予算による支援や防災移転まちづくりワーキンググループ等の活用を引き続き実施するとともに、災害ハザードエリアからの移転をより推進するための制度改正を行っていく。

水災害ハザード情報について、情報のあり方を議論する段階からまちづくりの担当と連携するなど、まちづくりへの活用を踏まえた連携を推進していく。また、流域治水関連法に基づき、浸水被害防止区域の創設による住宅や要配慮者利用施設等の安全性の事前確認、防災集団移転促進事業の拡充による危険なエリアから安全なエリアへの移転促進、災害時の避難先となる拠点の整備等の取組を推進し、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による流域治水を更に拡充していく。

市域の大部分が災害イエローゾーンにあり、市域内での安全なまちづくりが困難なところでの安全な避難場所の確保を推進するために、法令等において、市町村が想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものを指定することとされている指定避難所を平時から事前に必要数を指定しておくよう、自治体に促すとともに、令和2年12月に『災害に強い首都「東京」形成ビジョン』を策定し、建築物の上層階での避難スペースの確保、公園の高台化、高規格堤防の整備等により高台の拠点を確保し、これらの拠点を想定される浸水深よりも高い位置にある道路や通路等で線的・面的につなぐことにより、命の安全・最低限の避難生活水準を確保し、さらには浸水区域外への避難を可能とする「高台まちづくり」を、都や関係区とも連携しつつ推進していく。

2) 人とコミュニティのレジリエンス

「人」については、災害時支援のボランティアや防災リーダー等の育成・評価とともに、自助の意識を育てるため、防災の教育・普及の仕組みについて検討を実施した。

「コミュニティ」については、地域ごとの特性を踏まえ、災害予防、避難態勢、復興時のまちづくり等の防災・減災、国土強靱化を進める上で、地域コミュニティをどう強化していくべきかについて検討した。検討結果に基づき重点的に推進していく方針等については、以下に示すとおりである。

① 企業

災害時の企業の力の活用に向けた連携の推進については、内閣府作成の「事業継続ガイドライン」において、緊急時における企業の対応として、地域との共生と貢献の必要性を説明し、地域の地方公共団体との協定や平常時からの地域との連携を推奨していく。

企業の中には災害時に専門的スキルを發揮できる人材がおり、これを認定・認証し、活用できるような仕組みについては、企業の人材を含め、地域において被災者支援に意欲のある専門スキルを有する人材を災害専門ボランティアとして認め、避難所運営を支援してもらう仕組みについて、有識者とともに検討していく。

企業（工場等）の消防隊を、地域の防災計画等に位置づけ活用する取組としては、地区防災計画の作成に企業も参画して、住民、企業等が連携して地域防災に取り組むよう、地区防災計画の手引き等で周知していく。

帰宅困難者対策における企業の貢献の促進に向けては、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」（平成27年3月策定）や「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（令和2年5月改定）等により、一斉帰宅抑制の基本原則の下、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、民間企業等を主体とした一時滞在施設の確保等の取組を進めているところであり、引き続き、ガイドラインや計画等に基づき、企業の貢献を促進していく。

企業のBCP策定の取組の促進に向けては、内閣府において、BCP・BCMの未策定民間企業には策定、策定済民間企業には実効性のある取組を促進していく。

② NPO

防災NPO活動の資金確保のための寄付文化の醸成に向けては、中央共同募金の支援金、自治体やNPO等の基金など、寄付金を原資としたNPO等への活動支援の取組について、防災情報のホームページで周知する等、対応していく。

防災NPOの活動や社会的な信頼の醸成に向け、政府、自治体による防災NPOの育成の支援については、防災活動に貢献しているNPOを防災功労者として表彰するとともに、令和元年5月に全国災害ボランティア支援団体ネットワークとタイアップ宣言を行う等、防災NPOの地位や信頼の向上に努めているところであり、平時から自治体と防災NPO等が共同で研修を行う等、育成にも努めていく。

災害時の役所と住民、支援団体の中間調整の重要性について、自治体の認識の向上に向けては、被災者支援における関係者間の連携、中間支援の重要性、その手法等について、自治体・NPO・社協等の職員を対象とした研修を行い、中間調整の重要性について、意識を高めていく。

自治体での防災訓練へのNPO参画に向けては、令和2年7月豪雨等に係る災害を含む既往の災害対応等を踏まえ、民間企業等と連携した各種防災訓練の実施等により、防災関係機関の機能確認、相互の協力の円滑化、防災計画等の課題を発見し継続的な改善、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上、各防災担当者の日常の取組について改善

を図る。また、総合防災訓練大綱の地方公共団体等における防災訓練等については、地方公共団体は国の関係機関や他の地方公共団体、民間企業、関係団体と連携して対応することが重要であることから、引き続き、地方公共団体に多くの主体と連携した訓練の実施を促していく。

防災 NPO の担い手不足に関しては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOD) とともに連携し、NPO 活動の周知を促進していく。

③ コミュニティ

全国的に、特に都市部において、人間関係の希薄化、コミュニティの弱体化が顕著になっている中、平時からの基盤となるコミュニティづくりに向け、大規模災害発生時には公助だけでは救出等が間に合わない事態が想定されることから、これを補完する目的として平成26年度に創設された地区防災計画制度の普及・啓発により、住民の自発的な行動計画策定を促すだけでなく、地区防災計画の特徴的な取組の検証、地方公共団体や地域住民等に対する研修の実施、及び全国共通の課題について、課題解決に資する共助のあり方を検討する。

コミュニティでの防災リーダーを育成するため、防災士を増やすとともに、防災士をコミュニティの防災リーダーとして活用する方策としては、日本防災士会が地区防災計画の作成推進を最重要活動と位置付けており、地域での計画作成に防災士に参画してもらったり、内閣府が行う地区防災計画の研修にも多くの防災士に参加してもらう等、内閣府と防災士会が連携・協力して、地域での地区防災計画の作成を推進する。

④ 地域における防災活動の担い手

地域防災の担い手の確保を図るため、消防団員数の確保と地域の自主防災活動への行政の支援拡充を図る。

消防団員数の確保については、団員の処遇改善に向けた取組やポスターやリーフレット等を活用した広報活動等を実施するほか、都道府県や市町村が地域の企業や大学等と連携して行う加入促進の取組を支援することなどを通じ、女性・若者等の消防団への加入促進を図る。

地域の自主防災活動への行政の支援拡充については、自主防災組織等の活性化を図るため、自主防災組織等のリーダーを育成するための研修会等の事業を令和3年度以降も実施していく。

⑤ 防災教育

避難情報や防災気象情報等の意味を正しく理解し、自ら適切に判断し、行動できる力を身に付けさせる防災教育について、都道府県・市区町村をはじめ、各関係機関等と連携して充実を図っていく。

中高生については、地域の実態や発達段階を考慮しながら、自助・共助・公助の視点を適切に取り入れた防災教育の取組を各関係機関と連携して支援し、地域の一員として、安全で安心な社会づくりに積極的に参加し、貢献しようとする資質や能力を育成していく。

学校における防災教育や防災管理の充実を図るため、家庭及び地域、関係機関等との連携体制を構築・強化するとともに、教職員を対象とした講習会に対する支援等を実施していく。また、各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして、取組の質の向上を図る。

⑥ 意識啓発

災害への備えとして備蓄や広域避難、避難生活の準備などの意識啓発に向けては、全国各地での備蓄、広域避難、避難生活の準備など様々な防災の取組など、活動の参考となる防災情報のホームページによる発信や、防災に関する多様な団体・機関が集い、様々な防災情報に誰もが触れられる「防災推進国民大会」にて備蓄や避難生活の準備などの啓発を予定するほか、「自分は避難しなくても大丈夫」と思い込む正常性バイアスに陥らず、主体的に避難するなど、高い防災意識を持てるような防災教育の方策についても、関係省庁と連携して、有識者の意見を伺いながら検討していく。

3) 東京一極集中リスクとその対応

年次計画 2020 において、東京一極集中の災害リスクに関連する指標として、東京圏の浸水想定区域、震度6強以上、液状化の危険度が高い区域における人口（表1）をモニタリング指標として設定し経年的に把握することとしたが、5年ごとに更新される指標であるため、今年度は「東京圏への転入超過数」（表2）により、状況把握を行った。

東京圏への転入超過数については、2011年から2019年までは増加傾向にあったが、2020年は98,005人と前年に比べ、47,571人の縮小となった。また、超過転出数が縮小しているのは、2019年の12道県に対し、2020年は36道県となっている。（「住民基本台帳人口移動報告2020年結果」2021年1月総務省統計局）

表1 東京一極集中の脆弱性を把握するためのモニタリング指標

○ 直轄河川の浸水想定区域における人口

浸水深	0.5m～3m	3.0m～5.0m	5.0m～20.0m	浸水区域全体	全体人口
東京圏の人口	494万人	248万人	48万人	790万人	3,610万人
割合(2015年/2000年)	13.7%/13.3%	6.9%/6.8%	1.3%/1.4%	21.9%/21.6%	
増加率(2015年/2000年)	1.11	1.09	1.03	1.10	1.08

出典)国土交通省「国管理河川」洪水浸水想定区域(想定最大規模)より内閣官房で算出

○ 震度6強以上、液状化の危険度が高い区域の人口

震度6強以上の区域	都心南部直下地震		大正関東地震		全体人口
	震度6強以上	割合	震度6強以上	割合	
東京圏人口・割合(2015年/2000年)	902万人	25.0%/23.3%	1,528万人	42.3%/41.3%	3,610万人
増加率(2015年/2000年)	1.16		1.11		1.08

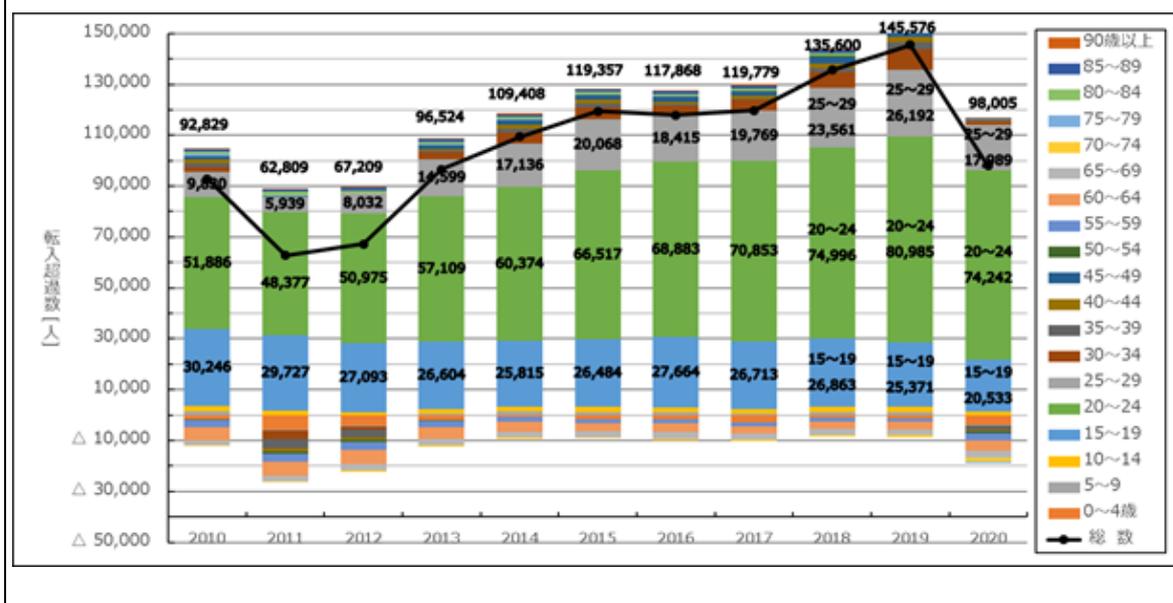
出典)中央防災会議「首都直下地震モデル検討会」データより内閣官房で算出

液状化の危険度が高い区域	都心南部直下地震		大正関東地震		全体人口
	PL値>15	割合	PL値>15	割合	
東京圏人口(PL値>15)・割合(2015年/2000年)	506万人	14.0%/13.2%	832万人	23.0%/22.2%	3,610万人
増加率(2015年/2000年)	1.15		1.12		1.08

注) 東京圏:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

出典)中央防災会議「首都直下地震モデル検討会」データより内閣官房で算出

表2 東京圏への転入超過数



(2) 防災・減災、国土強靱化新時代の実現のためのワーキンググループ提言

2万人を超える犠牲者を出した1896年の明治三陸地震津波から2011年の東日本大震災まで技術革新の20世紀を挟んで100年以上経っているが、なお2万人を超える犠牲者がでたところである。また、災害関連死約8割という熊本地震から5年、東日本大震災から10年、阪神・淡路大震災から四半世紀が経過した今を節目の時ととらえて、今後、巨大自然災害により失われる生命を激減させるという覚悟が求められる。人命最優先の考えの下、「防災・減災、国土強靱化新時代」を切り拓いていくため、2020年末より防災・減災、国土強靱化関連の課題を検討する3つのワーキンググループを立ち上げ、そのうちの2つのワーキンググループを2つのチームに分けて、合計5つのワーキンググループチームで検討を進めてきたところである。

1) 事前防災・複合災害ワーキンググループ

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、また、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震の発生も切迫しているところである。

また、スーパー台風の東京湾直撃の可能性などが指摘される中、東京湾臨海部低地等における高潮等の対策について、その想定災害規模と併せ、広く理解を得つつ、対策を加速化する必要がある。

このようなことから、大規模自然災害における事前防災の取組の飛躍的な加速化を図るとともに、大規模自然災害が複合的に発生した場合の対応や感染症まん延下での災害対応についても早急に実施していく必要がある。

防災・減災、国土強靱化の取組は、5か年加速化対策を策定し、今後取組を加速化・深化することとしているところであるが、上記の問題意識に対応した今後の取組の方向性について議論するため、ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会（座長：藤井聡 京都大学教授）の下に「事前防災・複合災害ワーキンググループ（座長：同）」を設置し、計4回の会合を開催し、課題と対応方策等について検討した。

検討を踏まえ、ワーキンググループより提言書が手交され、この提言書を受けて、令和3年度以降、事前防災や複合災害に関する各種取組を関係府省庁と連携・協議し、推進していくこととする。提言された政策の方向性の概要については、以下のとおりである。

【事前防災に関する取組】

- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進と新たな脆弱性評価の実施
5か年加速化対策により防災・減災、国土強靱化の取組を推進、地域の状況に応じた災害種別毎の脆弱性評価実施手法を検討
- 東京湾における高潮対策、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策の強力な推進
高潮対策はその災害規模の甚大さを認識し大規模地震や水害対策と同様に推進。日本海溝・千島海溝沿いの地震は、想定すべき最大クラスの地震・津波に対する被害想定、防災対策の検討を推進
- 災害対策基本法を踏まえたおそれ段階での広域避難の推進
おそれ段階での国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、水害からの広域避難の円滑な実施に向けた具体的な検討を推進
- あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水対策の加速化
国と地方公共団体の連携強化、農地の貯留機能向上、長期的な土地利用誘導など
- 大規模地震災害の事前防災対策の推進
南海トラフ地震対応のための資機材・人員等のリソース確保、首都直下地震の火災・エレベータ閉じ込めの防止対策の推進など

【複合災害に関する取組】

- 地震後の水害など複合災害シナリオや、大規模地震における復旧・復興シナリオの検討
災害がれき、仮設住宅、復興まちづくりなど
- 感染症を考慮した災害対応の強化
防災に関する各種計画の見直し、医療施設の耐災害性強化など

2) デジタル・防災技術ワーキンググループ

近年、頻発、激甚化する災害に対して、人命にかかわる事前防災や被災後の人命救助に役立つ可能性があるデータの多くが散乱、埋没されている。そのため、デジタル化を推進し、これらのデータの解析により、問題点の検出や解消を図るなど、先手を打つための意思決定を支援していく必要がある。

このため、内閣府では、防災分野におけるデジタル化を進めるための施策を検討する「デジタル・防災技術ワーキンググループ」を開催した。

本ワーキンググループは、現在の技術では実現が困難であっても、今後の技術革新等を見据え、中長期（10年程度以上）の時間軸で、デジタル・防災技術として目指すべき未来像を議論する「未来構想チーム（座長：安宅和人 慶應義塾大学環境情報学部教授・ヤフー株式会社CSO）」と、既に活用が進みつつある技術について、中短期（5年程度）の時間軸で、実装を見据え、技術・制度両方の観点からの課題の洗い出しや改善の方向性を議論する「社会実装チーム（座長：喜連川優 東京大学生産技術研究所特別教授）」で構成され、未来構想チームは計4回、社会実装チームは計7回の会合を開催し、課題と対応方策等について検討した。

検討を踏まえ提言された政策の方向性の概要については、以下のとおりである。

① 未来構想チーム

- 被災時の先読み能力を高める「防災デジタルツイン」の構築
都市空間をデジタル上に再現するとともに、これを動かすシミュレータを構築。被災状況の推定・可視化と、対策の有効性検討等に役立て、被害を最小化。
- 安否・インフラ状況等のリアルタイム情報共有

民間企業が持つ情報網も活用し人の所在を把握しつつ、被害推計を実施。空間・インフラについてドローン網やセンサーによる情報収集を行い、これらの情報をリアルタイムに統合・可視化。

○究極のデジタル行政能力の構築（行政機関等のデジタル移転・ハイブリッド化）

立法・行政機能のレジリエンスを高めるべく、被災時にその機能を別の物理空間ではなくデジタル空間へと移転。24時間365日ダウンしないリモート・分散労働対応の司令塔機能を構築。

② 社会実装チーム

○日本版 EEI の策定・進化（災害対応に必要な情報のデザイン・蓄積）

災害対応のために必要となる情報をデザインし、必要な情報項目、取得時間、更新頻度の目安等を網羅した日本版 EEI（Essential Elements of Information）を策定。それに基づき情報所有機関との機械同士のデータ連携を促進。

○個人情報の取扱いに関する指針の作成

自治体等が、災害対応や平時の準備において個人情報を取扱う際の活用範囲や留意点等についてまとめた指針を作成。

○防災情報の収集・分析・加工・共有体制の進化（防災デジタルプラットフォーム・防災 IoT の構築）

災害時に、行政機関や電力・通信等の事業者から、システムを通じて医療情報等の人命救助の対応に必要な情報を収集・分析・加工し、自衛隊等の災害対応機関に共有する「防災デジタルプラットフォーム」、および災害時に人手で収集している情報について、ドローン、センサー等を積極的に活用し、迅速に集約する仕組み「防災 IoT」を整備。

3) 防災教育・普及啓発ワーキンググループ

全ての国民が災害から自らの命を守ることができるためには、必要な防災知識や主体的な防災行動を子どもの頃から身に付けるための防災教育や意識啓発が重要である。また、災害から守られた命が災害後の避難生活等において災害関連死として失われることなく、被災者が尊厳ある避難生活を送ることができるようにするためには、国民の共助意識を周知啓発しながら、意欲ある災害ボランティアによる避難生活支援を充実し、避難生活を向上させる環境を整備していくことが有効である。

内閣府では、こうした課題を検討するため、防災教育・災害ボランティアに関し「防災教育・周知啓発ワーキンググループ」を設置し、その中で、充実させるべき防災教育の内容や効果、その防災教育内容の普及方法を検討する「防災教育チーム（座長：片田敏孝 東京大学大学院情報学環特任教授）」と、地域の災害ボランティアが意欲を持って避難生活支援のスキルを向上させ、地域の避難所運営など避難生活の向上に活躍できる仕組みを検討する「災害ボランティアチーム（座長：栗田暢之 特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク代表理事）」の2つのチームを立ち上げ、議論を行った。

各ワーキンググループの議論を踏まえて取りまとめられた提言書で示された政策の方向性の概要については、以下のとおりである。

① 防災教育チーム

【今後実現を目指す防災教育】

- 全ての小・中学校での実践的な防災教育・避難訓練の実施
- 生命を守ることを最重視した実践的な避難訓練の実施
- 想定外に対応できるようにする避難訓練の実施

- 災害の自分事化（1つの有効な方法としての「防災小説」の取組等）
- 主体的、内発的に避難する態度の育成（自分が助かる防災教育）
- 人への思いやりの心の育成（人を助ける防災教育）
- 防災情報に関する教育
- 災害ボランティア活動に関する教育

【今後目指す防災教育を実現するための方法】

- 全ての小・中学校で行われる防災教育・避難訓練の見える化
- 教科等横断的なカリキュラム編成の推進
- 防災教育の手引き・教材の作成・周知
- 探究的な学びの推進
- 防災教育を行う教員が備えるべき資質の開発・開花
- 地域と学校が連携した防災教育の推進
- 未就学児からの防災教育の推進
- 幼・保の段階から小、中、高とシームレスな防災教育の推進
- デジタル技術を活用した防災教育の推進

【防災教育の幅広い効果】

- 非認知能力の向上、地域の将来の担い手の育成、地域の大人の防災意識の向上
- 防災教育の効果の検証

② 災害ボランティアチーム

【施策の方向性】

避難生活支援・防災人材育成エコシステム※のフル活用

※避難生活支援において、行政、避難者（地域住民）、ボランティア等が協働する結果、

- ・個々のボランティアはスキルを向上
- ・地域では避難生活環境を向上（防災力を向上）

といった相乗効果を生むシステム

- 地域の災害ボランティア人材の発掘とスキルアップ支援
 - ・地域の災害ボランティア人材が、自主性や意欲に応じて、知識や経験を積みスキルアップできるキャリアパス・モデルを提示
 - ・スキルアップのための体系的な災害専門ボランティアの育成研修、災害ボランティアの信頼と認知度を高める研修修了認定の仕組みを構築
- 地域の災害ボランティアとの連携・協働による地域防災力の向上（避難生活支援の充実・避難生活環境の向上）
 - ・避難生活支援・防災人材育成エコシステムを推進する、都道府県レベルでの行政、NPO、社協等の連携体制を構築
 - ・平時から、データベースに登録された災害専門ボランティアと市町村・地域のマッチングの実施
 - ・災害時の避難生活支援における災害専門ボランティアと市町村・地域の連携・協働促進

（3）基本計画見直しに向けた脆弱性評価手法の改善検討

現行の基本計画では、脆弱性評価に関し、事象の発生確率や被害の大きさ等を定量的にシミュレーションして脆弱性を評価する手法や、総合的に脆弱性を示すアウトカム指標等の開発について調査研究を行うなど脆弱性評価を進化させる必要があるとしており、今後

の基本計画の見直しに向け、脆弱性評価手法の改善を検討していく。改善方針としては、事前防災・複合災害ワーキンググループ提言において、地震・水害・土砂災害等の様々な災害を具体的に想定し、それぞれの災害に対する総合的な脆弱性やアウトカム、地域ごとの強み・弱みや広域的な影響を見える化し、地域における具体的施策につながるよう、最新の科学技術を取り入れた行政的な脆弱性評価の仕組み・制度を構築する必要性について提言いただいたことから、このことを基本に、新たな脆弱性評価の具体的な実施方法について検討を進めていく。

(4) 大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化

新たな大規模自然災害等が発生した場合、その知見や教訓を次期の年次計画による国土強靱化の取組に反映させることは、国土強靱化の取組をスパイラルアップする上で極めて重要である。このため、基本計画第4章3(1)に基づき、今後、大規模な自然災害が発生した後、速やかに、被害の原因分析や課題整理等を実施するための関係府省庁と連携した体制として、「国土強靱化の推進に関する関係府省庁担当課長会議」を設置している。今年度到大規模災害が発生した場合、必要があれば本会議を開催して施策の点検等を行い、国土強靱化の取組の強化を図ることとする。

一方、昨年は令和2年7月豪雨災害や、12月からの大雪災害等の災害が発生した。これらの災害を通じた経験やノウハウ、検討で得られた成果を踏まえ、国土強靱化の観点からも必要な施策を推進していくこととし、このうち、本年度に取り組む施策については第2章に掲げる。

1) 令和2年7月豪雨災害（新型コロナウイルス感染症の影響下での災害対応）

令和2年7月豪雨では、九州、中部、東北地方をはじめとした広範囲の地域において多くの人命が失われ、家屋、ライフライン、地域の産業等にも甚大な被害をもたらすとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大する中での大規模な災害となった。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、3つの密の回避を図るため、マスクや消毒液などの避難所の衛生管理や、パーティション、段ボールベッド等による避難者の十分なスペースの確保、受付時は検温・問診を行い、その結果に応じて専用スペースを割り当てるなどの健康管理や発熱者への対応が行われ、避難所における感染症対策はおおむね適切に行われた。

熊本県では、球磨川沿いの市町村に被害が集中したことにより、避難所を確保するために当該市町村外の施設を借りた取組が行われた。また、県旅館ホテル生活衛生同業組合との協定に基づき、県下全域で受入可能なホテル・旅館の確保や、県主導で被災したホテル旅館を応急的に修理し避難所として活用する取組が行われるなど、ホテル・旅館が避難所として活用された。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、自宅や親戚・知人宅等への避難を促したこと等から、避難所外避難者が相当数おり、熊本県内の各被災市町村においては、行政に加え、自治会の地縁団体、医療、福祉関係団体とも連携しながら様々な手法により、避難所外避難者の把握に努め、必要な物資や医療、介護などのサービスの支援が行われた。

災害廃棄物に関しては、ボランティアが県内の住民に限られた中で、自衛隊による大型災害ごみの家屋等からの搬出が実施された。こうした近年の災害における災害廃棄物対応を受け、防災基本計画に基づき、関係省庁等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」を作成した。

今後も、災害対応において新型コロナウイルスへの対策も念頭に置く必要があり、次期基本計画の見直しなどの際に、新型コロナウイルス対策の観点も含めた見直しを検討する。

2) 令和2年度の大雪による災害

令和2年度は12月から2月にかけて短期間の集中的な大雪とそれに伴う大規模な車両滞留が発生した。12月16日からの大雪では、関越自動車道で約2,100台の車両滞留が発生し、その解消までに2日以上を要した。さらに、1月7日からの大雪では、北陸自動車道において、大型車のスタック等を契機に約1,600台の車両滞留が発生した。

こうしたことから、大雪による道路交通への障害を減らすための今後の対応について検討を行ってきた「冬期道路交通確保対策検討委員会」において、今冬の大規模車両滞留も踏まえ、「大雪時の道路交通確保対策 中間とりまとめ」（平成30年5月）を改定し、短期間の集中的な大雪時において、人命を最優先に幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方とし、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進することなどが提言としてとりまとめられた。

◎総力戦で挑む防災・減災プロジェクト～いのちとくらしをまもる防災減災～

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省では「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト～いのちとくらしをまもる防災減災～」に取り組む。

「防災・減災」が主流となる社会の実現に向けた対策の基本的な考え方

- 国民の視点に立った、わかりやすい、抜本的かつ総合的な防災・減災対策を推進（**国民目線**）
- 河川、道路、港湾、鉄道等の分野別の取組(ハード・ソフト)に横串を刺し、平時から非常時、復旧・復興時に至るすべての時間軸で、国土交通省の強みである現場力を活かしながら、国・県・市、企業・住民連携を強化（**手段・主体・時間軸の3つの総力**）

【1. 切迫する災害に対する危機意識を共有・発信し、全ての施策を国民目線に再編】

- ・地球温暖化が**確実視**され、巨大地震が**切迫**していること等について、国民・市民との**危機意識のより一層の共有・発信**
- ・**行政が行う防災対策をわかりやすいものへ転換**

【2. 主体・手段・時間軸の総力で対応】

- 2-1. **分野別の取組に横串を刺し、あらゆる主体が連携（主体の総力）**
 - ・企業や住民による主体的な防災対策の充実・強化、他省庁との緊密な連携を強化するとともに、省内横断的な施策の充実・強化、地方自治体や企業との連携施策の充実・強化
- 2-2. **ハード・ソフトの一体となった対応（手段の総力）**
 - ・河川整備、流域での貯留施設等の整備、浸水リスクを考慮した土地利用規制・誘導等を組み合わせた総合的な水災害対策の全国展開
- 2-3. **平時から非常時、復旧・復興時に至る時間軸で対応（時間軸の総力）**
 - ・管理不全土地対策・所有者不明土地対策の推進、地籍調査の迅速化等により事前防災対策から復旧・復興までの対応を円滑化

等

図3 「防災・減災」が主流となる社会の実現に向けた対策の基本的な考え方

(5) 災害時における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年以降、日本国内においても新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した状況の中で、特に、令和2年7月豪雨や令和2年12月以降の大雪等の災害により、被害が発生した。コロナ禍における自然災害においても、被災者に対して必要な支援と感染症対策が実施できるように、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた防災対策等を今後も維持・向上していく必要がある。

令和2年度より、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、令和2年4月以降、累次にわたっ

て通知等を発出し、①分散避難に向けた行動の周知、②ホテル・旅館等も活用した可能な限り多くの避難所の開設の促進、③避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の周知、④災害発生時における新型コロナウイルス感染症患者等に関する情報共有など、感染症対策に万全を期すよう、関係省庁が連携して地方公共団体の取組に対して様々な助言を行った。

地方公共団体における感染症対策物資の確保を支援するため、関係機関と連携し、各地方公共団体内の衛生部局や民生部局と防災部局間でのマスク等の備蓄の融通が可能である旨の技術的助言等を行うとともに、マスクの販売業者に係る情報提供や、優先供給スキームの活用を通じた手指消毒用エタノールの購入支援など、前例のない省庁横断的な対策を実施し、迅速な地方公共団体の物資確保の支援に努めた。

また、避難所の生活環境改善の観点から早期の支援が必要であるが、製造に一定の時間を要するため、既に備蓄している段ボールベッドに加え、新型コロナウイルス感染症対策として必要な衛生用品（マスク、消毒液等）やパーティション等の感染症対策物資の備蓄も行い、早期のプッシュ型支援に備えた。

令和3年度は、避難所の感染症対策や防災機能等の現状について調査するとともに、感染症等の専門家や自治体の実務者等の意見を踏まえ、今後、自治体において必要となる対策について検討を行うなど、引き続き、今回の新型コロナウイルス感染症の対応における知見や教訓を踏まえ、必要に応じ、大規模災害時における感染症対策について更なる検討を行うものとする。

第2章 各プログラムの推進方針、主要施策、重要業績指標等

1 概要

45の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策について、本章2に示す。（45のプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態」は表3に示すとおり。また、令和3年度に取り組むべき主要施策の主な例を表4に、それぞれ示す。）

国土強靱化を推進するため、主要施策も含めて、基本計画で定める12の個別施策分野別に（別紙1）分野別施策一覧に取りまとめる441の施策（対前年比+17）を推進する。また、各プログラム及び施策の進捗管理のため、（別紙2）重要業績指標（KPI）一覧のとおり344の重要業績指標（重複除く。対前年比+76。）を設定する。

プログラムの推進に当たっては、プログラムが府省庁横断的な施策群であり、それぞれが連携することで一層の効果の発現が期待できることから、地方公共団体を含め、関係者間で重要業績指標などの具体的データを共有する等、プログラム推進の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

なお、基本計画第4章3（3）で位置付けた15の重点化すべきプログラム（本章2で《重点》と表示したプログラム）については、その重要性に鑑み、個々に工程表を作成し、プログラムの進捗状況や関係府省庁における施策の具体的内容・実現に向けた過程等を可視化している（別紙7）。これらの重点化すべきプログラムについては、引き続き目標の更なる早期達成、目標の高度化等を含め、取組の一層の推進に努めるものとする。

さらに、5か年加速化対策の決定を踏まえ、本対策により更なる加速化・深化を図る取組については、関係府省庁が定めた対策項目ごとの中長期の目標及び5年後の状況により進捗管理を行い、取組の一層の推進に努めるものとする。

また、国土強靱化全体の進捗状況を把握するため、8つの事前に備えるべき目標の達成への寄与度等も踏まえた代表的な重要業績指標を「ベンチマーク指標」として、ハード施策40指標、ソフト施策19指標を設定している（別紙3）。

表3 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラム番号	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	◎1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		○1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		◎1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		◎1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		◎1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	◎2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		◎2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		○2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	◎2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		○4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		◎4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	◎5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		○5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		◎5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
		5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		◎5-8	食料等の安定供給の停滞
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-9	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		◎6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		◎6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		○6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
		◎7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	◎7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
		8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
8-4		貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
8-5		事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響		

※ プログラム番号冒頭の記号について、

◎は重点化すべきプログラム（15）

○は重点化すべきプログラムと関連の強いプログラム（5）

を示す

表4 令和3年度に取り組むべき主要施策（主な例）

5か年加速化対策も踏まえ、基本計画に掲げた45のプログラムを推進

1. 直接死を最大限防ぐ

- 【国交・農水・財務】流域治水対策（河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）
- 【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新
- 【国交】河川、砂防分野における施設維持管理、操作の高度化対策
- 【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備、海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進、海岸の侵食対策
- 【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策
- 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進
- 【国交】災害に強い市街地形成に関する対策
- 【国交】災害ハザードエリアにおける開発抑制、立地適正化計画の強化、移転の促進
- 【国交】鉄道施設の浸水対策
- 【国交】鉄道における異常気象発生時の二次災害に備えた運転規制の適正な実施
- 【文科】学校施設等の耐震化・老朽化対策、防災機能強化の推進
- 【国交】洪水浸水想定区域等の水害リスク情報の充実、周知、住民理解の推進
- 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進
- 【国交】地下街の防災対策の推進

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

- 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備
- 【厚労】災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成
- 【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査
- 【内閣府】個別避難計画作成の促進
- 【国交】緊急支援物資輸送のデジタル化推進事業
- 【国交】道路ネットワークの機能強化対策
- 【環境】災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策
- 【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査
- 【厚労】感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

- 【内閣府】総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練の実施
- 【内閣府】国と地方の防災を担う人材の育成
- 【国交】地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備
- 【内閣府】被災者生活再建支援制度データベースの整備
- 【総務】地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

- 【国交】ICTを活用した災害時の情報収集・提供
- 【国交】防災気象情報の継続的な提供
- 【総務】ケーブルテレビネットワークの強靱化支援
- 【内閣府】SIP 国家レジリエンス（防災・減災）の強化
- 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

- 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進
- 【国交】物流事業者における災害対応力の強化

- 【内閣府】 企業の本社機能の地方移転・拡充の支援
- 【経産】 災害時に地域の石油製品供給を維持するための災害対応型 SS の整備
- 【経産・国交・環境】 地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築とレジリエンス向上
- 【国交】 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 【国交】 空港 BCP の実効性強化対策

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

- 【経産】 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立
- 【厚労】 水道施設の耐震化や耐水化等の推進
- 【農水・国交】 集落排水施設の耐震化、下水道施設の耐震、耐津波対策
- 【国交】 道路、鉄道の斜面崩落防止対策
- 【国交】 空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策、滑走路等の耐震対策
- 【国交】 ICT・データ・新技術等を活用した災害対策の構築
- 【国交】 無人化施工技術の安全性・生産性向上対策
- 【経産】 送電網の整備・強化対策
- 【国交】 安定的な位置情報インフラの提供のための GNSS 連続観測システム（電子基準点網）の推進

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

- 【総務】 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 【農水】 ため池のハード及びソフト対策の推進
- 【農水】 森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等
- 【国交】 避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策の推進
- 【農水】 GIS を活用した農業水利施設の可視化・共有化

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 【国交】 大量輸送特性を活かした貨物鉄道による災害廃棄物輸送の実施、海上輸送による災害廃棄物の広域処理体制の構築
- 【国交】 防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進
- 【総務】 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化
- 【法務・国交】 災害後の円滑な復旧復興を確保するための地籍調査による地籍図の整備等の推進
- 【財務】 地方公共団体に対する国有財産を活用した廃棄物仮置き場や避難場所確保等支援
- 【文科】 国指定等文化財（建造物）の耐震対策

2 45の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策

■ 1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生《重点》

(推進方針)

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の改善や金融商品の開発などのあらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消すべく、重点的な取組を推進する。また、既存の超高層建築物等については長周期地震動対策を進めるとともに、既存の木造住宅について広くリフォーム等の機会を捉え接合部等の状況を確認することを推奨する。さらに、地方公共団体による大規模盛土造成地の安全性把握調査を全国で実施するとともに、宅地の耐震化への取組を推進する。
- 食料、物資、エネルギー等を住宅単体・共同で確保し、災害による停電、断水時等にも居住継続が可能な住宅・住宅地のレジリエンス機能の向上を推進する。
- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める。特に、市町村の防災拠点となる庁舎の耐震化を促進する。また、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全対策等を進める。
- 耐震性がない、劣化しているなど特に老朽化した高経年の公営住宅について、地方公共団体が実施する建替事業を追加支援することにより、建替えの加速化を図る。
- 地震による宅地擁壁の崩壊に備えるため、宅地擁壁の老朽化対策について検討する。
- 住民に対して効果的に液状化のリスクを伝えるため、地方公共団体による地形区分に基づく指標および非液状化層厚を考慮した指標を用いた地域の液状化ハザードマップの作成を支援する。
- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。特に道路の無電柱化については、5か年加速化対策に基づき、電柱倒壊による道路閉塞リスクがある市街地等の緊急輸送道路において、新たな約2,400kmについて着実に事業を推進するほか、更なる無電柱化の推進を図るべく策定した令和3年度を初年度とする新たな推進計画に基づき、緊急輸送道路等の新設電柱の占用禁止や、既設電柱の占用制限に向けた調整を加速化するとともに、低コスト手法及び新技術・新工法の導入・普及に加え、関係省庁と連携しながら包括発注の仕組みを導入し、同時施工や調整の円滑化を図るなどにより事業のスピードアップを促進する。また、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等にかかる技術開発を進め、実用化する。
- 避難地等となる公園、緑地、広場等において、公園灯等の公園施設の老朽化対策を推進する。また、街路灯の老朽化対策の支援を推進する。
- 地下空間については、ハード・ソフト両面から防災対策を進める。また、倒壊のおそれのある建物等から一時避難する空間や経路の整備を進める。
- 緊急地震速報等の改善・活用や、地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化や長周期地震動に関する情報の提供及び地震観測施設の整備を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を

通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

- 首都直下地震などの人口や交通が集中している地域を襲う可能性が高いと言われてい
る地震に対し、時系列の被害想定を踏まえた具体対策など、特に綿密な対応を準備する
とともに、震災リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和し、リスク分散を図る
ため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。
また、災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、定量的な数値目標を含む消防団の中
期的な計画の策定支援等により消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等
の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。
- 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を
抑制する取組を推進する。
- 災害リスクの見える化や開発許可の見直し、立地適正化計画の居住誘導区域から災害
レッドゾーンの原則除外、防災集団移転促進事業の活用等により、災害リスクの高いエ
リアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進するとともに、立地適正化計画
の防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を強化する。
- 自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用したグリーンインフラの社会実装
を推進し、頻発・激甚化する自然災害にも対応しうる持続可能で魅力ある社会を実現す
るため、産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」
(令和2年3月設立)の活動を拡大し、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関す
る調査・研究、資金調達手法の検討等を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者等
への技術的・財政的支援等を行う。
- 国立大学や大学共同利用機関において、最先端研究設備等を整備し、国土強靱化に寄
与する。具体的には、地球内部の理解を深め、深発地震の発生メカニズムの解明、気候
変動の研究の発展から激甚化する水災害等の対策、人々の感染症対策、災害発生時にお
ける情報通信機能の確保や人命保護等について寄与する。

(主要施策)

【国交】住宅・建築物の耐震化の促進

【国交】超高層建築物等における長周期地震動対策の推進

【国交】宅地の耐震化の推進

【国交】官庁施設の耐震化及び天井耐震対策

【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）

【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラ
インの老朽化対策を含む）

【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）

【文科】公立社会体育施設の耐震化

【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化

【法務】矯正施設の防災・減災対策

【法務】法務省施設の防災・減災対策

【国交】道路橋梁の耐震補強

【国交】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策の推進

【国交】地下街の防災対策の推進

【内閣府】大規模地震対策の推進

【文科】学校における防災教育の充実

【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進

【国交】 災害リスクの見える化等による災害ハザードエリアにおける開発抑制

【国交】 立地適正化計画の強化（防災を主流化）

【国交】 災害ハザードエリアからの移転の促進

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（推進方針）

- 火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、キャンペーン等による住宅防火対策の推進等を図る。
- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善整備については、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等のハード対策に加え、防災設備の設置、防災マップの作成、消火・避難訓練の実施等のソフト対策を促進することにより、官民が連携して計画的な解消、対策の強化を図る。
- 鉄道の沿線で火災が発生した場合において、輸送の安全が確保され、かつ安全・円滑な消火救急活動が実施されるよう、鉄道事業者が行う鉄道沿線火災に備えた関係機関との連携に関する取組状況を確認し、必要な助言等を実施する。
- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。
- 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応機関等の災害対応力を向上させる。
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。
- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促し、地域全体における防災力向上を図る。
- 密集市街地を抱える大都市など、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。
- また、災害リスクの見える化や開発許可の見直し、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンの原則除外、防災集団移転促進事業の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進するとともに、立地適正化計画の防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を強化する。
- 自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用したグリーンインフラの社会実装を推進し、頻発・激甚化する自然災害にも対応しうる持続可能で魅力ある社会を実現するため、産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」（令和2年3月設立）の活動を拡大し、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者等への技術的・財政的支援等を行う。

（主要施策）

【総務】 火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進

【国交】 密集市街地等の改善に向けた対策の推進

- 【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等の整備
- 【国交】延焼防止等に資する緑地の確保等
- 【国交】鉄道の沿線火災発生時における関係機関との連携強化
- 【警察】災害警備訓練の実施
- 【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化
- 【国交】TEC-FORCE等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等
- 【総務】Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等による情報伝達体制の強化
- 【国交】ICTを活用した災害時の情報収集・提供
- 【内閣府】地域防災力の向上推進
- 【経産・国交・環境】地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築とレジリエンス向上
- 【国交】災害リスクの見える化等による災害ハザードエリアにおける開発抑制
- 【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）
- 【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進
- 【国交】グリーンインフラの推進に伴う社会の強靱性の向上

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生<<重点>>

(推進方針)

- 津波浸水想定エリアなど、津波災害のリスクの高い地域に、依然として多くの人が生活している状況を是正していくため、津波防災地域づくり等を推進する。
- 強い地震動の後に直ちに避難を開始できるよう、住宅・建築物の耐震化や家具の転倒防止策を推進するとともに、学校施設等の老朽化対策を進める。
- 南海トラフ沿いで観測され得る多様な発生形態に備えた対応について、国、地方公共団体、関係機関等が協力して検討を進める。また、観測体制の整備を進めるほか、施設全体の損傷レベル等の評価技術や、中小地震動を用いた構造物の動的特性の評価技術の開発等、調査研究の推進により科学的知見の充実を図る。さらに、「世界津波の日」を契機とした津波防災のあり方についての国際的な議論を展開し、よりよい対応策を見出していく礎づくりを進める。
- 大規模津波が想定される地域等において、事前防災対策として河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や、排水機場、河川・海岸の水門、樋門等の自動化・遠隔操作化の整備を図る。気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画への変更を推進するため、海岸保全施設の防護目標の見直しに関して海岸管理者へ技術的助言や財政支援を行う。
- 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果の発揮が図られるよう、その機能の維持・強化等に取り組む。
- 南海トラフ西側の領域など観測網が手薄なエリアにおける観測網の整備を進めるとともに、地震・津波観測監視システム（DONET）と日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の観測データの利活用を推進する。また、救難・救助活動等の応急対策や住民の迅速な避難を促すため、津波警報・注意報の解除の見込み時間や津波の広がりや推移をビジュアル化して提供するなどの改善に着手する。さらに、スマートフォンを通じた避難に必要な情報の提供と被災者からの被災状況の収集・分析を行う防災チャットボットの開発・実装、防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Jアラートの高度化、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発などの情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的に訓練等を実施する。
- ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。ま

た、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援、定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定支援等による消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。

- 避難路、避難場所の整備・保全を進める。また、避難に自動車を用いることができる者についてあらかじめ合意形成を図るとともに、それ以外の者は、夜間停電を考慮しつつ徒歩や自転車で避難することを前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整える。
- 津波や洪水からの緊急避難場所を確保するため、道路の高架区間や盛土区間等を一時的な避難場所として活用するための避難施設整備を推進する。
- 港の船上や空港の機内など、様々な状況下にいる者を想定した避難対応計画の実効性確保を図る。このため、衛星やドローン等を活用し、港湾の被災状況等の情報収集・集積を高度化するとともに、各空港の対応計画（A2-BCP）に基づくアクセス事業者等と連携した滞留者対応等の実効性確保を図る。
- 孤立・漂流した者の命を可能な限り救うため、船舶や航空機等の整備や自衛隊ヘリコプターの映像伝送装置や消防の情報収集活動用ドローン等の整備を進めるとともに、災害対応等拡大しているニーズに対応するためのロボットやドローンの社会実装に向けた実証を推進する。
- 災害リスクの見える化や開発許可の見直し、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンの原則除外、防災集団移転促進事業の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進するとともに、立地適正化計画の防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を強化する。また、危険性の高い区域における医療や福祉等の都市機能の移転や防災機能の強化、土地区画整理事業による土地の嵩上げを推進する。
- 自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用したグリーンインフラの社会実装を推進し、頻発・激甚化する自然災害にも対応しうる持続可能で魅力ある社会を実現するため、産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」（令和2年3月設立）の活動を拡大し、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者等への技術的・財政的支援等を行う。

（主要施策）

- 【文科】 公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）
- 【国交】 大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策
- 【農水・国交】 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進
- 【農水・国交】 地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備
- 【農水・国交】 海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進
- 【農水】 海岸防災林の整備
- 【国交】 防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【文科】 南海トラフ海底地震津波観測網の構築
- 【国交】 ICTを活用した災害時の情報収集・提供
- 【総務】 住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進
- 【国交】 防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進
- 【文科】 学校における防災教育の充実
- 【国交】 大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化
- 【国交】 津波・高潮ハザードマップ作成の推進

- 【国交】道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策
- 【農水】荒廃地等における治山施設の整備
- 【国交】地震・津波防災対策のための津波防災情報の整備による船舶安全の確保
- 【国交】空港BCPの実効性強化対策
- 【国交】港湾における津波避難対策の実施
- 【警察】警察用航空機等の整備
- 【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化
- 【経産】災害対応等のためのロボット・小型無人機（ドローン）の技術開発・実証
- 【国交】災害リスクの見える化等による災害ハザードエリアにおける開発抑制
- 【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）
- 【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進
- 【国交】災害に強い市街地形成に関する対策

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生〈重点〉

（推進方針）

- 国民の安全・安心を確保するため、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、気候変動等による将来の水災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を進める。
- 計画的かつ効率的な安全度の向上等、着実に河川整備を推進するとともに、既に顕在化している気候変動による豪雨の頻発・激甚化を踏まえた治水対策を推進するため、治水計画の前提となる外力の算定結果や気候変動を踏まえた治水計画に見直す手法の検討を踏まえ、個別の治水計画等の見直しを進める。
- 河川においては、河道掘削、樹木伐採、堤防整備、堤防の決壊による壊滅的被害を回避する高規格堤防の整備、決壊までの時間を引き延ばす堤防強化、耐震対策、ダムの事前放流の推進、ダム・遊水地の整備等を実施する。また、ハード・ソフト両面からのダム再生、排水機場、大規模地下貯留施設などの排水施設の整備・耐水化等の事前防災対策を推進する。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を推進する。
- また、早期の堤防整備等の対策が困難な地域においては、輪中堤等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した治水対策を推進する。
- さらに、ゼロメートル地帯においては、大規模氾濫が発生した場合でも、命の安全が確保され、最低限の避難生活水準を確保でき、また社会経済活動が長期停止することなく迅速に復旧できるよう高台まちづくり（線的・面的につながった高台・建物群の創出）を推進する。
- 気候変動による降雨量の増加を考慮した計画雨水量への見直しを促進するとともに、雨水排水施設等の下水道施設の整備や耐水化を加速し、ハード対策、ソフト対策、自助の組み合わせによる総合的な浸水対策を、河川や住民・民間等の多様な主体と連携して推進する。
- 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの農地整備や地域の共同活動支援を進める。
- 河川上流部における森林において、水源涵養機能や山地災害防止機能を発揮させるため、森林整備・治山対策を推進する。

- 未活用の国有地を遊水地・貯留施設として活用する。
- 「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき、1級水系・2級水系について締結した治水協定などにより、河川管理者と関係利水者が連携して事前放流の実施体制を整える。さらに、効率的・効果的に事前放流の取組を進めるため、利水ダムにおいて事前の放流量を多くするための放流管の増設など施設改良、河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に取り組む。
- 令和元年東日本台風など、近年、甚大な被害が生じた水系において、流域治水の考え方を先駆的に取り入れ策定した緊急治水対策プロジェクトに基づき、再度災害を防止するために必要なハード・ソフト対策を一体で取り組む。
- 全国109の一級水系等において、国・都道府県・市町村、企業などあらゆる関係者が協働して取り組むべき事前防災対策を、緊急治水対策プロジェクトを包含する形で令和3年3月に取りまとめた「流域治水プロジェクト」に基づき、ハード・ソフトを総動員した流域治水の取組を推進するとともに、対策の更なる充実や協働体制の強化を図る。また、二級水系の流域治水プロジェクト策定を推進する。
- 氾濫の危険性を解消することが当面困難で、決壊した場合に甚大な被害が発生するおそれがある区間において、越水した場合でも決壊しにくい「粘り強い河川堤防」の整備を、産学官で連携して技術開発を進めつつ推進する。
- 洪水・高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を整備し、適切な維持管理、計画的な更新による老朽化対策を行うとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び新技術を活用した河川管理・危機管理体制の強化を進める。
- 大規模な津波、高潮、洪水等によるゼロメートル地帯等における社会・経済的被害の最小化のための取組を推進する。東京ゼロメートル地帯においては、大規模氾濫が発生した場合でも、命の安全が確保され、最低限の避難生活水準を確保でき、また社会経済活動が長期停止することなく迅速に復旧できるよう高台まちづくり（線的・面的につながった高台・建物群の創出）を進めていく。
- 洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難体制の整備、避難の実効性確保に向けて検討を推進する。
- 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、ハザードマップ等を活用した住民一人一人の避難行動計画（マイ・タイムライン）を作成するなど、自らの判断で行動できるよう不断の見直しを行う。学校や職場においては、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、体験型学習などの効果を高める防災教育を教科横断的に推進する。また、水位周知河川等以外の中小河川における浸水想定図を都道府県が作成できるよう、データ提供、技術的助言等により、水害リスク情報空白域の解消を促進する。地下街等を有する地方公共団体に引き続き、下水道による浸水対策を実施している地方公共団体における最大クラスの内水に対応したハザードマップの作成支援を推進する。洪水等、高潮については、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供する。地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
- 災害リスクととるべき行動の理解促進（平時の対応）のため、避難行動を促す普及啓発活動や、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難に関するサブワーキンググループ」での検討を踏まえた新たな避難情報について、市町村が円滑に運用で

きるよう周知の取組を進める。また、高齢者等の避難の実効性の確保のため、福祉関係者等が高齢者・障害者宅訪問時に災害リスク等を本人と確認等する。

- また、大規模広域避難の実効性の確保のため、暴風雨時の避難回避や計画運休等を見込んだ早めの避難等の調整・発令タイミングの必要性等、広域避難に当たっての留意点周知や、災害発生前に大規模広域避難を円滑に行うために、鉄道や緊急車両の避難・退避時間も考慮した上で、避難住民の輸送のあり方や、広域にわたる多くの自治体の避難受入れ態勢など、その仕組みの制度化の検討を行う。
- 地方公共団体等の防災部局や下水道部局等において、水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する。
- TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用資機材や装備品の更なる充実に努めるとともに、被災状況把握の迅速化、隊員作業の削減を図るためのシステムの構築や、TEC-FORCE 隊員に対し、ICT 機器等を活用するための訓練等に取り組む。
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、河川管理者・都道府県・市町村等からなる大規模氾濫減災協議会等において、メディア関係者や公共交通事業者、利水ダムの管理者や市町村の高齢者福祉部局等とも連携して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた全国の河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。
- 各地域の大規模氾濫減災協議会等において、多機関連携型タイムラインの拡充、水害対応タイムラインの確認と併せた避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等における民間施設や神社仏閣、都道府県の調整による隣接市町村等における避難場所・避難所の設定、洪水対応訓練や避難訓練等実施によるタイムラインの検証・改訂、緊急的な避難先を確保する必要がある地域における退避場所の整備、民間企業における水害対応版 BCP の策定促進等の取組を着実に推進する。
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Lアラートの高度化、マスメディア・ネットメディアとの連携や SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発などの情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。
- 住民自らの避難につながる情報提供のため、洪水時の観測に特化した低コストな危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の活用を推進する。
- 線状降水帯による集中豪雨や台風等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。大雨特別警報発表の技術的改善や、災害発生の危険度を示す危険度分布について1日先の予測情報を提供開始することによって住民の避難行動を促すとともに、その適切な利活用について平常時からの取組を一層強化・推進することにより、気象災害等による死傷者数の低減を図る。また、精度の高い気象予測を実現するため、静止気象衛星ひまわり8号・9号の後継衛星について、最新技術の調査を実施し、製造に向けた検討を進める。さらに、災害時には TEC-FORCE の一員として活動する JETT（気象庁防災対応支援チーム）を派遣して自治体や防災関係機関等のニーズに合った防災支援を行い、平時から自治体や住民の防災気象情報等の活用を促進するとともに、地域の気象と防災に精通した気象防災アドバイザーと連携しながら、地域防災力の強化を図る。
- 河川の増水・氾濫の際の災害対応や住民避難の促進のため、全ての国管理の洪水予報河川で、洪水予報の発表の際に6時間先までの水位予測情報を提供する。また、大規模な広域避難等を支援するため、大都市圏を流下する主要な大河川で、長時間先の水位予測技術の試験運用を開始する。
- 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推

進する。

- 洪水浸水想定エリアなど、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型国土形成や合理的な土地利用を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。
- 各自治体等が作成するハザードマップにより、浸水被害が想定される地下駅について、出入口、トンネル坑口部等について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進し、防災・減災対策の強化を図る。特に、新幹線における車両及び重要施設に関する浸水対策については、計画規模降雨に対して、浸水被害が発生しても運行への影響を僅少な範囲に留めるような対策を推進する。
- 鉄道における異常気象発生時の施設損壊等による運転事故を防止するため、的確に気象情報を把握し、必要により適正に運転規制（速度規制、運転抑止）が実施できるよう、鉄道事業者における異常気象の発生に備えた運行管理に関する取組を推進する。
- 気候変動により水災害リスクが高まる中、排水機場の遠隔監視・操作化を推進することで、施設管理の高度化を図る。
- 高潮等から背後地を防護するため、また国土の保全に資するよう海岸の侵食対策を推進する。
- また、内水浸水対策強化のための水門・排水機場等の整備や、高波等による護岸等の倒壊防止対策や複数の施設により波の力を分散させて受け止める面的防護対策を推進する。
- 気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画への変更を推進するため、海岸保全施設の防護目標の見直しに関して海岸管理者へ技術的助言や財政支援を行う。さらに、砂浜を海岸法に基づく海岸保全施設として指定し、侵食対策について予測を重視した順応的砂浜管理への転換を図る。
- 我が国周辺地域における台風の進路予測や豪雪の発生予測の高精度化等を図るとともに、巨大地震等の災害時に入浴・宿泊機能の提供や清水・電力供給等による災害支援を可能とする、砕氷機能を有し北極海海水域の観測が可能な北極域研究船を建造し、北極域の環境変動等に関する観測研究を推進する。
- 今後地球温暖化が進行することによる、将来の大雨や台風に係る影響評価の実施や、気候変動に関連した複合的な影響（土砂災害と洪水氾濫の同時発生による被害の甚大化等）や影響の連鎖（気候変動に伴う媒介動物の分布域拡大に伴う感染症リスクの増加等）に関する対策の検討等を実施する。
- 医療・福祉施設等の都市機能の災害ハザードエリアからの移転やピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置等の防災機能強化、土地区画整理事業による土地の嵩上げを計画的に推進する等、災害の危険性の高い区域における都市機能の移転、防災機能強化等を計画的に推進することで、市街地における災害による被害を軽減する。
- また、災害リスクの見える化や開発許可の見直し、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンの原則除外、防災集団移転促進事業の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進するとともに、立地適正化計画の防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を強化する。また、危険性の高い区域における医療や福祉等の都市機能の移転や防災機能の強化、土地区画整理事業による土地の嵩上げを推進する。
- 自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用したグリーンインフラの社会実装を推進し、頻発・激甚化する自然災害にも対応しうる持続可能で魅力ある社会を実現するため、産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」（令和2年3月設立）の活動を拡大し、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する

る調査・研究、資金調達手法の検討等を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者等への技術的・財政的支援等を行う。また、流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献する。さらに、自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めるため、かつての氾濫原や湿地等の再生による流域全体での遊水機能等の強化に向けた調査・検討を進めるとともに、生態系ネットワークの構築を進める。

(主要施策)

【内閣府】地域防災力の向上推進

【国交】気候変動の影響を踏まえた総合的な水災害対策「流域治水」の推進

【国交】流域治水対策（河川）

【国交】流域治水対策（下水道）

【農水】田んぼダム等の取組の推進

【農水】森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様な健全な森林の整備等

【農水】荒廃地等における治山施設の整備

【財務】流域治水対策（国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）

【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）

【国交】利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化

【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新

【文科】学校における防災教育の充実

【国交】水防団の充実強化等による地域水防力の強化

【国交】TEC-FORCE等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等

【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

【国交】洪水浸水想定区域等の水害リスク情報の充実、周知、住民理解の推進

【国交】水害対応タイムラインの作成

【国交】内水ハザードマップの作成支援等減災対策

【総務】Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等による情報伝達体制の強化

【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進

【国交】緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

【国交】ICTを活用した災害時の情報収集・提供

【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進

【国交】長時間先の水位予測情報の提供等

【警察】災害警備訓練の実施

【経産・国交・環境】地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築とレジリエンス向上

【国交】鉄道施設の浸水対策

【国交】鉄道における異常気象発生時の二次災害に備えた運転規制の適正な実施

【国交】河川、砂防分野における施設維持管理、操作の高度化対策

【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進

【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備

【農水・国交】海岸の侵食対策

【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進

【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進

- 【文科】異常気象予測の高精度化に資する北極域研究船の建造
- 【環境】気候変動影響を踏まえた災害対策
- 【国交】災害に強い市街地形成に関する対策
- 【国交】災害リスクの見える化等による災害ハザードエリアにおける開発抑制
- 【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）
- 【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進
- 【環境】自然生態系の機能を活かした社会の強靱性の向上

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生《重点》

（推進方針）

- 土砂災害警戒区域の指定、火山災害に係る避難計画の策定等の進捗が途上であり、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがあるなどの課題があるため、令和4年度打ち上げ予定の先進レーダ衛星（ALOS-4）の活用等、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について推進する。
- 想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫等）、火山噴火等に対して、人的被害の発生を防ぐため、土砂災害や火山研究の人材育成、大規模噴火による大量降灰がインフラに及ぼす影響検討・研究等を含めた防災・減災対策を推進する。また、「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、関係省庁等による具体的な対策の検討を行う。
- 社会経済上重要な施設や避難地・避難路の保全のための土砂災害対策について、引き続き関係機関が連携して事前防災対策としての砂防施設整備等のハード対策を着実に推進する。さらに、近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・洪水氾濫対策のための土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する。また、土砂災害の危険性の高まりを覚知するため、監視カメラや流砂量計による監視体制を強化する。警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練等の地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、土砂災害については、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供する。地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
- 災害リスクととるべき行動の理解促進（平時の対応）のため、避難行動を促す普及啓発活動や、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難に関するサブワーキンググループ」での検討を踏まえた新たな避難情報について、市町村が円滑に運用できるよう周知の取組を進める。また、高齢者等の避難の実効性の確保のため、福祉関係者等が高齢者・障害者宅訪問時に災害リスク等を本人と確認等する。
- 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達促進のための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する。森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理などのソフト対策を組み合わせた対策を推進する。
- 既存インフラの高齢化が今後急速に進行することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータル

コストの縮減・平準化を図りつつ、河川管理施設及び砂防設備等の維持管理・更新を確実に実施する。

- 気候変動により水災害リスクが高まり、インフラの老朽化が進行する中、効率的な施設点検および維持管理を進めるため、ICT 等を活用した砂防関係施設の点検技術の高度化を推進し、維持管理の効率化・省力化を図る。
- 土砂崩落や広域浸水により人の立ち入りが困難な被災現場における迅速な応急復旧に資する建設機械の自動化・自律化・遠隔化の更なる技術開発・改良を促進しつつ、関係基準類（安全、品質、積算等）を策定し、運用に必要な人材育成（研修・訓練等）を行うなど導入環境を整備し、早期の現場実装を図る。
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Lアラートの高度化、マスメディア・ネットメディアと連携し SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発などの情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。
- 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。
- TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用資機材や装備品の更なる充実に努めるとともに、被災状況把握の迅速化、隊員作業の削減を図るためのシステムの構築や、TEC-FORCE 隊員に対し、ICT 機器等を活用するための訓練等に取り組む。
- 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査及び区域指定を踏まえ、実施すべき警戒避難体制の整備の取組を推進する。
- また、土砂災害警戒区域に指定されていない箇所においても土砂災害が発生したこと等を踏まえ、土砂災害警戒区域等の指定基準を満たす箇所の抽出精度の更なる向上、標識等の設置による土砂災害警戒区域等の認知度向上等を行い、土砂災害の防止を図る。
- さらに、災害リスクの見える化や開発許可の見直し、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンの原則除外、防災集団移転促進事業の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進するとともに、立地適正化計画の防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を強化する。
- 自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用したグリーンインフラの社会実装を推進し、頻発・激甚化する自然災害にも対応しうる持続可能で魅力ある社会を実現するため、産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」（令和2年3月設立）の活動を拡大し、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者等への技術的・財政的支援等を行う。
- 民間のカメラ等を最大限活用した火山監視・観測体制の強化、台風・集中豪雨等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。また、災害時には TEC-FORCE の一員として活動する JETT（気象庁防災対応支援チーム）を派遣して自治体や防災関係機関等のニーズに合った防災支援を行い、平時から自治体や住民の防災気象情報等の活用を促進するとともに、地域の気象と防災に精通した気象防災アドバイザーと連携しながら、地域防災力の強化を図る。

（主要施策）

【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発

【国交】SAR 衛星データ等による全国陸域の火山の地殻変動の監視

【内閣府】火山災害対策の推進

- 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進
- 【文科】次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト
- 【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価（火山の噴火履歴調査と火山地質図の整備）
- 【国交】河道閉塞等が発生した場合の緊急調査の実施および緊急情報等の通知
- 【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策
- 【国交】大規模地震を踏まえた土砂災害対策
- 【農水】荒廃地等における治山施設の整備
- 【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新
- 【国交】無人化施工技術の安全性・生産性向上対策
- 【国交】河川、砂防分野における施設維持管理、操作の高度化対策
- 【総務】Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等による情報伝達体制の強化
- 【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進
- 【国交】ICTを活用した災害時の情報収集・提供
- 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【国交】土砂災害ハザードマップ作成や火山地域の緊急減災計画策定の促進
- 【国交】災害リスクの見える化等による災害ハザードエリアにおける開発抑制
- 【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）
- 【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進

1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

（推進方針）

- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、降雪に関する予測について面的な情報の充実を図るとともに、平時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる取組を推進する。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を図る。
- 防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Jアラートの高度化、SNSなどICTを活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発などの情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。
- 降雪の影響等の情報の収集を行うため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保するとともに、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める。
- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある短期間の集中的な大雪時において、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方とし、躊躇ない広範囲での計画的・予防的な通行止め、高速道路と並行する国道等の同時通行止めと集中除雪による物流等の途絶の回避等に取り組むため、タイムラインの作成や訓練などのソフト対策を関係機関と連携し推進するとともに、消融雪施設や防雪施設などのハード対策を推進し、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する。また、鉄道交通を確保するため、新幹線が雪に強いインフラであるという観点も踏まえ、新幹線鉄道網の整備を進めるほか、在来線の除雪体制の構築等を進める。
- 雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。また、除雪作業の自動化に向けて、順次ICT除雪機械を導入するなど、熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める。

- 身を守る行動のとり方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。
- 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備等、エネルギー供給施設について、ハード・ソフト対策を実施する。

(主要施策)

- 【国交】 防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【国交】 駅構内・車内を含めた旅客への情報提供の着実な実施
- 【国交】 道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供
- 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【防衛】 ヘリコプター映像伝送装置の整備等による情報収集体制の整備
- 【国交】 道路の雪害対策の推進（雪崩防止柵等の防雪施設の整備、消融雪施設の整備、中央分離帯開口部やUターン路整備、除雪作業、凍結防止剤散布、タイムラインの作成）
- 【国交】 鉄道における雪害対策の推進
- 【国交】 防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進
- 【内閣府】 地域防災力の向上推進
- 【経産】 送配電網の耐雪害対策

■ 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止<<重点>>

(推進方針)

- 陸・海・空の輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める。また、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保や、行政と倉庫業者・トラック事業者等が連携した支援物資輸送体制の構築を図るとともに、平常時の輸送力を強化する。さらに、港湾施設の耐震・耐波性能の強化や空港の耐災害性の強化を進めるとともに、大規模災害時における港湾・空港の確実かつ迅速な活用のため、訓練等を通じた事業者による事業継続計画の実効性の確保や、走錨事故の防止対策などを進める。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達仕組みや、関係機関が共通のデジタルインターフェースで運用できる緊急支援物資輸送プラットフォームを構築する。また、高ペイロードのドローンを開発するとともに、災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。
- 災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、道路等の啓開に必要な体制の整備を行う。また、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの運用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を

進める。さらに、交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、国民の理解と協力を促す。

- 水道事業者等における耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する。また、地下水や雨水、再生水などの多様な水源利用を普及促進する。地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水、再生水などの多様な水源利用を普及促進する。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置等水の確保に向けた取組を進める。
- 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを推進する。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する。
- 既存の再エネ発電設備で平時に FIT 活用しているものを、制度上支障のない範囲で、災害時に避難所など防災拠点等で有効活用できるような設備等の増設の推進、そのための環境整備を検討していく。公的施設・避難所等における、耐震化対策、老朽化対策を促進していくとともに、自立・分散型エネルギーや断水時にも対応可能な循環型トイレを平時より活用していくよう、導入促進していく。また、地域の燃料アクセスや災害・停電に備えた SS 対策等燃料供給の確保を促進するとともに、各家庭における備蓄を促進する。さらに、廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用するため、廃棄物処理施設を中心とした自立・分散型の地域エネルギーセンターの整備を促進する。
- 既設の防災用発電装置の災害時の活用用途の拡大を可能にする電気回路の改修工事やそのための点検整備を推進する。
- 応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続するとともに、観測情報や社会動態把握を統合し、交通網の結節点における食品の貯蔵・保管拠点の検討等、避難や食料及び物資供給等災害時の緊急活動を支援する情報システムの開発を行う。特に、南海トラフ地震は、必要とされる応急用食料が最も多いことから、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討する。
- ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送を実施するため、地方ブロック毎に行政と倉庫業者・トラック事業者等が連携した体制の構築を図るとともに、実動訓練の成果を反映したハンドブックを活用した取組を促進する。
- 災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態や発電所などのエネルギー施設の集中状態を緩和していくため、再生可能エネルギー電源等の分散型電源を活用した地域マイクログリッドの導入等、「自律・分散・協調」型の国土形成・国土利用を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号。以下「エネルギー供給強靱化法」という。）に基づき、再生エネルギーの大量導入に対応しつつ、抜本的に強靱化された次世代型ネットワーク構築に向け、送電網の整備を行う。また、避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建物等の耐震化を進める。また、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

（主要施策）

【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

【国交】空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策

【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

【国交】緊急支援物資輸送のデジタル化推進事業

【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）

- 【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供
- 【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進
- 【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発
- 【経産】災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進
- 【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策
- 【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進
- 【国交】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築
- 【国交】大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化
- 【内閣府】地域防災力の向上推進
- 【経産】送電網の整備・強化対策
- 【経産】災害時に自立した電力供給が可能な地域マイクログリッドの構築支援

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(推進方針)

- 道路の防災対策や無電柱化、災害時の代替性確保のための道路ネットワークの整備、鉄道施設や港湾施設等の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山による避難経路の保全等の対策等を着実に推進する。
- 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、渡河部の橋梁・道路の洗掘・流失防止対策、船舶による緊急輸送に係る環境整備、貨物輸送事業者のBCP策定、海拔表示シートの整備、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道の把握・活用、高規格道路へのアクセス性の向上等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組等を促進する。
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、ドローン・映像伝送用資機材等の活用、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。また、立ち入りが困難な被災現場における迅速な復旧作業に資する建設機械の自動化・自立化・遠隔化の現場実装に向け、技術開発や導入環境の整備を進める。
- 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練等を通じた関係者の習熟度の向上を推進する。また、災害時に備え家庭における食料備蓄を普及するとともに、地域防災計画においても孤立対策を検討する。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を進める。
- 孤立集落の発生を防ぐため、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策やアクセスルートの多重化等を行う。また、空からのアクセスも可能となるようあらかじめ離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進める。
- TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用資機材や装備品の更なる充実に努めるとともに、被災状況把握の迅速化、隊員作業の削減を図るためのシステムの構築や、TEC-FORCE 隊員に対し、ICT 機器等を活用するための訓練等に取り組む。

(主要施策)

- 【国交】道路ネットワークの機能強化対策
- 【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
- 【国交】流域治水対策（河川）
- 【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策
- 【国交】災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶の利用に係る関係者との体制構築等の推進
- 【国交】多様な主体が管理する道の把握・活用
- 【国交】渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 【国交】無人化施工技術の安全性・生産性向上対策
- 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【国交】大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化
- 【警察】警察施設の耐災害性の強化
- 【総務】常備消防力の強化
- 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備
- 【防衛】自衛隊航空機の安定的使用に係る場外離着陸場の整備

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足<<重点>>

（推進方針）

- 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための広域支援を含めた体制整備、ドローンや風水害対策車を含む装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、TEC-FORCE の人員・資機材等の充実・強化、水防団、消防団や自主防災組織の充実強化、DMAT 及び自衛隊災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。大規模災害発災後、直ちに活動を開始すると見込まれる米軍との連携について、連携手順を日米双方で明確化するとともに、海外からの応援部隊の受入れ、連携活動の調整方法等について周知・運用を図る。
- 仙台防災枠組を、国内外において普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開及び国連など国際機関を通じた国際防災協力等を推進する。
- 関係省庁の災害対応業務、関係機関における情報共有・利活用、UTM グリッド地図の活用等について、標準化を推進する。避難行動要支援者ごとに避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した個別避難計画の策定のため、地方自治体への支援を行う。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用した合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 地域における活動拠点となる警察施設、消防庁舎、自衛隊施設及び海上保安施設等の耐災害性を更に強化する。また、自衛隊ヘリコプター映像伝送装置の整備など、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。
- 地方公共団体、関係府省庁の連携等により、活動経路の耐災害性を向上させるとともに、装備資機材の充実、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの運用、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう支援する。

- 住宅・建物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する。
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。地方公共団体による台風等の襲来に備えた廃棄物仮置き場の確保等の要望に応じ、速やかに未利用国有地等は無償で提供できるよう準備する。

(主要施策)

- 【国交】 巡視船艇・航空機の整備
- 【警察】 災害用装備資機材の充実強化
- 【総務】 常備消防力の強化
- 【総務】 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 【防衛】 自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備
- 【防衛】 大規模災害時における在日米軍との連携の深化
- 【厚労】 災害派遣医療チーム（DMAT）の養成
- 【内閣府】 災害対応業務標準化の推進
- 【内閣府】 国際防災協力の推進
- 【内閣府】 総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練の実施
- 【内閣府】 個別避難計画作成の促進
- 【総務】 消防庁舎の耐震化
- 【防衛】 大規模な災害にも耐えうるインフラ基盤とするための機能の維持・強化
- 【国交】 海上保安施設等の耐災害性強化対策
- 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【財務】 地方公共団体に対する国有財産を活用した廃棄物仮置き場や避難場所確保等支援

2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(推進方針)

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化等家族の安全を確信できる条件整備を進める。
- 自治体が主導する駅前対策協議会において、地方公共団体等と連携しながら、鉄道事業者も積極的に役割を果たしていくことが必要であり、鉄道事業者における備蓄等の取組について、監査のほか、事案が発生した際にその都度確認し、必要に応じ改善を促していく。
- 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力等が速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する。また、計画運休について、運転再開に必要な要員・資機材配置等の事前準備の強化、利用者に対し混乱が発生しないよう工夫した情報提供を実施する。鉄道事業者に対し、各種情報提供ツールや多言語案内の充実化を図っていくよう働きかけを行う。計画運休の実施や災害等が発生した際には、訪日外国人を含む利用者への情報提供を適切に行うよう指示・指導を行うとともに、業務監査において必要に応じて改善を促し、利用者への情報提供の充実を図っていく。

- 地震、土砂災害、洪水、津波、高潮等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保や運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が速やかに調整できるよう連携体制を強化する。
- 交通の安全と円滑を確保するため、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの運用、信号機電源付加装置をはじめとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める。また、交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、国民の理解と協力を促す。
- 都市再生安全確保計画やエリア防災計画等の策定のみならず、計画に基づく滞在者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する。
- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進する。また、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める。
- 鉄道等の麻痺が多数の帰宅困難者を生む原因となる、大都市中心部への昼間人口の一極集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型国土形成や合理的な土地利用を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。

（主要施策）

- 【内閣府・国交】 主要駅周辺等における帰宅困難者対策の推進
- 【国交】 地方公共団体等と連携した帰宅困難者対策の検討・実施
- 【国交】 帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進
- 【国交】 帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用等

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（推進方針）

- 南海トラフ地震・首都直下地震等多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師等の医療従事者、薬剤や治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、医療リソースの需給の把握を行う。また、医療リソースの需給の把握を踏まえ、医療リソースの供給体制の確立を図るため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含めた府省庁横断的な具体の検討を行う。また、医療コンテナの災害時臨時施設や平時イベント等活用の有効性について過去の災害時等における活用事例等の収集・分析を行い、医療コンテナの普及について関係機関で連携のもと推進する。
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する。
- 災害拠点病院及び救命救急センター等の耐震化未了施設の解消を図るとともに南海トラフ地震等における浸水想定区域内の医療施設については、移転等の対策に取り組む。また、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る。

- BCP 策定率が100%に達した災害拠点病院については、策定したBCPに基づき定期的に訓練を実施するよう促していく。また BCP 未策定の災害拠点病院以外の病院（救命救急センター・周産期母子医療センター）については、優先的に BCP 策定研修の受講施設とすることで、BCP 策定率の向上を図る。
- 国立大学附属病院等施設は、それぞれの地域における機能・役割を果たすために、防災・減災機能強化を含めた施設整備を進める。
- 災害医療全般に対応できるプロフェッショナルな人材を養成する。
- 災害拠点病院等におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及や地域マイクログリッドなどの自立・分散型エネルギー設備の導入、LP ガスや灯油など、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する。
- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。
- へき地医療拠点病院等について、自家用発電設備や給水設備の増設等、診療機能を3日程度維持するための取組を推進する。
- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。
- DMAT については、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成して行くとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システムなど装備の改善を行い、常に能力の維持・向上を図る。DMAT 以外にも、DPAT や災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む。また、自衛隊においても、大量負傷者に対応できる自衛隊災害医療基幹要員を養成する。
- 災害が発生した場合、その被災経験から得られた教訓を踏まえ、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用した情報収集体制の強化のため、当該システムの一部を改修し、操作性・機能の改善、情報項目の追加等を行う。
- 災害時に被災地域の精神保健医療機能を補完するために活動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）を全都道府県・指定都市に整備するために、DPAT を養成するための研修を実施する。
- 被災都道府県の災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した日本医師会災害医療チーム（JMAT）など保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うこと等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。また、活動要領を踏まえた研修カリキュラムに基づき、派遣調整等を行う人材である（都道府県・地域）災害医療コーディネーターを養成する。
- DMAT 等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める。また、患者及び医薬品等の搬送ルート of 優先的な確保等道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。
- 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの運用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、

自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、国民の理解と協力を促す。

- 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の強化に向けて、必要な設備や機能や資機材等とともに、政府艦船や民間船舶を活用した船舶医療活動要領について検討し、具体化する。また、これら災害時に需要がある医療用資機材等を常に維持していくため、その平時活用策について検討する。病院船の活用に関する検討を踏まえ、船舶における災害医療活動の初動から完了までの一連の動きについての具体的な訓練を行うことにより、フィージビリティを確認するとともに、船舶の活用に向けた具体計画に反映する。
- 住宅・建物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。また、首都直下地震想定エリアなど、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和し、かつ地方の定住人口が少なくなりすぎて平時からの医療サービスを維持できなくなる状態を回避していくため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。

（主要施策）

【厚労】医療リソースの需給の検討

【厚労】医療施設の耐震化

【厚労】病院における事業継続計画（BCP）の策定

【経産】災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進

【経産】石油製品の円滑な供給に向けた関係府省庁間連携スキームの構築

【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策

【経産・国交・環境】地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築とレジリエンス向上

【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化

【国交】気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保

【文科】大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化

【厚労】災害派遣医療チーム（DMAT）の養成

【厚労】災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成

【防衛】大規模災害による大量負傷者に対応できる衛生科基幹隊員の養成

【厚労】広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の機能拡充等

【厚労】（都道府県・地域）災害医療コーディネーターの養成

【厚労】被災地における各種保健医療活動チームの連携体制構築

【内閣府】航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の医療機能強化に係る検討

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（推進方針）

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進する。また、災害発生時に、地方公共団体において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する。
- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道施設の耐震化を早急に進めるとともに、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震を踏まえ改訂した下水

道 BCP 策定マニュアルを活用し、各団体における下水道 BCP をブラッシュアップさせる。
また、下水道が使用できない場合にも備える。

- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。
- 平時から防疫業務用設備備品の購入等を実施する。
- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、0157、コロナウイルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つため、必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、的確に確保できるようにしておく。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、各地方公共団体において計画しておく。
- 医療活動を支える取組を着実に推進する。
- 住宅・建物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建物の耐震化を進める。
- 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント等についての資料・動画等を令和2年6月に作成し周知を図ってきたところであるが、引き続き、避難所の感染症対策や防災機能等の現状について調査するとともに、感染症等の専門家や自治体の実務者等の意見を踏まえ、今後、自治体において必要となる対策について検討を行う。また、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資の備蓄を促進する。

(主要施策)

- 【厚労】 予防接種法に基づく予防接種の実施
- 【厚労】 感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施
- 【国交】 下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 【国交】 下水道 BCP のブラッシュアップ
- 【国交】 下水道施設の耐震、耐津波対策
- 【内閣府】 避難所の運営状況等に関する取組状況調査

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生《重点》

(推進方針)

- 避難所の感染症対策や防災機能等の現状について調査するとともに、感染症等の専門家や自治体の実務者等の意見を踏まえ、今後、自治体において必要となる対策について検討を行う。避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月内閣府（防災担当）とりまとめ）等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの洋式化や空調設備の設置、災害による停電時、断水時にトイレ・空調等を使用可能とするための自家発電設備、貯水槽、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化等、避難所としての防災機能を強化する。
- 避難所の利用に当たっては、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な要配慮者を受け入れるための施設として福祉避難所の指定促進とその運営体制の確保を、行政とともに進める。

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するため、地方ブロック毎に行政と倉庫業者・トラック事業者等が連携した体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。
- 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する。
- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼす精神的な問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
- 平時から保健医療・介護の連携を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者がコミュニティの活動に参加する環境を整備し、コミュニティの災害対応力を強化する。
- 災害福祉支援ネットワークの体制整備を促進するため、構築済の自治体から好事例を収集し、未構築の自治体に対し周知を図るとともに、厚生労働省において「災害派遣福祉チームリーダー養成等研修」を実施し、災害派遣福祉チームの活動内容の質の確保を図る。
- 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。また、災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。
- 道の駅や国立青少年教育施設など、災害時に活用が可能な施設について、役割を明確化するとともに防災機能を強化する。
- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。
- 住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢など、賃貸型応急住宅の迅速かつ効率的な供与のあり方について、手引きや事例集により周知する。
- 避難所から仮設住宅、復興住宅への転居の繰り返しのみならず、在宅被災者も被災後の人口減少による地域社会の変容等、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等の提供などが可能となる取組を推進する。
- 大都市圏において膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限

り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常備消防力の強化、定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定支援などにより消防団等の充実強化等を進めるとともに、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態の緩和していくことにより、避難所の需要を大幅に低減させていく。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進める。

- 令和3年3月25日に熱中症対策推進会議で策定された熱中症対策行動計画に基づき、「熱中症警戒アラート」を全国展開するほか、広く一般の方や自治体等担当者を対象にした熱中症に関するシンポジウムの開催、「熱中症予防対策ガイダンス」をはじめとした知見や普及啓発資料の自治体等への提供など、熱中症予防に係る情報提供を強化する。また、災害時の熱中症対策について知見の収集や調査を行い、これまでの知見と合わせて提供を行う。さらに、自治体における効果的な熱中症予防対策を推進するため、モデル事業を実施し、全国自治体における熱中症対策の底上げを図る。大規模災害時にも暑さ指数（WBGT）を継続的に提供できるよう、暑さ指数（WBGT）の発信体制を強化するとともに、情報活用のための認知度向上を継続する。

（主要施策）

【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査

【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発

【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）

【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）

【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）

【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策

【文科】独立行政法人国立青少年教育振興機構の広域防災補完拠点化

【国交】防災拠点等となる建築物の機能継続にかかるガイドラインの周知

【国交】道路施設が持つ副次的機能の活用（道の駅の防災機能付加、海拔表示シートの設置等）

【厚労】社会福祉施設等の耐災害性強化対策

【厚労】都道府県単位での公民協働の広域的な福祉支援ネットワークの構築

【厚労】水道の応急対策の強化

【国交】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築

【内閣府】被災者台帳の整備・推進

【厚労】災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成

【厚労】被災地における各種保健医療活動チームの連携体制構築

【厚労】災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築

【環境】熱中症予防対策の強化

■ 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

（推進方針）

- 被災により被収容者の逃走などの最悪の事態が想定される矯正施設及び法務省施設等の耐震化を老朽化対策と合わせて着実に推進する。あわせて、矯正施設におけるデジタ

ル無線機の適正な稼働の確保や、災害時に関係機関との間で情報共有体制の構築を、訓練等を通じて進めるとともに、飲料水等ライフラインを安定的に確保し矯正施設の一部を地方公共団体等の避難場所に指定する等地域と連携した取組を進める。さらに、災害時における逃走防止及び職員非常招集の迅速化を図る体制確保や警備機器等の更新整備を行うとともに、不測の事態に対し適切に事態の収束を図るため、特別機動警備隊の活動に必要な備品等の整備や訓練を実施する。

- 警察施設の耐震化を推進するとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警察活動に必要な通信指令施設の更新整備や高度化、警察用航空機等の配備、映像伝送用小型無人機（ドローン）の運用態勢構築等により機動警察通信隊等の機能の更なる高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る。また、地域特性や実災害を踏まえた実践的訓練や関係機関との合同訓練を通じ、警察災害派遣隊の災害対処能力の更なる向上に取り組みとともに、訓練から得られた知見は速やかに関係機関と共有するなど、治安の悪化に対応する体制づくりをハード・ソフト一体的に進める。
- 信号機電源付加装置や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の交通安全施設等の計画的な更新・整備、環状交差点の活用等を進める。
- 交通情報の集約や、収集する情報の拡大、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ確かな交通規制の実施等、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。あわせて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

（主要施策）

【法務】矯正施設の防災・減災対策

【法務】法務省施設の防災・減災対策

【法務】矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働

【法務】矯正施設における災害時の飲料水等の確保

【法務】少年鑑別所の収容の確保及び非常招集時における初動体制の迅速化

【法務】矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、自家発電機・蓄電池、非常用食糧の更新整備

【法務】特別機動警備隊の活動に必要な備品の整備

【警察】警察施設の耐災害性の強化

【警察】通信指令施設の更新整備

【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上

【警察】災害警備訓練の実施

【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備

【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新

【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

3-2) 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

（推進方針）

- 中央官庁機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。
- 政府全体のBCPや各府省庁のBCPに基づき、大規模災害時における庁舎施設での業務継続の困難、参集要員の不足、非常時優先業務の長期継続など、さまざまな事態を想定

した訓練・教育を実施するとともに、計画の実効性について評価を行うことを通じて、計画を見直し、政府の業務継続体制を強化する。

- 官庁施設の耐震化について、老朽化していく官庁施設に対して、計画的かつ重点的に事業を執行するとともに、庁舎内の什器の固定、天井などの非構造部分の耐震化等についても更なる実施を促進する。また、津波浸水地域に立地する官庁施設について、津波襲来時における災害応急対策活動の継続等のための改修を推進する。
- 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間等関係機関との効果的な連携など、非常時においても業務を円滑に遂行するための体制を確保する。特に、水害発生時には、浸水推定図を速やかに公開する。また、緊急撮影等により現地の被災状況を迅速に把握し、取得した被災情報を関係機関へ提供する。
- 首都直下地震をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、BCP等を踏まえ、各府省庁において、庁舎の耐震化、電力やガスなどのエネルギーの確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保、浸水対策等を推進する。
- 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や緊急輸送道路等の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

(主要施策)

【内閣府】 現地対策本部設置のための官庁施設の整備

【内閣府】 各府省庁の業務継続計画の評価

【国交】 官庁施設の耐震化及び天井耐震対策

【国交】 官庁施設の津波対策

【国交】 防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進

【総務】 消防庁の災害対応能力の強化

【国交】 国土地理院施設の耐災害性強化対策

【国交】 地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備

【国交】 災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力の確保等

3-3) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(推進方針)

- 地方行政機関等の災害対応などの行政機能の確保はレジリエンスの観点から極めて重要な意味を担うことから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。
- 市町村のための業務継続計画作成ガイドや大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引きを活用しつつ、市町村職員を対象とした研修会を実施するなど地方公共団体におけるBCPの策定、見直し及び実効性確保のための取組を促進する。
- 令和2年7月豪雨等に係る災害を含む既往の災害対応等を踏まえ、民間企業等と連携した各種防災訓練の実施等により、防災関係機関の機能確認、相互の協力の円滑化、防災計画等の課題を発見し継続的な改善、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上、各防災担当者の日常の取組について改善を図る。
- 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引きや地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインを活用し、研修会等を実施する等、地方公共

団体の災害時受援体制の構築を推進する。

- 警察署や消防庁舎等の防災拠点となる公共施設等について、改修や建て替え、技術的助言等により、耐震化を推進する。また、地方公共団体の災害対策本部設置庁舎における業務継続性を確保するために、非常用電源の確保を推進する。
- 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に市町村において被災者台帳を迅速に作成し活用できるよう、マイナンバーの積極的な利用も含め助言等に取り組む。また、各自治体がクラウド上で共同利用できる基盤的システムを構築する。
- 関係省庁、地方公共団体の生活再建支援制度を集約し、データベースを構築する。また、各行政機関が本データベースに登録されている制度の情報を簡易に一元管理可能なインターフェースを構築するとともに、被災者や行政機関窓口がカテゴリ等からワンストップで簡易に検索可能な Web を構築、提供する。
- 行政機関の施設・職員そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、治山対策等を着実に推進する。
- 平時から、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等をハンドブック・事例集として関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。
- 災害時に避難所として活用される社会体育施設について、利用者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する。
- 迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。

（主要施策）

【内閣府】南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域における地方公共団体の業務継続計画の策定

【内閣府】総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練の実施

【内閣府】地方公共団体における災害時受援体制の構築の推進

【総務】消防庁舎の耐震化

【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震化

【総務】災害対策本部設置庁舎における非常用電源の確保

【内閣府】被災者台帳の整備・推進

【内閣府】被災者生活再建支援制度データベースの整備

【文科】公立社会体育施設の耐震化

【内閣府】国と地方の防災を担う人材の育成

【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進

■ 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(推進方針)

- 電気通信設備の損壊又は故障等にかかる技術基準が遵守されるよう、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する。災害等が発生した場合には、その被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを検討する。
- 災害時における固定電話や携帯電話等の通信サービスの復旧において重要な、電力供給や燃料供給、倒木処理等との連携を図るため、国の機関、地方自治体及び通信事業者等が連携して行うべき初動対応を想定した訓練を実施し、連携の拡大・普及を図る。
- 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上やドローン・映像伝送用資機材等の新技術活用等を図る。
- 準天頂衛星システムなどを活用した安否確認サービス及び災害・危機管理通報サービスの提供を行いつつ、これらの防災機能の強化に係る開発を行うとともに、防災関係部局や自治体における導入検討を促すための端末の貸与等を引き続き実施する。
- 災害により電気通信設備等への電源供給が途絶し、事業者等の非常用蓄電池等では対応できない場合に備え、総合通信局等に配備した移動電源車により、重要通信の確保に必要な電源確保を迅速に行う体制を維持する。
- 土砂災害防止法に基づく基礎調査及び区域指定を踏まえ、実施すべき警戒避難体制の整備を推進する。

(主要施策)

【総務】災害時の通信サービス確保のための連携の拡大・普及に関する対策

【国交】大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化

【防衛】各種訓練を踏まえた関係機関との通信連携要領の確立

【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策

【国交】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

【防衛】野外通信システム等の整備等による通信能力の向上

【防衛】防衛情報通信基盤の各種通信器材の着実な更新等

【警察】通信指令施設の更新整備

【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上

【警察】警察情報通信設備等の更新整備

【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化

【文科】技術試験衛星9号機（ETS-9）等の通信衛星の開発

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(推進方針)

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、送信所の移転、FM補完局や予備送信所、中継局の整備等を推進する。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供が出来るよう、通信衛星等の代替手段

の整備、基盤となるLアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化を推進する。また、ケーブルテレビのネットワークの光化・複線化を進める。

- 放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める。

(主要施策)

【総務】難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備の推進

【総務】災害対策としてのラジオ中継局の整備の推進

【文科】技術試験衛星9号機(ETS-9)等の通信衛星の開発

【総務】放送局等の耐災害性を強化するための予備送信設備等の整備

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態<<重点>>

(推進方針)

- 全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。
- 防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する。
- 災害時に、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化を進める。また、ケーブルテレビネットワークの複線化等を進める。
- 官民の自動車プローブ情報等を活用した交通状況の迅速な把握及び警察庁に集約する交通情報の増大に向けた広域交通管制システム及びプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの運用や信号機の更新、ドローン・映像伝送用資機材等の活用による被害関連情報の収集、GPS 波浪計・海域の地震津波観測網・GNSS 位置情報提供システム等による地震関連情報の提供、IT・SNS 等も活用して情報収集手段の多様化・確実化を進める。また、地震の規模の提供等について陸海統合地震津波火山観測網(MOWLAS)等の活用により、より迅速化への取組を進める。
- G空間情報センター、総合防災情報システム、統合災害情報システム、災害情報ハブの取組、SIP4D、防災チャットボット等を各府省庁や地方公共団体等の各種災害対応に活用するとともに、情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制を整備する。
- 甚大な被害をもたらす大規模災害時にも気象・地震・火山等の監視・予測が継続して行えるよう観測施設の機能強化を行うとともに、防災拠点となる気象台の重要設備の更新強化により業務継続性を確保する。
- 道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋梁の耐震補強、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策等により、発災後の避難路を確保する。
- 通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。
- 地震、津波などの災害時において、訪日外国人旅行者へ適切・確実に情報が届くような体制を構築するために作成した、観光・宿泊施設等が非常時の訪日外国人旅行者対応時に活用できる用語集、地方公共団体等が作成する訪日外国人旅行者対応マニュアル等に盛り込むべき項目等を示した指針について関係機関へ周知を図る。

- 災害時等における鉄道の運行情報については、鉄道事業者において、駅構内放送・車内放送、運行情報ディスプレイ、駅頭掲示等に加え、HP や各種 SNS も活用し、利用者に対して速やかに提供し、利用者等の混乱を抑制する。計画運休の実施や災害等が発生した際には、訪日外国人を含む利用者への情報提供を鉄道事業者において適切に行う。
- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。
- 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める。
- システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。
- 災害時における固定電話や携帯電話等の通信サービスの復旧において重要な、電力供給や燃料供給、倒木処理等との連携を図るため、国の機関、地方自治体及び通信事業者等が連携して行うべき初動対応を想定した訓練を実施し、連携の拡大・普及を図る。
- 災害により電気通信設備等への電源供給が途絶し、事業者等の非常用蓄電池等では対応できない場合に備え、総合通信局等に配備した移動電源車により、重要通信の確保に必要な電源確保を迅速に行う体制を維持する。
- 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。

(主要施策)

- 【総務】 Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進
- 【総務】 放送ネットワーク整備支援事業によるケーブルテレビネットワークの強靱化支援
- 【総務】 G空間防災システムの普及の促進
- 【総務】 難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備の推進
- 【国交】 ICT を活用した災害時の情報収集・提供
- 【国交】 駅構内・車内を含めた旅客への情報提供の着実な実施
- 【国交】 外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達（用語集・指針）
- 【警察】 機動警察通信隊の対処能力の更なる向上
- 【総務】 災害時に円滑な臨時災害放送局の開設
- 【内閣府】 総合防災情報システムの整備
- 【内閣府】 準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化
- 【文科】 技術試験衛星 9 号機（ETS-9）等の通信衛星の開発
- 【国交】 防災気象情報の継続的な提供
- 【国交】 G空間情報センターをハブとした地理空間情報の円滑な利用促進
- 【内閣府】 SIP 国家レジリエンス（防災・減災）の強化
- 【国交】 道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供

■ 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下<<重点>>

(推進方針)

- 災害後の経済活動を支える海上交通ネットワークの維持を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い防波堤の整備、高潮・高波対策としての施設の嵩上げ・補強等、港湾施設の耐震・耐波性能等の強化を推進する。また、民有港湾施設の耐震化支援及び関連する技術開発などの施策を推進する。豪雨による大規模出水時に船舶が安全に港湾に到達できる

よう、浚渫を行うとともに、漂流物の回収が円滑に行えるよう防災体制の強化を推進する。

- 製造業、物流事業者の BCP 策定を促進する。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する。空港が機能不全に陥った場合を想定し、物流関係者間の連携計画を策定し、計画に基づいた訓練を行い、災害対応能力の向上を図る。
- 「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第21号。以下「中小企業強靱化法」という。）に基づく事業継続力強化計画等の策定を個別支援（ハンズオン支援）するとともに、認定を受けた計画に記載された取組を金融・税制等で支援することにより、中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策を促進する。
- 災害に強い民間物流施設の整備促進を図る等、民間企業における事業継続に資する施設整備等の取組を促進する。
- 海域監視・情報提供体制の強化による海上交通安全の確保、航路啓開計画の策定、道路の防災対策や無電柱化、航路標識の耐災害性強化対策、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、空港施設の耐震化、早期復旧計画の策定、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。
- 衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における被災状況等の災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築する。
- 企業の本社機能等の地方移転・拡充をオフィス減税・雇用促進税制等により積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。
- 我が国の国土強靱化対策の知見を共有する等、海外の防災能力強化に取り組む。
- 地域の具体的な被害予測などのきめ細やかな情報の提供を促進するとともに、総合相談窓口等の体制を整える。
- 民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成するとともに、認定の仕組みを構築する。
- 中小企業の大災害時やパンデミック時における経営の強靱化を自助・共助・公助で促進していくことを目的として、事業強靱化に係る DX プラットフォームの構築及び新たなリスクファイナンスの仕組みの構築を推進する。

（主要施策）

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

【内閣府】民間企業及び企業間/企業体/業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及推進

【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進

【農水】水産物の一連の生産・流通過程における BCP の策定の促進

【国交】物流事業者における災害対応力の強化

【国交】海域監視・情報提供体制の強化

【国交】航路標識の強靱化

【国交】港湾における災害情報収集等に関する対策

【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（推進方針）

- 送配電事業者に対する災害時連携計画の策定や既存設備の計画的な更新の義務化、無電柱化を含めた送配電設備への必要な投資を適切に行うための託送料金制度改革、山間部等において電力の安定供給・効率性が向上する場合、送配電網の独立運用を可能とする制度整備等を盛り込んだ、エネルギー供給強靱化法に基づき、引き続き、環境整備を進めるとともに、樹木の伐採や鉄塔等の技術基準の見直し、電力会社間及び自衛隊との定期的な情報共有・共同図上演習を推進することにより、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確立する。
- 電力及び通信サービスの適切な確保のための一般送配電事業者及び電気通信事業者を軸とした連携について、訓練等を通じて推進する。
- 地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設における、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進するとともに、自治体や事業者等が連携し、地域における真の地産地消型エネルギーシステムの展開に向けた取組を推進する。
- 既設の防災用発電装置の災害時の活用用途の拡大を可能にする電気回路の改修工事やそのための点検整備を推進する。
- 災害時石油・石油ガス供給連携計画に基づく訓練を実施し、訓練において判明した課題等を踏まえた計画の見直しを促す。また、「系列 BCP」の定期的な見直しを促し、石油業界の災害対応能力の強化を図る。
- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実や、関係機関の連携体制の整備を推進する。
- 非常用電源への燃料供給及び通信の確保のための石油関連業界団体等及び電気通信事業者を軸とした連携について、訓練等を通じて推進する。
- 災害時の物流停滞リスクに備え、SS の地下タンクの入換・大型化など燃料在庫能力の強化を支援するとともに、自家発電設備の稼働訓練を支援することにより、災害時の石油製品の安定供給体制の確保を推進する。また、地方公共団体と連携し、地域の燃料アクセス、水害等の災害や停電時への備えも考慮した SS 過疎地対策の取組を促進する。
- ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車、LP ガス燃料自動車・船舶、LNG 燃料自動車・船舶など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。

(主要施策)

【経産】強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立

【防衛】インフラ企業等関係機関との共同図上演習等の実施

【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策

【経産・国交・環境】地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築とレジリエンス向上

【経産】災害時石油ガス供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し

【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し

【経産】ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化

【経産】災害時における石油製品供給の継続のための BCP の見直し

【防衛】サプライチェーンの確保に係る関係機関との合同訓練等の実施

【経産】災害時に地域の石油製品供給を維持するための災害対応型 SS の整備

【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けた SS 過疎地対策の推進

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(推進方針)

- 石油コンビナート等防災計画について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、実効性を担保する取組を継続して推進する。
- 石油製品の供給拠点となる製油所等が災害時にも機能を維持し、石油の安定供給を確保するため、大雨・高潮対策等の強靱化対策を推進する。
- 高圧ガス設備について、南海トラフなど巨大地震を想定した液状化、流動化等への対策の検討を進める。
- コンビナート周辺地域における常備消防力の強化に加え、コンビナートの関係機関による連携体制を構築・強化する。
- 長期の消防応援活動を支援する拠点機能形成車等の特殊車両、ドローン等の情報収集用資機材等の整備により緊急消防援助隊の機能を強化する。
- 製油所・油槽所が存在する重要港湾以上の港湾における関係者が連携した港湾 BCP の充実を図る。

(主要施策)

- 【総務】 石油コンビナート等防災計画の実効性の担保
- 【経産】 製油所等の緊急入出荷能力の強化
- 【経産】 高圧ガス設備の耐震設計基準の見直し
- 【総務】 石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化
- 【総務】 緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化
- 【国交】 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

(推進方針)

- 国内外の船舶事業者に対し、津波避難マニュアルへの理解及び作成を促進するため、必要な協力・支援を実施する。
- 船舶活用ニーズと活用可能な船舶の迅速なマッチングを可能とするシステムについて、防災訓練に際して試験運用を行う等により、今後より一層実効性の確保を推進する。
- 港湾施設等海上輸送の維持に必要なインフラ施設の耐震・耐波性能の強化について推進する。豪雨による大規模出水時に船舶が安全に港湾に到達できるよう、浚渫を行うとともに、漂流物の回収が円滑に行えるよう防災体制の強化を推進する。
- 災害時においても港湾機能を維持するため、関係機関と連携し、防災訓練の実施や港湾 BCP の改善を図る等、災害対応力の強化に取り組むとともに港湾における高潮対策として、コンテナターミナル等の電源設備の浸水対策やコンテナの流出対策等を推進し、広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保を推進する。
- 港湾管理者、海上保安庁等が連携して、航路啓開訓練を踏まえ航路啓開計画を充実させるなど効果的な航路啓開の実施体制の強化を図る。

(主要施策)

- 【国交】 津波発生時における旅客及び船舶の津波避難マニュアル策定等の推進
- 【国交】 災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶の利用に係る関係者との体制構築等の推進

- 【国交】 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 【国交】 港湾を活用した広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保
- 【国交】 効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響《重点》

(推進方針)

- 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者、研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれの BCP 等に反映する。例えば、運送事業者においては、暴風雨、暴風雪等が予測される地域や時間帯を迂回する経路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討しておく。
- 道路橋梁の耐震補強や鉄道、港湾、空港の施設の耐震化、液状化対策、耐波耐津波対策、浸水対策、停電対策、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策等、交通インフラそのものの強化を進める。また、洪水、土砂災害、高潮、津波等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。
- 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。
- 代替性の高い道路網・鉄道網の構築を進める。特に、その超高速性により国土構造の変革をもたらす「リニア中央新幹線」に関しては、建設主体である JR 東海が、国、地方公共団体等と連携・協力しつつ、整備を推進する。また、雪や大雨などの災害に強く、災害時には代替輸送ルートとして機能する新幹線ネットワークや、大都市圏環状道路などの高速道路ネットワークについてそれぞれ事業評価等の総合的な評価を踏まえた着実な整備、高速道路における暫定 2 車線区間の 4 車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化などの機能強化等を推進する。さらに、緊急車両の進入路の設置、高規格道路等へのアクセス性の向上等を進める。物流上重要な道路輸送網においては、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進める。
- 鉄道施設について、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、主要駅や高架橋等の耐震補強を一層推進する。また、豪雨により、流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁については流失・傾斜対策を、斜面崩壊の恐れがある鉄道の隣接斜面については斜面崩壊対策を各々推進し、災害時における基幹的鉄道交通ネットワークによる物流の機能確保を推進する。老朽化が認められる鉄道施設について、長寿命化に資する補強・改良を実施する。
- 定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設（橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等）について、橋梁補修や舗装打ち換え等の対策を実施する。平常時・災害時を問わない安全な道路交通を確保するため、交差点改良、歩道の設置を含めた道路の拡充、防護柵や標識・路面表示の充実等の交通安全対策を推進する。
- 緊急輸送道路（1 次）において緊急車両の通行の確保の観点から常時監視が必要な区間に CCTV カメラの設置を行う。
- 除雪作業の自動化に向けて、順次 ICT 除雪機械を導入し、現場実証を実施する。また、特殊車両の通行手続きの新システムの構築を行う。
- 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する。また、鉄道や自動車を利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する

- 車両が被災した際の対応について、諸手続等の負担を軽減し、迅速化する。
- 老朽化対策、道路啓開・航路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の整備、情報把握と共有、海域監視・情報提供体制の強化、走錨事故の防止対策による海上交通安全の確保、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等とともに、交差点改良、歩道の設置を含めた道路の拡充、防護柵や標識・標示・路面表示の充実などの交通安全対策を進める。
- 交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの運用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供を行う。
- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある短期間の集中的な大雪時において、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方とし、躊躇ない広範囲での計画的・予防的な通行止め、高速道路と並行する国道等の同時通行止めと集中除雪による物流等の途絶の回避等に取り組むため、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する。
- 港湾において、広域的な代替輸送訓練を実施するとともに、津波来襲時の船舶等への被害軽減や台風等による高潮・高波・暴風等への対応を港湾 BCP に追加して災害対応力を強化するとともに、空港施設について、アクセス事業者など関係機関と連携して行動できる BCP を策定する。
- 災害時に船舶が安全に航行できるよう、緊急確保航路等において、発災後に速やかに航路を確保できる体制を構築すべく、航路啓開訓練を行う実施し、災害対応力の強化を図る。また、災害時の対応や訓練結果等を踏まえ、必要に応じて航路啓開計画を充実化する。
- 走錨リスク判定システムの普及、及び台風等の自然災害発生時における錨泊中の船舶の走錨リスクをリアルタイムでモニタリングすることにより、錨泊中の走錨リスクを船長等に通知するシステム（走錨モニタリングシステム）を開発する。
- 海上交通ネットワークの維持、港湾施設の安全な利用等を確保するため、係留施設等について老朽化対策を実施する。
- 全国の港湾のうち、10港をモデルとしてインフラ情報の電子化を行い、データを共有する基盤（Cyber Port（港湾インフラ分野））のプロトタイプを設計・構築する。

（主要施策）

- 【国交】道路橋梁の耐震補強
- 【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
- 【国交】鉄道施設の耐震対策
- 【国交】鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策
- 【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策
- 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供
- 【国交】大都市圏環状道路の整備
- 【国交】道路ネットワークの機能強化対策
- 【国交】新幹線ネットワークの着実な整備
- 【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）
- 【国交】迅速な航路啓開のための体制の整備

- 【国交】災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶の利用に係る関係者との体制構築等の推進
- 【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 【国交】船舶における走錨事故の防止等に関する緊急対策
- 【国交】港湾における走錨事故の防止等に関する対策
- 【国交】被災者のための移動自動車相談所の設置
- 【国交】港湾を活用した広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保
- 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備
- 【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新
- 【警察】環状交差点の活用

5-6) 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響

(推進方針)

- 地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とするため、滑走路等の耐震対策を推進する。
- 災害時における滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため各空港で策定された対応計画（A2-BCP）に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応を行う体制を構築するとともに、訓練の実施等による対応計画の実効性の強化を推進する。
- 空港機能の代替性を確保するための道路や鉄道など陸上輸送機能の確保について推進する。

(主要施策)

- 【国交】滑走路等の耐震対策
- 【国交】空港BCPの実効性強化対策

5-7) 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

(推進方針)

- 日本郵便株式会社において、郵便事業に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合に事業継続と復旧をスムーズに実現させるための体制づくりと事前対策を整備するため策定したBCPの実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う。
- 交通の麻痺による郵便サービス等の停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。
- 全ての主要な金融機関等において早期にBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する。また、BCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。
- 金融機関等が被害を受けないよう洪水対策等を進める。

(主要施策)

- 【総務】日本郵便株式会社における郵便事業に係る事業継続計画の策定
- 【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備
- 【金融】金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保等
- 【金融】各金融機関等のシステムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等
- 【金融】銀行業界など関係業界内横断的な防災訓練等の実施

5-8) 食料等の安定供給の停滞<<重点>>

(推進方針)

- 水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域 BCP の策定を促進する。また、農業水利施設を管理する土地改良区等においても、業務継続計画の策定を推進する。
- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化や園芸産地における複数農業者による事業継続計画の策定を支援する。食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく。
- 農林水産業に係る生産基盤等について、農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。水産物の流通拠点や生産基盤施設等の耐震化等を推進する。
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁、港湾、空港などの物流インフラの耐災害性強化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた災害に強い物流インフラ網の構築を進めるとともに、荷主と物流業者が連携した BCP 策定を促進する。
- 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用及び安定的な輸入の確保を図る。また、緊急時においては、備蓄の活用及び輸入の確保といった対策を着実に実施する。

(主要施策)

【農水】水産物の一連の生産・流通過程における BCP の策定の促進

【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化

【農水】災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築

【農水】園芸産地事業継続対策

【農水】農業水利施設の耐震化

【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進

【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）

【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進

【農水】漁港施設の耐震化等

【国交】道路ネットワークの機能強化対策

【国交】物流事業者における災害対応力の強化

【農水】卸売市場施設整備の推進

【農水】「緊急事態食料安全保障指針」に基づく対策

【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進

5-9) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(推進方針)

- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、都道府県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。
- 災害時においても水道施設の被害の抑制や影響を最小化できるよう、水道施設の耐震

化や耐水化等の耐災害性強化を推進する。

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、「雨水の利用の推進に関する法律」（平成26年法律第17号。以下「雨水利用推進法」という。）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、「水循環基本法」（平成26年法律第16号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進める。
- 老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。
- 指針に基づく更新計画並びに BCP 策定による耐震対策や浸水対策等の耐災害性強化対策により、工業用水道の強靱化を推進する。

（主要施策）

【厚労】水道の応急対策の強化

【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進

【農水】農業水利施設の耐震化

【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進

【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化

【経産】広域的災害発生時の工業用水道事業における応援体制の確保

【国交】雨水・再生水等の水資源の有効利用等

【農水】農業用水緊急節水対策本部による関係者間の情報共有等の促進

【国交】気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保

【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策

【農水】GIS を活用した農業水利施設の可視化・共有化

【経産】指針に基づく更新計画及び BCP 策定による工業用水道強靱化の推進

■ 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止《重点》

（推進方針）

- 送配電事業者に対する災害時連携計画の策定や既存設備の計画的な更新の義務化、無電柱化を含めた送配電設備への必要な投資を適切に行うための託送料金制度改革、山間部等において電力の安定供給・効率性が向上する場合、送配電網の独立運用を可能とする制度整備等を盛り込んだ、エネルギー供給強靱化法に基づき、引き続き、環境整備を進めるとともに、樹木の伐採や鉄塔等の技術基準の見直し、電力会社間及び自衛隊との定期的な情報共有・共同図上演習を推進することにより、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確立する。
- 地域への安定的な電力供給を確保するため、送電網のマスタープランを策定し、送電

系統の増強等の整備・強化対策を推進する。

- 地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設における、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進するとともに、自治体や事業者等が連携し、地域における真の地産地消型エネルギーシステムの展開に向けた取組を推進する。
- 大規模停電時でも自立して電力を供給できる「地域マイクログリッド」の構築を推進する。
- 石油製品の供給拠点となる製油所等が災害時にも機能を維持し、石油の安定供給を確保するため、大雨・高潮対策等の強靱化対策を推進する。また、災害時石油供給連携計画に基づく訓練を実施する。さらに、製油所・油槽所が存在する重要港湾以上の港湾における関係者が連携した港湾BCPを策定する。
- 国家備蓄原油・製品放出の機動性の確保、LPガスの国家備蓄の確保・維持を図る。
- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。

(主要施策)

【経産】強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立

【防衛】インフラ企業等関係機関との共同図上演習等の実施

【経産】送電網の整備・強化対策

【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策

【経産】災害時に自立した電力供給が可能な地域マイクログリッドの構築支援

【経産】製油所等の緊急入出荷能力の強化

【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し

【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）

【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止<<重点>>

(推進方針)

- 上水道、工業用水道施設等の効果的な耐震化対策や耐水化対策、停電対策を進めるとともに、都道府県や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める。
- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCEの人員・資機材等の充実・強化、道路防災対策等を進めるとともに、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水利用推進法に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。

(主要施策)

【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進

【厚労】水道の応急対策の強化

【経産】指針に基づく更新計画及びBCP策定による工業用水道強靱化の推進

【経産】 広域的災害発生時の工業用水道事業における応援体制の確保

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(推進方針)

- 下水道施設の耐震化・耐水化を、地方公共団体と連携して着実に推進する。また、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理を進める。
- 地方公共団体における下水道 BCP のブラッシュアップや、マンホールトイレの整備など、被害の最小化を図る取組を推進する。
- 農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する。
- 浄化槽については、合併処理浄化槽の普及を促進する。また、浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を促進する。

(主要施策)

- 【国交】 下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 【国交】 下水道施設の耐震、耐津波対策
- 【国交】 下水道 BCP のブラッシュアップ
- 【国交】 ICT・データ・新技術等を活用した災害対策の構築
- 【農水】 集落排水施設の耐震化等
- 【環境】 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備の推進
- 【環境】 浄化槽長寿命化計画策定推進への支援

6-4) 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(推進方針)

- 道路啓開・航路啓開計画の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める。
- スマートインターチェンジ等の整備による災害時の広域避難や救援物資輸送のための高規格道路等へのアクセス性の向上に向け、地域における追加のインターチェンジの必要性を検討し、合意形成が整った箇所において、スマートインターチェンジの整備を推進する。
- 災害時に機動的であるという自転車の特性を踏まえ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車の活用を推進するため、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用の推進に関する取組事例をとりまとめ、地方版自転車活用推進計画への災害時における自転車活用施策の位置付けを推進する。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める。
- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、その軸となる代替性の高い道路網の構築を進める。また、緊急車両の進入路の設置、高規格道路等へのアクセス性の向上等を進める。
- 物流上重要な道路輸送網について、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進めるとともに、災害時には地方管理道路において道路種別を問わず、必要に応じ国が道路啓開・災害復旧を代行し、道路の迅速な機能回復を図る。

- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある短期間の集中的な大雪時において、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方とし、躊躇ない広範囲での計画的・予防的な通行止め、高速道路と並行する国道等の同時通行止めと集中除雪による物流等の途絶の回避等に取り組むため、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する。
- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。
- 新幹線構造物の計画的な大規模改修、道路橋梁の耐震補強、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策、道路の無電柱化、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策、耐波耐津波対策、耐水対策、停電対策、豪雨対策、土砂災害対策や、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。また、交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化を図る。
- ALOS シリーズに代表される広域高分解能衛星についての確に運用し、後継機の着実な開発・導入・打ち上げなど、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等に活用できる体制を維持する。また、電子基準点について位置情報インフラとしての安定的な運用ができるよう機能を強化する。さらに、天候や昼夜を問わず、被災状況をより正確・迅速に把握できる衛星の安定的な運用を行う。また、人の立入りが困難な災害現場でも、調査・復旧工事が可能な災害対応ロボット等の開発、導入、オペレーターの育成を進める。
- 道路が復旧するまでの間も、可能な限り交通の安全と円滑を確保するため、官民のプローブ情報の活用等を進める。
- 災害後の経済活動を支える海上交通ネットワークの維持を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い防波堤の整備等、港湾施設の耐震・耐波性能等の強化を推進する。
- 空港の機能確保に最低限必要となる基本施設や電気室など空港運営に係る重要施設等の耐震化や浸水対策を推進する。
- 発災時に適切かつ迅速な対応が行なえるよう、都道府県・市町村が作成する防災計画に基づき、地方自治体及び他交通モードとの事前の協定締結を推進するため、協定締結状況の把握や、事業者団体、関係機関等との協力を行い、問合せ・相談に応じる等目標達成に向けた取組を支援するとともに、締結済み自治体においても締結内容の充実などを支援する。
- 可搬型小型中性子源システム（RANS-III）の中性子発生を可能にする、超小型陽子線加速器による陽子線加速ビームの調整及び発生ターゲットを遮蔽するシステムの開発を進めるとともに、当該システムを車載して屋外での非破壊計測を想定した実験を実施できる施設（放射線管理区域指定が可能な施設）の設計を実施し、建設に着手する。また、道路政策の質の向上に資する技術研究開発の新道路技術開発等と連携し、コンクリート内部劣化の非破壊検査装置の社会実装を進める。
- 測量の基準の提供及び地殻変動の監視を目的として全国に設置された電子基準点について、故障・停止を未然に防止するための機器更新等による機能維持のほか、観測局と中央局の通信について、災害時に既存の有線回線が途切れても高速モバイルデータ通信でリアルタイムデータを取得するための機能強化を行い、安定的な運用を維持し、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波、火山災害などの対策に役立つ情報を提供するとともに、大規模自然災害の発生時には、効率的な測量や、ICT を活用した建設現場の生産性向上等の位置情報サービスにより、人員不足等による復旧工事の遅れを防ぐ。

（主要施策）

- 【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 【国交】広域避難路（高規格道路等）へのアクセス強化
- 【国交】TEC-FORCE 等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等
- 【国交】道路橋梁の耐震補強
- 【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
- 【国交】新幹線の大規模改修に対する引当金積立制度による支援
- 【国交】鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策
- 【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策
- 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備
- 【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進
- 【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新
- 【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発
- 【国交】安定的な位置情報インフラの提供のための GNSS 連続観測システム（電子基準点網）の推進
- 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

（推進方針）

- 大規模地震想定地域等における海岸堤防等の防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に耐震化・液状化対策、高潮対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防のかさ上げ、水門、樋門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する。
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保・育成、TEC-FORCE の人員・資機材等の充実・強化、迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。
- ICT を活用し3D データを用いた施工管理を行うことで、建設現場の生産性の向上を図るとともに、施工管理の3D データを基礎データとし点検時や災害発生時に構造物の変状を迅速に把握することで、適切な維持管理及びその効率化、災害復旧の迅速化を目指す。このために必要な橋梁や砂防施設等のコンクリート構造物工における ICT の技術基準類を策定し、導入環境の整備を行う。
- 総合防災情報システム、統合災害情報システム、SIP4D 等により、関係機関における情報共有を円滑に進める。

（主要施策）

- 【農水】海岸防災林の整備
- 【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進
- 【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備
- 【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進
- 【国交】下水道施設の耐震、耐津波対策
- 【経産】災害対応等のためのロボット・小型無人機（ドローン）の技術開発・実証
- 【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進

- 【国交】 TEC-FORCE 等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等
- 【国交】 施工の効率化・省力化に資する対策
- 【防衛】 自衛隊艦艇の安定的使用に係る港湾等の調査
- 【防衛】 自衛隊航空機の安定的使用に係る場外離着陸場の整備
- 【国交】 ICT・データ・新技術等を活用した災害対策の構築

■ 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生《重点》

(推進方針)

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の解消に向けた取組を進める。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進する。また、首都直下地震想定エリアや密集市街地を抱える大都市等、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型の国土形成・国土利用を促す効果的な方策を検討し、取組を進める
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の改善や金融商品の開発等、あらゆる手法を組み合わせ耐震化を進める。
- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。
- 地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカー等の普及を進める。
- 道路橋梁の耐震補強、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急車両の進入路の整備、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの運用等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車等を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の計画的な整備を進める。
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。大規模災害による被害を最小限に抑えることや救急需要に迅速・的確に対応すること等により、住民生活の安心・安全を確保するため、施設の整備を重点的に推進していく。消防庁舎における業務継続性を確保するために、非常用電源の設置を促進する。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定支援などにより消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。
- 地震後の出火防止対策、延焼抑制対策に加え、地震火災時の避難システムを含む住民

避難のあり方に関する調査・研究を促進する。

(主要施策)

- 【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策の推進
- 【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等の整備
- 【国交】延焼防止等に資する緑地の確保等
- 【国交】密集市街地等の改善に向けた対策の推進
- 【内閣府・総務・経産】大規模地震時の電気火災対策の推進
- 【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進
- 【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化
- 【総務】常備消防力の強化
- 【総務】消防防災施設の整備
- 【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 【内閣府】地域防災力の向上推進

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(推進方針)

- 関係機関による合同訓練については、より実践的な訓練を心掛け、周辺住民への情報伝達及び避難の促進まで含めた関係機関の連携体制を確認するとともに、装備資機材等の機能向上も行い、より実効性のある体制づくりを推進する。あわせて、地域の災害特性を踏まえた防災訓練・教育を継続的に実施していく。
- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や海岸堤防等の整備・耐震化、地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。また、気候変動影響を考慮した海岸保全基本計画への変更を推進する。
- 大規模津波・高潮等によるコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等の漂流物防止対策等を推進する。
- 海岸漂着物等が引き起こす二次災害を防止する観点から、海岸漂着物等の処理を推進する。
- 自然環境が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。

(主要施策)

- 【国交】関係機関と連携した海上における災害対応能力の向上
- 【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化
- 【総務】石油コンビナート等防災計画の実効性の担保
- 【経産】製油所等の緊急入出荷能力の強化
- 【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備
- 【環境】海岸漂着物等に関する緊急対策
- 【国交】船舶に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(推進方針)

- 避難路沿道の住宅・建築物の耐震化を進める。

- 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。
- 沿道の住宅・建物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。特に道路の無電柱化については、緊急輸送道路等の新設電柱の占用禁止や、既設電柱の早期の占用制限に向けた調整を加速化するとともに、低コスト手法及び新技術・新工法の開発促進・普及、発注の工夫等によりコスト縮減の徹底や事業のスピードアップを図る。また、地下空間の地図データについては、国土交通データプラットフォームの構築を推進しつつ、DuMap（デジタル地中地図情報）の概念を活用していく。
- 鉄道の閉塞についても、対策を検討する。
- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。
- 道路陥没事故等の発生を未然に防止するため、老朽化した下水道管路について、計画的に改築を進める。
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく。
- 自動車が通行できない時に、自転車等効率よく現地調査を行う手段の確保や、官民の自動車プローブ情報、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用等既設の計測・観測機器類等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにする。また、広域交通管制システム及びプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの運用等を進める。
- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE 等の人員・資機材等の充実・強化を進める。

（主要施策）

【国交】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策

【国交】下水道施設の戦略的維持管理・更新

【国交】下水道施設の耐震、耐津波対策

【国交】TEC-FORCE 等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等

7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

（推進方針）

- Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化や、火山の噴火履歴調査と火山地質図の整備、衛星画像等の活用などの情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する。
- 土砂災害警戒区域に指定されていない箇所においても土砂災害が発生したこと等を踏まえ、土砂災害警戒区域等の指定基準を満たす箇所の抽出精度の更なる向上、標識等の設置による土砂災害警戒区域等の認知度向上等を行い、土砂災害の防止を図るとともに、土砂災害に関するハザードマップ策定を支援する。

- 施設管理については、UAV等IT技術を活用した砂防関係施設の点検技術の高度化を図る等、より効率的な点検・診断を推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを地方公共団体に広げるとともに、地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する。
- 大規模地震やその後の降雨等による土砂災害発生箇所において、再度災害防止対策、多数の死者を発生させないための被災者救助、捜索関係施策、施設機能確保のための発電設備の導入等を推進する。
- 河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に、土砂災害防止法に基づき、市町村が適切に住民の避難指示の判断ができるよう、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町村に提供する。
- 森林の適正な管理を推進する。山地災害については、航空レーザ計測等のICTも活用した発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や機能強化・老朽化対策、森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用したグリーンインフラの社会実装を推進し、頻発・激甚化する自然災害にも対応しうる持続可能で魅力ある社会を実現するため、産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」（令和2年3月設立）の活動を拡大し、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者等への技術的・財政的支援等を行う。
- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（平成31年法律第17号）により、農業用ため池の適切な管理の確保を図るとともに、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年法律第56号）により、防災上重要な農業用ため池について、「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等に関する手引き」を活用し、必要となる工事等を推進し、農業用ため池の決壊等による災害の未然防止を図る。
- 土砂災害対策、ため池の耐震化等について、関係府省庁・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める。
- 発電専用ダムなど、我が国の電力システムを支える基幹設備について、自然災害等に対する耐性について不断の評価を行い、規制の整備等の必要な対策を実施する。
- 震災リスクの高い場所への人口の集中を解消することを検討する。また、災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

（主要施策）

- 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【国交】土砂災害ハザードマップ作成や火山地域の緊急減災計画策定の促進
- 【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策
- 【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進
- 【農水】GISを活用した農業水利施設の可視化・共有化
- 【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新
- 【国交】河川、砂防分野における施設維持管理、操作の高度化対策
- 【国交】河道閉塞等が発生した場合の緊急調査の実施および緊急情報等の通知

- 【農水】 荒廃地等における治山施設の整備
- 【農水】 ため池のハード及びソフト対策の推進
- 【農水】 農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）
- 【国交】 大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

（推進方針）

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修・調査を行う。また、地方公共団体における化学物質に係る災害・事故対応マニュアルの策定を支援するとともに、これらのフォローアップを行う等、マニュアルの実効性を高める。
- 高圧ガス等の漏洩を防止するための基準の改定や、これを踏まえた高圧ガス施設の耐震化の実施、及び大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場及び坑道の対策を速やかに実施する。
- 放射性物質の漏洩・拡散を防ぐため、施設の改修を行う。

（主要施策）

- 【環境】 「化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」の策定
- 【国交】 海上における有害・危険物質対応能力の維持向上
- 【経産】 高圧ガス設備の耐震設計基準の見直し
- 【経産】 鉱山集積場の耐震化への対策
- 【経産】 休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する対策
- 【文科】 量子科学技術研究開発機構の被ばく医療共同研究施設の改修

7-6) 農地・森林等の被害による国土の荒廃<<重点>>

（推進方針）

- 農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策、非常用電源の設置、安全施設の整備等の施設整備、水田の貯留機能向上のための田んぼダムの農地整備や地域の共同活動支援を進める。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設などの地域資源の適切な保管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう活動組織の広域化等の体制整備を推進する。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。
- 山地災害については、航空レーザ計測等の ICT も活用した発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や機能強化・老朽化対策、森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。特に、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策等を現地の状況に応じて複合的に組み合わせた治山対策を進めるとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を推進する。また、海岸防災林の整備等により、大規模津波等による被害を軽減することで人家・公共施設等の保全を図る。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用したグリーンインフラの社会実装

を推進し、頻発・激甚化する自然災害にも対応しうる持続可能で魅力ある社会を実現するため、産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」（令和2年3月設立）の活動を拡大し、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者等への技術的・財政的支援等を行う。

- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、および迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。また、近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、事前防災対策として、土砂・洪水氾濫対策のための土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する。
- 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。効率的な森林整備の基盤になるとともに、災害に強く代替路としての機能も有する幹線林道の開設・改良をはじめとする路網整備を推進する。CLT 製品・技術の開発・普及など、地域材を活用した新たな木材需要創出等に努める。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を市町村等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する。
- 風倒木等による建物や道路、鉄道、電線等への二次的被害への対応として、道路等に近接する森林において、道路や電線の管理者、鉄道会社等と適切に連携を図りつつ、復旧に向けた被害木の処理や多様な樹種の植栽、危険木の除去を含む間伐等の予防的な取組を推進する。
- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、自然公園の適切な施設整備・長寿命化対策を推進する。
- 農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。
- 地域の強靱化を進めるため、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組など、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。

（主要施策）

【農水】農業水利施設の耐震化

【農水】田んぼダム等の取組の推進

【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）

【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進

【農水】海岸防災林の整備

【環境】森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化

【農水】荒廃地等における治山施設の整備

【農水】森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様な健全な森林の整備等

【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進

【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策

【農水】CLT（直交集成板）等の開発・普及

【経産】強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立

【農水】農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全

■ 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(推進方針)

- 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害時に有効な資機材等の確保を推進する。
- 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める。
- 市町村による災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る。
- 大規模災害の経験を踏まえ、広範囲の災害廃棄物処理や収集運搬体制の構築に向けて、防災基本計画に基づき、関係省庁、自治体、NPO 等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」の周知を図る。
- 発災後の速やかな災害廃棄物処理体制構築に向けて市町村による災害時の有害廃棄物対策検討を進める。
- 災害廃棄物の広域処理に関し、貨物鉄道や港湾を活用した海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物の広域処理体制を構築・強化する。
- 災害廃棄物処理の円滑化を図るために、災害時の基幹的なりサイクル拠点においてプラスチックリサイクル体制の拡充・強化を行う。

(主要施策)

【環境】 災害廃棄物仮置場整備の支援

【財務】 地方公共団体に対する国有財産を活用した廃棄物仮置き場や避難場所確保等支援

【環境】 循環型社会形成推進交付金等による一般廃棄物処理施設の防災機能の向上への支援

【環境】 災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成支援

【環境】 廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発

【環境】 災害時における二次災害防止のための有害廃棄物対策

【国交】 海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物の広域処理体制の構築

【国交】 貨物鉄道の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施

【環境】 災害に強いリサイクル設備の整備

8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(推進方針)

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成及び地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討する。また、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進める。
- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興まちづくりに関する

体制や手順の事前検討、災害が発生した際の復興に関する課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングなどの、復興まちづくりのための事前準備の取組を推進する。令和2年度に創設した、復旧・復興まちづくりサポーター制度も活用しながら、未着手の自治体等に対する普及啓発・技術的な支援を実施する。

- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく。建設業における将来の担い手確保に向けて、①建設キャリアアップシステムの普及促進、社会保険等への加入徹底による技能労働者の処遇改善、②新・担い手3法に基づく工期の適正化や施工時期の平準化の推進等による、建設業の働き方改革と生産性向上、③将来にわたるインフラの品質確保とその中長期的な担い手確保にも資する入札契約方式の導入・活用等の入札契約制度の改革を実施する。
- 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。また、都道府県などにおいて技術職員を増員し、平時に市町村の業務を支援するとともに、大規模災害時には、広域的な中長期派遣要員を登録・確保することとし、その人件費について、地方交付税措置を講ずる。加えて、地方公共団体向けの会議や説明会等の機会を捉え、技術職員の採用・増員及び中長期派遣要員の登録について協力依頼を行う。
- 平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておく。
- 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。
- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなる状態を回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。
- 自宅を失う者が大量発生しないよう、耐震診断、改修、被災後の補修を担う技術者等の育成、住宅の耐震化や、防災集団移転の促進など災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、取組を進める。

(主要施策)

【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進

【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進

【国交】復興事前準備の推進

【内閣府】円滑な復旧・復興に向けた取組の強化

【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進

【内閣府】防災に関する知識及び技術の普及

【厚労】医療施設の耐震化

8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(推進方針)

- 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、準天頂衛星7機体制の実現によ

り得られる高精度測位データ等も活用し、G空間情報センター、SIP4D、災害情報ハブ等による災害情報共有の取組を進める。

- 災害発生後には、観測衛星による高精度な観測データを迅速かつ高頻度に関係機関等へ提供することと合わせ、データ判読技術を有する人材の育成、解析ツールの研究開発に取り組む。
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水対策や海岸侵食対策、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保・育成、TEC-FORCE の人員・資機材等の充実・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する。
- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域のかつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE の人員・資機材等の充実・強化を進める。

(主要施策)

【内閣府】準天頂衛星7機体制の開発・整備・運用

【国交】G空間情報センターをハブとした地理空間情報の円滑な利用促進

【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発

【国交】衛星測位システムで標高が決まる社会の実現（航空重力測量）

【国交】流域治水対策（河川）

【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策

【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進

【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備

【農水・国交】海岸の侵食対策

【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進

【国交】TEC-FORCE 等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(推進方針)

- 石垣等も含む文化財の耐震対策や防火対策や適切な修理終期における保存修理のほか、これらに必要な防災設備の整備等を進める。また、史跡名勝、文化的景観、伝統的建造物など生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平時から仕掛けていく。
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る。
- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ化するなど、文化財の保護対策を進める。
- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避するため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取組を

進める。

(主要施策)

【文科】国指定等文化財の防災施設の整備

【文科】国指定等文化財(建造物)の適切な修理周期における保存修理

【環境】自然生態系の機能を活かした社会の強靱性の向上

【文科】民俗文化財の伝承・活用等

【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進

【文科】博物館資料の保管環境整備の推進

8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

(推進方針)

- 「国土調査事業十箇年計画」(令和2年5月26日閣議決定)に基づき、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進めることができる新たな調査手続や、都市部における官民境界の先行調査、山村部におけるリモートセンシングデータを活用した調査など地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の活用を促進することにより、地籍調査の円滑化・迅速化を図り、今後災害が想定される地域等において重点的に地籍調査を推進する。特に、土砂災害特別警戒区域等の緊急性が高い地域における地籍調査を重点的に推進する。また、「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」及び「震災復興型登記所備付地図作成作業5か年計画(熊本県)」等に基づき、都市部、大都市・地方拠点都市、東日本大震災の被災地及び平成28年熊本地震の被災地において、登記所備付地図作成作業を実施する。
- 全国に設置された電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用ができるよう機能を強化するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波、火山災害等の対策に役立つ情報を提供する。また、電子基準点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等を実施する。
- 国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供し、国民の防災意識向上のための地理教育に活用するとともに、国土地理院や国・地方公共団体等が整備したデジタルの測量成果を保管し、これらの統合的な検索・閲覧・入手を可能にする。
- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策を進める。
- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の使用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図るとともに、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング・コーディネート等の機能を担うランドバンク等の地域連携に資する先進的な取組の支援により、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。また、所有者不明土地特措法の施行後3年経過の見直しに向け、所有者不明土地の円滑な利活用と管理の確保を図るための仕組みの拡充や所有者不明土地の発生予防等

の観点から重要となる、管理不全土地・低未利用土地の利活用・管理を図るための仕組み等についてとりまとめ、必要な制度見直しを行う。さらに、相続登記等の申請を義務付けることや、所有者不明土地管理制度の創設等を内容とする「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）及び相続等により取得した土地の所有権を国庫に帰属させることを可能とする「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号）の成立を踏まえ、システム開発、国民各層への周知を含めた環境整備を行い、所有者不明土地の発生予防、利用の円滑化を推進する。

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興まちづくりに関する体制や手順の事前検討、災害が発生した際の復興に関する課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングなどの、復興まちづくりのための事前準備の取組を推進する。令和2年度に創設した、復旧・復興まちづくりサポーター制度も活用しながら、未着手の自治体等に対する普及啓発・技術的な支援を実施する。
- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢など、賃貸型応急住宅の迅速かつ効率的な供与のあり方について、手引きや事例集により周知する。
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。
- 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化や、防災集団移転の促進等災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、取組を進める。

（主要施策）

- 【法務・国交】 災害後の円滑な復旧復興を確保するための地籍調査による地籍図の整備等の推進
- 【法務】 登記所備付地図作成作業
- 【国交】 安定的な位置情報インフラの提供のための GNSS 連続観測システム（電子基準点網）の推進
- 【国交】 防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進
- 【国交】 防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進
- 【経産】 石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けた SS 過疎地対策の推進
- 【法務・国交】 所有者不明土地等対策の推進
- 【国交】 復興事前準備の推進
- 【農水】 山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進

8-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

（推進方針）

- 大規模災害の発生による、我が国の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時に、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に配慮

した初動対応が可能となるよう体制構築を推進する。また、各国の防災・復興を担う行政官及び地方のリーダーなどの人材育成への協力等により、国際社会とともに、災害に負けない強靱な社会の構築を進める。

- 平時から、大規模災害復興法の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る。
- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画の策定や災害廃棄物の広域輸送に関する体制の構築を図る。地方公共団体による台風等の襲来に備えた廃棄物仮置き場の確保等の要望に応じ、速やかに未利用国有地等を無償で提供できるよう準備する。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。
- 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく。
- 大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定を促進する。成田空港の災害時の機能不全を想定し、空港 BCP との整合を確保しつつ、物流業者間の連携を強化する。
- 中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画等の策定を個別支援（ハンズオン支援）するとともに、認定を受けた計画に記載された取組を金融・税制等で支援することにより、中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策を促進する。

（主要施策）

【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供

【国交】外国人旅行者に対するウェブサイト等での災害情報の発信

【内閣府】防災計画の充実のための取組推進

【内閣府】円滑な復旧・復興に向けた取組の強化

【金融】金融機関における BCP の策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備

【内閣府】災害対応業務標準化の推進

【国交】海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物の広域処理体制の構築

【財務】地方公共団体に対する国有財産を活用した廃棄物仮置き場や避難場所確保等支援

【国交】物流事業者における災害対応力の強化

第3章 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗管理

5か年加速化対策の実施に当たっては、実施体制の強化を図りつつ、地域経済の活性化に寄与する公共事業等が円滑に実施されるよう、適正な積算の実施や工期の設定に努めるとともに、国庫債務負担行為の積極的な活用等による施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切な規模での発注等を推進する。

また、5か年加速化対策に関しては、進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表するものとされていることを受けて、年次計画において、5か年加速化対策の進捗状況を、関係府省庁からの報告に基づき以下のとおり取りまとめた。

1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗状況（事業費ベース）

5か年加速化対策全体でおおむね15兆円程度の事業規模（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途としていたところ、初年度となる令和3年度分は約4.2兆円の事業規模（うち国費約2.0兆円）となっている。

区分	事業規模の目途 ＜閣議決定時＞	事業規模 ＜初年度分＞	うち国費 ＜初年度分＞
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	おおむね 15兆円程度	約4.2兆円	約2.0兆円
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね12.3兆円程度	約3.5兆円	約1.5兆円
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね2.7兆円程度	約0.7兆円	約0.4兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円

※ 5か年加速化対策全体のおおむね15兆円程度の事業規模のうち、国費はおおむね7兆円台半ば

※ 四捨五入の関係で合計が合わないところがある

2 123対策の進捗状況

123対策の進捗状況については、当該年度中の対策の実施状況を踏まえ、翌年度に策定する年次計画において取りまとめて公表することとしていることから、初年度（令和3年度）分の進捗状況については、来年度に策定する年次計画2022において取りまとめる。

（対策ごとの内容、中長期の目標と5年後の状況の詳細は（別紙4）のとおり。）

第4章 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施結果

3か年緊急対策に関しては、進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表するものとされていることを受けて、年次計画において、3か年緊急対策の完了を踏まえた成果や課題を、関係府省庁からの報告に基づき以下のとおり取りまとめた。

1 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施結果（事業費ベース）

3か年緊急対策全体でおおむね7兆円程度の事業規模（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途としていたところ、現地状況の詳細確認等の精査の上、対策期間である令和2年度までに約6.9兆円を確保し、順調に進捗している。

区分	事業規模 ＜当初想定＞	事業規模 ＜対策期間である 令和2年度時点＞
防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策	おおむね 7兆円	約6.9兆円
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	おおむね3.5兆円	約3.4兆円
（1）大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	おおむね2.8兆円	約2.8兆円
（2）救助・救急、医療活動等の災害対応力の確保	おおむね0.5兆円	約0.5兆円
（3）避難行動に必要な情報等の確保	おおむね0.2兆円	約0.1兆円
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	おおむね3.5兆円	約3.5兆円
（1）電力等エネルギー供給の確保	おおむね0.3兆円	約0.3兆円
（2）食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	おおむね1.1兆円	約1.1兆円
（3）陸海空の交通ネットワークの確保	おおむね2.0兆円	約2.0兆円
（4）生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保	おおむね0.02兆円	約0.03兆円

※ 四捨五入の関係で合計が合わないところがある

2 160項目の緊急対策の実施結果

160項目の緊急対策の実施結果については、以下のとおりである。（項目ごとの実施概要、実施箇所数等の詳細は（別紙5）のとおり。）

令和2年度までの予算で目標を達成	141項目
令和3年度以降に目標達成の目途がついている	12項目
目標の達成に向けて検討が必要	7項目
対策全体	160項目

3か年緊急対策として、令和2年度までの予算により、所定の目標を達成した項目は141項目、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や現場条件等による計画・工程の変更等により、一部に遅れがあるものの目標達成の目途がついている項目が12項目で、全体としては、目標はおおむね達成したと評価できる。

なお、7項目の緊急対策については、地方自治体や施設設置者の財源確保、関係者との権利調整等の必要性が生じたため、目標の達成に向けて検討が必要となっている。これら

の対策については、関係省庁において目標の達成に向けて対応を検討し、早期に結論を得た上で、速やかに実施する。

3 災害時に効果を発揮した事例等

<大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化>

- ・全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）
- ・全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策
- ・全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策
- ・学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策
- ・ため池に関する緊急対策
- ・長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策

<救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保>

- ・大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策
- ・災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策

<避難行動に必要な情報等の確保>

- ・全国の大河川における情報収集に関する緊急対策
- ・気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策

<電力等エネルギー供給の確保>

- ・高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策

<食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保>

- ・農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策

<陸海空の交通ネットワークの確保>

- ・航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（基本施設）
- ・道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）
- ・道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策
- ・大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策

<生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保>

- ・携帯電話基地局に関する緊急対策

<大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化>

対策名: No.2 全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(河道等) 

事業者: 国土交通省九州地方整備局
川内川河川事務所

事業名: 川内川直轄河川改修事業

実施場所: 鹿児島県伊佐市

課題

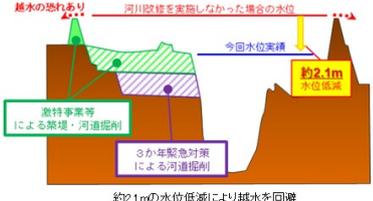
- 川内川水系羽月川は伊佐市の中心を流れており、沿川には市街地や農地が存在しています。
- 平成18年7月の洪水では、浸水面積180ha、浸水戸数70戸と甚大な被害を受けました。

概要

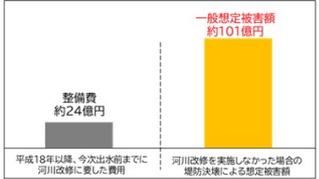
- 羽月川沿いでは、平成18年7月洪水による被害を受け、川内川本川を含めた集中的かつ計画的な再度災害防止対策(河道掘削等)を実施しました。
- これに加え、更なる対策として、平成30年度より「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による河道掘削を実施いたしました。

効果

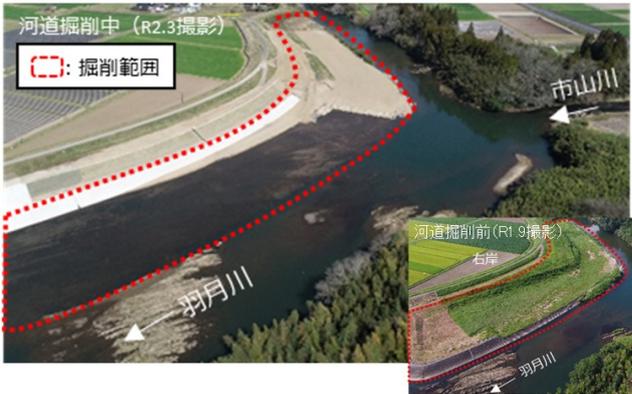
- 令和2年7月豪雨においては、3か年緊急対策による河道掘削等を実施していたことで、約2.1mの水位低減により越水を回避し、危険な水位以上の継続時間を約4時間短縮し、約101億円の被害軽減効果があったと想定されます。



約2.1mの水位低減により越水を回避



約101億円の被害軽減効果




対策名: No.8 全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策  

事業者: 熊本県熊本市

事業名: 坪井川第3排水区雨水調整池整備事業

実施場所: 熊本県熊本市

課題

- 坪井川第3排水区(流域面積182.1ha)は、低平地であるとともに流下先の坪井川が感潮河川であるため、満潮時には河川水位が上昇し、幹線水路からの排水が不能になり、25mm/h程度の降雨で浸水被害が発生する状況でした。※平成9年7月の降雨(時間最大降雨39mm)により浸水被害が発生。

概要

- 熊本市は、5年確率計画降雨60mmに対応するため、「坪井川第3排水区雨水調整池(52,000m³)」を整備しました。
- 雨水調整池の整備概要 ●対策規模:60mm/h ●敷地面積:29,000m² ●貯留容量:52,000m³ ●排水方法:ポンプ排水

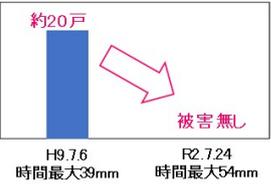
効果

- 令和2年7月豪雨(時間最大降雨54mm)で効果を発揮し、浸水被害の発生を防止・軽減しました。



R2.6月より供用開始





約20戸
H9.76 時間最大39mm
R2.724 時間最大54mm
被害無し

対策名: No.14 全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策

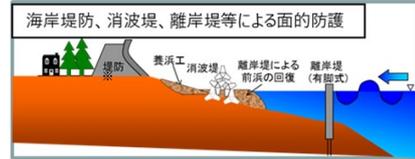


事業者: 国土交通省中部地方整備局
静岡河川事務所

事業名: 海岸保全施設整備事業(駿河海岸)

実施場所: 静岡県焼津市、吉田町、牧之原市

- 課題**
- 駿河海岸は、南海トラフ巨大地震による津波の第1波が地震発生後に最短2~4分で到達するため、減災効果を有する粘り強い構造の海岸堤防等の整備を、直轄事業により進めています。
- 概要**
- 高潮・高波による浸水・越波を防止するため、粘り強い構造の海岸堤防、離岸堤の整備及び養浜を実施しています。
- 効果**
- 駿河海岸では、令和元年東日本台風(台風第19号)において、観測史上最高の潮位T.P.+1.63m(清水港)と波高8.91m(駿河海岸沖)を記録しました。
 - これまでの海岸保全施設の整備がなければ、約5,000戸の家屋と約7事業所の工場へ浸水被害の発生が想定されたところ、海岸保全施設の整備によって、一部区間での越波はあったものの、高波被害を防止しました。被害防止の効果は約2,900億円と推定されます。



※粘り強い構造の海岸堤防(設計対象を超えた高さの津波に対しても全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能となる構造上の工夫)



対策名: No.22 学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策



事業者: 学校法人真宗大谷学園

事業名: 体育館耐震補強事業

実施場所: 福岡県筑後市

- 課題**
- 対策を行った体育館は、昭和55年に建設されたものであり、耐震診断の結果、構造耐震指標 I_s 値が0.24であり、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い建物であることが明らかとなりました。
 - 構造耐震指標 I_s 値は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価するものであり、当該数値が0.3未満の場合、その建物は、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い評価となります。
- 概要**
- 学校の施設は学生等が日常的に利用するものであり、教育研究活動の継続性の観点から、工事を早期に完了する必要があります。このことから、比較的工期が短く、工事費が安価な枠付鉄骨プレースを外壁等に設置(一部開口閉塞)する工法により補強工事を実施しました。
- 見込まれる効果**
- 構造体の耐震化を行ったことにより、大規模な地震が発生した場合に倒壊等の被害を防ぎ、学生等にとって安全・安心な教育研究環境を確保することができます。
 - また、これにより、将来的に体育館等を災害時の避難所として活用することが可能となります。



写真: 耐震補強工事前



写真: 耐震補強工事後

対策名 : No.29 ため池に関する緊急対策



事業者 : 長崎県

事業名 : 農村地域防災減災事業

実施場所 : 長崎県佐世保市

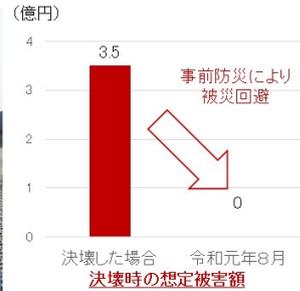
- 課題**
- 長崎県は台風常襲地帯であるとともに、近年、局所的かつ短期間での豪雨が多発しています。
 - また、老朽化が進んでおり、改修や整備が必要なため池が数多くあります。
 - ため池の整備を促進することで、決壊による被害を防止し、安定的に農業用水を確保する必要があります。
- 概要**
- 近年頻発化している豪雨による被害を防止し、農業用水を安定的に確保するため、ため池の堤体や洪水吐きの改修を実施しました。決壊した場合の浸水区域に家屋等が存在し、人的被害も与えるおそれがあったため、3か年緊急対策として前倒し実施しました。
- 効果**
- 令和元年8月の前線に伴う大雨では、長崎県佐世保市において24時間降水量で306mmを観測しました。
 - ため池対策により決壊による被害を未然に防止し、下流農地・家屋への浸水を回避しました。



対策前



対策後



対策名 : No.38 長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策



事業者 : 岡山地方事務局

事業名 : 長期相続登記等未了土地解消作業(平成30年7月豪雨災害関連)

実施場所 : 岡山県倉敷市

- 課題**
- 平成30年7月に発生した記録的な豪雨の影響により、倉敷市真備地区において、河川の氾濫による浸水被害が広範囲で発生しました。
 - これにより多数の死者、行方不明者が発生したほか、住家を始めとする市民の財産や道路、河川、農地等に甚大な被害が生じたため、国土交通省、岡山県及び倉敷市による復旧・復興事業のほか、「真備緊急治水対策プロジェクト」が策定され、平成30年度からその取組が進められています。
- 概要**
- 岡山県及び倉敷市からの求めに応じ、復興事業の対象となる土地において長期間にわたり相続登記等がされていない土地について、法務局が法定相続人を探索し、その結果を登記記録へ記録するとともに、法定相続人情報を登記所へ備え付けることにより、治水対策事業の遂行に活用することができるようになりました。
 - 迅速な復興事業の実施の必要性を考慮し、倉敷市真備地区内の土地を中心に約1,400筆の土地について集中的に相続人の探索を実施しました。
- 見込まれる効果**
- 法務局が作成した法定相続人情報を活用することにより所有者探索が大幅に省力化され、復興事業の計画的な実施、ひいては地域復興の更なる加速化に寄与することが見込まれます

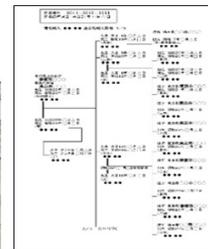


復興事業の例



復旧前

法務局の作成した法定相続人情報が、復興事業の円滑な実施に寄与



<救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保>

対策名: No.47 大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策 

事業者: 消防庁

事業名: 大規模風水害等に対応した車両・資機材の整備事業

実施場所: 山口県山口市、大分県大分市、鹿児島県姶良市

課題 ■ 平成30年7月豪雨での浸水地域における救助活動や夏季の過酷な気象条件下での長期の活動、北海道胆振東部地震での土砂崩れ等による救助活動が難航したこと等の課題を踏まえ、浸水地域や土砂崩落現場で活動する特殊車両など効果的な消防活動に必要な車両・資機材を整備する必要があります。

概要 ■ 大規模風水害や土砂災害に対応した重機及び重機搬送車、津波・大規模風水害対策車を配備しました。2020年度末に全車両の配備を完了する予定です。

効果 ■ 令和2年7月豪雨では、3か年緊急対策により車両が配備された山口市消防本部、大分市消防局及び姶良市消防本部が、被災地である熊本県球磨村及び八代市において活動しました。車両は、行方不明者の検索、住宅敷地内の土砂排除、道路啓開等に活用され、迅速な救助・応急・復旧活動に貢献しました。



令和2年7月豪雨の被災地である球磨村で活用された車両

対策名: No.53 災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策 

事業者: 災害拠点病院等

事業名: 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

実施場所: 全国の災害拠点病院等

課題 ■ 平成30年北海道胆振東部地震では、病院の停電が多発し、問題となりました。災害時に病院の診療機能を維持するためにも、自家発電設備の増設等が課題となっています。

概要 ■ 災害により長期の停電が発生しても病院の診療機能を維持するために必要な電気を確保できるよう、非常用自家発電設備の整備強化等を図ることを目的としています。

同様の対策の効果 ■ とちぎメディカルセンターしもつがは栃木県栃木市にある307床の病院で、二次救急医療機関や地域医療支援病院として地域で大きな役割を果たしています。

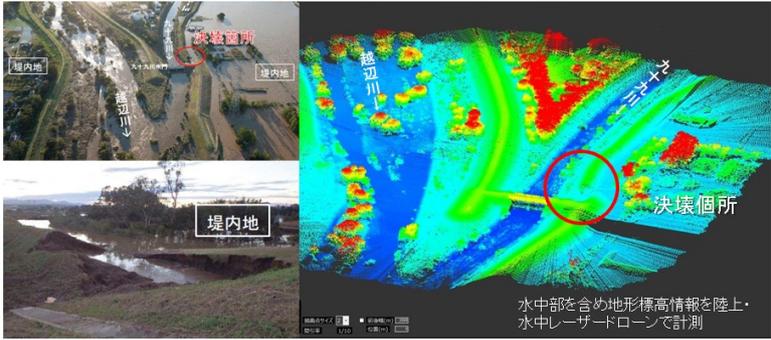
■ 令和元年10月に発生した令和元年東日本台風では、停電に見舞われましたが、非常用自家発電設備を稼働させることにより、被害を未然に防ぎました。

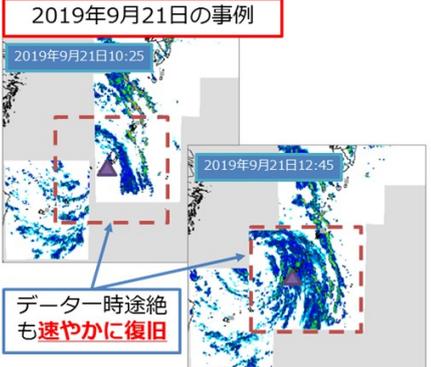




令和元年10月12日(土)			
非常用自家発電設備稼働状況			
21:54	停電	22:32	停電
22:23	復電	23:06	復電
稼働		稼働	

<避難行動に必要な情報等の確保>

対策名: No.89 全国の大河川における情報収集に関する緊急対策			事業者: 国土交通省 全国の地方整備局
事業名: 河川被災状況調査			実施場所: 全国の地方整備局
課題	■ 平成30年7月豪雨において、複数河川で同時に被災が発生した場合又は連続して襲来する台風などに対する情報収集体制に課題がありました。		
概要	■ 台風通過後直後のヘリコプターによる情報収集ができない強風下においても飛行が可能な全天候型ドローン、災害発生後の二次被害防止のための情報収集効果の高い陸上・水中レーザードローンを全国の地方整備局に配備しました。		
効果	■ 台風通過後直後のヘリコプターによる情報収集ができない強風下においても飛行が可能な全天候型ドローンを用い、河川の被災状況を迅速に把握(動画、写真撮影)することが可能となりました。 ■ 災害発生後の二次被害防止のための情報収集効果の高い陸上・水中レーザードローンにより、通常、河川水位が低下後に人が現地で実施する測量に変わり、水中部も計測可能なグリーンレーザを搭載したドローンを用い、河川の被災状況を迅速に計測することが可能となりました。 ■ 令和元年東日本台風では、堤防決壊した九十九川(埼玉県東松山市)において、被災直後の地形データを陸上・水中レーザードローンで計測し応急復旧等の計画立案等に活用しました。		
			
令和元年東日本台風で堤防決壊した九十九川の写真(左)、グリーンレーザによる計測データ(右)			

対策名: No.95 気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策			事業者: 気象庁
事業名: 気象レーダーの非常用バックアップ回線の整備			実施場所: 沖縄県南城市
課題	■ 平成30年台風第24号では、沖縄レーダーのデータが34時間途絶し、沖縄本島地方・大東島地方の一部の雨を観測できませんでした。		
概要	■ 3か年緊急対策として、沖縄レーダー他、全国の気象レーダーに非常用バックアップ回線を整備しました。		
効果	■ 令和元年台風第17号襲来中に通信回線異常が発生しデータが途絶しました。 ■ この台風の襲来までに、3か年緊急対策に基づき、レーダーに非常用のバックアップ回線を整備していたことから、速やかに復旧しました。 ■ 防災気象情報への影響を最小限に抑制しました。		
		2019年9月21日の事例 	
沖縄レーダー(当施設を含む全国計20の気象レーダーで国土のほぼ全域の降水等を観測している。)		データ一時途絶も速やかに復旧	

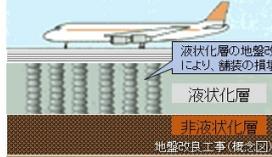
<電力等エネルギー供給の確保>

対策名: No.104 高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策		事業者: 高圧ガス製造事業者等
事業名: 高圧ガス設備の耐震補強支援事業		実施場所: 全国の高圧ガス製造所等
<p>課題</p> <p>■ 東日本大震災により、高圧ガス設備である球形貯槽が被害を受けました。また、南海トラフ巨大地震等、より大きな地震が発生する可能性も指摘されており、既存の高圧ガス設備について、最新の基準に適用するよう耐震補強が求められています。</p> <p>概要</p> <p>■ 大規模地震対策として、既存の高圧ガス設備を最新の耐震基準に適合させるために、補強工事を行う事業者に対し補助を実施しました。工事は2021年3月に完了の予定です。</p> <p>見込まれる効果</p> <p>■ 既存の高圧ガス設備を最新の耐震基準に適合化させることにより、高圧ガスに係る災害事故による人的被害の抑制、最小化を大幅に進捗させます。</p>	<p>球形貯槽(耐震補強後)</p>  <p>球形貯槽(耐震補強前)</p> <p>球形貯槽を支える脚部の補強対策</p>	
		<p>東日本大震災時に発生した大規模火災の様子</p> 

<食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保>

対策名: No.113 農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策		事業者: 平成31年度ハウス強靱化組合
事業名: 農業用ハウス強靱化緊急対策事業		実施場所: 山形県東根市
<p>課題</p> <p>■ 大雪や台風等による被害を防止するために、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、筋交い等による農業用ハウスの補強を実施する必要があります。</p> <p>概要</p> <p>■ 近年の豪雨、台風、大雪被害等の多発と被害拡大を踏まえ、十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて、被害防止計画を策定した上で実施する農業用ハウスの補強や防風ネットの設置、非常用電源の導入等を支援しました。</p> <p>効果</p> <p>■ 令和2年12月からの大雪により、周辺のパイプハウスは損壊しましたが、当該事業で補強を施したハウスに損壊はありませんでした。</p> <p>■ また、本緊急対策では、他の地域でも事業を実施しており、例えば、下記のような効果も発現しています。</p> <p>【事例: 静岡県賀茂郡南伊豆町】 令和元年台風第15号(令和元年房総半島台風)により、周辺のパイプハウスは損壊したが、当該事業で補強を施したハウスの損壊はなかった。</p>	 <p>筋交いの追加</p> <p>農業用ハウスの補強対策実施済み</p>  <p>農業用ハウスの補強対策未実施</p>	

<陸海空の交通ネットワークの確保>

	対策名: No.129 航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(基本施設)		事業者: 関西エアポート(株)、国土交通省	
	事業名: 関西国際空港防災機能強化対策事業/仙台空港の滑走路等耐震対策		実施場所: 大阪府泉佐野市、宮城県名取市	
課題	■ 平成30年9月に発生した台風21号の影響で、関西国際空港では、波高が強風により5mを超え、空港島の護岸を越え1期島内で広範囲の大規模浸水が発生し、滑走路等の水没に伴う航空機の離着陸不能、ターミナルビルの一部機能停止等の被害が発生しました。 ■ また、仙台空港では、3か年緊急対策実施前の平成30年の時点において、航空輸送上重要な空港※に求められる「発災後3日を目的に定期民間航空機の運航が可能となる機能」である滑走路全長(3,000m)の耐震化が確保されておりました。			
概要	■ 関西国際空港においては、浸水した1期島の護岸のかさ上げ工事を令和元年から開始し、令和2年8月からは消波ブロック約4万個の設置を開始しております。これにより、令和3年秋頃には、最近の暴風傾向も加味した50年(1度の高波)にも対応できる護岸設備が完成する見通しです。また、緊急対策として令和元年6月末までに大型排水ポンプ車の導入を行うなど、排水機能強化についても実施いたしました。 ■ また、仙台空港については地盤改良工事を行い、令和2年度に滑走路全長(3,000m)の耐震性が確保されました。			
見込まれる効果	■ 空港内への浸水の防止: 護岸の嵩上げ及び排水機能の強化により、一定レベルの高潮・高波に対し空港内への浸水を防止し、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保に寄与します。 ■ 滑走路等の液状化の防止: 滑走路全長(3,000m)の耐震性を確保することで、地震後の早期復旧が可能となり、緊急物資等輸送機能に加え、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保が可能となります。			
	 <p>水没する滑走路:平成30年台風第21号提供:国土交通省近畿地方整備局</p>	 <p>消波ブロック設置工事提供:関西エアポート</p>	 <p>液状化層の地盤改良対策により、舗装の損傷を防止 液状化層 非液状化層 地盤改良工事(概略図)</p>	 <p>滑走路の地盤改良工事(仙台空港)提供:国土交通省東北地方整備局</p>
	※緊急輸送の拠点となる空港のうち、特に、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保において重要と考えられる空港で、以下の13空港 成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、新千歳空港、仙台空港、新潟空港、広島空港、高松空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港			

	対策名: No.137 道路法面・盛土等に関する緊急対策(法面・盛土対策、道路拡幅等)		事業者: 和歌山県													
	事業名: (国)169号法面対策事業		実施場所: 和歌山県東牟婁郡北山村													
課題	■ 国道169号は奈良県奈良市を起点とし、飛地である和歌山県東牟婁郡北山村を通過し、和歌山県新宮市を終点とする幹線道路であり、世界遺産等の観光振興及び沿線の住民生活にとって欠かすことのできない路線です。 ■ 過去には、平成24年6月の豪雨により、総降水量493mmを観測し、法面崩壊に伴う通行止め被害が発生しました。(約14時間の全面通行止め)															
概要	■ 災害時の避難・救助をはじめ、物資供給等を担う第二次緊急輸送道路であることなどを踏まえ、3か年緊急対策として、平成24年6月の豪雨による被災箇所周辺の斜面において、法面対策事業を前倒し実施しました。															
効果	■ 令和2年7月豪雨では、平成24年6月の豪雨を上回る総雨量706mmを観測しました。 ■ 法面対策により法面崩落被害を未然に防止し、通行止めを回避しました。															
	 <p>被災箇所周辺の法面対策状況</p>	 <p>平成24年6月豪雨による被災状況</p>	<p>降水量比較</p> <table border="1"> <tr> <th>年月</th> <th>総降水量(mm)</th> </tr> <tr> <td>平成24年6月</td> <td>493</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月</td> <td>706</td> </tr> </table>	年月	総降水量(mm)	平成24年6月	493	令和2年7月	706	<p>被災に起因した通行止め時間</p> <table border="1"> <tr> <th>年月</th> <th>通行止め時間(h)</th> </tr> <tr> <td>平成24年6月</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月</td> <td>0 (被害防止)</td> </tr> </table>	年月	通行止め時間(h)	平成24年6月	14	令和2年7月	0 (被害防止)
年月	総降水量(mm)															
平成24年6月	493															
令和2年7月	706															
年月	通行止め時間(h)															
平成24年6月	14															
令和2年7月	0 (被害防止)															

対策名：No.140 道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策



事業者：国土交通省九州地方整備局
宮崎河川国道事務所

事業名：国道10号 日向大橋耐震対策事業

実施場所：宮崎県児湯郡新富町

- 課題**
 - 国道10号は福岡～鹿児島を結ぶ第一次緊急輸送道路です。
 - 国道10号宮崎県児湯郡新富町に位置する日向大橋は、防災拠点をつなぐ要所にあり、災害時における緊急輸送道路としての機能を確保する必要があります。
- 概要**
 - 大規模地震時における落橋を防止するために、耐震補強工事を行いました。近年、激甚化・頻発化する地震に備えるために3か年緊急対策として事業を前倒し実施しました。
- 同様の対策の効果**
 - 平成28年4月の熊本地震では、最大震度7を観測しました。
 - 橋脚補強工（コンクリート巻立て）の耐震対策を行った橋梁は地震による落橋・倒壊などの致命的な被害は生じず、損傷が限定的であったため、緊急輸送道路としての機能を速やかに回復することができました。



対策名：No.143 大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策



事業者：国土交通省東北地方整備局
能代河川国道事務所

事業名：国道7号北秋田地区豪雪対策事業

実施場所：秋田県大館市

- 課題**
 - 国道7号は、新潟県新潟市を起点とし青森県青森市に至る主要幹線道路です。
 - 北秋田地区（能代市二ツ井町から大館市長坂）では、平成24年1月に雪によるスタックが発生しました。その際、走行車線を確保する作業のため、延長10kmの区間において約4時間の通行止めを実施することとなり、一般交通に多大な影響を及ぼしました。
- 概要**
 - 北秋田地区において、大雪時の立ち往生や大規模な車両滞留リスクを低減させるため、3か年緊急対策として、チェーン着脱場の整備を実施しました。
- 見込まれる効果**
 - 大雪時に大型車等が立ち往生しやすい場所の手前にチェーンの装着場所を確保することで、大雪時の立ち往生・大規模な車両滞留リスクの低減が期待できます。



<生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保>

対策名: No.157 携帯電話基地局に関する緊急対策			事業者: 総務省、 携帯電話事業者(指定公共機関である3社)
事業名: 迅速な応急復旧のための体制整備に関する緊急対策事業			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の主要な携帯電話基地局を対象に、予備電源の整備状況等の緊急点検を行ったところ、被災直後の自治体における通信サービスの被害状況を正確に把握するための情報収集等、初動対応に課題がありました。 ■ また、携帯電話事業者の応急復旧手段の不足により、大規模な災害時に主要な携帯電話基地局の機能維持が難しくなるおそれがあることが判明しました。 		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総務省において、被災自治体(災害対策本部等)へのリエゾン派遣について、迅速な被害状況の把握等に関する初動対応訓練を実施することで課題を整理し、リエゾンマニュアルを策定することにより、迅速な応急復旧のための体制を整備しました。 ■ また、通信事業者において、応急復旧手段である車載型基地局等の増設を実施しました。 		
効果	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業成果を基に総務省のリエゾンマニュアルを令和2年6月に策定し、令和2年7月豪雨等において、延べ約200名の総務省職員を被災自治体にリエゾンとして派遣する等、迅速な初動対応に寄与しました。 ■ また、携帯電話事業者においては、本事業期間中である平成31年3月から令和2年3月までの間に、車載型基地局等を約300台増設し、迅速な応急復旧に寄与しました。 		
迅速な応急復旧のための体制整備		車載型基地局等の増設	
 総務省から被災自治体(災害対策本部等)へのリエゾン派遣について、業務フローの整理等のための初動対応訓練を実施し、マニュアルを策定		携帯電話事業者において応急復旧機材を増設	
①総務省リエゾンの派遣  総務省 → 地方公共団体	②関係機関との連絡体制の確立  関係行政機関 ↔ 総務省リエゾン ↔ 電気通信事業者等	 車載型基地局	 可搬型基地局
③業務フローに基づく情報収集・伝達・調整 	④総務省・通信事業者から被災自治体への支援  (移動電源車・災害対策用移動通信機器の貸し出し等)	 移動電源車	 エントランス回線用可搬型衛星通信機器

(別紙 1) 分野別施策一覧

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

施策名称	令和3年度に実施すべき事項	該当プログラム
<p>【内閣官房】 地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転</p>	<p>政府関係機関移転基本方針に基づき、文化庁については、テレビ会議システム等を活用しながら京都・東京の分館組織における業務の試行・改善等を進めつつ機能強化を図るとともに、職員の住環境の確保や家族に対する教育・保育等を含めた福利厚生への適切な配慮等、円滑な移転に向けた準備を着実に進める。</p> <p>研究機関・研修機関等については、それぞれの取組について、関係者間（国・地方の産学官）で共同して作成した具体的な展開を明確にした5年程度の年次プランに基づき、取組を行う。</p>	<p>3-2)</p>
<p>【内閣府】 SIP 国家レジリエンス（防災・減災）の強化</p>	<p><避難・緊急活動支援統合システムの開発></p> <p>災害や被害の時空間情報である災害動態の収集、分析、予測を行い、要員派遣指示、避難支援、物資供給など、災害対応機関の最適かつ迅速なオペレーションを実現するための避難・緊急活動支援システムの開発を通じて前年度に構築したプロトタイプ版の高度化に取り組み。</p> <p><市町村災害対応統合システムの開発></p> <p>市町村の適切な避難勧告・指示や緊急活動の優先順位付け等の判断を支援するため、最先端のAI技術と既存技術を融合し、避難勧告等の発令に必要な情報を地区・校区等の小エリアで、かつ短時間で提供するとともに、発令情報が自動配信されるシステムの開発に向けて、モデル自治体との実証と通じてシステムのプロトタイプ版の高度化を行う。</p> <p><防災チャットボットの開発></p> <p>災害時に国民一人一人に対してスマートフォン等を通じて避難に必要な情報を迅速かつ的確に提供し、かつ被災者等からの被災状況の収集・分析を行う防災チャットボットの研究開発と社会実装を加速する。</p>	<p>1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 2-1) 2-2) 2-3) 2-5) 2-6) 2-7) 3-3) 4-1) 4-3) 5-1) 5-5) 5-9) 6-4) 6-5) 7-1) 7-4) 8-3) 8-5)</p>
<p>【内閣府】 立川・有明の丘・東扇島施設の適切な維持管理の実施</p>	<p>首都圏で大規模災害が発生した際には、災害対策本部等を設置して広域的な災害応急対策を推進するため、災害対策本部予備施設（立川）及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の改修・維持管理を行う。</p> <p>また、避難所での感染症対策や生活環境改善のために必要な政府のプッシュ型支援用備蓄品の適切な常時備蓄スペース確保のため、立川において備蓄倉庫棟の調査設計を実施する。</p>	<p>2-1) 3-2)</p>
<p>【内閣府】 現地对策本部設置のための官庁施設の整備</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の岩手県における現地对策本部設置場所候補である盛岡第2合同庁舎の改修工事を行う。</p>	<p>3-2)</p>
<p>【内閣府】 円滑な復旧・復興に向けた取組の強化</p>	<p>平成30年7月豪雨等による災害で講じられた施策の事例を収集し、事例集について、改訂を行う。また、地方公共団体等において事例集等が有効に活用されるよう周知等を行う。</p>	<p>3-3) 8-2) 8-6)</p>
<p>【内閣府】 防災に関する知識及び技術の普及</p>	<p>阪神・淡路大震災を始めとした国内外の地震災害の経験や教訓などに関する震災関連資料の収集・展示並びに地震防災の調査研究及び専門家による育成等の事業を行う特定地震防災対策施設の運営費を補助することにより、大震災の経験を語り継ぎその教訓を未来に活かすために、防災の重要性の国民への普及啓発、実践的な防災研究、災害対応の現地支援やネットワークの形成等を通じた人材育成を行うなど、地域防災力の向上を図る。</p>	<p>3-3) 8-2)</p>
<p>【内閣府】 総合防災訓練大綱に基づき総合防災訓練の実施</p>	<p>令和2年7月豪雨等に係る災害を含む既往の災害対応等を踏まえ、民間企業等と連携した各種防災訓練の実施等により、防災関係機関の機能確認、相互の協力の円滑化、防災計画等の課題を発見し継続的な改善、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上、各防災担当者の日常の取組について改善を図る。</p>	<p>1-3) 2-3) 3-2) 3-3) 5-2)</p>

<p>【内閣府】国と地方の防災を担う人材の育成</p>	<p>「自然災害に迅速・的確に対応できる人材」や「国・地方のネットワークを形成する人材」の育成を図るために、地方公共団体や指定公共機関等の職員を対象に内閣府防災でのOJT研修を実施する。また、国や地方公共団体の職員を対象に有明の丘研修及び地域研修を実施する。OJT研修については広く参加を呼びかけ、有明の丘研修及び地域研修は新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しオンラインを活用した研修手法や定員の拡大を検討するとともに、毎年度災害が発生し検証等も行われていることから、これら最新の知見も含め学習方法、内容の改善を行い学習効果を向上させる。また、自治体（主に市町村）の危機管理・防災責任者を対象に、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を付与するための研修を実施する。</p>	<p>2-7)3-3)8-1)</p>
<p>【内閣府】大規模地震対策の推進</p>	<p>日本海溝・千島海溝沿いで想定される最大クラスの地震・津波による被害想定・防災対策のとりまとめを行う。 相模トラフ地震における長周期地震断層モデルの構築及び長周期地震動による超高層建築物の構造躯体への影響評価の検討・とりまとめを行う。 南海トラフ地震やその多様な発生形態に備えた防災対応に関する実効性のある仕組みづくりを実施する。</p>	<p>1-1)</p>
<p>【内閣府】大規模地震における津波対策の推進</p>	<p>日本海溝・千島海溝沿いで想定される最大クラスの地震・津波による被害想定・防災対策のとりまとめを行う。 南海トラフ巨大地震やその多様な発生形態に備えた防災対応に関する実効性のある仕組みづくりを実施する。 大規模広域避難について、広域避難体制の整備、避難の実効性確保に向けて、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」等において検討を行う。</p>	<p>1-3)</p>
<p>【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進</p>	<p>「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」での検討を踏まえ、「避難の理解力向上キャンペーン」を日本全国で実施する。 「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難に関するサブワーキンググループ」での検討を踏まえた新たな避難情報について、令和3年梅雨期から市町村が円滑に運用できるよう、周知の取組をすすめる。</p>	<p>1-3)1-4)1-5)</p>
<p>【内閣府】火山災害対策の推進</p>	<p>「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告（平成27年3月とりまとめ）、平成27年に改正された活火山法の内容を踏まえ、各種対策を推進する。 各火山地域における警戒避難体制の整備を促進するため、火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引等を用いた研修の開催等の取組を実施する。突発噴火時の緊急避難対策を推進するため、集客施設等における避難確保計画作成を支援し、検討の具体的な進め方についての事例集等を拡充する。 「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、関係省庁等による具体的な対策の検討を行う。</p>	<p>1-5)</p>
<p>【内閣府】被災者台帳の整備・推進</p>	<p>災害発生時に市町村において被災者台帳を迅速に作成し効率的に活用できるよう、マイナンバー等の積極的な利用も含め助言等に取り組む。各自治体がクラウド上で共同利用できる基盤的システムを構築する。</p>	<p>2-7)3-3)</p>
<p>【内閣府】国際防災協力の推進</p>	<p>各種国際会議等において我が国の「仙台防災枠組」の取組や過去の災害から得られた知見及び、民間の防災技術などを共有するとともに、アジア防災センター等を通じた地域内防災協力により、国際防災協力を積極的に推進し、同枠組の普及・定着に努める。</p>	<p>2-3)</p>
<p>【内閣府】地域防災力の向上推進</p>	<p>地区防災計画の特徴的な取組の検証及びび過年度のモデル地区のフォローアップを行うとともに、地方公共団体や地域住民等に対する研修を実施する。さらに、有識者とともに、全国に共通する課題をテーマに、その課題解決に資する共助のあり方を検討する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-3)2-5)2-7)3-3)7-1)8-4)</p>

【内閣府】防災ボランティアの連携促進推進	行政・ボランティア・NP0等の多様な被災者支援主体間の連携体制の強化を目的として、自治体と協働してオンラインを活用し広く研修会を実施する。また既に連携に向けた活動を開始している都道府県に対しては個別の課題を解決するワークや相談会を実施。なお、連携の基礎が一定程度ある自治体に対しては、ファシリテーター・コーディネーター「中核人材」として必要なスキルを集中的に学ぶための研修を実施する。 国民のボランティアへの意識を向上するとともに、地域に住んでいる活動意欲の高い方々を対象に、地域で支え合う力として地域のボランティア力を向上するため、令和2年12月に設置した「防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）」にて、具体的な施策について検討する。	2-3)
【内閣府】実践的な防災行動定着のための国民運動の推進	「第37回防災ポスターコンクール」を実施する。防災に関するポータルサイトTEAM防災ジャパンによる情報発信を行う。多様な主体が一堂に会する総合防災イベント「防災推進国民大会2021」を開催する。津波防災に関する普及啓発活動を実施する。	2-3)
【内閣府】災害種別図記号による避難対策等の推進	2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に向け、JIS化した避難場所に誘導するための図記号の国民周知、自治体への標識整備への啓発を行う。 (注) 令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。	1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6)
【内閣府】代替庁舎あわせ先確保の検討	あっせんの対象とする代替庁舎について、必要に応じて、説明・協力依頼を行い、代替庁舎に関する申合せを締結する。	3-2)
【内閣府】防災計画の充実のための取組推進	防災基本計画については、関係機関からのニーズを踏まえた改善策の検討・実施等により、防災計画全体の有効性の向上を図る。南海トラフ地震防災対策推進基本計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画、首都直下地震対策緊急対策推進基本計画等の防災に関する基本的な計画に基づき、地方公共団体等の計画について作成等の支援を行うとともに、計画の実効性の向上を図る。	8-6)
【各府省庁】各府省庁における代替庁舎の確保	各府省庁は代替庁舎を確保し、各府省庁の業務継続計画において代替庁舎の場所、代替庁舎に移転して実施する非常時優先業務、代替庁舎における執行体制、執務環境等について定める。内閣府は、各府省庁の代替庁舎における執行体制、執務環境等の確保を促すとともに、各府省庁における複数箇所の代替庁舎の確保に関する調整を行う。	3-2)
【各府省庁】各府省庁における庁舎の耐震安全化等	各府省庁は、中央省庁の庁舎の耐震安全性を確保し、非常時優先業務の内容に応じて要求される施設機能を確保するための対策を講ずるとともに、庁舎内の什器の固定、天井等の非構造部材の耐震化等の措置を講じ、内閣府はこれを促す。	3-2)
【各府省庁】各府省庁における通信・情報システムの冗長性の確保	内閣府は、首都直下地震発生時に中央省庁の庁舎において、通信・情報システムが安定的に稼働し、又は早期の復旧が図られるよう電気通信事業者との間で協力体制の充実に努めるとともに、各府省庁は、専用回線、衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保、通信網の冗長化等の措置を講ずるとともに、「情報システム運用継続計画」を作成し、非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムについて、必要により相互に連携協力して、平常時の情報システム設置拠点と同時被災しないことが想定される場所にバックアップシステムを確保する等の措置を講ずる。	3-2)
【各府省庁】各府省庁における非常用発電等による電力の確保	各府省庁の非常用発電施設について、首都直下地震発生時に、非常時優先業務等を1週間程度継続させるために必要な燃料を確保するための方策を検討するとともに、内閣府は各府省庁における設備整備等の対応を促す。	3-2) 8-6)
【各府省庁】各府省庁における食料等の物資の備蓄	各府省庁は、首都直下地震発生時に職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料等の物資を、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度備蓄し、内閣府はこれを促す。	3-2)
【内閣府】各府省庁の業務継続計画の評価	有識者等による評価を実施し、その結果を踏まえ、各府省庁において、必要に応じ業務継続計画を見直す。	3-2)

<p>【内閣府】南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域における地方公共団体の業務継続計画の策定</p>	<p>平成27年度に策定(改定)したガイドや手引きを活用し、地方公共団体の業務継続体制の確保に向けて、市町村職員を対象とした研修会を実施するなど業務継続計画の作成等の促進を図る。</p>	<p>2-3)3-3)</p>
<p>【内閣府】災害対応業務標準化の推進</p>	<p><災害応急対策> 首都直下地震時における救援航空機等の安全対策マニュアルの実効性を高めるため、検討を継続するとともに、訓練等を計画する。 大規模地震・津波災害応急対策対処方針、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画及び首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画を改定する。 <災害情報ハブ等> 情報共有のルール等を検討するとともに、その他災害対応の標準化の推進に資する調査・検討を行う。 ISUTがより効果的に活動できるよう、災害対応に必要な地図情報のリスト、地図の活用例や地図作成のための標準的な手順等を整理した「ISUT活用モデル」を地方公共団体等に周知するとともに、ISUT活用モデルを基にした「ISUT研修プログラム」の開発を行う。</p>	<p>2-3)3-2)3-3)8-3)8-6)</p>
<p>【内閣府】地方公共団体における災害時受援体制の構築の推進</p>	<p>令和2年に策定した「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を活用し、研修会等を実施する等、地方公共団体の災害時受援体制の構築の促進を図る。</p>	<p>3-3)8-6)</p>
<p>【内閣府】被災者生活再建支援制度データベースの整備</p>	<p>関係省庁、地方公共団体の生活再建支援制度を集約し、データベースを構築する。また、各行政機関が本データベースに登録されている制度の情報を簡易に一元管理可能なインターフェースを構築するとともに、被災者や行政機関窓口がカテゴリ等からワンストップで簡易に検索可能なWebを構築、提供する。</p>	<p>3-3)</p>
<p>【内閣府】個別避難計画作成の促進</p>	<p>高齢者や障害者等のうち、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、避難行動要支援者ごとに避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画である個別避難計画の作成について、①各都道府県内で効果的・効率的なモデルを創出して、各都道府県内で展開するとともに、②新たに取組を開始する自治体に対して専門家による支援等を行う。 こうした地域特性を踏まえた多様な取組を全国的に共有、展開し、個別避難計画の更なる効果的・効率的な作成の取組促進につなげることをとする。 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難の支援等の実施に携わる関係者に個別避難計画を提供し、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう準備する。</p>	<p>2-3)</p>
<p>【金融】金融庁における災害時の金融機関等への金融上の措置の要請</p>	<p>甚大な災害が発生した場合には、応急資金への応需等の金融の円滑を図るため、金融機関に対する金融上の措置の要請を適時的確に実施する。</p>	<p>5-7)</p>
<p>【金融】金融庁における国内外への情報発信</p>	<p>災害等緊急時の対応について記載している「記者会見等実施マニュアル」や「ウェブサイト更新マニュアル」について、定期的に見直しを行い、必要に応じて追記・修正を行い、いつ災害等の緊急事態が発生しても対応できるよう常日頃から態勢整備を行っている。</p>	<p>8-6)</p>

【金融】金融庁における自家発電機の燃料の確保、定期的なメンテナンスの実施	災害時に備え、今後も燃料の確保・定期的なメンテナンスを継続していく。	3-2)5-7)
【金融】金融庁における通信手段の多様化	通信手段の多様化は達成できているため、今後の対応の必要性は特段ないものの、既存の通信手段より優れた通信手段が実用化された場合には、コスト面を考慮した上で積極的に採用する。	3-2)5-7)
【金融】金融庁における防災訓練等の実施	金融庁防災訓練を実施し、金融庁BCPの見直しを検討するとともに、政府図上訓練に参加して、関係省庁間での連携を図る。	3-2)5-7)
【総務】消防防災施設の整備	大規模災害による被害を最小限に抑えることや救急需要に迅速・的確に対応すること等により、住民生活の安心・安全を確保するため、地方公共団体のニーズも踏まえながら、補助金を活用した施設の整備を重点的に推進していく。 消防庁舎における業務継続性を確保するために、各種機会を捉えて緊急防災・減災事業債等も活用した非常用電源の設置を呼びかけていく。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-3)7-1)
【総務】常備消防力の強化	広域化推進期限である令和6年4月1日の広域化実施に向け、財政支援や先事例等の情報提供をするとともに、消防広域化推進アドバイザー制度等の活用により、広域化を推進するに当たっての諸課題への対処方策等の個別具体の相談に積極的に応じていく。 都道府県計画に基づき、各地域で広域化の実現に向けて取り組んでいくよう、消防の広域化及び消防の連携・協力モデル構築事業により一層の支援を行う。 消防指令システムの標準インターフェイスについて、検討会における議論等を通じて標準仕様の策定に向けた議論を進める。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-2)2-3)2-6)2-7)3-3)4-1)4-3)5-3)7-1)7-2)
【総務】火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進	火災予防及び火災時の被害軽減については、①違反是正の推進、②シンポジウム、キャンペーン等による住宅防火対策の推進、③火災予防の実効性向上及び規制の適切な運用、④再現実験映像の制作等による製品火災対策の推進等による火災予防及び火災時の被害軽減の取組を実施する。 危険物事故、石油コンビナート事故の防止、被害軽減については、①関係業界団体の講演会における説明又は意見交換会における情報交換等による災害発生時の危険物施設の事故防止対策、②事故情報等の関係機関等への提供及び関係業界団体が作成した自主行動計画を継続的にフォローアップすることによる事業者に対する保安向上への取組を推進する。	1-2)5-1)5-2)7-1)
【総務】石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化	総務省消防庁のホームページや石油コンビナート等災害防止3省共同運営サイト等において、「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（令和2年中）」を公表し、関係機関に情報提供を行う。	5-2)5-3)6-1)7-2)
【総務】石油コンビナート等防災計画の実効性の担保	関係都道府県に設置されている防災本部が見直しを行った石油コンビナート等防災計画について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、当該計画の実効性を担保する取組の実施を促す。 地方公共団体の首長及び危機管理担当職員に対し、直近の災害事例やそこから得られた知見等を適宜内容に反映させながら、研修を実施する。	5-2)5-3)6-1)7-2)
【総務】地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上	市町村における業務継続性の確保を推進するため、災害時の応援（受援）計画の策定等を支援する。 小規模市町村における災害対応能力向上のため訓練を実施し、訓練の手引きを作成、周知する。 被害状況等の収集・共有体制の構築のため、令和2年度の検討・調査結果を踏まえ、消防庁システムや都道府県防災情報システム等を拡充するための仕様書を作成するとともに、可能な範囲内で実証実験等に向けた準備を行う。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)4-3)7-1)
【総務】消防庁舎の耐震化	消防庁舎における業務継続性確保のための耐震化に係る技術的助言等を行うほか、各種機会を捉えて緊急防災・減災事業債等も活用した取組を呼びかけ、耐震率の向上を図る。	2-3)3-3)6-4)

【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震化を図る。	防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る技術的助言等を行うほか、各種機会を捉えて緊急防災・減災事業費等も活用した取組を呼びかけ、耐震率の向上を図る。	3-3)6-4)
【総務】Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等による情報伝達体制の強化	今年度(令和3年度)に実施する多重化状況調査において、多重化を行う予定がない旨回答した市町村を訪問するなどして、他の情報伝達手段との連携を働きかける。 また、Jアラートの機能強化に向け、システム改修を行う。	1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)4-3)7-4)
【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化	消防団員の処遇等に関する検討会(令和3年夏頃までを予定)における検討結果を踏まえつつ、処遇の改善や加入促進のため必要な取組を行う。 また、訓練の実施等を通じて消防団の災害対応能力の向上を図るため、救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車等を無償で消防団に貸し付ける事業等を実施するとともに、市町村が消防団の救助用資機材等を整備する事業に対する補助を実施する。 さらに、消防団への加入を促進するため、ポスターやリーフレット等を活用した広報活動等を実施するほか、都道府県や市町村が地域の企業や大学等と連携して行う加入促進の取組を支援し、女性・若者等の消防団への加入促進を図る。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-5)2-7)7-1)8-4)
【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化	長期の消防応援活動を支援する資機材を積載した拠点機能形成車、情報収集活動用ドローン等の情報収集用資機材、NBC災害等の特殊災害へ対応するための資機材等の車両・資機材の適切な整備を行う。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-2)2-3)3-3)5-3)6-1)7-1)7-2)
【総務】消防庁の災害対応能力の強化	これまでの訓練や実災害での課題を踏まえ、大規模地震等の自然災害や、テロ事案等の国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練など、継続的に訓練を実施する。 市町村等における地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の衛星通信回線等を用いた非常通信手段について、都道府県等による整備が進むよう支援や働きかけを行う。	3-2)4-1)
【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進	アドバイザーを39市町村に派遣し、各市町村や都道府県の職員に対して、助言を行う。特に防災行政無線等や戸別受信機等の未整備団体については情報伝達手段の多重化・多様化を促進するよう、地域の実情に応じた助言を行う。また、豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、災害情報等が届きにくい高齢者世帯等への確実な情報伝達に課題がある市町村については戸別受信機等の整備を促す必要があるため、戸別受信機の現在の配備数が少ない市町村を対象に無償貸付による配備の支援を行うとともに、戸別受信機が未整備の市町村を個別に訪問し、配備等に関する助言や10台程度の戸別受信機によるモニター利用を実施する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)4-1)4-3)
【総務】災害対策本部設置庁舎における非常用電源の確保	地方公共団体の災害対策本部設置庁舎における業務継続性確保のための非常用電源の整備に係る技術的助言等を行うほか、各種機会を捉えて緊急防災・減災事業費等も活用した非常用電源の整備を呼びかけ、整備率の向上を図る。	3-3)
【総務】応急対策職員派遣制度の運用による応援体制の強化	令和2年7月豪雨を踏まえた制度・運用の改善を行い、会議や説明会等において周知するとともに、災害マネジメント総括支援員等の研修や情報伝達・連携訓練を引き続き実施する。 南海トラフ地震、首都直下地震への対応について検討する。	3-3)
【総務】災害対応に必要な資格取得・講習受講の推進	地方公共団体における資格取得支援制度等の実施状況調査を実施する。 各団体における資格取得支援制度等の整備を促すため、地方公共団体向けの会議や研修等の機会を捉えて、周知・徹底を図っていく。	3-3)

<p>【総務】技術職員の充実に よる市町村支援・中長期派 遣体制の強化</p>	<p>都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する 場合に、増員された職員人件費に対して、地方交付税措置を講ずる。 地方公共団体向けの会議や説明会等の機会を捉えて、技術職員の採用・増員及び中長期派遣要員の登録について協力の依頼を行 う。</p>	<p>3-3)8-2)</p>
<p>【法務】法務省施設の防災・ 減災対策</p>	<p>現行の耐震基準を満たしていない法務省施設について、令和2年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施する とともに、現行の耐震基準を満たす同施設についても、より長期間の使用が可能となるよう長寿命化改修等の検討・実施を図る。</p>	<p>1-1)1-3)3-1)</p>
<p>【法務】矯正施設の防災・ 減災対策</p>	<p>現行の耐震基準を満たしていない矯正施設について、令和2年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施すると ともに、現行の耐震基準を満たす同施設についても、より長期間の使用が可能となるよう長寿命化改修等の検討・実施を図る。</p>	<p>1-1)1-3)3-1)</p>
<p>【法務】矯正施設のデジタ ル無線機の適正な稼働</p>	<p>リース期間が満了しているデジタル無線機について、これまでの運用実績を基に、効率的かつ災害対応力を向上できるように整備 方針を策定し、デジタル無線機の適正な稼働を確保する。</p>	<p>2-7)3-1)</p>
<p>【法務】矯正施設の被災状 況に関する関係機関等との 情報共有体制の検討及び構 築並びに訓練の実施</p>	<p>大規模災害発生時等の矯正施設の被災や治安関係の状況に関して、警察や自治体など関係機関との間で情報共有体 制の構築等を進めるほか、矯正施設、特に刑事施設の一部を自治体等の避難場所へ指定するなどの地域と連携した取組を推進する。 また、少年施設においても、地域との連携を踏まえた取組を推進し、刑事施設同様、情報共有体制の構築を図る。</p>	<p>2-7)3-1)</p>
<p>【法務】矯正施設の監視カ メラ等の総合警備システ ム、自家発電機・蓄電池、 非常用食糧の更新整備</p>	<p>大規模災害発生時等において、矯正施設からの被収容者の逃走を防止するため、経年劣化等した監視カメラ等の総合警備システ ムをはじめとする各種警備関係機器について更新整備し、その適正な稼働を確保する。また、施設の適正な維持管理のため、非常 登庁し、施設運営に当たるとる職員の生活環境を確保するため、職員用備蓄非常食を更新整備する。</p>	<p>2-7)3-1)</p>
<p>【法務】法務省施設の衛星 携帯電話等の更新整備</p>	<p>全国の法務省の官庁施設に配備した衛星携帯電話及び法務本省、管区施設等に配備したIP無線機の適正な稼働を確保する。</p>	<p>2-7)3-1)4-1)</p>
<p>【法務】少年鑑別所の収容 の確保及び非常招集時にお ける初動体制の迅速化</p>	<p>整備された少年鑑別所での入退室管理システムの運用状況を勘案して、他の少年鑑別所等整備されていない施設への拡大整備に 向けた整備計画を策定する。</p>	<p>2-7)3-1)</p>
<p>【法務】特別機動警備隊の 活動に必要な備品の整備</p>	<p>矯正施設における保安事故や大規模災害等の不測の事態に対し、迅速かつ適切に事態の収束を図るため、特別機動警備隊の活動 に必要な備品等を整備し、及び訓練を実施する。また、特別機動警備隊の活動状況から整備が必要となる備品についての整備計画 を策定する。</p>	<p>2-7)3-1)</p>
<p>【法務】矯正施設における 災害時の飲料水等の確保</p>	<p>飲料水や炊事用水を安定的に確保するための非常用浄水装置等について、令和元年度における刑事施設本所（黒羽刑務所を除く。） 及び支所（収容定員100名以上に限る。）への整備状況に応じた当該非常用浄水装置等の整備方針を検討し、同方針を踏まえて収容 定員が100名未満の支所及び少年施設について整備を検討する。</p>	<p>2-7)3-1)</p>
<p>【外務】「世界津波の日」に 関する津波への意識向上の ための普及啓発活動</p>	<p>国連防災機関（UNDRR）と共に「仙台防災枠組2015-2030」と連携する形で世界各地で「世界津波の日」シンポジウム等の普及啓 発活動を実施するとともに、世界津波の日高校生サミットに対する協力・支援を行う。 「仙台防災枠組2015-2030」と連携する形で津波防災訓練や津波防災に関する研修等を実施する。</p>	<p>1-3)</p>
<p>【外務】外務省業務継続計 画（BCP）実効性確認訓練の 実施</p>	<p>令和2年度の訓練で得られた経験を踏まえて外務省業務継続計画（BCP）実効性確認訓練を実施し、特に初動対応や情報共有等の 連絡手段について訓練を行う。</p>	<p>2-3)2-7)</p>

【外務】各国の防災を牽引し災害後のより良い復興を担う行政官及び地方のリーダーなどの人材育成	仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2の期限である令和4年に向けて、行政官や地方リーダー及び次世代を担う子供たち等の人材育成・防災教育を着実に実施する。	3-3)
【文科】学校における防災教育の充実	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。 各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図る。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	1-1)1-3)1-4)1-5)1-6)2-7)7-4)
【文科】独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の施設整備	これまでの緊急対策で実施した、崩落の危険性のある擁壁等の整備等の点検を実施するとともに、防災・減災対策のため、東研修員宿泊棟及び研修棟の外壁改修を実施する。	1-1)2-7)
【文科】大学・高専の練習船を活用した災害支援対策	国立大学・高専専門学校の練習船について、外部への電力供給や清水の製造・供給機能、支援物資の運搬機能等の災害支援機能を強化した代船を建造し、災害支援に必要な体制の充実を図る。令和3年度については2隻の練習船を建造する。	2-1)
【文科】国立研究開発法人施設の耐震化・老朽化対策等	国立研究開発法人施設について、災害時の故障等により、研究開発の中断、データ消失、試料の滅失など研究開発活動に甚大な影響を及ぼす恐れがある重要設備（非常用発電設備、中央監視設備、電気・空調機械設備、ガス集中配管設備、研究設備等）について更新・改修を実施する。	1-1)
【文科】スーパーコンピュータを用いた地震や津波、豪雨等の災害予測	巨大地震による長周期地震のシミュレーションによる政府の防災対策への検討、地震や津波による複合災害や豪雨や台風などの気象現象の高精度かつリアルタイムな予報についての研究開発を実施するとともに、「富岳」を用いた成果創出の取組を推進する。	1-1)1-3)1-4)
【文科】日本学士院会館の老朽化・修繕対策	給排水管および便所改修（1階、地階）設計を行う。	1-1)2-7)
【文科】日本芸術院会館の老朽化・修繕対策	来場者の安全が確保されるよう、老朽化している設備等について、改修工事を行う。	1-1)
【厚労】災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築	令和元年度以降の研修体系の見直し（自治体における主体的な研修を促すため、国は各自自治体における研修の指導者となる人材を養成する）を踏まえ、DHEATの養成研修を各自自治体が実施できるよう支援（自治体に対する研修の企画・実施を担う一般財団法人日本公衆衛生協会に対する協力）を行う。	2-7)3-3)
【国交】官庁施設の津波対策	津波浸水地域に立地する官庁施設において、津波襲来時において、一時的な避難場所としての機能確保及び災害応急対策活動の継続のための改修を推進する。	1-3)3-2)
【国交】地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備	地域における防災拠点機能の強化を図るとともに災害に強い地域づくりを支援するため、地域と連携した防災拠点等となる横浜地方合同庁舎（平成30～令和4年度）等の整備を推進する。	1-1)1-3)3-2)3-3)
【国交】災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、大規模災害が生じた際に災害応急対策活動への支障のおそれを解消するため、自家発電設備、受変電設備改修等を実施する。	2-1)3-2)
【国交】官庁施設の耐震化及び天井耐震対策	官庁施設の耐震診断結果に基づき、所要の耐震性能に満たない官庁施設の耐震補強等整備を推進する。	1-1)1-3)3-2)

<p>【国交】水防団の充実強化等による地域水防力の強化</p>	<p>水防団員の処遇改善に向けた水防管理団体への働きかけを行うとともに、水防活動に協力する団体等の加入促進を図るほか、より多くの住民が国、都道府県、水防管理団体（市町村等）が実施する訓練に参加するよう促進を図る。また、水防団員の確保を図るため、水防団員募集に係る広報を実施する。</p>	<p>1-3)1-4)2-3)</p>
<p>【国交】水害対応タイムラインの作成</p>	<p>出水期前に大規模氾濫減災協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認する。 水害対応タイムラインを活用して、洪水対応演習を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、水害対応タイムライン等を見直す。都道府県管理河川における水害対応タイムラインの作成等が進むよう、ノウハウの提供や助言などを行う。</p>	<p>1-3)1-4)</p>
<p>【国交】TEC-FORCE等の派遣等の発災時の対応と人・資機材等の充実・強化等</p>	<p>これまで、情報収集力・防災対応力の強化等に取り組んでいくところであり、引き続き、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用資機材や装備品の更なる充実に努めるとともに、被害状況把握の迅速化、隊員作業の削減を図るためのシステムを構築する。 また、TEC-FORCE 隊員に対し、ICT 機器等を活用するための訓練等を実施する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-5)3-2)3-3)4-3)5-5)6-1)6-2)6-3)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-3)</p>
<p>【国交】大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化</p>	<p>南海トラフ地震を想定した大規模津波防災総合訓練（令和3年11月頃予定）など、関係機関と連携した実践的な訓練を受援地方整備局（関東、中部、近畿、四国、九州）を中心に実施し、総合的な防災力の強化を図る。 また、新学習指導要領の基ついた防災教育を定着させるべく、防災教育支援を目的としたウェブサイトにの取組事例の紹介、授業や家庭学習で使用可能な子供向けオンラインコンテンツの作成・充実、学校における防災教育の授業支援等を実施する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-5)3-2)3-3)4-1)4-3)5-1)5-5)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)7-6)8-1)8-2)8-3)</p>
<p>【国交】被災者のための移動自動車相談所の設置</p>	<p>被災により被害を受けた自動車ユーザーに対し、各運輸支局が、整備事業者等の協力を得て、廃車等の諸手続の相談、無料点検等を行う『移動自動車相談所』を避難所等に設置する際は、速やかに対応する。</p>	<p>3-3)5-5)</p>
<p>【国交】自動車の取引、車検等の根幹となる情報インフラの災害時対応力の強化</p>	<p>全国93カ所の運輸支局等と稼働系センターの間をデータ伝送回線と結び、年間3,600万件の新規登録、移転登録、継続検査等の処理情報をオンライン・リアルタイム方式により処理する自動車登録検査業務電子情報処理システムの災害対応力の強化を図るため、各地方運輸局等の参加により、災害発生時の対応訓練に継続して取り組む。 設計津波を超える大規模津波発生時に、防波堤が倒壊して、津波の到達時間が早まり被害が拡大する事態や、静穏度が確保できず荷役が再開できない事態を防止するため、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備を推進する。また、津波避難計画未策定の港湾管理者に対して、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」に基づいた避難計画の策定を働きかける。</p>	<p>3-2)</p>
<p>【国交】港湾における津波避難対策の実施</p>	<p>さらに、地方公共団体等による津波避難施設等の整備を支援するとともに、避難機能（退避施設等）を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援を行う。</p>	<p>1-3)2-1)5-1)5-5)5-8)6-4)</p>

<p>【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進</p>	<p><水害> 二重偏波気象レーダーの導入及び地域気象観測システムの更新強化、海洋気象観測船の代船建造を含む洋上における水蒸気観測の実施等により、線状降水帯による集中豪雨や台風等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。大雨特別警報発表の技術的改善を行うとともに、災害発生時の危険度を示す危険度分布について1日先の予測情報を提供開始することによって、住民の避難行動を促す。</p> <p><雪害> 雪の面的な予測情報を提供開始するとともに、大雪が予想される場合にも道路管理者等と連携して注意喚起を行い、大雪による防災対応の支援を行う。</p> <p><地震・津波> 地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化を行うとともに、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のビジュアル化によって、二次災害を防止し、救難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。津波警報等の伝達について、海水浴場等で用いられる「津波フラッグ」の普及に努めるとともに、周知広報を推進する。</p> <p><火山噴火> 火山で観測したデータを収集・処理する装置等、火山監視・観測用機器を整備することによって噴火警報や噴火速報等を迅速かつ適切に発表し、住民・登山者の避難行動等を支援する。</p> <p><地域防災力の向上> JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、引き続き各気象台の体制を強化し市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、自治体の防災現場に入ることが難しい場合でも、気象台の危機感が適切に伝えられるようオンラインによる助言が行える環境を整備する。</p> <p>地域の気象に精通する全国の気象台OB・OGを中心に、自治体の防災の現場で即戦力となる「気象防災アドバイザー」として委嘱し、自治体トップに直接働きかける等により自治体への周知・普及に一層取り組むとともに、多様な研修や訓練を通じ、防災業務に精通した自治体職員の育成を引き続き後押しする。</p> <p>加えて、地域における防災・減災対策に資する気候変動適応の取組がより効果的に進められるよう、最新の科学的知見を取りまとめた「気候変動評価レポート」の作成・公表及び市町村レベルでの防災・減災対策に資する地域気候変動予測情報の提供に向けた準備・検討を進める。</p>	<p>1-1)1-3)1-4)1-5)1-6)7-4)</p>
<p>【国交】防災気象情報の継続的な提供</p>	<p>老朽化する気象レーダーや、地域気象観測システム（アメダス）、地震計の順次更新に加え、観測施設の停電対策等を行い、気象・地震観測や気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保を推進する。</p>	<p>1-3)1-4)1-5)1-6)3-2)3-3)4-3)7-4)</p>
<p>【国交】迅速な航路啓開のための体制の整備</p>	<p>全国の重要港湾、特定港等主要港湾において、GNSS技術を用いた最低水面（水深の基準面）の調査を実施する。</p>	<p>5-4)5-5)</p>
<p>【国交】地震・津波防災対策のための津波防災情報の整備による船舶安全の確保</p>	<p>大規模な津波災害発生時における船舶交通安全を確保するため、早急に多様な想定地震津波に対応した情報図及び高精度な広域図の整備を行うとともに、整備済み情報図内の港湾施設変更等に対応した維持・更新作業を行い、併せて津波襲来時の船舶の安全対策を検討する上で必要となる個別の海域に対応した様々な条件での情報図を作成し、これを常に最新の情報で維持する。また、令和2年に内閣府が公開した新たな日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルに対応するために地形データの整備に着手する。</p>	<p>1-3)1-4)3-3)5-3)5-5)6-1)6-4)</p>
<p>【国交】船舶に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達</p>	<p>災害の発生が予想されるときに、災害応急対策として、被害が想定される地域の周辺海域の在泊船舶や被害が想定される沿岸地域の住民、海水浴客等に対して、船舶、航空機等を巡回させ、船舶指導のほか、拡声器、防災情報等表示装置等により周知する。加えて、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。</p>	<p>1-3)4-1)4-3)5-4)7-2)</p>

<p>【国交】関係機関と連携した海上における災害対応能力の向上</p>	<p>コンベンター総合防災訓練等、関係機関との合同訓練を実施していく。特に2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に備え、首都直下地震等起因する海上災害対応能力の強化を図る。 (注) 令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。</p>	<p>2-3)5-3)5-4)7-2)7-5)</p>
<p>【国交】海上における有害・危険物質対応能力の維持向上</p>	<p>油や有害液体物質等の大規模拡散及び流出事案の予防・対応のため、対応資機材の整備・維持管理及び職員の教育・研修等を推進する。特に2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に備え、東京湾内の狹隘な水域にも対応可能な資機材等の整備・維持管理を推進するとともに関係機関との更なる実践的な訓練を実施することにより、首都直下地震等起因する海上災害への対応能力の強化を図る。 (注) 令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。</p>	<p>5-3)5-4)7-2)7-5)</p>
<p>【国交】北海道開発局庁舎の災害対応機能維持に必要な電力等の確保</p>	<p>定期的に点検を実施し、災害対応基盤施設である北海道開発局庁舎について、災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす箇所があった場合、必要な機能を維持するための整備を実施する。</p>	<p>1-1)2-1)3-2)</p>
<p>【国交】海上保安施設等の耐災害性強化対策</p>	<p>地震・津波などによる被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を来すおそれがある海上保安施設(庁舎・航空基地・船艇基地・陸上通信施設)等について、非常用電源設備の設置、燃料供給体制の確保(燃料タンク増設及び容量拡大)並びに通信機器の整備等を実施する。</p>	<p>2-3)3-1)3-2)3-3)4-1)</p>
<p>【防衛】大規模災害による大量負傷者に対応できる衛生科基幹隊員の養成</p>	<p>個人として災害医療における高度の知識・技術を修得することのみならず、組織としてその修得した知識・技術の維持及び向上を図る観点から、各種防災訓練等への参加を推進する。</p>	<p>2-3)2-5)</p>
<p>【防衛】定年退職自衛官の活用による地方公共団体の組織体制の強化のための人的支援</p>	<p>地方公共団体の防災関係局での退職自衛官の活用に関して、地方公共団体に対して退職自衛官の有用性について理解の促進を図るとともに、地方公共団体の防災関係部に再就職を希望する幹部自衛官に対する防災・危機管理教育の実施等の施策を講じていく。</p>	<p>1-1)1-3)2-1)2-3)3-3)4-3)</p>
<p>【防衛】大規模な地震災害にも耐えうる自衛隊施設とするための施設機能の維持・強化</p>	<p><耐震化対策> 耐震改修促進法等を踏まえた3階建て以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上の庁舎等の耐震化を効果的に実施する。 <津波対策> 建物等の高所化や開口部の水密化などの津波対策を推進する。 <5か年加速化対策> 自衛隊の迅速かつ適切な任務の遂行に支障を生じることがないように、施設の耐震化対策、老朽化対策及び電力供給能力向上等に係る整備について、着実に実施する。</p>	<p>2-3)</p>
<p>【防衛】各種訓練を踏まえた関係機関との通信連携要領の確立</p>	<p>関係機関及び自治体との連携を図るため、みちのくアラート等を実施する。</p>	<p>1-6)3-2)3-3)4-1)</p>
<p>【防衛】野外通信システム等の整備等による通信能力の向上</p>	<p>異種無線機との通信を可能とする野外無線システム1式の整備を実施する。</p>	<p>1-6)3-2)3-3)4-1)</p>

【防衛】防衛情報通信基盤の各種通信器材の着実な更新等	通信インフラの老朽化による抗掘性の低下及び通信所要の増大に対応するため、令和元年度末までに整備が完了したマイクロ器材6か所の維持整備を確実に行う。	1-6)3-2)3-3)4-1)
【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備	中期防衛力整備計画（令和元年度～令和5年度）に基づき、定期整備、部品製造等に必要なMOR（整備、修理、オーバーホール）認証取得、ライセンヌ更新、老朽化工具更新を実施する。	2-2)2-3)
【防衛】災害派遣時に迅速に人員及び物資の派遣を可能とする装備品の取得・整備	大規模災害時における被災者の救援や被災地への救援物資の輸送等を迅速に行うため、C-2 1機分の整備を実施する。	2-3)
【防衛】UTM グリッド（座標）の有効活用	関係機関及び自治体にUTM グリッドを活用した地図の使用を依頼し、各種防災訓練（机上訓練）等の場における活用について調整を実施する。	1-6)2-3)
【防衛】自衛隊艦艇の安定的使用に係る港湾等の調査	自衛隊艦艇が接岸可能な港湾の調査及びエアクッション艇（LCAC）の場陸適地調査を実施し、データベースの充実を図る。	1-6)2-2)2-3)6-5)
【防衛】自衛隊航空機の安定的使用に係る場外離着陸場の整備	自衛隊航空機が安定的に使用可能な場外離着陸場指定に係る調査を実施し、データベースの充実を図る。	1-6)2-2)2-3)6-5)
【防衛】大規模災害時における在日米軍との連携の深化	各種災害対応に万全を期すため、自衛隊統合防災演習や日米共同統合防災訓練等を実施し、在日米軍との調整要領の更なる深化を図る。	2-1)2-2)2-3)
【防衛】各種災害を想定した対処訓練の継続的実施	各種災害対応に万全を期すため、統合訓練計画に基づき、訓練を実施するとともに、防災関係機関等との連携要領の向上を図る。	1-3)1-6)2-3)2-7)
【防衛】サブライチエーション訓練等の実施	経済産業省等が主催する各種訓練への参加を通じ、関係省庁との協力体制の強化に努める。	5-2)6-1)
【防衛】ヘリコプター映像伝送装置の整備等による情報収集体制の整備	ヘリコプター映像伝送装置による現行の映像伝送態勢を維持する。 受信局アンテナ6式の整備を完了する。	1-3)1-6)2-3)
【防衛】インフラ企業等関係機関との共同図上演習等の実施	災害時の自衛隊とインフラ企業等関係機関の協力による復旧の迅速化を図るため、共同図上演習等の実施等事前の協力体制の強化に努める。	5-2)6-1)6-4)
【防衛】自衛隊の飛行場施設等の資機材等対策	災害を含むあらゆる事態において、自衛隊の迅速かつ適切な任務の遂行に支障を生じることがないように、自衛隊の使用する飛行場施設をはじめとするインフラ基盤の強靱性を強化するため飛行場施設等の復旧・活用等に必要な資機材等を着実に取得する。	2-3)
【防衛】大規模な災害にも耐えうるインフラ基盤とするための機能の維持・強化	災害を含むあらゆる事態において、自衛隊の迅速かつ適切な任務の遂行に支障を生じることがないように飛行場施設・港湾施設をはじめとするインフラ基盤の強靱性向上等に係る整備について、着実に実施する。	2-3)

【警察】警察施設の耐災害性の強化	警察施設の耐災害性の強化を図るため、警察施設の耐震改修・建て替え等を行う。	1-1)1-3)2-2)2-3)3-1)3-3)
【警察】警察用航空機等の整備	老朽化した警察用航空機、警察用車両の継続的な更新整備に取り組み、また、警察用航空機の夜間撮影用資機材及び救難救助用連絡資機材を効果的に運用する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-2)2-3)3-1)3-2)3-3)7-1)
【警察】通信指令施設の更新整備	24時間365日体制で110番通報の受理、警察官への現場臨場指令等を行い、大規模災害発生時等においても迅速、適切な初動措置を図るため、都道府県警察と連携しながら計画的に通信指令施設の更新整備、高度化を推進する。	2-2)2-3)3-1)4-1)
【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用	民間事業者から提供を受ける情報量の拡大に向け、民間事業者と協議を実施するなどして事業の更なる改善を図る。 集約される交通流監視カメラ画像や民間事業者から提供を受ける情報量の拡大を図るため、新広域交通管制システムを維持管理して、システムの安定した運用を図る。 警察が交通情報を外部機関と安全に送受信するために必要な交通情報ネットワークセキュリティ装置及びそのバックアップ装置を維持管理して、システムの安定した運用を図る。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)2-1)2-2)2-3)2-4)3-1)3-2)3-3)4-3)5-4)5-5)5-6)6-4)7-1)7-3)7-4)8-3)
【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備	第5次社会資本整備重点計画では、令和3年度から令和7年度までに信号機電源付加装置約2,000台の整備を目標としていることから、令和3年度は約400台の信号機電源付加装置を整備するなど、交通安全施設等の整備を推進する。	1-3)1-4)1-5)2-4)3-1)5-4)5-5)5-6)6-4)
【警察】環状交差点の活用	交通量等が一定の条件を満たす場所において、信号交差点の代替としての環状交差点の活用に向けた取組を推進する。	1-3)1-4)1-5)3-1)5-4)5-5)5-6)6-4)
【警察】災害用装備資機材の充実強化	災害現場における広域緊急援助隊員の安全性向上を図るため、フルボディハーネス及び小型無人機を整備する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)2-3)3-1)7-1)
【警察】災害警備訓練の実施	災害現場における広域緊急援助隊員の対処能力の維持・向上を図るため、専門的技術及び知識を有する広域技能指導官を派遣し、広域緊急援助隊合同訓練を全国で実施する（警視庁及び6管区警察局（北海道は地理的に近い、東北管区と合同で訓練を行う））。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)2-3)3-1)5-2)6-1)7-1)
【警察】災害警備訓練隊の維持・整備	より実戦的な災害警備訓練を実施するため、災害警備訓練施設（近畿管区警察局災害警備訓練施設、警視庁・東日本災害警備訓練施設）の維持・整備を図る。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)2-3)3-1)7-1)
【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上	機動警察通信隊の対処能力の更なる向上を図るため、大規模災害による被害を想定した機動警察通信隊の訓練（ドローン）の運用を含む。）を推進する。	2-2)2-3)3-1)3-2)4-1)4-3)
【警察】警察情報通信設備等の更新整備	大規模災害発生時の被災地での警察活動に不可欠な警察通信の確保のため、警察移動無線通信システムの更新・統合、耐震強度不足の無線中継所の建て替えを推進するとともに、大規模災害による被害を想定した訓練の実施・計画の見直し等を推進する。	2-3)3-1)3-2)4-1)4-3)
【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新	第5次社会資本整備重点計画では、令和3年度から令和7年度までに老朽化した信号機約4万5,000基の更新を目標としていることから、令和3年度は約9,000基の信号機を更新するとともに、老朽化した道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新を推進する。	1-3)1-4)1-5)2-4)3-1)5-4)5-5)5-6)6-4)

2. 住宅・都市

施策名称		令和3年度に実施すべき事項	該当プログラム
【内閣府・総務・経産】大規模地震時の電気火災対策の推進		感震ブレーカーの普及等による市街地火災対策をホームページ等で推進する。	7-1)
【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査		避難所の感染症対策や防災機能等の現状について調査するとともに、感染症等の専門家や自治体の実務者等の意見を踏まえ、今後、自治体において必要となる対策について検討を行う。	2-6) 2-7)
【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発		学校施設における非構造部材の耐震対策や学校施設の避難所としての防災機能強化を推進するため、講演・事例紹介等を行うセミナーを行い、非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策、防災機能強化等の普及・啓発を図る。	1-1) 1-3) 2-1) 2-7) 3-3) 7-1)
【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等(非構造部材の耐震対策を含む)		公立学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策を進めるとともに、計画的かつ効率的な長寿命的な長寿命化改修等を推進する。また、特別教室等への空調設置、トイレ整備、給食施設の整備、バリアフリー化等、公立学校施設の防災機能の強化について推進する。	1-1) 1-3) 2-1) 2-7) 3-3) 7-1)
【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等(非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む)		国立大学法人等施設のうち教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設の老朽化対策(ライフラインを含む)を推進する。	1-1) 1-3) 2-7) 7-1)
【文科】国際連合大学の施設整備		国際連合大学本部施設について、安全性対策上、改修の喫緊度が高いと評価された共用スペースの空調設備等改修及び、照明制御システム改修(設計)、吸収式冷温水機(RB-1)更新(設計)、防火戸・防火シャッター改修を実施する。	1-1) 2-6) 2-7) 7-1) 7-5)
【文科】公立社会教育施設(公民館)の耐震化		各都道府県・指定都市教育委員会に公民館の耐震化率の向上を促すための通知を送るとともに、自治体への行政説明の場において、施設の耐震化や老朽化に活用できる財源を紹介する。	1-1) 1-3) 2-7) 3-3) 7-1)
【文科】博物館資料の保管環境整備の推進		資料の保管環境整備を推進するため、文化庁主催の研修や日本博物館協会等の関係団体が開催する会議等において、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」を周知する。	8-4)
【文科】独立行政法人教職員支援機構の施設整備		新しい生活様式の中での安全・安心に研修に専念できる研修・宿泊環境の形成及び災害時の一時避難所としての環境整備を図るため、必要な改修・修繕を行う。	2-7)
【文科】独立行政法人国立青少年教育振興機構の広域防災補完拠点化		今後、各施設において広域防災補完拠点としての様々な役割を担うために、全施設での防災・減災教育(教育事業の実施又は活動プログラムの充実)の推進に取り組むとともに、各施設の实情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応を行う。また、各施設で予備的避難所の運営等のためのライフラインの機能強化に必要な給排水設備や電源設備等の更新を実施する。	1-1) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 2-1) 2-3) 2-4) 2-7) 3-3)
【文科】独立行政法人国立女性教育会館の施設整備		災害発生時における指定避難所としての機能強化を図るため、国立女性教育会館の各種施設の屋上防水工事を実施する。	2-7)
【文科】放送大学学園の施設整備		放送大学学園において、台風等に伴う長期停電被害が発生した際に無断断で電力を安定供給するUPS 部品更新を行う。また、学習者等の安全・安心を確保するため、中央監視装置更新、非常用照明用の直流電源装置更新を行う。さらに、放送番組の制作を安全かつ効率的に継続できるように、スタジオの照明・美術バトンシステム更新を行う。	1-2) 1-6) 2-7)

【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）	私立学校を設置する法人における私立学校施設について、倒壊し又は崩壊する危険が特に高い施設（Is 値 0.3 未満）の構造体の耐震化や、屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題がある非構造部材の耐震化等の安全対策などを中心に、防災機能の強化を支援する。	1-1)1-3)2-1)2-7)7-1)
【文科】私立専修学校施設の耐震化等	私立専修学校を設置する法人における私立専修学校施設について、倒壊又は崩壊する危険が特に高い施設（Is 値 0.3 未満）の耐震化等、防災機能の強化を支援する。	1-1)1-3)2-1)2-7)3-3)7-1)
【文科】国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた対策	災害発生時における情報通信機能の確保や人命保護等に係る対策等を講じるため、国立大学法人等の基盤的設備等の整備・更新を実施する。	1-1)2-5)2-6)4-1)
【文科】量子科学技術研究開発機構の耐震改修等防災・安全対策	量子科学技術研究開発機構について、耐震診断の結果、基準を満たさなかった施設について、廃止または継続使用の予定について検討を行い、継続使用と判断がなされた施設について、耐震改修を進め、大地震に対する施設の安全性向上を図る。	1-1)1-3)2-6)7-1)8-1)
【文科】国立大学等の最先端研究基盤の整備対策	国立大学や大学共同利用機関において、最先端研究設備を整備し、国土強靱化に寄与する。具体的には、地球内部の理解を深め、深発地震の発生メカニズムの解明、気候変動の研究の発展から激甚化する水災害等の対策、人々の感染症対策等について寄与する。	1-1)1-4)1-5)2-6)4-1)
【文科】実大三次元震動破壊実験施設（E-デファイエンス）を活用した震動実験研究	地震による構造物のダメージを小さくする工夫・方策に用いられる有用なデータである構造物の動的特性（固有周期、剛性、減衰定数等）を、中小地震を用いて評価するアルゴリズム開発を進めるとともに、アルゴリズム検証に用いる試験体の詳細設計と試験体製作に着手する。	1-1)1-3)3-2)7-3)
【文科】公立社会体育施設の耐震化	地域住民が日常的にスポーツに親しむための場であるとともに、災害時には避難所としても活用される社会体育施設について、利用者等の安全確保を図るため耐震化を促進する。	1-1)1-3)2-7)3-3)7-1)
【文科】独立行政法人日本スポーツ振興センター研究施設整備	ハイパフォーマンスセンター（HPSC）について、トップアスリートをはじめとする施設利用者の安全確保及び安定的な利用に資するため、老朽化が著しい施設等の耐震改修工事等を実施する。	2-7)7-1)
【文科】国立文化施設等における来館者の安全確保等のための施設整備にかかる対策	災害発生時などの有事の際に来館者の安全を確保するため、京都国立博物館の本館耐震等工事にに向けた調査、国立科学博物館の収蔵庫の新営工事等を実施するとともに、国立劇場の再整備に向けた取組を進める。	1-1)1-2)2-7)7-1)8-4)
【文科】埋蔵文化財の施設等に対する支援	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業を活用した埋蔵文化財の調査、収蔵、情報発信拠点となる埋蔵文化財施設に係る支援を進める。 埋蔵文化財のパンフレット・展示等による情報発信を通じて、その保護の重要性を周知することにより、文化財の保護、防災等の重要性について地域住民の意識向上を図る。	1-2)7-1)8-4)
【文科】国指定等文化財の防災施設の整備	「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」に基づき、重要文化財等防災施設整備事業にて、所有者等に対して必要な防火対策、耐震対策等に係る施設整備の支援を実施する。特に世界遺産・国宝の建造物や、重要文化財を保管する博物館等の防火対策については早急な対応を図る。	1-1)1-2)7-1)8-4)
【文科】国指定等文化財（建造物）の耐震対策	国宝・重要文化財や、世界遺産・国宝のうち特に、不特定多数が滞留する可能性の高い建造物に係る、所有者等が行う耐震診断・耐震対策工事を支援する。	1-1)1-2)7-1)8-4)

【文科】史跡名勝天然記念物等に対する適切な整備周期による保存整備	適切な整備周期により、史跡名勝天然記念物の整備を進める。 特に、入場者数が多く、また災害時に近隣に被害を及ぼす可能性の高い城郭等について、倒壊・崩落といった事態を防止するため、文化財所有者による整備を加速し、整備周期を短縮する。	1-1)1-2)7-1)8-4)
【文科】国指定等文化財(建造物)の適切な修理周期における保存修理	適切な修理周期となるように、文化財所有者による国宝・重要文化財建造物等の修理を支援する。	1-1)1-2)7-1)8-4)
【文科】国宝・重要文化財(美術工芸品)の適切な修理周期における保存修理等	国宝・重要文化財(美術工芸品)の指定をすすめ、国宝・重要文化財(美術工芸品)の所有者等が行う当該文化財の修理や当該文化財を保護するために免震台等の必要な防災設備の設置等を支援する。	7-1)8-4)
【文科】国が選定した重要な文化的景観の復旧・修理	国が選定した重要な文化的景観における重要な構成要素である建築物や建造物の修理や法面の保護等の防災対策、誘導標識などの設置等に対し地方公共団体が行う取組を支援する。	1-1)1-2)7-1)8-4)
【文科】重要伝統的建造物群保存地区における必要な修理・修景	国が選定した重要伝統的建造物群保存地区のため、経年劣化した伝統的建造物の適切な保存修理をはじめ、建築物等の修景、公開活用に必要な整備に対し、地方公共団体が行う取組を支援する。	1-1)1-2)7-1)8-4)
【厚労】水道の応急対策の強化	危機管理マニュアル策定の必要性など令和2年度の災害対応で得られた知見を踏まえ、立入検査等の機会を通じ、引き続き水道事業者等における危機管理マニュアルの策定及び充実等を進めるほか、道路等の地理情報を記載した水道施設台帳の作成・電子化を進めるため、「簡易な水道施設台帳の電子システム導入」に関するガイドライン」等を周知するなどの技術的支援を行う。	2-1)5-9)6-2)7-1)
【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進	水道施設の計画的な更新等を適切に行い、水道施設の耐震化や耐水化等の耐災害性強化の推進を図っていくため、水道事業者等における対策の進捗状況を踏まえ、水道事業者等に対し、耐災害性強化対策に関する取組の好事例の水平展開等の技術的支援や財政支援等を行う。	2-1)5-9)6-2)7-1)
【国交】中古住宅に関する建物評価の改善等及び新たな金融商品開発の促進	価格査定マニユアルの宅建業者の実務における普及・定着を図る。 既存住宅・リフォーム市場の活性化のため、耐震改修融資、中古リフォーム一体型住宅ローン及びリノベーション型住宅ローンの普及を促進する。	1-1)2-6)2-7)7-1)7-3)
【国交】宅地の耐震化の推進	地方公共団体による大規模盛土造成地マップに掲載された個別の盛土の安全性把握調査等の計画作成および、当該計画に基づく安全性把握調査を支援する。 地震による宅地擁壁の崩壊に備えるため、宅地擁壁の老朽化対策について検討する。 住民に対して効果的に液状化のリスクを伝えるため、地方公共団体による地形区分に基づく指標および非液状化層厚を考慮した指標を用いた地域の液状化ハザードマップの作成を支援する。	1-1)2-1)7-3)
【内閣府・国交】主要駅周辺等における帰宅困難者対策の推進	官民協議会による都市再生安全確保計画等の作成・改訂や計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対する支援を行い、都市再生安全確保計画等の作成のみならず、計画に基づく滞在者等の安全確保に向けた取組を一層推進する。	1-1)2-1)2-4)
【国交】防災性に優れた業務継続地区の構築	大都市の防災性の向上、国際競争力強化に向けて、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域において、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される地区の構築のため、都市再生安全確保計画に基づくエネルギー導管等の整備を支援するとともに、エネルギーネットワークを形成する土地所有者間に承継効が与えられる非常用電気等供給施設協定の締結を推進する。	5-2)

【国交】密集市街地等の改善に向けた対策の推進	密集市街地等において、防災性の向上や住環境改善を図るため、避難路となる道路の整備や避難場所となる公園・空き地の整備、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建て替え等の取組を推進する。また、密集市街地の整備改善を加速化し、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災設備倉庫等）、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等のソフト対策を強化する。	1-2)7-1)
【国交】地下街の防災対策の推進	地下街管理会社等が作成した地下街防災推進計画等に基づき、地震や浸水発生時における地下街の防災対策を推進する。地下街の耐震性向上等に関する対策を着実に推進する。	1-1)1-4)2-1)2-4)
【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等の整備	住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を支援する。	1-1)1-2)1-3)1-4)2-1)2-5)7-1)
【国交】帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用等	大都市部における帰宅困難者のための休憩・情報提供等の場となる公園緑地（帰宅支援場所）等の整備を支援する。	1-2)2-4)8-4)
【国交】延焼防止等に資する緑地の確保等	密集市街地等における大規模火災の延焼防止効果を向上させるための空き地等における緑地の整備を支援する。	1-2)7-1)
【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策の推進	避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策を支援する。	1-1)1-2)1-3)7-1)
【国交】下水道施設の戦略的維持管理・更新	道路陥没事故等の発生を未然に防止するため、老朽化した下水道管路について、計画的に改築を進める。	1-3)1-4)2-1)2-2)2-6)5-5)6-3)7-3)
【国交】下水道BCPのブラッシュアップ	BCPの訓練等を通じて、豪雨災害に対する早期復旧のための資機材の準備、体制の構築等について継続的な見直しを行うことで、より実践的な計画となるよう、下水道BCPのブラッシュアップを推進する。	2-6)6-3)
【国交】下水道施設の耐震、耐津波対策	地震、津波に伴う下水道施設の被災により、市民生活や公衆衛生に重大な影響を及ぼすことのないよう、下水道施設（下水処理場や緊急輸送路等に布設されている管路）の耐震、耐津波対策に対する支援を実施する。	1-3)2-1)2-2)2-6)5-5)6-3)6-5)7-3)
【国交】防災拠点等となる建築物の機能継続にかかわるガイドラインの周知	大地震時に防災拠点等となる建築物において、期待される機能の継続にあたり、参考となる知見をまとめた「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」について、防災拠点等建築物の建築主、設計者及び管理者のニーズに応じて広く周知を行う。	1-1)2-7)3-2)3-3)
【国交】超高層建築物等における長周期地震動対策の推進	相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する内閣府の検討の結果を踏まえ、当該地震動による超高層建築物等への影響と対策について、検討を行う。 継続して既存の超高層建築物等の長周期地震動に対する構造安全性の検証を促進する。	1-1)2-7)
【国交】避難所等の天井脱落対策の推進	避難所等の既存天井の脱落対策に係る耐震改修を促進する。	1-1)2-7)
【国交】帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進	災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる一時滞在施設等の整備を支援する。	1-1)2-1)2-4)2-5)
【国交】老朽化マンションの建替え等の促進	高齢マンションの建替え等について、関係団体等と連携したセミナーや専門家相談を実施する。 マンションの再生の円滑化の推進に関し、除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分譲制度の創設など法改正による新たな制度を実施するための準備を行う。	1-1)7-1)

<p>【国交】住宅・建築物の耐震化の促進</p>	<p>耐震改修促進法に基づき、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等に対する耐震診断の義務付けを行うとともに、耐震診断や耐震改修について重点的支援を行う。また、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年を目途に耐震性の不足するものを概ね解消すべく、重点的な取組を推進する。さらに、耐震化に積極的に取り組み、地方公共団体を対象とした住宅の耐震改修等に対する定額補助等により、住宅の耐震化を促進する。加えて、避難路沿道のブロック塀等に対し耐震改修促進法の枠組みを活用した耐震診断を推進するとともに、耐震診断や除却・改修等に対する支援等により、ブロック塀等の安全確保を推進する。</p>	<p>1-1)1-3)2-1)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)7-1)7-3)8-1)8-2)8-5)</p>
<p>【国交】災害リスクの見える化等による災害ハザードエリアにおける開発抑制</p>	<p>「都市構造見える化」ツールについて高度化・普及啓発を図るとともに、関係省庁等と連携し、開発許可について規制エリアの見える化に取り組む。また、令和2年6月10日に公布された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の改正内容（開発許可の見直し等）等について、地方公共団体等に対して周知等を実施する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)8-2)8-5)</p>
<p>【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）</p>	<p>市町村における立地適正化計画への、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の記載について、先行事例の横展開や検討にあたっての助言を行うなどにより推進する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)8-2)8-5)</p>
<p>【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進</p>	<p>「防災移転支援計画制度」及び課税の特例措置（防災移転支援計画）に基づき、災害ハザードエリアから、立地適正化計画の誘導区域内より安全な区域へ、施設や住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物に係る登録免許税・不動産取得税を軽減）等について、地方公共団体等に対して引き続き周知等を行う。また、「防災集団移転促進事業」及び「都市構造再編集中支援事業」について、予算による支援や、防災移転まちづくりワーキンググループ等の活用を引き続き実施するとともに、災害ハザードエリアからの移転をより推進するための制度改正を行う。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)8-2)8-5)</p>
<p>【経産・国交】建築物における電気設備の浸水対策にかかるガイドラインの周知</p>	<p>令和元年東日本台風による大雨に伴う内水氾濫により、首都圏の高層マンションにおいて浸水被害が発生したことを踏まえ、建築物における電気設備の浸水対策のあり方や具体的事例についてとりまとめた「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」について、関連業界に対し、広く注意喚起を行う。</p>	<p>2-7)3-2)3-3)</p>
<p>【国交】災害に強い市街地形成に関する対策</p>	<p>医療・福祉施設等の都市機能の災害ハザードエリアからの移転やピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置等の防災機能強化、土地区画整理事業による土地の高上げを計画的に推進する。</p>	<p>1-3)1-4)1-5)</p>
<p>【国交】首里城の復元に向けた取組</p>	<p>令和元年10月の火災により焼失した首里城について、首里城復元のための関係関係会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、令和4年の首里城正殿の本体工事着工に向けて、技術的検討を進めるとともに、木材の調達等を実施する。</p>	<p>1-2)8-4)</p>
<p>【国交】老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策</p>	<p>耐震性がない、劣化しているなど特に老朽化した高経年の公営住宅について、地方公共団体が実施する建替事業を追加支援することにより、建替えの加速化を図る。</p>	<p>1-1)7-1)</p>
<p>【環境】熱中症予防対策の強化</p>	<p>令和3年3月25日に熱中症対策推進会議で策定された熱中症対策行動計画に基づき、「熱中症警戒アラート」を全国展開するほか、広く一般の方や自治体等担当者を対象にした熱中症に関するシンポジウムの開催、「熱中症予防対策ガイドランス」をはじめとした知見や普及啓発資料の自治体等への提供など、熱中症予防に係る情報提供を強化する。また、災害時の熱中症対策について知見の収集や調査を行い、これまでの知見と合わせて提供を行う。</p> <p>さらに、自治体における効果的な熱中症予防対策を推進するため、モデル事業を実施し、全国自治体における熱中症対策の底上げを図る。</p> <p>大規模災害時にも暑さ指数（WBGT）を継続的に提供できるよう、暑さ指数（WBGT）の発信体制を強化するとともに、情報活用のための認知度向上を継続する。</p>	<p>2-7)4-3)</p>

<p>【環境】気候変動影響を踏まえた災害対策</p>	<p>過去に日本に甚大な被害をもたらした台風について、将来の気候変動下で強度や降水量等による影響がどのように変化するか評価し、国や地方公共団体、事業者等が適切に適応策を実施するために必要となるデータを整備する。また、令和2年度に整備したデータを、学術研究等に提供する。</p> <p>気象災害に対する強靱化を念頭に、気候変動に関連した複合的な影響（土砂災害と洪水氾濫の同時発生による被害の甚大化等）や影響の連鎖（気候変動に伴う媒介物の分布域拡大に伴う感染症リスクの増加等）に関し、そのメカニズムを分析する。併せてメカニズムを踏まえた対策の検討を行うに当たり必要情報自体を自治体、事業者等の主体に提供し、それにより地域適応計画の策定を含む適応策の推進に貢献する。</p>	<p>1-4)2-6)6-5)</p>
----------------------------	--	---------------------

3. 保健医療・福祉		
施策名称		
令和3年度に実施すべき事項		
該当プログラム		
<p>【内閣府】航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の医療機能強化に係る検討</p>	<p>令和2年度の「病院船の活用に関する検討（※）」を踏まえ、船舶における災害医療活動の初動から完了までの一連の動きについての具体的な訓練を行うことにより、フィージビリティを確認するとともに、船舶の活用に向けた具体計画に反映する。</p> <p>（※）新たな感染症が発生した場合や大規模災害が発生した場合に、人命を最優先に経済社会への影響を最小限に抑えるためには、迅速かつ十分に医療提供の場を確保することが必要であることから、その手段の1つとして、病院船の活用を検討するもの</p>	<p>2-5)2-7)</p>
<p>【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化</p>	<p>地域医療計画や「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」（令和3年度～7年度）を踏まえた各附属病院の長期整備計画に基づいて、防災・減災機能強化を含めた施設整備を実施する。</p>	<p>1-1)1-3)2-5)2-6)2-7)7-1)</p>
<p>【文科】大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化</p>	<p>選定された3大学（東北大学、新潟大学、熊本大学）で開講された教育プログラムにおいて、医療チームにより災害医療全般に対応できるプロフェッショナルな人材を引き続き養成する。</p>	<p>2-1)2-3)2-5)2-6)2-7)</p>
<p>【厚労】被災地における各種保健医療活動チームの連携体制構築</p>	<p>都道府県の実状に合った適切な活動調整が行われるよう、各活動の所管部局から都道府県の担当部局に対し通知の周知を行うべく。</p>	<p>2-5)2-6)2-7)3-3)</p>
<p>【厚労】国立感染症研究所の自家用発電機等の整備</p>	<p>連続稼働時間が不十分な自家発電機1台と容量が不足している燃料タンク2台を更新することにより、災害時にも自家発電機が3日間安定稼働できるようにする。</p>	<p>2-1)2-6)2-7)7-1)</p>
<p>【厚労】災害派遣医療チーム（DMAT）の養成</p>	<p>DMATの更なる養成を図る。また、DMAT司令塔機能を担うDMAT事務局の職員数を増やすことにより、体制強化に取り組む。</p>	<p>2-3)2-5)</p>
<p>【厚労】医療施設の耐震化</p>	<p>災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関等の耐震整備に対する支援を行う。</p>	<p>1-1)1-3)2-5)2-6)2-7)7-1)7-3)8-1)8-2)</p>
<p>【厚労】（都道府県・地域）災害医療コーディネーターの養成</p>	<p>活動要領を踏まえた研修カリキュラムの更新を行い、活動要領を理解した（都道府県・地域）災害医療コーディネーターの配置を推進する。</p>	<p>2-5)</p>
<p>【厚労】病院における事業継続計画（BCP）の策定</p>	<p>BCP策定率が100%に達した災害拠点病院については、策定したBCPに基づき定期的に訓練を実施するよう促していく。またBCP未策定の災害拠点病院以外の病院（救命救急センター・周産期母子医療センター）については、優先的にBCP策定研修の受講施設とすることで、BCP策定率の向上を図る。</p>	<p>2-5)</p>
<p>【厚労】医療リソースの需給の検討</p>	<p>より精度の高い予測需給不均衡度を示す。具体的には、災害時の医療供給に関する修飾因子として、道路閉塞率に着目した検討を行う。</p>	<p>2-5)</p>

【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備の強化等	災害時において診療機能を3日程度維持するために非常用自家発電設備の増設等（燃料タンクの増設等）が必要な災害拠点病院等に対して、整備に必要な支援を実施する。	2-5)5-2)
【厚労】災害拠点病院等の給水設備の強化	災害時において診療機能を3日程度維持するために給水設備の増設等（受水槽の増設等）が必要な災害拠点病院等に対して、整備に必要な支援を実施する。	2-5)
【厚労】広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の機能拡充等	令和3年度に災害が発生した場合、その被災経験から得られた教訓を踏まえ、必要に応じてEMISを活用した情報収集体制の強化のため、当該システムの一部を改修し、操作性・機能の改善、情報項目の追加等を行う。	2-5)
【厚労】感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施	平時から自治体において適切な健康診断や、防疫業務用設備品の購入等を実施する。 万一災害が発生した自治体においては、必要に応じた感染症法に基づく消毒や害虫駆除等を実施する。	2-6)
【厚労】予防接種法に基づく予防接種の実施	感染症の発生およびまん延を防止するため、予防接種法に基づく予防接種を着実に実施する。	2-6)
【厚労】都道府県単位での公民協働の広域的な福祉支援ネットワークの構築	災害福祉支援ネットワークの体制整備を促進するため、構築済の自治体から好事例を収集し、未構築の自治体に対し周知を図るとともに、厚生労働省において「災害派遣福祉チームリーダー養成等研修」を実施し、災害派遣福祉チームの活動内容の質の確保を図る。	2-7)
【厚労】社会福祉施設等の耐震化整備及び非常用自家発電設備等の整備を推進するとともに、災害時の被害情報等を集約するシステムの運用を行う。	社会福祉施設等の耐震化整備及び非常用自家発電設備等の整備を推進するとともに、災害時の被害情報等を集約するシステムの運用を行う。	1-1)2-7)
【厚労】災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成	災害時に被災地域の精神保健医療機能を補完するために活動するDPATを全都道府県・指定都市に整備するために、DPATを養成するための研修を実施する。	2-5)2-7)
【厚労】救命救急センター等の非常用通信設備の強化等	全ての救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（有床診療所のみ）、特定機能病院、地域医療支援病院が実施する非常用通信設備（衛星携帯電話、衛星データ通信等）の整備を支援する。	2-5)
【厚労】病院のブロック塀改修の強化等	患者や周辺住民への被害を防ぐため、病院が実施する倒壊する恐れのあるブロック塀の改修等を支援する。	1-1)1-3)2-5)2-6)2-7)7-1)7-3)8-1)8-2)

4. エネルギー

施策名称		令和3年度に実施すべき事項	該当プログラム
【農水】農村地域における農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入促進	農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入促進	農業水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、技術者の育成を図るための研修を実施する。	2-1)
【経産】災害時に地域の石油製品供給を維持するための災害対応型SSの整備	災害時に地域の石油製品供給を維持するための災害対応型SSの整備	災害時の物流停滞リスクに備え、SSの地下タンクの入換・大型化など燃料在庫能力の強化を支援する。また、災害対応能力を強化するため、自家発電設備の稼働訓練を支援する。	1-6)2-1)3-2)5-2)6-1)8-5)
【経産】国家備蓄原油・製品放出の機動性の確保	国家備蓄原油・製品放出の機動性の確保	各地域需要約4日分に相当する石油製品の国家備蓄を維持しつつ、国家備蓄石油の放出訓練等を通じ、機動性の確保に取り組む。	2-1)2-5)3-3)5-2)6-1)

【経産】石油製品のサブプライチェーンの維持・強化に向けたSS 過疎地対策の推進	自治体と連携し、地域の燃料アクセス、水害等の災害や停電時への備えも考慮する等したSS 過疎地対策に取り組みとともに、燃料供給の担い手確保に取り組む。	2-1)5-2)6-1)8-5)
【経産】災害時に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進	避難所、多数の避難困難者が生じる施設、一時避難所となり得る施設等として地方自治体と協定等を締結している民間施設等における需要家側での燃料備蓄を推進するため、石油タンク、LP ガスタンク、自家発電設備、GHP 空調機等の導入支援事業を実施する。 また、一般消費者による自動車へのこまめな満タン給油や灯油買い置き等の自衛的な燃料備蓄の普及啓発を行う。	2-1)2-5)2-7)3-2)3-3)5-2)
【経産】災害時石油ガス供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し	新たなLP ガス中核充填所の設置や地域事情に応じた燃料供給体制の強化を支援するため、中核充填所の新設・既存の中核充填所における自家発電設備の高上げやタンク容量の増加といった災害対応能力の強化に係る事業を実施する。	2-1)2-5)2-7)5-2)6-1)
【経産】災害時における石油製品供給の継続のためのBCPの見直し	石油製品の供給を継続することができよう、石油精製・元売各社が策定する「系列BCP」について、令和2年度の訓練において判明した課題等を踏まえた定期的な見直しを促し、石油業界の災害対応能力の強化を図る。	2-1)2-5)3-3)5-2)5-3)6-1)
【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し	災害時石油供給連携計画の訓練については、その定着・習熟を図るため、石油業界、関係省庁、地方公共団体等が連携した上で、訓練を定期的に実施する。令和2年度の訓練において見つかった課題（リモート下での情報共有やコミュニケーションの効率化等）について対応できるような形で、訓練企画を行う。	2-1)2-5)3-3)5-2)6-1)
【経産】製油所等の緊急入出荷能力の強化	製油所等の強靱化対策（耐震・液状化対策や排水設備の増強等）を実施する。	2-1)2-5)3-3)5-2)5-3)6-1)7-2)
【経産】ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化	これまでのガス事業者の積極的な取組により、ガス導管の耐震化率が令和7年末までの目標値である90%を超えて進捗してきていることから、ガス事業者以外の需要家等の関係者にもガス管の耐震化率向上の重要性を丁寧に説明しつつ、取組を進めていく。	2-1)5-2)6-1)
【経産】災害時対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機能維持強化による天然ガスシフトの促進及び災害時の強靱性の向上	中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受けている避難施設等に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコーゼエネレーションシステムなどの天然ガス利用設備の導入等を推進する。	2-1)5-2)6-1)
【経産】石油製品の円滑な供給に向けた関係府省間連携スキームの構築	地方公共団体、関係省庁等との訓練については、その定着・習熟を図るため、関係機関で連携した上で、地方公共団体等のニーズに沿う形で訓練を定期的に実施する。	2-1)2-5)3-3)5-2)
【経産】送配電網の耐雪害対策	今年度発生した雪害による設備トラブル等の事例を鑑み、事業者による発生要因の原因分析や再発防止対策について適切な対応が取られているかを確認、必要に応じた指導及び他社への水平展開についても検討していく。	1-6)
【経産】災害時に自立した電力供給が可能な地域マイクログリッドの構築支援	頻発する災害へのレジリエンス強化を図るべく、地域マイクログリッドの構築を全国に拡大するため導入プラン作成支援及び構築支援をさらに推し進めていく。また、地域マイクログリッド構築後に災害時のみならず平時の活用を踏まえた運用を行う上で、制度上の課題整理・解決のため関係部局と連携していく。	2-1)2-5)6-1)

<p>【経産】強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立</p>	<p>エネルギー供給強靱化法に基づき、送配電事業者に対する災害時連携計画の策定、既存設備の計画的な更新、無電柱化を含めた送配電設備への必要な投資を適切に行うための託送料金制度改革、山間部等において電力の安定供給・効率性が向上する場合、送配電網の独立運用を可能とする制度整備等を通じて、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確立する。</p> <p>また、大規模災害が発生した際の実際の電力供給オペレーションの構築のため、下記内容についてフォローアップを行う。</p> <p>①一般送配電事業者間の連携計画について、必要に応じて検討・見直し、復旧手法・設備仕様の統一化等を通じた復旧作業の迅速化促進</p> <p>②電力広域的運営推進機関における相互扶助制度の運用開始</p> <p>③事前の樹木伐採など、地方自治体や他インフラ（通信等）との連携強化</p> <p>④電力会社間及び自衛隊との定期的な情報共有・合同訓練</p>	<p>2-1)2-5)5-2)6-1)7-4)7-6)</p>
<p>【経産】スマート保安の促進</p>	<p>電力、ガスの分野に係るスマート保安アクションプランを策定する。</p> <p>事業者は策定されたアクションプランに基づき、先進事例の導入等に取り組み、官としてはアクションプランに即した保安規制・制度の見直しを行う等新技术の導入を促す。スマート保安官民協議会にてアクションプランの内容や進捗についてフォローアップを行う。</p>	<p>5-2)5-3)6-1)</p>
<p>【経産】送電網の整備・強化対策</p>	<p>令和2年6月に成立したエネルギー供給強靱化法に基づき、国や電力広域的運営推進機関が率先して行う、全国大での送電網の増強・整備計画であるマスタープランについて、令和3年春に1次案を策定し、再エネの大量導入等に対応しつつ、レジリエンスを抜本的に強化した次世代型ネットワーク構築に向けて、必要な送電網の整備を行う。また、令和5年4月に予定される新しい託送料金制度の施行に向けて、必要な検討を進める。</p>	<p>2-1)2-5)5-2)6-1)</p>
<p>【国交】小水力発電等の推進による水力エネルギーの有効活用</p>	<p>国及び水資源機構が管理するダムにおいて、管理用水力発電設置の検討等を行い、関係者等との調整が整ったダムから順次設置していくとともに、平成25年より実施している水利権許可の手続きの簡素化により小水力発電の導入を促進していく。</p>	<p>2-1)2-7)7-4)</p>
<p>【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策</p>	<p>地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設における、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能發揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の実施する。</p>	<p>2-1)2-5)2-7)5-2)6-1)</p>

5. 金融

施策名称	令和3年度に実施すべき事項	該当プログラム
<p>【金融】金融機関における水や食糧、防災品等の必需品の備蓄</p>	<p>必需品の備蓄が行われていない等の金融機関に対しては、対応を促していく。</p>	<p>5-7)</p>
<p>【金融】金融機関における通信手段の多様化</p>	<p>通信手段の多様化が図られていない金融機関に対しては、通信手段の多様化等を促していく。</p>	<p>5-7)</p>
<p>【金融】金融機関における国内外への情報発信</p>	<p>災害が発生した場合には、金融機関において、融資相談窓口の設置や災害特別融資の取扱い等、適時的確な情報発信を行う。</p>	<p>8-6)</p>

【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備	非常時参集体制等を含む金融機関のBCPの実効性の検証等について、フォローアップを行っていく。	5-7)8-6)
【金融】金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保等	システムセンター等のバックアップサイトが確保されていない金融機関に対しては、対応を促していく。	5-7)
【金融】各金融機関等のシステムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等	システムセンター等の耐震化、自家発電機の設置・定期的なメンテナンスが未済となっている金融機関等に対しては、対応を促していく。	5-7)7-1)
【金融】銀行業界など関係業界内横断的な防災訓練等の実施	防災訓練等を引き続き実施し、防災意識を高めるとともに、課題の発見・解決等に取り組む。定期的な防災訓練を行うことで、防災意識を高めるとともに、有事の際の行動を確認しておくことで、実際の対応が必要になった場合に滞りなく情報共有等が行えるようになるものと考えられるため、金融庁、中央銀行、3市場、関係金融機関の参加による合同防災訓練を実施する。	5-7)8-6)

6. 情報通信

施策名称	令和3年度に実施すべき事項	該当プログラム
【内閣府】総合防災情報システムの整備	令和元年度から運用を開始している新たな総合防災情報システムの定期保守等を通じ、安定的な運用体制を確保する。また、令和2年度までに北海道電力と情報連携し、全電力会社との接続を完了し、さらに消防庁の保有するシステムとの接続も行ったことに引き続き、他省庁等の保有する情報システムとの連携強化を進め、情報登録の自動化を図る。	4-3)
【内閣府】中央防災無線網設備の整備	指定行政機関1機関の移転に伴い、中央防災無線網地上系通信設備を構築する。 指定公共機関4機関（平成29年度追加指定）に中央防災無線網衛星通信設備を構築する。 中央防災無線網の機能を維持するため、通信設備、電源設備及び情報システムの修繕及び更新を実施する。 指定公共機関の追加指定7機関（令和元年及び令和2年追加指定）について、協定締結に向けた協議を継続する。 指定公共機関の追加指定3機関（令和元年及び令和2年追加指定）について、中央防災無線網設備を設置するための詳細設計を実施する。	3-2)4-1)
【内閣府】SNSを活用した防災情報の収集機能強化	SNSを活用した情報発信、情報収集に努める。	4-3)
【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化	安否確認サービスの導入自治体の増加に向けた普及活動を推進する。 安否確認サービスの機能向上ではスマホ de リレーを活用した避難所外情報の収集機能の実証事業を実施する。 災害危機管理通報では小型デバイスの開発を推進し、警報種別拡大のため標準フォーマットに関する研究開発や機能向上の整備事業を推進する。 7機体制確立のための追加3機（5、6、7号機）の衛星開発を推進する。	4-1)4-3)
【総務】Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進	地方公共団体やライフライン事業者等の情報発行者、多様なメディアによる更なる利活用及びLアラート情報の迅速性・正確性の向上を図り、Lアラート高度化システムの導入を促進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを通じて普及啓発等を行う。	1-6)4-2)4-3)
【総務】G空間防災システムの普及の促進	地域における防災等の課題へのG空間情報の利活用推進に向けた普及啓発やセミナーの開催等の周知啓発活動を実施する。	4-3)

【総務】防災等に資するWi-Fi環境の整備推進	令和3年度までの防災等に資するWi-Fi環境の整備目標数約3万箇所に対する残りの約2,000箇所について、「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」に基づき、Wi-Fi環境の整備を推進する。	4-3)
【総務】難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備の推進	令和2年度までの取組状況を踏まえ、難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備に対して支援措置を継続し、災害対策としてのラジオ中継局の整備等を推進する。	4-2)4-3)
【総務】災害対策としてのラジオ中継局の整備の推進	令和2年度までの取組状況を踏まえ、放送停波による情報遮断の回避といった防災上の観点によるラジオ送信所の新規整備等に対して支援措置を継続し、災害対策としてのラジオ中継局の整備等を推進する。	4-2)
【総務】放送局等の耐災害性を強化するための予備送信設備等の整備	令和2年度までの取組状況を踏まえ、大規模な自然災害により、「重大事故」が発生しないよう、放送事業者が行う地上基幹放送等の耐災害性強化に係る対策のための予備送信設備等の整備に対して予算措置により支援する。	4-2)
【総務】災害時に円滑な臨時災害放送局の開設	平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練を活用し、災害時には地方公共団体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図る。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行うとともに、地方公共団体や放送事業者が可搬型予備送信設備等を活用できるよう、運用体制の整備を図る。	4-3)
【総務】日本郵便株式会社における事業継続のための防災用品の備蓄	防災用備蓄の強化のため、品目、数量等の見直しを行う。賞味期限・使用期限に合わせて防災用品を更改する。	5-7)
【総務】日本郵便株式会社における郵便事業に係る事業継続計画の策定	政府は、避難指示等の発令についてレベル4の避難指示、避難勧告を避難指示に一本化することを検討している。一本化となつた際は当該内容を反映する。具体的には感染症対応の踏まえた修正を検討する。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行うとともに、地方公共団体や放送事業者が可搬型予備送信設備等を活用できるよう、運用体制の整備を図る。	5-7)
【総務】放送ネットワーク整備支援事業によるケーブルテレビネットワークの強化支援	条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に関する事業及びひネットワークの複線化等を通じた強化を目的とする事業を確実に実施する。	4-3)
【総務】災害時の通信サービス確保のための連携の拡大・普及に関する対策	大規模自然災害時における、災害対応の重要拠点となる市町村役場や都道府県庁の迅速な通信被害状況の把握及び応急復旧等を行うとともに、電力供給、燃料供給及び倒木処理等との連携を図ること等の課題に対応するため、令和2年度に実施した、総務省等の国の機関、被災地である地方自治体及び通信事業者等が連携して行うべき初動対応を想定した訓練を引き続き実施し、連携の拡大・普及を図る。	4-1)4-3)
【文科】気象庁の津波予報等への貢献を目的とした地震・津波・火山観測網の強化	老朽化による故障等により情報発信が滞ることが無いよう、機器更新を計画的に実施し観測網の安定運用に努め、老朽化した観測施設の改修・更新について検討する。また、観測データを活用した地震動及び津波の即時予測技術に関する研究開発において社会実装に向けた開発システムの高度化、ハザード評価の精度向上につながる長期評価の高度化に関する研究開発並びに火山活動の推移を把握する研究開発を推進する。	1-3)1-5)4-3)
【文科】技術試験衛星9号機(ETS-9)等の通信衛星の開発	2020年代に災害通信を含む衛星通信の主流となる次世代静止通信衛星を実現するため、平成28年度から開発に着手したETS-9においては、ETS-VIIIの10年の運用で得られた知見・技術を活用しつつ、令和2年度から着手した大容量高速通信を可能とするフルデジタルペイロードの追加開発を含め、開発を着実に推進する。	2-5)4-1)4-2)4-3)

【環境】放射線監視体制の機能維持に関する強化対策	原子力関係施設の周辺地域における放射線量等の測定・分析等を行う施設・設備・機器の老朽化が進んでいる。計画的に更新しなければ機器の故障等によって放射線の測定等が途絶し、原子力関係施設の安全性が確保できず、また国民への情報発信も途絶える。このため、老朽化が進んだ施設・設備・機器を優先的に更新し、原子力関係施設の常時監視の機能を維持する。	3-3)4-3)
7. 産業構造 施策名称		
令和3年度に実施すべき事項		
【内閣府】民間企業及び企業間/企業体/業界等におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進	民間企業等の事業継続体制（BCPの策定状況）に関する実態調査を実施する。また、内閣府が策定している「事業継続ガイドライン」について、新型コロナウイルス感染症の拡大や近年の災害の頻発・激甚化等の社会情勢の変動を踏まえた内容に改定するため、調査・検討を実施する。	5-1)5-2)5-8)6-1)
【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援	地方における雇用創出のため、企業の本社機能の地方への移転や、地方における拡充を引き続き促進すべく、地方拠点強化税制（オフィス減税・雇用促進税制）等の支援措置を講じる。加えて、令和3年度末に本税制の適用期限を迎えることを踏まえ、本税制の在り方等について検討する。	5-1)
【経産】災害対応等のためのロボット・小型無人機（ドローン）の技術開発・実証	災害時の被災状況調査や、老朽化するインフラ点検、監視や捜索、物流など、拡大しているドローンの業務用途ニーズに対応するため、福島ロボットテストフィールド等を活用した実証を行い、ロボットやドローンの社会実装に向けた事業環境整備や国際標準の獲得を推進する。	1-3)1-6)2-1)2-2)2-7)6-5)
【経産】東アジア及び我が国の知見を活用した災害に強いインフラ整備等に向けた政策研究	現地政府を巻き込んだ東アジア・ASEANの防災能力強化に向けた政策提言活動を実施するとともに、シンポジウム等を通じた研究結果の普及に努める。	5-1)
【経産】高圧ガス設備の耐震設計基準の見直し	大規模な自然災害時におけるコンビナート・重要な産業施設（事故発生時に大きな被害を与えるもの）の損壊、火災、爆発等の低減に当たって、液状化、流動化等への対策についての検討を行うとともに、耐震性能評価法の見直しに関する検討を行い、必要に応じて高圧ガス設備の耐震設計基準見直しの検討を行う。	5-1)5-3)7-5)
【経産】石油化学事業者による人材育成やリスクアセスメント等に関する実施計画の策定とそのPDCA実施の促進	石油化学事業者が人材育成やリスクアセスメント等に関する安全確保の具体的な実施計画を策定し、毎年のPDCAサイクルの実施により実効性を高めることを促進する。令和2年度実施計画のフォローアップをまとめるとともに、そのフォローアップ内容や課題を踏まえた令和3年度実施計画を策定し、7月までに公表する。また、巨大地震・津波、最近多発している風水害などを想定した、従業員等の避難、設備のあり方などの対応方針に関する情報交換を行い、より効果が上がりが、かつ、合理的な考え方、事例などについて業界団体が主催する有識者講演会、委員会に加え説明会ならびに勉強会開催等の場を通じて、人材育成につながる情報の共有を図る。	5-1)
【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進	中小企業・小規模事業者による自然災害への事前の防災・減災対策の取組を促進するため、「事業継続力強化計画」の普及啓発、策定支援を引き続き実施していくとともに、「連携事業継続力強化計画」の取組を増やし、遠隔地での代替生産等の好事例を横展開するとともに、計画策定後のフォローアップを実施する。また、近年の豪雨災害での被災事業者においては、損害保険に加入していなかったことから資金繰りに困窮する事業者が存在したため、適切な保険プランへの見直し・加入促進に向けた施策の検討を行う。	5-1)8-6)

<p>【経産】 指針に基づく更新計画及びBCP策定による工業用水道強化の推進</p>	<p>ブロック会議等を通じて、計画策定及び事業の実施、BCPの策定を促すとともに、計画作成及びその計画に基づき事業を実施している事業体並びにBCP策定している事業者の情報（事業者名の公表等）を、工業用水道事業者全体で共有することで、更なる更新・耐震・耐水化等事業の進捗を促すために事業への補助を行うとともに、産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会の中間とりまとめ（令和3年6月公表）を踏まえて、必要に応じて補助制度の見直しを行う。</p> <p>補助要望を受けた事業のうち5か年加速化対策に基づき、強靱化の加速化が必要な事業（耐震対策、浸水対策、停電対策）に対し、支援を行う。</p>	<p>5-9(6-2)8-3)</p>
<p>【経産】 広域的災害発生時の工業用水道事業における応援体制の確保</p>	<p>各経済産業局単位で開催されるブロック会議等にて全国相互応援体制の再周知を実施するとともに、各地域で行われる応援体制の更なる充実についての検討状況を踏まえつつ、地域の実情に応じた合同訓練や協定の整備等についても促していく。</p> <p>各工業用水道事業者が保有している応急対策資料のデータベースを更新する。</p> <p>建設業における将来の担い手確保に向けて、以下の施策を実施する。</p> <p>①建設キャリアアップシステムの普及促進、社会保険等への加入徹底による技能労働者の処遇改善</p> <p>建設業における将来の担い手の確保に向けて、建設技能者の保有資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する建設キャリアアップシステム（CCUS）について、令和3年度からの建設業退職金共済電子申請方式の運用開始に伴い、建退共のCCUS活用の本格実施など、その普及・促進に取り組む。</p> <p>「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」等を通じ、社会保険加入徹底と法定福利費を内訳明示した見積書・請負代金内訳書の活用を推進する。「建設業の一人親方問題」に関する検討会」の中間とりまとめを踏まえ、実効性ある対策を検討・実施する。</p> <p>②新・担い手3法に基づく工期の適正化や施工時期の平準化の推進等による、建設業の働き方改革と生産性向上</p> <p>工期の適正化を図るため、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）について、引き続き、公共工事・民間工事を問わず、周知徹底を図っていく。</p> <p>また、施工時期の平準化について、地方公共団体への働きかけを引き続き実施するほか、地方公共団体が平準化の進捗状況を自ら把握・管理する取組の促進など、平準化の取組を一層推進する。</p> <p>③将来にわたるインフラの品質確保とその中長期的な担い手確保にも資する入札契約方式の導入・活用等の入札契約制度の改革</p> <p>将来にわたるインフラの品質確保とその中長期的な担い手確保にも資する入札契約方式等への支援成果等の全国展開等を行う。</p>	<p>5-9(6-2)8-5)</p> <p>1-6)2-1)2-2)2-3)2-5)3-2)3-3)5-1)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-3)8-1)8-2)8-5)</p>

8. 交通・物流

<p>該当プログラム</p>		
<p>【内閣府】 官民が連携した物資調達への取り組みの構築</p>	<p>「物資調達・輸送調整等支援システム」について、引き続き、関係省庁・自治体における平時の運用や訓練実施、実災害対応を踏まえて必要な課題を抽出し、ユーザビリティ向上や機能強化に係るシステム改修等を行う。</p> <p>地域再生法の規定により内閣総理大臣が認定した253の地域再生計画に基づき、地方が地方創生の深化のために行う道路（市町村道、農道、林道）整備、汚水処理施設（下水道、集落排水、浄化槽）整備および港（港湾、漁港）整備に対して支援を行い、これららの基盤整備を通して、地域の防災・減災対策（避難路、緊急物資の輸送拠点としても活用される道路、港の整備等）、森林整備の促進や地方の活性化による国土の均衡ある発展等、国土強靱化にも貢献する。</p>	<p>2-1)</p> <p>1-1)2-2)5-5)6-3)6-4)6-5)7-6)8-2)8-4)8-6)</p>
<p>【国交】 ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築</p>	<p>地方ブロックごとに国、自治体、倉庫業者・トラック事業者等の関係者が参画する協議会等を通じ、物流事業者団体との災害時協力協定の締結・高度化等の促進や、新たな民間物資拠点的選定及びラストマイルにおける円滑な支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブックの普及促進等、各地域における支援物資輸送体制の確立に向けた取組を実施するとともに、地方公共団体等が主体となつて行う、支援物資輸送の実効性を高める取組を促進する。</p>	<p>2-1)2-7)</p>

<p>【国交】 物流事業者における災害対応力の強化</p>	<p>物流総合効率化法の活用による災害に強い物流施設の整備促進や「荷主と物流事業者が連携したBCP作成のためのガイドライン」の周知による民間物流事業者のBCP策定等を促進する。また主要空港が機能不全に陥った場合を想定し、空港BCPとの整合性を確保しつつ、具体的な被災想定のもと災害時における物流関係者間の連携について計画策定を行い、策定した計画に沿って机上訓練を実施する。</p>	<p>5-1)5-5)5-8)8-6)</p>
<p>【国交】 道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策</p>	<p>地方公共団体のニーズを踏まえ、予測浸水深よりも高い位置に整備されている直轄国道の高架区間等を緊急避難場所として活用するための避難施設の整備を推進する。 道路の高架区間等を一時仮的な避難場所として地域防災計画変更に係る支援を行う。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>
<p>【国交】 道路施設が持つ副次的機能の活用（道の駅の防災機能付加、海抜表示シートの設置等）</p>	<p>自治体が策定する地域防災計画に基づき、自治体と役割分担を図りながら「道の駅」の防災設備を整備するとともに、広域的な復興・復旧活動拠点となる「道の駅」を支援し、防災機能強化を図る。 海抜表示シートを整備する。</p>	<p>1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-1)4-3)5-1)5-2)5-5)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>
<p>【国交】 道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供</p>	<p>令和2年7月豪雨の際にはETC2.0データと民間プローブデータを災害対応に活用したところであり、引き続き、関係機関と連携し、災害時の通行可否情報の収集や提供を行うなど、情報収集の強化・提供情報の質の向上を推進する。</p>	<p>1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>
<p>【国交】 道路の雪寒対策の推進（雪崩防止柵等の防雪施設の整備、消融雪施設の整備、中央分離帯開口部やUターン路整備、除雪作業、凍結防止剤散布、タイムラインの作成）</p>	<p>道路の雪寒対策として、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある短期間の集中的な大雪時において、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方とし、隣接しない広範囲での計画的・予防的な通行止め、高速道路と並行する国道等の同時通行止めと集中除雪による物流等の途絶の回避等に取り組み、タイムラインの作成や訓練などのソフト対策を関係機関と連携し推進するとともに、消融雪施設や防雪施設などのハード対策を推進し、ハード・ソフト両面から道路交通確保の取組を推進する。</p>	<p>1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>

<p>【国交】 道路の液状化対策</p>	<p>道路構造物の液状化対策を行う。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>
<p>【国交】 道路啓開計画策定(災害に備えた関係機関との連携)</p>	<p>大規模地震発災後、緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。道路の高架区間等を一時的な避難場所として地域防災計画変更に係る支援を行う。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>
<p>【国交】 道路橋梁の耐震補強</p>	<p>大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を加速化させる。 ・高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の対策について、優先的に支援する。 ・今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%以上の地域における耐震補強を完成させる。 	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>
<p>【国交】 大都市圏環状道路の整備</p>	<p>迅速かつ円滑な物流の実現等のため、三大都市圏環状道路の整備を推進する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>

<p>【国交】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策</p>	<p>5か年加速化対策に基づき、電柱倒壊による道路閉塞リスクがある市街地等の緊急輸送道路において、新たな約2,400km (ごつい) 着実に事業を推進するほか、関係事業者と連携し、さらなる無電柱化の推進を図る次期推進計画を策定する。 緊急輸送道路や幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用禁止の拡大や、既設電柱の占用制限に向けた調整を加速化させる。 道路事業や市街地開発事業等の実施時に、技術上困難な場合を除いて、原則無電柱化を推進する。 低コスト手法及び新技術・新工法の導入・普及を図り、設計時のコスト比較を徹底することに加え、関係省庁と連携しながら包括発注の仕組みを導入し、同時施工や調整の円滑化を図り、事業のスピードアップを促進する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-1)4-2)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>
<p>【国交】道路ネットワークの機能強化対策</p>	<p>災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>
<p>【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策</p>	<p>道路の法面や盛土において、レーザースキャン調査等の高度化された点検手法等により新たに把握された災害リスク等に対し、豪雨による土砂災害等の発生を防止するため、法面・盛土対策を推進する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>
<p>【国交】多様な主体が管理する道の把握・活用</p>	<p>道路、農道、林道や民間の道の関係機関等で構成する「多様な主体が管理する道活用」連絡会を構成する、南海トラフ地震等を想定した7自治体において、具体的な取組を推進するとともに、「多様な主体が管理する道活用」連絡会における取組を、その他自治体へ展開する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>

<p>【国交】広域避難経路（高規格道路等）へのアクセス強化</p>	<p>地域における追加のインターチェンジの必要性を検討し、合意形成が整った箇所において、スマートインターチェンジの整備を推進する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>
<p>【国交】災害時における自転車の活用の推進</p>	<p>被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用の推進に関する取組事例をとりまとめ、地方版自転車活用推進計画への災害時における自転車活用施策の位置付けを推進する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>
<p>【国交】津波発生時における乗客の安全確保</p>	<p>保安監査等の機会を捉え、鉄道事業者が行う津波発生時に備えた乗客の避難誘導に関する取組状況を確認し、必要な助言等を実施する。</p>	<p>1-3)</p>
<p>【国交】鉄道施設の浸水対策</p>	<p>河川氾濫や津波等により浸水被害が想定される地下駅等について、止水板、防水扉の整備を一層推進する。また、新幹線における車両及び重要施設については、令和元年12月にとりまとめられた浸水対策の基本的事業方等及び、それに基づいて令和2年5月にとりまとめられた具体的内容に基づき、浸水対策を推進する。</p>	<p>1-4)2-4)4-3)5-4)5-5)5-6)6-4)8-2)</p>
<p>【国交】駅構内・車内を含めた旅客への情報提供の着実な実施</p>	<p>鉄道事業者に対し、各種情報提供ツールや多言語案内の充実を図っていくよう働きかけを行う。計画運休の実施や災害等が発生した際には、訪日外国人を含む利用者への情報提供を適切に行うよう指示・指導を行うとともに、業務監査において必要に応じて改善を促し、利用者への情報提供の充実を図っていく。</p>	<p>1-3)1-4)1-5)1-6)2-4)4-3)</p>
<p>【国交】地方公共団体等と連携した帰宅困難者対策の検討・実施</p>	<p>自治体が主導する駅前対策協議会において、地方公共団体等と連携しながら、鉄道事業者も積極的に役割を果たしていくことが必要であり、鉄道事業者における備蓄等の取組について、監査のほか、事案が発生した際にその都度確認し、必要に応じて改善を促していく。</p>	<p>2-4)</p>
<p>【国交】新幹線ネットワークの着実な整備</p>	<p>令和4年秋頃に九州新幹線（武雄温泉・長崎間）が、令和5年度末に北陸新幹線（金沢・敦賀間）が、令和12年度末に北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）がそれぞれ完成・開業予定であり、予定通りの完成・開業に向けて着実に整備を推進する。</p>	<p>5-5)</p>
<p>【国交】貨物鉄道の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施</p>	<p>災害廃棄物輸送にも資する機関車の更新に対し、JR貨物を対象に税制特例による支援を講じる。</p>	<p>8-1)8-6)</p>
<p>【国交】新幹線の大規模改修に対する引当金積立制度による支援</p>	<p>東北（東京～盛岡間）・上越新幹線及び山陽新幹線について、積立期間中の法人税の繰り延べ制度による支援を講じる。</p>	<p>1-1)1-3)1-4)2-4)4-3)5-4)5-5)5-6)6-4)7-1)8-2)</p>

<p>【国交】貨物鉄道事業者のBCPの深度化の推進</p>	<p>災害等発生時を想定した訓練の実施状況を確認し、業務継続計画の深度化を推進する。</p>	<p>2-1)2-2)2-5)2-7)4-3)5-1)5-2)5-5)5-8)6-1)8-1)</p>
<p>【国交】鉄道施設の耐震対策</p>	<p>首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、主要駅や高架橋等の耐震補強を一層推進する。</p>	<p>1-1)1-3)2-4)4-3)5-4)5-5)5-6)6-4)7-1)8-2)</p>
<p>【国交】鉄道における雪害対策の推進</p>	<p>降積雪期に迅速な除雪等が行えるよう、適切な時期に除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行うよう指導する。また、融雪設備等の導入による雪害対策を推進する。</p>	<p>1-4)1-6)2-4)4-3)5-4)5-5)5-6)6-4)8-2)</p>
<p>【国交】地域コミュニティ維持のための地域交通網確保策の推進</p>	<p>都道府県・市町村が作成する防災計画に基づき、地方自治体及び他交通モードとの事前の協定締結状況の把握や、事業者団体、関係機関等との協力を進め、問い合わせ・相談に応じる等目標達成に向けた取組を支援するとともに、締結済み自治体においても締結内容の充実などを支援する。</p>	<p>6-4)</p>
<p>【国交】津波発生時における旅客及び船舶の津波避難マニュアル策定等の推進</p>	<p>自社において津波避難マニュアルの作成が困難な中小零細船舶運航事業者等に対しては、貨物船・旅客船のそれぞれの特性に応じて津波避難に必要な主要ポイントが簡易な表現で列記されている「津波対応シート」の活用を推奨するなど、引き続き全国の船舶運航事業者等に対し、津波避難マニュアル作成等に必要となる協力の支援を図っていくとともに、船舶津波避難に関連した訓練の実施を広く呼びかけていく。</p>	<p>1-3)5-4)5-5)6-4)7-2)</p>
<p>【国交】災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶の利用に係る関係者との体制構築等の推進</p>	<p>大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、地方公共団体等におけるマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等を促進する。 災害時における携帯電話基地局の船上開設について、携帯電話事業者と民間フェリー事業者等との協定締結に向けた関係者間の調整を促進する。 内閣府、警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携した「広域応援部隊進出のための民間フェリーの利用に関する問題検討会」と「民間フェリーを利用した広域応援部隊進出にかかる図上訓練」を実施する。</p>	<p>2-1)2-2)2-3)2-5)2-7)3-2)3-3)4-1)4-3)5-1)5-4)5-5)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)8-1)8-6)</p>
<p>【国交】海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物の広域処理体制の構築</p>	<p>リサイクルポータル推進協議会や港湾管理者と連携し、災害廃棄物の取扱いについて協議・調整を行うほか、環境省からの情報提供を反映した災害廃棄物に対応した受入施設および利用可能港湾に関する情報の見直しを行う。</p>	<p>8-1)8-6)</p>
<p>【国交】GPS波浪計の情報伝達の信頼性向上</p>	<p>令和元年度までに実施した訓練を踏まえ、緊急時においても遅滞のない円滑な情報伝達を維持するため、GPS波浪計を管理する事務所職員から、整備局等の関係者への情報伝達訓練を実施する。</p>	<p>1-3)4-3)</p>
<p>【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等</p>	<p>災害時に船舶が安全に航行できるよう、国が応急公用負担権限を駆使して航路啓開を行うことができる緊急確保航路等において、発災後に速やかに航路を確保できる体制を構築すべく、航路啓開訓練を実施し、災害対応力の強化を図る。また、災害時の対応や訓練結果等を踏まえ、必要に応じて航路啓開計画を充実させる。</p>	<p>2-1)2-3)5-1)5-4)5-5)6-1)6-4)</p>
<p>【国交】港湾を活用した広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保</p>	<p>令和元年房総半島台風等をはじめとする近年の台風による港湾での被害等を踏まえ、港湾BCPに基づく関係機関と連携した訓練を実施し、昨今の災害の教訓も踏まえ、PDCAサイクルによる継続的な見直し・改善を図る。 高潮浸水等によるコンテナターミナル等の機能停止を回避するため、電源設備の浸水対策やコンテナの流出対策等を実施する。 台風接近時の暴風等によるコンテナ等の飛散防止に係る民間事業者の取組の促進のため、コンテナ固縛の優良事例の周知を行う。</p>	<p>5-1)5-4)5-5)6-4)</p>

<p>最新の地震被害想定等を踏まえ、大規模災害の緊急物資輸送、幹線物流機能の確保のため、ネットワークを意識した耐震強化岸壁の整備や臨港道路の耐震化等を推進する。</p> <p>頻発化・激甚化する台風に伴う高潮・高波による港湾内の被害軽減を図るため、最新の設計沖波等で照査した結果を踏まえ、港湾施設の高上げ・補強等を推進する。</p> <p>令和2年7月豪雨において、漂流物により航路が埋塞したことを踏まえ、豪雨による大規模出水時等に船舶が安全に港湾に到達できるよう、浚渫を行うとともに漂流物の回収が円滑に行えるよう防災体制の強化を推進する。</p> <p>被災区間の原形復旧のみでは再度災害防止の観点から十分な防災機能を期待できない場合に、被災区間の原形復旧と併せた港湾施設の改良・建設を実施する。</p> <p>民有港湾施設の耐震化支援とともに、研究所において、港湾施設の耐震・耐波性能等の向上に係る技術開発を推進する。</p>	<p>1-3)2-1)2-3)3-2)3-3)5-1)5-3)5-4)5-5)5-8)6-1)6-4)</p>
<p>【国交】外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達（用語集・指針）</p>	<p>「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた検討会」での議論を踏まえて作成した観光・宿泊施設等が非常時の訪日外国人旅行者対応時に活用できる用語集や、地方公共団体等が作成する訪日外国人旅行者対応マニュアル等に盛り込むべき項目等を示した指針を現場で活用してもらうべく、関係機関に周知を図る。</p>
<p>【国交】外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達（アプリ）</p>	<p>「Safety tips」の災害情報を他のアプリへ提供するべく、他のアプリとの連携を推進するとともに、JNTO（日本政府観光局）の「Japan Official Travel App」の周知を図る。</p>
<p>【国交】国内旅行者に対する情報提供体制の構築</p>	<p>危機管理時の組織マネジメントについて旅行業者に周知を行い、各旅行会社における安全管理責任者設置率向上を図る。</p>
<p>【国交】外国人旅行者に対するウェブサイトを等での災害情報の発信</p>	<p>平成30年9月に決定された「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」に基づき、災害発生時には、Japan Visitor Hotline（日本政府観光局コールセンター）における24時間、英語・中国語・韓国語での相談対応を行うとともに、日本政府観光局のウェブサイトやSNS等で、災害の状況に応じて、訪日外国人が必要とする正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行うなどの取組を推進する。</p>
<p>【国交】巡視船艇・航空機の整備</p>	<p>発災時における救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルート確保等の応急対策業務をより一層的に実施するため、災害対応力を有する巡視船艇12隻・航空機3機を整備する。</p>
<p>【国交】鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策</p>	<p>豪雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁について、洗掘防止対策、異常検知システム設置等の豪雨対策を推進する。</p>
<p>【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策</p>	<p>豪雨により斜面崩壊の恐れがある鉄道の隣接斜面について、斜面崩壊対策を推進する。</p>
<p>【国交】航路標識の強靱化</p>	<p>5か年加速化対策に基づき、航路標識の耐災害性強化対策（海水浸入防止対策、電源喪失対策、監視体制強化対策、信頼性向上対策）、航路標識の老朽化等対策を推進する。</p> <p>航路標識の長寿命化のための点検・診断を推進する。</p>
<p>【国交】海域監視・情報提供体制の強化</p>	<p>5か年加速化対策に基づき、走錨事故等防止対策を推進する。</p> <p>錨泊制限や巡視船艇等による航行安全指導、錨泊船舶への情報提供等を適切に実施する。</p> <p>重要施設周辺海域等における、更なる海域監視・情報提供体制の検討を行う。</p>

<p>【国交】 船員教育施設の耐震改修の推進</p>	<p>Is 値 0.7 未満の学校施設の建物の耐震改修工事を着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海技大学校：教室棟 1 棟 波方海上技術短期大学校：教室・本館 1 棟 口之津海上技術学校：体育館兼講堂、教室・本館、女子寮 3 棟 	<p>1-1)2-4)2-7)</p>
<p>【国交】 鉄道の沿線火災発生時における関係機関との連携強化</p>	<p>保安監査等の機会を捉え、鉄道事業者が行う鉄道沿線火災に備えた関係機関との連携に関する取組状況を確認し、必要な助言等を実施する。</p>	<p>1-2)</p>
<p>【国交】 船舶における走錨事故の防止等に関する対策</p>	<p>走錨リスク判定システムの普及、及び台風等の自然災害発生時における錨泊中の船舶の走錨リスクをリアルタイムでモニタリングすることにより、錨泊中の走錨リスクを船長等に通知するシステム（走錨モニタリングシステム）を開発する。</p>	<p>5-1)5-4)5-5)</p>
<p>【国交】 港湾における走錨事故の防止等に関する対策</p>	<p>令和元年房総半島台風等で発生した走錨事故を踏まえ、港内避泊が困難な港湾や混雑海域周辺の港湾等において、避泊水域確保のための防波堤等の整備を推進する。</p>	<p>2-1)5-1)5-2)5-3)5-4)5-5)5-8)</p>
<p>【国交】 港湾広域防災施設における訓練・防災教育等の推進</p>	<p>港湾広域防災施設において、関係者（国、港湾管理者等）による緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。また、学校や地域の自治組織等に対し、施設見学や訓練等を通じた防災教育を実施する。</p>	<p>2-1)2-3)2-5)5-1)5-4)6-1)6-4)</p>
<p>【国交】 鉄道における異常気象発生時の二次災害に備えた連環規制の適正な実施</p>	<p>保安監査等の機会を捉え、鉄道事業者が行う異常気象の発生に備えた連環規制に関する取組状況を確認し、必要な助言等を実施する。</p>	<p>1-4)2-4)</p>
<p>【国交】 交通安全対策の推進</p>	<p>平常時・災害時を問わない安全な道路交通を確保するため、交差点改良、歩道の設置を含めた道路の拡充、防護柵や標識・路面表示の充実等の交通安全対策を推進する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)</p>
<p>【国交】 緊急支援物資輸送のデジタル化推進事業</p>	<p>緊急支援物資輸送を実施する際に国・地方公共団体・指定公共機関（運送事業者）等が共通のデジタルインタフェースでオペレーションのできるシステム「緊急支援物資輸送プラットフォーム」を構築し、関係機関による演習を通じて緊急支援物資輸送の実効性向上を図る。 また、陸路が寸断された孤立集落等への確実な緊急支援物資輸送を可能とする高ペイロードのドローンを開発する。</p>	<p>2-1)2-7)</p>
<p>【国交】 空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策</p>	<p>ネットワークの拠点となる空港において、高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水を防止するため、護岸の嵩上げや排水機能の強化を実施する。</p>	<p>2-1)2-3)2-5)5-1)5-5)6-4)</p>
<p>【国交】 滑走路等の耐震対策</p>	<p>ネットワークの拠点となる空港において、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とするため、滑走路等の耐震対策を実施する。</p>	<p>2-3)2-5)5-1)5-5)5-6)6-4)</p>
<p>【国交】 空港ターミナルビルの電源設備等の止水対策</p>	<p>高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水を防止するため、電源設備への止水扉設置等の浸水対策を完了する。</p>	<p>2-1)6-4)</p>

【国交】空港ターミナルビルの吊り天井の安全対策	地震により落下等の可能性が懸念されるターミナルビルの吊り天井について、脱着防止等の安全対策を実施する。	5-5)6-4)
【国交】空港無線施設等の電源設備等の浸水対策	高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水を防止するため、電源設備への止水扉設置等による浸水対策を実施する。	2-1)6-4)
【国交】空港BCPの実効性強化対策	災害時における滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため各空港で策定された対応計画（「A2-BCP」）に基づき、空港関係者や鉄道事業者等のアクセス事業者等と連携し、滞留者対応や被災後の早期復旧等の災害時の対応を行うとともに、訓練の実施等による対応計画の実効性の強化に努める。	1-3)1-5)1-6)2-1)5-6)6-4)
【国交】渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策	通行止めが長期化する渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の災害リスクに対し、橋梁・道路の洗掘・流失対策として、根固め工や橋梁の架け替え等を実施する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】道路施設の老朽化対策	定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設（橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等）について、橋梁補修や舗装打ち換え等の対策を実施する。	1-1)2-1)2-5)4-3)5-5)6-4)
【国交】港湾における老朽化対策	平時・災害時の海上交通ネットワークの維持、港湾施設の安全な利用等为了确保するため、係留施設等について老朽化対策を実施する。	2-1)2-5)5-1)5-4)5-5)7-4)
【国交】港湾におけるデジタル化に関する対策	ICT施工やBIM/CIM活用等により生産性向上を図る i-Construction を推進するため、港湾工事のうち地盤改良工・基礎工について、クラウド上における関係者間での3次元データの共有及び監督・検査への活用を可能とするシステムの構築・ルールの整備を行う。 全国の港湾のうち、10 港をモデルとしてインフラ情報の電子化を行い、データを共有する基盤（Cyber Port（港湾インフラ分野））のプロトタイプを設計・構築する。	1-4)4-3)5-1)5-4)5-5)6-5)
【国交】港湾における災害情報収集等に関する対策	迅速な港湾機能の復旧等の体制構築に向け、自律制御型ドローンや衛星画像の活用による迅速な被災状況把握体制の構築、カメラの整備、準天頂衛星を活用したシステムの開発等を実施する。	1-3)2-1)2-2)2-3)4-1)5-1)
【国交】鉄道施設の老朽化対策	老朽化が認められる鉄道施設について、長寿命化に資する補強・改良を支援する。	1-1)1-3)1-4)1-5)2-4)4-3)5-4)5-5)5-6)6-4)7-1)8-2)

9. 農林水産

【農水】農業水利施設の耐震化	令和3年度に実施すべき事項 基幹的農業水利施設のうち、ダム等極めて重要な国営造成施設についてレベル2地震動に対応した耐震化計画を策定し、計画的な対策着手の目標達成に向けて推進する。	該当プログラム 5-8)5-9)6-2)7-6)
----------------	---	-----------------------------

<p>【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進</p>	<p>防災重点農業用ため池においてハザードマップ等ソフト対策を実施する。ため池工事特措法の取組を円滑に推進する観点から、劣化状況評価等の対象、評価基準、評価区分設定の考え方等を取りまとめた「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等に係る手引き」を策定し、防災工事等を推進する。ため池工事特措法に基づき、防災工事等のハード対策に取り組みとともに、早急に防災工事に着手できないため池については、避難場所や経路を示したハザードマップ等のソフト対策を適切に組み合わせて、ため池の防災・減災対策を一層推進していく。</p>	<p>5-8)5-9)7-4)7-6)</p>
<p>【農水】農林道の迂回路等としての活用に係る道路管理者間の情報共有等の促進</p>	<p>農林道の有する迂回路としての機能の実態調査をすめるとともに、国・県・民間団体等で構成される「多様な主体が管理する道活用」連絡会」等を活用することで関係者間での情報共有に努め、地域防災計画に適切に農林道が位置づけられるよう働きかけらる。</p>	<p>2-1)2-2)5-1)5-5)5-8)6-4)</p>
<p>【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進</p>	<p>「緊急災害時対応食料供給体制整備調査」の取りまとめに当たっては、必要に応じて調査品目等の見直しを行うとともに、訓練に当たっては、より現実に対応した訓練内容により、応急用食料の調達体制の充実を図るほか、内閣府主催の緊急災害対策本部事務局訓練等に参加し、多くの経験を確保する。</p>	<p>2-1)2-2)5-8)</p>
<p>【農水】農村における基幹集落への機能集約とネットワークの強化</p>	<p>平成30年度に作成した「災害時に備えた食品ストックガイド」・「要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド」・Webページ「家庭備蓄ポータル」等を活用し、情報発信を実施することにより、災害時に備えた食品の家庭備蓄の一層の定着を図る。</p>	<p>1-5)7-6)</p>
<p>【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（総務計画策定）の推進及び体制強化</p>	<p>農地・農業水利施設や農村生活環境整備等の地域資源の適切な保全管理を図ることにより、地域コミュニティの維持・活性化を促進するものであるため、着実に地域数を増やしていく必要があり、取組の定着・拡大のため、ヒアリングを実施し事業推進を支援する。</p>	<p>5-8)5-9)6-2)7-4)7-6)</p>
<p>【農水】農村における想定被害情報の共有による避難計画の精度の向上</p>	<p>担当学会議等の場において、施設管理者に対してBCP策定等の必要性について、啓発を図るとともに、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」（平成28年3月策定）の周知に努める。</p>	<p>1-3)1-5)4-3)7-4)</p>
<p>【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策</p>	<p>早急に防災工事に着手できない防災重点農業用ため池において、ハザードマップ等ソフト対策を実施する。山地防災に係る情報共有体制の整備や防災意識の向上のためのリーフレットの作成・配布、講習会の開催等を支援し、地域防災力の向上を推進する。</p>	<p>5-8)5-9)6-2)7-6)</p>
<p>【農水】海岸防災林の整備</p>	<p>津波に対する被害軽減効果の高い海岸防災林の整備を推進するとともに、海岸防災林の防災機能の確保に向けた施策の検討を継続する。津波に対する被害軽減効果の高い海岸防災林の整備に係る技術的検討を引き続き行う。5か年加速化対策に基づく、森林の防災機能を発揮させる海岸防災林の整備を実施する。</p>	<p>1-3)2-2)3-3)5-5)6-4)6-5)7-4)7-6)</p>
<p>【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進</p>	<p>平成25年度から実施している森林・山村多面的機能発揮対策において、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援するとともに、農業と連携した取組も支援する。効率的な森林整備に資する施策集約化に向けて、より効果的な手法を検討しつつ、森林情報の収集活動や合意形成活動や森林境界の明確化活動を支援する。</p>	<p>7-6)8-2)8-4)8-5)</p>

<p>【農水】森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等</p>	<p>森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて、間伐や再造林とこれに必要な路網整備、鳥獣害対策の推進等による多様で健全な森林の整備を推進するとともに、近年の災害を踏まえ、市町村等公的主体と森林所有者、施設管理者等が協定を締結して行う、鉄道等の重要インフラ施設周辺の森林整備や強靱で災害に強く代替路にもなる幹線林道の整備を支援する。また、5か年加速化対策に基づき、間伐等の森林整備や林道の整備・改良等といった対策を実施する。</p>	<p>1-4)1-5)5-5)6-1)6-4)7-6)</p>
<p>【農水】荒廃地等における治山施設の整備</p>	<p>山地災害危険地区において、治山施設の整備等のハード対策と、関係機関や地域住民と連携した山地災害発生リスクに関する情報の周知等のソフト対策を総合的に実施する。 重点的な治山施設の機能強化・老朽化対策、避難経路を保全対象とした緊急的な予防対策等を実施する。 5か年加速化対策に基づき、流域治水の取組と連携しつつ、土石流等の山地災害等のリスクが高い地域の整備の推進により、重要インフラや集落等を保全する。</p>	<p>1-3)1-4)1-5)1-6)2-2)3-3)5-5)5-8)6-4)6-5)7-4)7-6)</p>
<p>【農水】災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築</p>	<p>大規模災害時の被災地域において、食料供給の維持・回復に資することを目的として策定した指針等を活用し、食品産業者や食品サプライチェーン全体の食品産業者間の連携・協力体制の構築の必要性について普及に努め、食品産業者のBCP策定等を促進する。また、令和2年度に発生した災害の経験を踏まえ、既に策定済みのBCPについても必要に応じた見直しを促す。</p>	<p>5-8)</p>
<p>【農水】農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有</p>	<p>現場実証・実装を進めるための事業実施や説明会等による技術の啓発を図るとともに、防災・減災等に資する技術開発を含めた「農業農村整備に関する技術開発計画」の改定を行う。</p>	<p>5-8)</p>
<p>【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）</p>	<p>ため池や排水機場、排水路等を整備し、農地及び市街地・集落を含む農村地域の漏水被害等を防止する。</p>	<p>1-4)5-8)7-4)7-6)</p>
<p>【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進</p>	<p>取組の定着・拡大を推進するとともに、共同活動による地域資源の保全管理が持続的な体制で行われるよう、活動組織の広域化を推進するとともに、非農業者の参加を促進し、農村協働力の強化を図る。</p>	<p>1-5)7-6)8-5)8-6)</p>
<p>【農水】農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>	<p>農山漁村のコミュニティ機能の向上を促進するため、地域の創意工夫による活動計画づくりや実践活動を支援することにより、農村の集落機能の維持や地域資源の保全に向けた地域主体の取組を推進する。</p>	<p>7-6)</p>
<p>【農水】水産物の一連の生産・流通過程におけるBCPの策定の促進</p>	<p>BCPガイドラインの普及を行うとともに、それに基づく個別地域BCPの策定を推進する。</p>	<p>5-1)5-8)</p>
<p>【農水】GISを活用した農業水利施設の可視化・共有化</p>	<p>まだGIS整備ができていない約550施設の国営造成施設について、施設の整備が完了したものから順次、GIS整備を実施する。また、情報プラットフォームに蓄積された施設情報が施設の機能保全計画の策定や維持管理、防災・減災及び災害対応に一層活用されるよう、位置情報の精度向上を進める。</p>	<p>5-8)5-9)6-2)7-4)7-6)</p>
<p>【農水】卸売市場施設整備の推進</p>	<p>卸売市場法に基づき中央卸売市場又は地方卸売市場の認定を受けた卸売市場において、災害時にも業務が継続できるようにするための防災・減災対策も含めた卸売市場施設整備を推進するとともに、都道府県毎の主要な卸売市場において、想定される災害発生リスクに対応した防災・減災対策を行うための施設を早急に整備するための加速化対策を実施する。</p>	<p>5-8)</p>

【農水】集落排水施設の耐震化等	指標の目標年次（令和7年度）に向け、各地方公共団体が実施する老朽化等に対する機能保全対策の取組について、計画どおり取り組まれるよう進捗のフォローアップを実施する。	2-6)6-3)7-6)
【農水】農地の浸水リスクに関する情報の共有・可視化	国営土地改良事業による排水施設整備の事業化に向けた調査を実施中の3地区において農地浸水マップを作成する。	5-8)7-6)
【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進	農林道施設の点検・診断、機能保全計画（個別施設計画）策定、保全対策の実施という一連の機能保全対策に関する説明会等を開催し、施設の経過年数等に応じた計画的な点検・診断と保全対策の実施について農林道の施設管理者に周知するとともに、機能保全計画（個別施設計画）に基づき確実に保全対策等が実施されるよう指導・助言を行う。	2-1)2-2)5-1)5-5)5-8)6-4)7-6)
【農水】漁業地域における避難路の整備・保護の強化	「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等の普及を図るとともに、更なる避難路及び避難施設等の整備を推進し、防災機能の強化対策を図る。	1-3)
【農水】防波堤と防潮堤による多重防護での防災減災対策の促進	漁港管理者等に対して、防波堤と防潮堤での多重防護による漁港漁村の防災・減災対策の考え方を図るとともに、多重防護等による具体的な施設整備を通じて防災減災対策を促進する。	1-3)2-1)5-1)5-5)5-8)7-6)
【農水】漁港施設の耐震化等	大規模津波による甚大な被害が予測される地域や拠点的漁港における防波堤の耐津波化や岸壁の耐震化、近年激甚化する台風・低気圧災害に備え、防波堤の耐震化対策等を推進する。	1-3)2-1)2-2)5-1)5-5)5-8)
【農水】農業水利施設の防災・減災に係る基準等の改定	「維持管理及び長寿命化対策に係る記述の改定等」について、有識者委員会における検討の結果等を踏まえ、計画基準「農地地すべり防止対策」を改定する。	5-8)6-2)
【農水】CLT（直交集成板）等の開発・普及	CLTの需要拡大に向けた取組として、施工ノウハウ蓄積のための実証的なCLT建築物・街づくりや、CLTを用いた先導的な設計・施工技術が導入される建築物等の木造化プロジェクトを支援するとともに、材料コストや建築コスト低減のために実証的に用いるCLTの部材調達を支援する。また、CLTに関わる人材育成やCLTを使い易くする環境づくりとして、SDG s等への寄与の見える化を推進するとともに、CLT等建築物の設計の容易化や、設計者への一元的サポートの推進、顕彰制度等を通じたCLT建築物の普及・啓発活動や、施工性・汎用性の高いパネルの寸法等の標準規格の検討・作成を支援する。また、建築以外の分野でのCLTの活用推進を支援する。	7-6)
【農水】緊急事態食料安全保障指針に基づく対策	「緊急事態食料安全保障指針」に基づき、平素から適切かつ効率的な備蓄の運用及び安定的な輸入の確保を行い、食料の供給が不足する場合に備える。	5-8)
【農水】農業用水緊急節水対策本部による関係者間の情報共有等の促進	取水制限が実施されている地域の農業に関する情報収集（漏水が発生した場合の被害状況等）、地方農政局等関係機関への節水に関する指導・助言や農業用水の反復利用等に必要となるポンプ貸し出し等の促進など総合的な治水対策を推進する。	5-9)
【農水】園芸産地事業継続対策	都道府県が策定した推進計画に基づき、市町村や農業者の組織する団体等が事業継続計画策定と事業継続計画に基づき対策を実施する。 また、推進計画の達成のため、都道府県や市町村、農業者の組織する団体等が事業継続計画の策定や、事業継続計画の実行に必要な体制整備、事業継続計画の実践に必要な取組を支援する。	5-8)
【農水】田んぼダム等の取組の推進	田んぼダムの取組が面的な広がりを持つよう地域の共同活動を活用して支援するとともに、水田の貯留機能向上を促進する農地整備により田んぼダム等の取組の推進を行う。	1-4)7-6)

10. 国土保全

施策名称	令和3年度に実施すべき事項	該当プログラム
<p>インフラのライフサイクル全体（調査・測量・設計～施工・監督検査～維持管理）でのインフラデータのデジタル化・3D化等を進めるため、高度な3D測量作業工程の策定や4D試作モデルの検証を実施。施工の合理化等に向けて応募新技術の現場試行を実施し、取得したデータの分析による品質・検査基準改定に向けた取組を実施する。また、維持管理データ（定期点検データ）のデータベースへの集約や、インフラ点検画像データのAI解析の性能評価、AI搭載ロボットの現場実証を実施する。</p> <p>国土交通データプラットフォームについて、国交省内外のデータベースとの連携の試行及びアセス管理機能の整備を実施する。連携型インフラデータプラットフォームの構築に向けて、対象データ拡大に向けた関係機関との合意形成、インフラデータ接続のための機能検証等を推進する。</p> <p>官民連携による防災・減災対策に資する企業版防災情報サービスプラットフォームの構築に取り組みほか、AIによる電巻等自動検知・進路予測システムや中小河川における水位情報提供システムの開発等を実施する。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-3)3-2)3-3)4-3)5-4)5-5)5-6)5-8)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)7-6)8-1)8-2)8-3)8-5)</p>	
<p>【内閣府】準天頂衛星7機体制の開発・整備・運用</p>	<p>令和5年度をめぐりに持続測位を可能とする7機体制の運用を開始するため、追加3機（5、6、7号機）について精度向上を含む衛星開発を推進する。</p>	<p>8-3)</p>
<p>【文科】非破壊診断技術に関する研究開発</p>	<p>内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）や関連する各府省の施策や道路政策の質の向上に資する技術研究開発（国総研）等と連携しつつ、これまでに開発し、レーザー打音検査装置の社会実装を進めるとともに、引き続きAIによる検査判定技術の開発を進める。</p> <p>中性子ビーム技術により得られる力学的知見に基づく鉄筋コンクリートの変形解析技術を開発し、現場レベルの合理的な耐震・耐久設計の実現や、新しい補修・補強技術の開発に繋げる。</p>	<p>1-1)1-3)2-6)2-7)5-4)5-5)5-6)7-1)7-3)8-1)8-2)</p>
<p>【文科】重点研究開発領域における基礎・基盤的研究の推進</p>	<p>災害に強い強靱な建物・社会インフラ施設等を実現するため、高品質なマテリアルデータの創出・蓄積・活用を促進し、社会インフラ材料の水素脆化等の劣化評価技術および劣化機構解明に基づく長寿命材料の開発、カーボンニュートラル実現に向けた輸送機器材料の更なる高度化やエネルギーインフラ用構造材料の耐熱性向上に向けた材料開発など、国土強靱化に資する新しい構造材料の開発を着実に実施するとともに、NIMSインフラ構造材料パートナーシップでの活動等を積極的に推進し産学官連携ネットワークの強化を目指す。</p>	<p>1-1)</p>
<p>【文科】公共インフラの長寿命化のための中性子非破壊検査技術の確立</p>	<p>可搬型小型中性子源システム（RANS-III）の中性子発生を可能にする、超小型陽子線加速器による陽子線加速ビームの調整及び発生ターゲットを遮蔽するシステムの開発を進めるとともに、当該システムを車載して屋外での非破壊計測を想定した実験を実施できる施設（放射線管理区域指定が可能な施設）の設計を実施し、建設に着手する。</p> <p>また、道路政策の質の向上に資する技術研究開発の新道路技術開発等と連携し、コンクリート内部劣化の非破壊検査装置の社会実装を進める。</p>	<p>1-1)6-4)6-5)</p>
<p>【文科】首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト</p>	<p>国立研究開発法人防災科学技術研究所が有する基盤的地震観測網による観測データと民間企業等が有する計測機器による首都圏の観測データを統合した官民連携超高密度地震観測システムの構築、防災ビッグデータの収集・整備、実証実験を実施する。</p>	<p>1-1)1-3)1-5)3-2)4-3)7-3)</p>
<p>【文科】次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト</p>	<p>「次世代火山研究推進事業」において火山観測データ一元化共有システムの開発、噴火先行現象を精度よく捉えるための新たな観測手法及び知照的に判断する各種ソースの解析や数値シミュレーション等による火山噴火の予測技術の開発、災害リアルタイム把握技術などの火山災害対策技術の開発を実施する。また、「火山研究人材育成コンソーシアム構築事業」における体系的な教育プログラムを推進する。</p>	<p>1-1)4-3)</p>

【文科】地震調査研究推進本部による評価	毎月の地震活動の評価を行うとともに、大規模地震発生時には臨時の地震調査委員会を開催し、発生した地震について評価を行い、公表する。 日本海西部の海域活断層の評価、南西諸島周辺の地震活動の評価を取りまとめ、公表する。 近畿地域の主要な活断層の評価を着実に実施する。	1-1)1-3)
【文科】海底地震・津波観測網の運用	観測網の維持管理と安定運用に努めるとともに、防災対策に向けたS-netとDONETのデータの活用を推進していくため、新たな自治体への津波即時予測システム導入等、社会実装に向けた取組を実施する。	1-3)1-5)4-3)
【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築	南海トラフ地震の想定震源域の西側（高知県沖～日向灘）における、海底地震・津波観測網の構築を進める。	1-3)1-5)4-3)
【文科】ALOSシリーズ等の地球観測衛星の開発	陸域観測技術衛星2号（ALOS-2）の運用を継続するとともに、先進光学衛星（ALOS-3）の開発を着実に推進し、令和3年度に打ち上げる。また、先進レーダ衛星（ALOS-4）の開発を着実に推進する。	1-5)6-4)8-3)
【文科】新型基幹ロケット（E3ロケット）の開発及び射場整備	令和3年度に試験機初号機を確実に打ち上げる。	1-1)1-3)1-5)4-1)4-2)4-3)6-4)8-3)
【文科】高精度予測情報等を通じた気候変動対策	全ての気候変動対策の基盤となる気候モデルの開発等を通じ、気候変動メカニズムを解明、防災対策等の気候変動適応策に必要な気候予測データを創出する。また、DIAS（データ統合・解析システム）の安定的環境の確保やこれまでの実績を生かしたアプリケーション開発等を通じて、研究者、自治体、企業等の利活用を進めるとともに、浸水・洪水予測等の気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を推進する。	1-4)4-3)
【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価（火山の噴火履歴調査と火山地質図の整備）	恵山火山の地質図の出版、日光白根火山の地質図の整備、及び伊豆大島、御嶽火山、雌阿寒岳火山、秋田焼山火山の調査を予定している。火山噴火時は緊急調査と噴出物分析を行い、結果を公表していく。	1-5)5-5)
【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価（津波の浸水履歴調査と浸水マップの整備）	切迫性が高く、かつ、社会的重要な地域である九十九里沿岸における津波堆積物の分布と津波シミュレーションによる過去の浸水域情報を整備する。	1-3)5-5)
【経産】地下水等総合観測施設の整備	地下水等総合観測施設の整備すべき新規観測点4点のうち1点を和歌山県日高郡付近に整備する。南海トラフのゆっくり滑りのモニタリングのため、観測点を適切に維持し、関係機関へのリアルタイムデータの提供、「ゆっくり滑り観測データ」のカタログ化、前駆現象の把握・検出手法の開発を継続する。	4-3)
【経産】被災地への物資調達等に係る情報の一元化	災害時の物資調達を円滑化するため、①災害の規模に応じた物資の必要量推定②物資所管省庁とメーカー等における調整③道路交通解析・会場交通解析技術を活用した輸送支援が可能となるシステム（仮称）を開発し、既存の、内閣府と物資所管省庁をつなぐ「内閣府物資調達・輸送調整等支援システム」への技術移転を目指す。 社会実装に向け、令和2年度で検討・開発されたSIP物資供給支援システムのプロトタイプの改良や実装先の検討等を進める。	2-1)
【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価（活断層の活動履歴調査と活動性評価）	平野部および沿岸海域に加え、地震発生確率が不明な活断層（Xランクの断層）での調査データ収集を継続する。	1-1)5-5)

【国交】ICT・データ・新技術等を活用した災害対策の構築	社会資本情報PFの充実、BIM/CIMのオンライン上での情報共有環境の整備、国土情報データベースの対象機関の拡大を行うとともに、これらのデータを連携する国土交通データベースの整備を進める。災害の激甚化による新たな事象等への対策の検討等に必要な実験施設の整備及び調査研究、革新的社会資本整備研究開発推進事業における研究開発を実施する。	6-2)6-3)6-4)6-5)7-3)
【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新	国、水資源機構、地方公共団体などの管理施設について策定する(個別施設計画)に基づき、点検・診断を実施し、その結果を踏まえ、計画的な修繕・更新を着実かつ効率的・効果的に実施し、老朽化対策を推進する。	1-3)1-4)1-5)5-5)6-5)7-2)7-4)8-3)
【国交】緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信	洪水時における住民の主体的な避難を促進するため、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用した洪水情報のプッシュ型配信の適切な運用を実施していく。	1-4)
【国交】要配慮者利用施設等の避難確保対策の推進	要配慮者利用施設の避難確保計画作成の手引きの改定や、避難訓練の手引きを作成するとともに、避難確保計画作成状況を公表し、要配慮者利用施設の手引き作成・訓練を促す。また、実効性のある避難確保計画の作成に向け、市区町村による施設への助言・勧告を支援するための講習会等を開催する。 地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成状況を公表し、地下街等に計画作成・訓練を促す。 企業等の浸水被害の防止・軽減を図るため、「浸水被害防止に向けた取組事例集」等の技術資料を周知する。	5-1)5-3)6-1)
【国交】洪水浸水想定区域等の水害リスク情報の充実、周知、住民理解の推進	国が保有するLPデータ(航空レーザー測量により得られた成果)の提供等により、水害リスク情報空白域の解消を促進する。また、浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施する。各種浸水想定区域図作成マニュアル、小規模河川の氾濫推定図作成の手引き、水害ハザードマップ作成の手引きの周知等の技術的支援を実施する。大規模氾濫減災協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有するとともに、全国の先駆的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する。	1-4)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)3-2)3-3)4-3)5-7)6-1)6-2)6-3)6-5)
【国交】利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化	1級水系・2級水系について締結した治水協定などにより、河川管理者と関係利水者が連携して事前放流の実施体制を整え、令和3年度の出水期に備える。 さらに効率的・効果的に事前放流の取組を進めるため、利水ダムにおいて事前の放流量を多くするための放流管の増設など施設改良、河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に取り組み。	1-4)6-5)
【国交】流域治水対策(河川)	国民の安全・安心を確保するため、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を進める。河川においては、河道掘削、堤防整備、堤防強化、耐震対策、ダムの事前放流の推進、ダム・遊水地の整備等を実施する。 令和元年東日本台風など、近年、甚大な被害が生じた水系において、流域治水の考え方を先駆的に取り入れ策定した緊急治水対策プロジェクトに基づき、再度災害を防止するために必要なハード・ソフト対策を一体で取り組む。 河川整備を実施するとともに、雨水貯留浸透施設の整備、家屋移転や住宅地のかさ上げ、浸水が想定される区域の土地利用制限など、ハード・ソフト一体となった総合的な治水対策を実施する。 そのほか、ゼロメートル地帯においては、大規模氾濫が発生した場合でも、命の安全が確保され、最低限の避難生活水準を確保でき、また社会経済活動が長期停止することなく迅速に復旧できるよう、高台まちづくり(線的・面的につなごう)高台・建物群の創出)を進めていく。	1-3)1-4)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-1)4-2)4-3)5-1)5-2)5-3)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-2)7-3)7-5)7-6)8-1)8-2)8-3)8-4)8-5)8-6)

<p>【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策</p>	<p>大規模地震の対策地域における津波被害リスクが高い河川において、地震・津波対策として、堤防のかさ上げ、堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作を推進する。</p>	<p>1-3)1-4)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-1)4-2)4-3)5-1)5-2)5-3)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-2)7-3)7-5)7-6)8-1)8-2)8-3)8-4)8-5)8-6)</p>
<p>【国交】ICTを活用した災害時の情報収集・提供</p>	<p>これまで、他システムとの連携を強化してきたところであり、さらに、デジタル技術を活用した被害状況把握の効率化や情報集約の高度化に向け、ヘリ映像のAI自動解析による浸水状況のリアルタイム把握技術や人工衛星による広域被災状況把握技術の活用を推進する。</p>	<p>1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)3-1)3-2)3-3)4-3)6-3)6-4)6-5)7-4)</p>
<p>【国交】迅速な応急・災害復旧のための自治体支援</p>	<p>本省査定官が自治体に赴き、災害復旧事業に関する研修・講習会を実施する。災害復旧実務に精通した人材や組織が支援主体となる被災市町村への支援体制の構築に向けた検討に着手する。市町村と民間関係団体との間の応援協定締結拡大に向けた支援を実施する。</p>	<p>3-3)6-5)</p>
<p>【国交】雨水・再生水等の水資源の有効利用等</p>	<p>雨水・再生水の導入事例や普及促進策に関する情報の収集・共有等及び助成制度の情報提供などを行い、雨水・再生水利用の普及促進を図る。</p>	<p>2-1)2-5)2-7)5-1)5-8)5-9)6-2)</p>
<p>【国交】気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保</p>	<p>全国の主要な水系で渇水対応タイムラインの作成等の施策を着実に推進させていく。また、気候変動による水系や地域ごとの水資源への影響を評価する手法について検討する。地下水挙動や実態把握のために必要となるデータベースの構築を行う。</p>	<p>2-1)2-5)2-7)5-1)5-8)5-9)6-2)7-1)</p>
<p>【国交】内水ハザードマップの作成支援等減災対策</p>	<p>令和2年度までに地下街等を有する地方公共団体において最大クラスの内水に対応したハザードマップ作成を促進してきたところであり、令和3年度には下水道による浸水対策を実施している地方公共団体において、最大クラスの内水に対応したハザードマップ作成のため、浸水想定区域図の作成を促進する。</p>	<p>1-4)6-3)</p>
<p>【国交】流域治水対策（下水道）</p>	<p>気候変動による降雨量の増加を考慮した計画雨量への見直しを促進するとともに、雨水排水施設等の下水道施設の整備や耐水化を加速し、ハード対策、ソフト対策、自助の組み合わせによる総合的な浸水対策を、河川や住民・民間等の多様な主体と連携して推進する。</p>	<p>1-4)2-1)2-2)5-5)</p>
<p>【国交】河道閉塞等が発生した場合の緊急調査の実施および緊急情報等の通知</p>	<p>これまで実施した緊急調査や訓練で抽出された課題等を整理するとともに、訓練を推進する。平成30年北海道胆振東部地震や令和元年東日本台風に伴う豪雨により河道閉塞が発生したことを踏まえ、緊急調査が必要となる高精度地形情報について、航空レーザ測量等による整備を推進する。降灰後の土石流発生が予想される場合の、雨量基準の設定手法の高度化に向けた検討を行う。土砂災害ハザードマップの整備や地区防災計画の策定、地域の防災リーダーの育成を推進する。</p>	<p>1-5)2-2)4-1)4-3)7-4)</p>
<p>【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策</p>	<p>令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等近年の災害に伴う土砂災害や気候変動による影響を踏まえ、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備や土砂・洪水氾濫対策の推進、および地域の中心集落における社会や経済活動を支える基礎的インフラである市区町村役場やライフライン施設、および地域の中心集落等を結ぶ重要な交通網等を保全する砂防施設等の整備を重点的に推進するとともに、土砂災害から人命を守る施設整備の重点的かつ着実な進捗を図る。土砂災害の危険性の高まりを覚知するため、監視カメラや流量計による監視体制を強化する。火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急的な対策を推進する。</p>	<p>1-5)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)3-2)4-1)4-3)5-5)6-4)6-5)7-4)7-6)</p>

<p>【国交】土砂災害ハザードマップ作成や火山地域の緊急減災計画策定の促進</p>	<p>令和元年東日本台風及び低気圧に伴う豪雨では土砂災害警戒区域に指定されていない箇所でも土砂災害が発生したことなどを踏まえ、土砂災害警戒区域の指定や更なる区域指定の精度向上、標識等の設置による土砂災害警戒区域等の認知度向上、警戒避難体制の確立を推進、土砂災害特別警戒区域の指定による一定の開発行為の制限等を行い、土砂災害の防止を図る。 令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等近年の災害を踏まえ、土砂災害に関するハザードマップの作成を推進するため、財政的支援や、先進的な取組事例の共有など技術的支援を行う。また、火山噴火緊急減災対策防計画の策定及びリアルタイムハザードマップの整備を推進する。</p>	<p>1-5)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)3-2)4-1)4-3)5-5)6-4)6-5)7-4)7-6)</p>
<p>【国交】大規模地震を踏まえた土砂災害対策</p>	<p>大規模地震の発生による土砂災害リスクが高まっている地域において、予防的な土砂災害対策を推進する。 砂防工事における無人化施工の作業効率の向上を図るため、第5世代移動通信システム(5G)の導入に向けた検討等を推進する。</p>	<p>1-5)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)3-2)4-1)4-3)5-5)6-4)6-5)7-4)7-6)</p>
<p>【国交】津波防災地域づくりの推進</p>	<p>津波浸水想定が未設定の都県を支援し、早期の設定につなげるとともに、推進計画の作成や津波災害警戒区域等の指定を促進する。そのために「津波防災地域づくり支援チーム」を活用するなどにより、地方公共団体の支援を実施する。 こうしたハード・ソフトの取組に当たり、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を推進する。</p>	<p>1-3)2-1)2-2)3-3)7-2)</p>
<p>【国交】安定的な位置情報インフラの提供のためのGNSS連続観測システム(電子基準点網)の推進</p>	<p>電子基準点の故障・停止を未然に防止するための機器更新等による機能維持を実施する。また、災害時でも安定した地殻変動監視とデータ提供を可能とするため、観測局と中央局の通信について、既存の有線回線が途切れても高速モバイルデータ通信でリアルタイムデータを取得するための機能強化を行う。</p>	<p>4-3)6-4)6-5)8-5)</p>
<p>【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進</p>	<p>平時には、電子国土基本図等の基本的な地理空間情報、全国活断層帯情報等の防災地理情報の整備・更新を行うほか、国民の防災意識向上のための地理教育コンテンツの提供等を行う。また、浸水状況を正確に把握するための基盤となる、建物等の地物を含む詳細な標高データの整備を開始する。災害発生時には、緊急撮影等により現地の被災状況を迅速に把握し、取得した被災情報に関係機関へ提供する。特に、水害発生時には、浸水推定図を速やかに公開する。さらに、当該年度に整備した地区や空中写真などの測量成果を追加・保管し、地理空間情報ライブラリーの運営を行う。</p>	<p>1-3)1-4)1-5)3-2)3-3)7-4)8-3)8-5)</p>
<p>【国交】SAR衛星データ等による全国陸域の火山の地殻変動の監視</p>	<p>全国陸域の99火山周辺の定期的な地殻変動を監視するとともに、火山活動時の地殻変動情報の速やかな提供を行う。 解析システムの安定運用と高度化、耐用年数を踏まえた計画的なハードウェアの更新を行う。 令和4年度に打ち上げ予定の先進レーダー衛星(ALOS-4)に対応した運用体制を維持する。</p>	<p>1-5)6-5)</p>
<p>【国交】衛星測位システムで標高が決まる社会の実現(航空重力測量)</p>	<p>令和元・令和2年度に実施した関東、中部、近畿及び中国・四国ブロック、並びに、東北及び九州ブロックの一部での航空重力測量に加え、令和3年度は北海道ブロックをはじめ未着手の地域を優先して実施し、高品質で均質な重力データを取得する。必要に応じて測定済の飛行測線においても再測定を行う。</p>	<p>8-3)</p>

<p>【国交】グリーンインフラの推進に伴う社会の強靱性の向上</p>	<p>国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関等、多様な主体が幅広く参画するグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいて、グリーンインフラの社会的な普及・研究、資金調達手法の検討等を進めるとともに、地域ワークショップ・イベント等の開催、グリーンインフラに活用可能な新技術の調査・検討等、活動内容を拡大し、地域への実装を加速する。健康増進、防災・減災等に資するグリーンインフラの定量的な効果に関する調査・検討を実施する。グリーンインフラの導入を目指す地域を対象に、専門家を派遣等の支援を行い、官民連携・分野横断による先導的なモデルを形成するとともに、グリーンインフラの活用促進に向けてガイドラインを策定し、全国への展開を図る。官民連携・分野横断により、積極的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援する。緑地保全関係制度の活用促進により雨水貯留浸透機能など多様な機能を有する都市部の緑地の保全を推進するとともに、生産緑地や地区計画農地保全条例等の制度の活用促進により都市農地の保全等を推進する。多自然川づくりやかかわり等により安心・安全で魅力ある水辺空間を創出する。雨水の貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備等により、健全な水循環系の再生を図る。</p> <p>また、国土の長期展望作業において、グリーンインフラも含めた国土利用面での中長期的な課題や取組の方向性の検討を行う。</p>	<p>1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)7-4)7-6)</p>
<p>【国交】気候変動の影響を踏まえた総合的な水災害対策「流域治水」の推進</p>	<p>激甚化・頻発化する水災害に対応するために、治水計画の前提となる外力の算定結果や気候変動を踏まえた治水計画に見直す手法の検討を踏まえ、個別の治水計画等の見直しを進めるとともに、あらゆる関係者の協働により「流域治水」の推進を図る。</p>	<p>1-4)</p>
<p>【国交】国土地理院施設の耐災害性強化対策</p>	<p>災害発生時に、国土地理院の災害対応業務を滞りなく実施するため、非常用自家発電設備の改修及び屋上防水改修等を実施する。</p>	<p>1-4)1-5)3-2)4-3)6-5)</p>
<p>【国交】電子基準点網の耐災害性強化対策</p>	<p>災害発生時でも、地震や火山活動に伴う地殻変動監視等が安定して行われるように、電子基準点網において、電源・通信機器の更新等による省電力化や、無線通信の電波の影響を受けにくい受信アンテナ導入等によるデータ品質向上に向けて、仕様の検討等を実施する。</p>	<p>4-3)6-4)6-5)8-5)</p>
<p>【国交】地図情報等の整備による被害低減対策</p>	<p>災害時の被害低減のため、地形分類情報や詳細な標高データ等の災害リスク情報、空中写真や詳細な地図情報の事前整備のほか、迅速な被災状況把握に資する測量用航空機の能力強化を中長期的に実施することとし、このうち、まずは、地形分類情報が未整備となっている地域の中で特に人口が集中し、水害等の災害発生時に甚大な被害が想定される近畿地方を対象にした整備や、先進的な航空機搭載型3次元地形スキャニング装置の導入に向けた準備を進める。</p>	<p>1-4)1-5)3-2)3-3)8-3)8-5)</p>
<p>【国交】ITを活用した道路管理体制の強化対策</p>	<p>緊急輸送道路のうち県庁所在地、地方中心城市及び重要港湾、空港等を連絡する道路（緊急輸送道路（1次））において、緊急車両の通行の確保の観点から常時監視が必要な区間にCCTVカメラの設置を行う。</p> <p>除雪作業の自動化に向けて、順次ICT除雪機械を先行導入し、現場実証を実施する。また、特殊車両の通行手続きの新システム構築を行う。</p>	<p>2-2)4-3)5-1)5-5)6-4)7-3)</p>
<p>【国交】無人化施工技術の安全性・生産性向上対策</p>	<p>建設施工における自動化・自律化・遠隔化技術の適用機種毎の活用場面（工種）や活用手法、安全管理手法等について議論する産学官協議会を設置するとともに、建設業者や研究者等に対する技術の活用場面やコスト効果等について意見聴取を行い、導入実現時期を見込むロードマップを作成する。また、ロードマップの作成にあたって現在の建設現場と将来あるべき姿をそれぞれ整理し、技術のレベルを段階毎に分類した上で、導入実現目標時期や実現に向けて各主体が実施する項目を検討する。</p>	<p>1-4)1-5)2-2)6-5)8-2)</p>
<p>【国交】施工の効率化・省力化に資する対策</p>	<p>橋脚や橋台などの構造物の工事においては、高所も含めて計測箇所作業員を配置し、レベル・巻き尺等で施工管理を実施していることから、ICT技術を活用し、3次元データを用いた施工管理を行うことで、建設現場の生産性・安全性の向上を図るとともに、3次元データを基礎データとし、点検時や災害発生時に構造物の変状を迅速に把握し、維持管理の効率化や災害復旧の迅速化を目指す。このために必要な構造物におけるICT技術基準類を策定し、i-Constructionを推進するための導入環境の整備を行う。</p>	<p>1-4)6-5)</p>

【国交】河川、砂防分野における施設維持管理、操作の高度化対策	施設操作の高度化のため、国が管理する排水機場において、遠隔監視・操作化のための検討等を実施するとともに、条件が整った排水機場から順次遠隔監視・操作化を実施する。 また、砂防関係施設の維持管理にかかる施設点検の作業効率の向上を図るため、UAV 等により取得した3次元データに基づく自動巡回施設点検技術の導入等に向けた検討等を進める。	1-3)1-4)1-5)5-5)6-5)7-4)8-3)
【国交】長時間先の水位予測情報の提供等	河川の増水・氾濫の際の災害対応や住民避難の促進のため、全ての国管理の洪水予報河川で、長時間先の水位予測技術の試験運用を開始する。 また、大規模な広域避難等を支援するため、大都市圏を流下する主要な大河川で、長時間先の水位予測技術の試験運用を開始する。	1-4)
【国交】津波・高潮ハザードマップ作成の推進	浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施する。 また、技術相談の内容も踏まえ、都道府県の検討がより進むよう、高潮浸水想定区域図作成の手引き等や水害ハザードマップ作成の手引きの周知、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施する。	1-3)1-4)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)3-2)3-3)4-3)5-7)6-1)6-2)6-3)6-5)
【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進	海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICT の導入を検討するとともに、海岸管理者による施設の適切な点検やそれに基づく的確な修繕が行われるよう、必要な支援を継続する。 また、海岸管理者の協力を得ながら施設のデータベース構築を推進しつつ、海岸管理者による長寿命化計画（個別施設計画）策定の支援を継続するとともに、点検・診断等に関する資格制度の充実、民間資格の活用を図る。 さらに、関係法令等の適切な運用により維持・修繕等を推進する。	1-3)1-4)2-6)6-5)7-2)7-6)8-3)
【農水・国交】海岸の侵食対策	総合的な土砂管理のための体制整備の推進を図るとともに、離岸堤、突堤等の海岸保全施設の新設・改良や養浜等の侵食対策を推進する。 また、複数の施設により波の力を分散させて受け止める「面的防護対策」を推進する。 さらに、砂浜を海岸法に基づき海岸保全施設として指定し、侵食対策について予測を重視した順応的砂浜管理への転換を図る。 こうしたハード・ソフトの取組に当たり、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を推進する。	1-3)1-4)2-6)7-2)7-6)8-3)
【農水・国交】水門・陸間等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進	水門・陸間等の自動化・遠隔操作化を推進するとともに、効果的・効率的な整備・運用に係る計画作成について支援するほか、「津波・高潮対策における水門・陸間等管理システムガイドライン（Ver3.1）」に基づく海岸管理者の取組を支援し、水門・陸間等の効果的な管理運用を推進する。 こうしたハード・ソフトの取組に当たり、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を推進する。	1-3)1-4)6-5)7-2)8-3)
【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備	地盤改良等のコスト削減を図るため、新技術の活用等を検討するほか、粘り強い構造（緑の防潮堤を含む。）を基本とし海岸堤防等の整備を推進するとともに、必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策、高潮対策を推進する。 また、気候変動影響を考慮した海岸保全基本計画への変更を推進するため、海岸保全施設の防護目標の見直しに関して海岸管理者へ技術的助言や財政支援を行う。 こうしたハード・ソフトの取組に当たり、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を推進する。	1-3)1-4)2-6)6-5)7-2)7-6)8-3)

1.1. 環境

施策名称	令和3年度に実施すべき事項	該当プログラム
【文科】量子科学技術研究開発機構の被ばく医療共同研究施設の改修	施設の老朽化により施設維持に必要な保守部品の入手が不可能となっており、設備の故障や機能停止による火災発生、放射線物質の漏洩・拡散につながるリスクが懸念されている量子科学技術研究開発機構の被ばく医療共同研究施設の改修を完了する。	1-1)7-1)7-5)8-1)

【文科】異常気象予測の高精度化に資する北極域研究船の建造	計画どおり令和8年度に運航を開始するため、令和3年度に建造に着手し、着実に建造プロセスを進める。また、本年5月にアジアで初となる我が国が開催される北極科学大臣会合（ASMS）等の機会も活用しながら、本船就航後における具体的な連携先の開拓と北極域研究コミュニティとの連携を進める。 就航後の被災地・医療支援に即応できるように、連携可能な地域の自治体などと連携策の検討を進める。	1-4)1-6)2-1)2-5)
【経産】鉱山集積場の耐震化への対策	技術指針に不適合であった緊急性の高い集積場について、早期の対策の促進を図るべく、対象の集積場を管理している自治体等に対して対策の実施を要請する。	7-5)
【経産】休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する対策	東日本大震災後に実施した集積場の耐震化調査、外部有識者による鉱害防止技術委員会にて早急に対策すべきとされた鉱害防止事業（集積場の耐震化工事、坑道対策工事）を実施し、休廃止鉱山の重点集積場（4集積場）の耐震化、重点坑道（1坑道）の安全対策の完了を目指す。	7-5)7-6)
【環境】「化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」の策定	令和元年8月豪雨や令和元年東日本台風に起因した化学物質の漏洩・流出等の事例が発生しており、平成21年に策定の事故時対応目的とした「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」のみならず、自然災害にも備えた手引きを策定する必要があることから、各自治体の災害に対する備えの先進事例や災害時の対応事例を把握し、とりまとめる。 また、自治体への情報提供の内容や方法に関するニーズの把握を引き続き行い、これらを盛り込んだ、自治体における災害・事故対応マニュアル策定の手引きを検討し、作成する。	7-5)
【環境】自然生態系の機能を活かした社会の強靱性の向上	これまでに作成したEco-DRRの基本的考え方や優良事例に関するパンフレットを活用し、地方自治体の防災担当者をターゲットに生態系を活用した防災・減災の実施に関する普及を行う。また、かつての氾濫原や氾地等による流域全体での遊水機能等の強化に向け、生態系機能のポテンシャルを示すマップの作成に関する調査・検討及び技術的知見の整理を行う。 自然再生に関する施策を総合的に推進するための方針である自然再生基本方針に基づき、自然生態系が有する防災・減災機能を活用した事業を実施する。	1-3)1-4)1-5)2-1)2-6)2-7)7-2)7-4)7-6)8-4)
【環境】利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備	新たな目標及び目標値に基づき、令和2年7月豪雨等による被災施設への対応をはじめ人命や国土荒廃に関わる恐れがある自然公園等施設等に関する改修・再整備等を実施する。	1-1)1-5)7-6)8-2)8-4)
【環境】森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化	都道府県が設定したニホンジカ等の適正な密度管理のための捕獲目標頭数の達成に向けた進捗状況の確認を行い、必要に応じて都道府県等に対して技術的な指導・助言を行う。	7-6)8-4)
【環境】浄化槽長寿命計画策定推進への支援	自治体における浄化槽長寿命計画の策定のフォローアップおよび浄化槽台帳システムの導入促進、また導入による管理の高度化の検討を行う。	2-6)2-7)6-3)
【環境】環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備の推進	長期間の使用などにより早期に転換が必要な単独処理浄化槽について、災害に強く早期に復旧できる特性を持つ合併浄化槽を整備することで、し尿、生活雑排水処理システムの強靱化を図る。	2-6)2-7)6-3)
【環境】循環型社会形成推進交付金等による一般廃棄物処理施設の防災機能の向上への支援	中町村が施設整備を行う際の災害対策について、循環型社会形成推進交付金等説明会や全国廃棄物・リサイクル行政主幹課長会議等の機会に実施を促す。	2-1)2-7)6-1)6-3)8-1)
【環境】災害廃棄物仮置場整備の支援	発災後の速やかな体制構築に向けて平時の仮置場候補地の確保を促進するため、令和2年7月豪雨等の災害対応における教訓を踏まえた仮置場確保の重要性を周知する。	8-1)

<p>【環境】 災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成支援</p>	<p>発災後の速やかな体制構築に向けて平時に災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、令和2年7月豪雨等の災害対応における教訓を踏まえた処理計画策定の重要性を周知し、災害廃棄物処理計画の策定支援等を実施する。 災害廃棄物の対応に向けて、防災基本計画に基づき、環境省、防衛省、自治体、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」の周知を図る。</p>	<p>2-7)6-1)6-3)8-1)</p>
<p>【環境】 災害時における二次災害防止のための有害廃棄物対策</p>	<p>発災後の速やかな体制構築に向けて平時に有害廃棄物の情報把握も見込んだ災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、令和2年度7月豪雨等の災害対応における教訓を踏まえた処理計画策定の重要性を周知し、災害廃棄物処理計画の策定支援等を実施する。</p>	<p>8-1)</p>
<p>【環境】 廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発</p>	<p>発災後の速やかな体制構築に向けて平時の教育、訓練を実施するため、令和2年7月豪雨等の災害対応における教訓を踏まえた人材育成プログラムを検討し、当該プログラムを踏まえた教育、訓練を実施することで自治体職員の災害対応能力の向上を図る。</p>	<p>8-1)</p>
<p>【環境】 海岸漂着物等に関する対策</p>	<p>海岸漂着物処理推進法第14条に基づく海岸漂着物対策を推進するための計画を作成している40都道府県において、海岸等の漂流・漂着物等の回収・処理等を行う。</p>	<p>6-4)7-2)7-6)</p>
<p>【環境】 災害に強いリサイクル設備の整備</p>	<p>令和2年度コロナの影響等で導入が遅れた設備に関して速やかに導入を進める。</p>	<p>5-1)8-1)</p>
<p>【環境】 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する対策</p>	<p>特定産業廃棄物に起因する支障の除去等事業を効果的かつ効率的に進める。</p>	<p>2-7)7-5)7-6)</p>
<p>【環境】 JESCO 高濃度PCB処理施設に関する対策</p>	<p>PCB 廃棄物処理施設の設備補修、改修工事等を実施する。</p>	<p>2-7)7-5)</p>
<p>【環境】 PCB 早期処理のための対策</p>	<p>各保管場所等のPCB 廃棄物の速やかな処分が進むよう、掘り起こし調査支援業務、広報業務等を実施する。</p>	<p>2-7)7-5)</p>
<p>【環境】 有害物質による健康被害を防ぐための調査</p>	<p>災害時に流出・飛散するリスクのある化学物質へのばく露に関する健康影響を調査するにあたっては、エコチル調査対象者の参加者数を高く維持しつつ、質問票等による情報を可能な限り収集し、健康状態等を把握することにより、化学物質の健康影響をより正確に評価する必要がある。また、災害が起こる前に、より多くの化学物質の健康影響について調査する必要があるため、以下の対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者へのフォローアップ活動及び国内シンポジウムの開催等のエコチル調査に関する情報発信 質問票等による健康状態等の把握 予め、有機フッ素化合物 (PFAS)、ピレスロイド系殺虫剤及び金属元素類等について分析 	<p>7-5)</p>
<p>【経産・国交・環境】 地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築とレジリエンス向上</p>	<p>建築物に再生可能エネルギー設備や省エネ・省CO2性の高いシステム・設備機器等を導入することで、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物 (ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)) の普及を図る。</p>	<p>1-2)1-4)2-1)2-5)2-7)3-3)5-2)5-8)6-1)8-4)</p>

<p>【環境】 廃棄物処理施設における地域循環共生圏に資する技術実証</p>	<p>廃棄物処理施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に資する技術実証を行い、再生エネルギーの供給源として廃棄物処理施設の役割を検証する。 具体的には、廃棄物処理施設の近隣の工場など熱需要がある施設に対して、廃棄物焼却施設において発生する焼却熱を蒸気で供給できる熱供給インフラを整備し、蓄熱装置を活用した効率的熱利用や蓄熱装置を活用した熱需給管理を実証し、廃棄物焼却熱利用の高度化を目指すことや、廃棄物処理施設のメタン化施設においては、大規模メタン化施設の技術実証として、メタンガスの吸着貯蔵・保管するための技術実証を行う。</p>	<p>2-1)6-1)</p>
<p>1 2. 土地利用（国土利用）</p>		
<p>施策名称 令和3年度に実施すべき事項</p>		
<p>【法務】 登記所備付地図作成作業</p>	<p>都市部、大都市・地方拠点都市、東日本大震災の被災地及び平成28年熊本地震の被災地において、登記所備付地図作成作業を実施する。 具体的な実施内容は、2か年で実施している登記所備付地図作成作業について、令和2年度に着手した地区においては、一筆地調査（所有者等の立会いの下、筆界の確認等）、細部測量（土地の測量）及び縦覧等を実施する（2年目作業）。また、令和3年度に着手する地区においては、住民説明会及び基準点測量（新設基準点の設置）等を実施する（1年目作業）。</p>	<p>2-3)8-5)</p>
<p>【法務】 長期相続登記等未了土地の解消作業</p>	<p>市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえ、約4万3,000筆の長期相続登記等未了土地の解消作業に着手し、その結果を登記記録に記録するとともに、道路整備等の事業を実施しようとする者に提供する。</p>	<p>1-4)1-5)5-5)7-1)7-6)8-5)</p>
<p>【財務】 地方公共団体に対する国有財産を活用した廃棄物置き場や避難場所確保等支援</p>	<p>地方公共団体が台風等の襲来に備え、廃棄物置き場確保を図る場合など発災前にも地方公共団体の求めに応じて速やかに未利用国有地等を無償で提供できるよう、未利用国有地等のリストを各財務局等において準備する。</p>	<p>2-3)8-1)8-5)8-6)</p>
<p>【財務】 流域治水対策（国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加算）</p>	<p>国土交通省等・地方公共団体による遊水地・貯留施設整備のため、国有財産リストの情報提供を行い、調整・協議を進める。</p>	<p>1-3)1-4)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-1)4-2)4-3)5-1)5-2)5-3)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-2)7-3)7-5)7-6)8-1)8-2)8-3)8-4)8-5)8-6)</p>
<p>【文科】 民俗文化財の伝承・活用等</p>	<p>重要無形民俗文化財の指定等及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択を行うとともに、「重要有形民俗文化財修理・防災事業」及び「民俗文化財伝承・活用等事業」を活用した、施設の修理・防災、用具の修理・新調を支援する。 また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されているものについて、「民俗文化財伝承・活用等事業」を活用し保護団体や地方公共団体による記録作成を支援する他、文化庁により、記録作成事業を実施する。 さらに、「民俗文化財伝承・活用等事業」を活用し、保護団体や地方自治体による次世代を担う伝承者の育成の支援を実施するとともに、「民俗文化財調査事業」を活用し、地方公共団体等に対して有形・無形民俗文化財に関する調査についての実施を支援する。 地方公共団体が保有するオープンデータを中心に、引き続き必要なデータベース等の収集・登録を行っていく。また、防災に関連するデータを Web システム等で利用しやすい形式に変換してデータ公開を行っていくとともに、API 等により他の分野別プラットフォームとのデータ連携を推進し更なる利用の促進を図っていく。</p>	<p>8-2)8-4)</p>
<p>【国交】 G空間情報センターをハブとした地理空間情報の円滑な利用促進</p>	<p>地方公共団体が保有するオープンデータを中心に、引き続き必要なデータベース等の収集・登録を行っていく。また、防災に関連するデータを Web システム等で利用しやすい形式に変換してデータ公開を行っていくとともに、API 等により他の分野別プラットフォームとのデータ連携を推進し更なる利用の促進を図っていく。</p>	<p>4-3)8-3)</p>

<p>【法務・国交】災害後の円滑な復旧復興を確保するための地籍調査による地籍図の整備等の推進</p>	<p>第7次の国土調査事業十箇年計画（令和2年度開始）に基づき、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進めることができる新たな調査手続や、都市部における官民境界の先行調査、山村部におけるリモートセンシングデータを活用した調査など地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の活用を促進することにより、地籍調査の円滑化・迅速化を図り、今後災害が想定される地域等において重点的に地籍調査を推進する。 特に、5か年加速化対策に基づき、土砂災害特別警戒区域等の緊急性が高い地域における地籍調査を重点的に推進する。</p>	<p>1-2)1-3)1-4)1-5)2-3)5-5)8-5)</p>
<p>【法務・国交】所有者不明土地等対策の推進</p>	<p>所有者不明土地特措法の円滑な施行のため、所有者不明土地に一時的な使用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする制度（地域福利用増進事業）についてのガイドラインの周知や講演会・講習会開催等の地方協議会を通じた地方公共団体への支援、地域福利用増進事業に係る先進的な取組の支援等を実施する。また行政と専門人材により構成し、地域における相談体制の構築や空き地等の情報共有をしつつ、土地・不動産の適正な利用・管理に向けたマッチング・コーディネート、所有者に代わる管理等の機能を担うランドバンク等の地域連携に資する先進的な取組を支援し、土地の適正な利用・管理を推進する。 さらに、所有者不明土地特措法の施行後3年経過の見直しに向け、所有者不明土地の円滑な利活用と管理の確保を図るための仕組みの拡充や所有者不明土地の発生予防等の観点から重要となる、管理不全土地・低未利用土地の利活用・管理を図るための仕組み等について、令和3年12月頃を目途にとりまとめ、令和4年に必要な制度見直しを実施する。</p>	<p>2-3)8-5)</p>
<p>【国交】復興事前準備の推進</p>	<p>被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興まちづくりに関する体制や手順の事前検討、災害が発生した際の復興に関する課題を事前に把握する復興まちづくりイニシアチブなどの、復興まちづくりのための事前準備の取組を推進する。令和2年度に創設した、復旧・復興まちづくりサポーター制度も活用しながら、未着手の自治体等に対する普及啓発・技術的な支援を実施する。</p>	<p>8-2)8-5)</p>

(別紙2) 重要業績指標 (KPI) 一覧

〇:5か年加速化対策に係るKPI

該当プログラム	指標名	単位	初期値					目標年度				
			初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標値	目標年度		
1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設による多数の死傷者の発生	【内閣府】地震再生法の規定により内閣総理大臣が認定した地域再生計画に基づき実施する基礎整備事業の完了数	地域	37	2013	331	363	460	511	575	2021		
〇	【総務】防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備	市町村	0	2020				0	227	2025		
〇	【法務】法務省施設の耐震化率	%	86	2012	94	95	95	98.7	98.7	2025		
〇	【法務】矯正施設の耐震化率	%	70	2012	81	82	84	82	92	2025		
〇	【文科】公立小中学校施設の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率	%	48.2	2020		39.6	43	48.2	100	2029		
〇	【文科】公立小中学校施設の空調設置率 (特別教室)	%	0	2020				0	100	2029		
〇	【文科】公立小中学校施設のトイレ洋式化率	%	55.5	2020	34.6	42	48.5	55.5	95	2023		
〇	【文科】公立小中学校施設のトイレ洋式化率	%	57	2020				57	95	2025		
〇	【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設 (ライブラインを含む) の老朽化対策の実施率 (施設)	%	0	2020				0	45	2025		
〇	【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設 (ライブラインを含む) の老朽化対策の実施率 (ライブライン)	%	0	2020				0	45	2025		
〇	【文科】国立大学附属病院の整備の進捗率	%	0	2020				0	100	2025		
〇	【文科】国際連合大学本部の施設・設備の整備の実施率	%	20	2020				20	100	2025		
〇	【文科】広域防災補充拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数	%	0	2020				0	100	2029		
〇	【文科】防災・減災教育 (教育事業の実施又は活動プログラムの充実) を行った国立立青少年教育振興機構施設数	%	25	2020				25	100	2029		
〇	【文科】災害安全について指導している学校の割合	%	99.7	2015		99.7			100	2021		
〇	【文科】職員に対する研修の実施状況 (校内研修の実施)	%	72.3	2015		73.9			100	2021		
〇	【文科】国立特別支援教育総合研究所における外壁等の改修率	%	30	2019			30		100	2024		
〇	【文科】私立学校施設の耐震化率 (高校等以下)	%	64.5	2002	88.4	90.3	91.4	92.3	100	2028		
〇	【文科】私立学校施設の耐震化率 (大学等)	%	72.7	2007	90.3	91.6	92.8	94	100	2028		
〇	【文科】私立学校施設の屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策実施率 (高校等)	%	75	2014	78.1	80.7	81.2	83	100	2028		
〇	【文科】私立学校施設の屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策実施率 (大学等)	%	49.9	2014	51.9	60.1	61.5	63.3	100	2028		
〇	【文科】私立専修学校施設の耐震化率	%	79.6	2011	86.4	88.3	88.6	100	2025			
〇	【文科】災害対策に資する国立大学等の基礎的設備等の整備件数	件	0	2020				0	34	2025		
〇	【文科】各県立研究開発法人 (8法人) の中長期計画における「施設及び設備に関する事項」において、当該計画における初期の目標を達成していると認められる割合	%	0	2021					100	2025		
〇	【文科】独立行政法人通則法に基づく主務大臣による業務実績 (構造材料補填) の評価において、現中長期計画期間中に標準以上の評価を受けた割合	%	100	2016	100	100	100	100	100	2025		
〇	【文科】国民の生活における安心・安全の確保や災害対策等に資する最先端研究基盤の整備件数	件	0	2020					10	2025		
〇	【文科】公立社会体育施設における構造体の耐震化率	%	83	2018		83		84	95	2025		
〇	【文科】日本芸術院の早急な改修を行う必要がある施設・設備の整備数	施設	0	2020					1	2028		
〇	【文科】国立文化施設等における来館者の安全の確保等に向けた対策箇所数	箇所	4	2020				4	23	2029		
〇	【文科】世界遺産・国宝 (建造物) を対象として、整備・改修後30年を経過した防火設備の老朽化対策 (改修等) が完了した割合	%	11	2020				11	100	2024		
〇	【文科】国宝・重要文化財 (美術工芸品) を保管する博物館等 (539館) のうち、時に緊急性の高いものに係る、防火設備等の対策の実施率	%	30	2020				30	100	2024		
〇	【文科】不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財及び世界遺産・国宝に対する耐震対策の着手率	%	5	2020					50	2025		
〇	【文科】史跡名勝天然記念物の整備周期	年	45	2020					30	2025		
〇	【文科】IT-60実働準備率 (14施設) の耐震改修率	%	0	2020					100	2028		
〇	【文科】被ばく医療共同研究施設 (施設) の改修工事の進捗率	%	0	2020					100	2021		
〇	【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	%	89.4	2017	89.4	90.7	92.4		95	2023		
〇	【厚労】病院全体の耐震化率	%	72.9	2017	72.9	74.5	76		80	2021		
〇	【厚労】社会福祉施設等の耐震化率	%	86.3	2013	90.3				95.2	2025		
〇	【厚労】病院のフロアロフト改修の強化等	%	90.4	2018		90.4			100	2023		
〇	【経産】政府・自治体等の防災計画・被害想定・ハザードマップ策定等に活用される調査データを取得した活断層の数	断層	0	2021					14	2025		
〇	【経産】政府・自治体等の防災計画・被害想定・ハザードマップ策定等に活用される活断層データベース上の位置情報整備地点数	地点	0	2021					700	2025		
〇	【国交】官庁施設の耐震基準を満足する割合	%	88	2013	91	92	93	94	95	100	2025	
〇	【国交】大規模盛土造成地の安全性把握調査の着手率	%	4	2020				6.3	60	2025		
〇	【国交】液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数	市区町村	0	2020				0	25	2025		
〇	【国交】大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画の作成実施率	%	32	2019			30	45	100	2022		
〇	【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	%	75	2015	78	79	79		84	2025		
〇	【国交】電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率	%	38	2019			38		52	2025		
〇	【国交】住宅の耐震化率	%	82	2013		87			80	2030		
〇	【国交】耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率	%	74	2020				74	2025			
〇	【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進	市区町村	236	2018		236	706	264	600	毎年度		
〇	【国交】緊急地震速報の改善 (過大予測の低減)	%	10.7	2016-2020 年度の平均値					8	2025		

指標名

該当プログラム

単位	初年度	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標値	目標年度
市町村	0	2020						600	2025
〇【国交】防災指針を記載した市町村数	0	2021						100	2030
〇【国交】特に老朽化した高齢者の公営住宅の更新の進捗率	317	2021						1122	2025
〇【環境】国立公園、国立公園及び国民公園等において、利用者の安全確保や、国土の荒廃を防止するための対策を実施済の自然公園等事業数	77	2010	93	94	95	96	218	317	2025
〇【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	10	2020						97	2025
〇【警察】機動隊庁舎の建て替え・長寿命化率	100	2017						100	毎年度
〇【警察】警備用航空機に係る各都道府県警察への措置率	100	2019						100	2025
〇【警察】災害対策に必要な資機材の更新整備率	60	2020						100	2022
〇【警察】災害活動の維持に必要な資機材の整備率	8	2018						7	毎年度
〇【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	27	2013	27	37	25	29	37		
1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生									
〇【総務】自治体向けアドバイザー会議の実施	0	2020							
〇【総務】戸別受信機等の配備	0	2020							
〇【総務】防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備	4	2020							
〇【文科】国立施設等における来館者の安全の確保に向けて対策箇所数	11	2020							
〇【文科】世界遺産・国宝（建造物）を対象として、整備・改修後30年を経過した防火設備の老朽化対策（改修等）が完了した割合	30	2020							
〇【文科】国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等（539館）のうち、特に緊急性の高いものに係る、防火設備等の対策の実施率	5	2020							
〇【文科】不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財及び世界遺産・国宝に対する耐震対策の着手率	45	2020							
〇【文科】史跡名勝天然記念物の整備周期	79	2019							
〇【国交】地籍調査の優先実施地域での進捗率	52	2019							
〇【国交】地籍調査の対象地域全体での進捗率	46	2021							
〇【国交】危険箇所集積街地の面積	4039	2021	3422	3149	2982	2219	46	100	2025
〇【国交】地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率	0	2020							
〇【国交】機能を十分に発揮させるために整備が必要な防災公園（約160箇所程度）の対策実施率	31	2019							
〇【国交】インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園（令和元年度時点：約66,000公園）のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施してきた割合	100	2017	100	100	100	96	100	100	2025
〇【警察】警備用航空機に係る各都道府県警察への措置率	8	2018							
1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生									
〇【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	0	2020							
〇【内閣府】防災チャットボットの社会実装	27	2013	27	37	25	29	37	56	100
〇【総務】自治体向けアドバイザー会議の実施	0	2018							
〇【総務】戸別受信機等の配備	0	2020							
〇【総務】防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備	86	2012	94	94	95	95	0	227	2025
〇【法務】法務省施設の耐震化率	70	2012	76	81	82	84	92	98.7	2025
〇【法務】矯正施設の耐震化率	0	2020							
〇【文科】公立小中学校施設の老朽化対策実施率	25	2020							
〇【文科】広域防災防災拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数	99.7	2015							
〇【文科】防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの実施）を行った国立青少年教育振興機構施設数	72.3	2015							
〇【文科】災害安全について指導している学校の割合	79.6	2011	86.4	86.4	88.3	88.6			
〇【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）	70	2019							
〇【文科】私立専修学校施設の耐震化率	0	2019							
〇【文科】地震津波火山観測網の更新	0	2019							
〇【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築	0	2020							
〇【文科】J1-60実験準備棟等（14施設）の耐震改修対策の進捗率	96	2018							
〇【農水】市町村等を飛砂害や風害、潮害から守る海岸防災林等が保全されている割合	0	2016							
〇【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時に早期回復体制が構築された漁港の割合	48	2015	51	53	56	58	59	60	2021
〇【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率（H29→）	5	2010	8	8	11	12	12	13	2024
〇【総務】政府・自治体の防災計画・被害想定・ハザードマップ策定等に活用される津波浸水履歴情報が整備された地域の数	88	2013	91	92	93	94	95	100	2025
〇【国交】官庁施設の耐震基準を満足する割合	79	2019							
〇【国交】地籍調査の優先実施地域での進捗率	52	2019							
〇【国交】地籍調査の対象地域全体での進捗率	70	2020							
〇【国交】河川管理施設のうち、予防保全段階にある施設の解消率	148	2014	657	730	730	730	730	730	2021
〇【国交】国管理河川における水害対応タイムラインの作成割合	352	2017	352	604	734	909	1193	2021	2021
〇【国交】都道府県河川における水害対応タイムラインの作成割合	37	2014	47	55	59	72	85	2025	2025
〇【国交】南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	32	2014	42	47	53	58	91	2025	2025
〇【国交】南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率	0	2019							
〇【国交】計画的な点検調査に基づき下水道管網の老朽化対策を完了した延長の割合									

単位	初年度	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標年度
〇	【国交】重要施設に係る下水処理場等の耐震化率	38	2019			38		2025
【国交】津波災害警戒区域が指定されている市区町村のうち想定最大クラスの津波に対応したハザードマップが作成され、訓練が実施されている市区町村の数	132	2019	18	91	129	132	183	2025
〇	【国交】緊急避難場所として直轄国道の高架区間等を活用するニーズがある箇所での避難施設の整備率	27	2019		27			2025
〇	【国交】津波対策を緊急に行う必要がある津波のある津波において、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合	26	2020			26		2025
〇	【国交】大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合	33	2020			33		2025
〇	【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な活用の促進	236	2018		236	706	264	600
〇	【国交】津波防災情報の整備区域数	13	2013	99	143	194	200	2021
〇	【国交】防災指針を記載した市町村数	0	2020					2025
〇	【国交】IA2-BCP1に基づいた訓練の実施率	100	2020			70	100	2030
〇	【国交】災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等において、速報かつ早期に現場監視体制を構築することが可能となった割合	0	2020					2025
〇	【国交】最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施	0	2015	18	91	132	183	257
〇	【国交】最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施	0	2015	0	0	4		2025
〇	【農水・国交】予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率	84	2019			84		2025
〇	【農水・国交】南海トラフ地震・首都直下地震・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・遊水門等の安全な閉鎖体制の確保率	77	2019			77		2025
〇	【農水・国交】海岸堤防等の整備率	53	2019			53		2025
〇	【防衛】防災訓練の実施率	100	2013	100	100	100	100	100
〇	【防衛】ヘリコプター映像伝送装置を用いた情報収集体制の整備率	100	2013	100	100	100	100	100
〇	【防衛】ヘリコプターを用いた情報収集体制の整備率	0	2020					2027
〇	【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	77	2010	93	94	95	96	97
〇	【警察】機動隊庁舎の建て替え・長寿命化率	10	2020					2025
〇	【警察】警備用航空機に係る各都道府県警察への措置率	100	2017			100		100
〇	【警察】災害対策に必要な資機材の更新整備率	100	2019					2025
〇	【警察】災害対策に必要な資機材の新規整備率	0	2019					2025
〇	【警察】災害活動の維持に必要な資機材の整備率	60	2020				60	2022
〇	【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	8	2018			8	7	7
1-4	突発的又は広域かつ長期かつ広域的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生							
〇	【内閣府】防災チャットボットの社会実装	0	2020				56	100
〇	【総務】自治体向けアドバイス会議の実施	27	2013	27	37	25	29	37
〇	【総務】戸別受信機等の配備	0	2018			0	26	43
〇	【総務】防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備	0	2020					2025
〇	【総務】長期経歴登記未了土地の解消作業の着手率	43000	2021			197702	120488	43000
〇	【財務】国有財産を活用し遊水地・貯留施設として整備する件数	0	2020					2025
〇	【文科】広域防災備忘録として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数	0	2020					2029
〇	【文科】防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設数	25	2020			25		2029
〇	【文科】災害安全について指導している学校の割合	99.7	2015			99.7		2021
〇	【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）	72.3	2015			73.9		2021
〇	【文科】国民の生活における安心・安全の確保や災害対策等に資する最先端研究基盤の整備件数	0	2021					2026
〇	【文科】異常気象予報の高精度化に資する北極域研究船の建造	0	2021					2026
〇	【文科】DIASの利用者数	6010	2019			6010	7960	10000
〇	【農水】水田の貯留機能向上に資する田んぼダムに取り組み水田の面積	40	2020					2025
〇	【国交】地籍調査の優先実施地域での進捗率	79	2019			79		2029
〇	【国交】地籍調査の対象地域全体での進捗率	52	2019			52		2029
〇	【国交】健全度評価において要対策(C)と判定された砂防関係施設の解消率	91.7	2020				91.7	2025
〇	【国交】河川管理施設のうち、予防保全段階にある施設の解消率	70	2020				70	2025
〇	【国交】健全度評価において速やかに措置と判定されたダム管理施設の解消率	82	2019			82		2025
〇	【国交】地下街等の避難確保・浸水防止計画作成状況	0	2015	790	801	890	846	972
〇	【国交】要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況	2	2015	8	18	36	66	100
〇	【国交】最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合	0	2015	0	6	26	44	50
〇	【国交】国管理河川における水害対応タイムラインの作成割合	148	2014	657	730	730	730	730
〇	【国交】都道府県河川における水害対応タイムラインの作成割合	352	2017	352	604	734	909	1193
〇	【国交】1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率	65	2019			65		2025
〇	【国交】2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率	62	2019			62		2025
〇	【国交】最大クラスの内外水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数	15	2019			15		2025
〇	【国交】浸水実績地域における下水道による浸水対策達成率	60	2019			60		2025
〇	【国交】計画の要点検閲に基づき下水道管路的劣化対策を完了した延長の割合	0	2019					2025

単位	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標年度
〇【国交】重要施設に係る下水処理場等の耐震化率	38						2025
〇【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進	市町村	2018		236	706	264	600
〇【国交】台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)	km	207	226	219	207	207	180
〇【国交】大雨の予測の正確さを表した指標値(値が1に近いほど正確な予測)		0.53	0.53	0.53	0.52	0.5	0.55
〇【国交】津波防災情報の整備区域数	区域	13	143	171	194	200	204
〇【国交】グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数	自治体	3	2020			70	2025
〇【国交】全国の主要都市(30都市を想定)における防災・減災に資するグリーンインフラの取組み実施率	%	10	2020			90	2025
〇【国交】防災指針を記載した市町村数	市町村	0	2020			600	2025
〇【国交】港湾工事において3次元データを活用し、工事の効率化を図った割合	%	10	2020			100	2023
〇【国交】インフラ情報デジタル化し、円滑なデータ共有を可能とした港湾の割合	%	0	2020			100	2024
〇【国交】面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に令和3年度以降に取組む地区(40地区)の対策実施率	%	0	2020			100	2027
〇【国交】5G・AI等を用いた自動制御・走行技術を搭載した建設機械の種類	種類	0	2019			4	2025
〇【国交】排水機械の遠隔監視・操作の実施率	%	41.7	2020		41.7	100	2025
〇【農水・国交】6時間先の水位予測情報を提供する水系数(国管理)	水系	0	2021			109	2021
〇【農水・国交】予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率	%	84	2019		84	87	2025
〇【農水・国交】海面上昇等の影響にも適応可能な順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数	沿岸	1	2019		1	20	2025
〇【農水・国交】南海トラフ地震・首都直下地震・日本海溝・千島海溝辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸門等の安全な閉鎖体制の確保率	%	77	2019		77	85	2025
〇【農水・国交】海岸堤防等の整備率	%	53	2019		53	64	2025
〇【環境】地域気候変動適応計画の策定数	箇所	31	2019		31	49	67
〇【警察】警察用航空機に係る各都道府県警察への措置率	%	100	2017	100	100	96	100
〇【警察】災害対策に必要な資機材の更新整備率	%	100	2019			100	2025
〇【警察】災害対策に必要な資機材の新規整備率	%	0	2019			100	2025
〇【警察】災害活動の維持に必要な資機材の整備率	%	60	2020			60	2022
〇【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	回	8	2018		8	7	7
1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生							
〇【内閣府】防災チャットボットの社会実装	自治体	0	2020			56	100
〇【総務】自治体向けアドバイスカンセールの実施	回	27	2013	37	25	37	2023
〇【総務】戸別受信機等の配備	市町村	0	2018		0	26	43
〇【総務】防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備	市町村	0	2020			0	227
〇【法務】長期相続登記等未了土地の解消作業の着手筆数	筆	43000	2021	120488	197702	43000	2021
〇【文科】広域防犯補完拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数	%	0	2020			0	100
〇【文科】防災・減災教育(教育事業の実施又は活動プログラムの充実)を行った国立青少年教育振興機構施設数	%	25	2020			25	100
〇【文科】災害安全について指導している学校の割合	%	99.7	2015		99.7		100
〇【文科】職員に対する研修の実施状況(校内研修の実施)	%	72.3	2015		73.9		100
〇【文科】国民の生活における安心・安全の確保や災害対策等に資する最先端研究基盤の整備件数	件	0	2020			10	2025
〇【文科】地震津波火山観測網の更新	%	70	2019		70		100
〇【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築	観測システムの構築数	0	2019			1	2025
〇【文科】ALOS-2の運用年数(設計耐用年数を越えた運用段階)	年	0	2014	3	4	5	5
〇【文科】公共の安全の確保(国内及びアジア地域等の災害時の情報把握)	%	0	2014	100	100	100	100
〇【文科】公共の安全の確保(地殻変動の予測・監視)	%	0	2014	100	100	100	100
〇【文科】先遣光学衛星(ALOS-3)の打上げ	年	0	2019			0	1
〇【経産】政府・自治体等の防災計画・被害想定・ハザードマップ策定等に活用される火山口図の出版数	版	17	2011	22	23	23	30
〇【国交】地籍調査の優先実施地域での進捗率	%	79	2019		79		87
〇【国交】地籍調査の優先実施地域での進捗率	%	52	2019		52		57
〇【国交】健全度評価において要対策(C)と判定された砂防関係施設の解消率	%	91.7	2020			91.7	92.4
〇【国交】土砂災害から保全される人家の割合	%	24.8	2014	25.2	25.6	25.9	26.8
〇【国交】土砂災害から保全される地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラのうち、まちづくり等の観点から特に重要な箇所の割合	%	20	2020			35	2023
〇【国交】土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定市町村において、土砂災害防止法に基づき土砂災害ハザードマップを公表済みの市町村の割合	%	65.3	2016	65.3	83.8	89.5	100
〇【国交】火山災害警戒地域が指定されている火山における火山噴火緊急減災対策防計画の策定率	%	59.2	2017	59.2	67.3	71.4	85.7
〇【国交】全国活断層情報等の整備進捗率	%	62	2016	62	66	70	72
〇【国交】全国活断層情報等の整備進捗率	%	100	2016	100	100	100	100
〇【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進	市町村	236	2018		236	706	600
〇【国交】火山活動評価の高度化による噴火警報の一層の確実な運用	火山	0	2020			0	12
〇【国交】グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数	自治体	3	2020			70	2025
〇【国交】全国の主要都市(30都市を想定)における防災・減災に資するグリーンインフラの取組み実施率	%	10	2020			90	2025
〇【国交】防災指針を記載した市町村数	市町村	0	2020			600	2025

該当プログラム 指標名

単位	初期値	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標値	目標年度
〇【国交】国土地理施設等の耐災害性強化の実施箇所数	0	2019				0	0	6	2025
〇【国交】地形分類情報の整備	0	2020				0	0	12400	2025
〇【国交】IA2-BCP)に基づく訓練等の実施率	100	2020				70	100	2030	2030
〇【国交】5G・AI等を用いた自動制御・走行技術を搭載した建設機械の種類	0	2019				4	100	2025	2025
〇【環境】国立公園、国立公園及び国民公園等において、利用者の安全確保や、国土の荒廃を防止するための対策を実施する自然公園等事業数	317	2021		0	218	317	1122	2025	2025
〇【警察】警察用航空機に係る各都道府県警察への措置率	100	2017	100	100	100	96	100	毎年度	毎年度
〇【警察】災害対策に必要な資機材の更新整備率	100	2019					100	2025	2025
〇【警察】災害対策に必要な資機材の新増整備率	0	2019					100	2025	2025
〇【警察】災害活動の維持に必要な資機材の整備率	60	2020				60	100	2022	2022
〇【警察】広域緊急救助隊合同訓練の実施回数	8	2018	8	8	8	7	7	毎年度	毎年度
1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生									
〇【内閣府】防災チャットボットの社会実装	0	2020				56	100	2023	2023
〇【総務】消防指令システムの標準インターフェースの検討状況	0	2020				1	100	2023	2023
〇【総務】Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段を複数保有する市町村数の割合	85.6	2017	85.6	86.9	92.3	93.7	100	2025	2025
〇【総務】自治体向けアドバイザー会議の実施	27	2013	27	37	25	29	37	2025	2025
〇【総務】戸別受信機等の配備	0	2018		0	26	43	245	2025	2025
〇【総務】防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備	0	2020				0	227	2025	2025
〇【文科】広域防災補完拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設施設の整備数	0	2020				0	100	2029	2029
〇【文科】防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設数	25	2020				25	100	2029	2029
〇【文科】災害安全に関する研修の実施状況（校内研修の実施）	99.7	2015		99.7			100	2021	2021
〇【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）	72.3	2015		73.9			100	2021	2021
〇【文科】異常気象予報の高精度化に資する北極域研究船の建造	0	2021					100	2026	2026
〇【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な活用促進	236	2018		236	706	264	600	毎年度	毎年度
〇【国交】大雪の予測の正確さを表した指標値（値が1に近いほど正確な予測）	0.63	2020	0.59	0.6	0.61	0.61	0.63	0.65	2025
〇【国交】IA2-BCP)に基づく訓練の実施率	100	2020				70	100	2030	2030
〇【防衛】野外通信システム等を用いた連携訓練の実施率	7	2013	47	60	67	80	93	100	毎年度
〇【防衛】通信システム等対象装備品の整備率	0	2013	88	88	91	93	95	100	2021
〇【防衛】ヘリコプターを用いた情報収集体制の整備率	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度
〇【防衛】ヘリコプターを用いた情報伝送装置を用いた情報収集体制の整備率	0	2020				0	100	2027	2027
〇【警察】警備用航空機に係る各都道府県警察への措置率	100	2017	100	100	100	96	100	毎年度	毎年度
2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止									
〇【内閣府】防災チャットボットの社会実装	0	2020				56	100	2023	2023
〇【文科】公立小中学校施設の老朽化対策実施率	0	2020				0	100	2029	2029
〇【文科】広域防災補完拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設施設の整備数	0	2020				0	100	2029	2029
〇【文科】防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設数	25	2020				25	100	2029	2029
〇【文科】災害支援機能を強化した近代船建造数	0	2021				5	2025	2025	2025
〇【文科】異常気象予報の高精度化に資する北極域研究船の建造	0	2021					100	2026	2026
〇【厚労】危機管理マニュアルの策定率	70.1	2016	70.1	70.8	71.8		100	2023	2023
〇【厚労】水道施設平面図のデジタル化率	86.6	2018		86.6	89.2		100	2025	2025
〇【厚労】上下道の基礎管の耐震適合率	40.3	2018		40.3	40.9		60	2028	2028
〇【厚労】浄水場の停電対策実施率	67.7	2019			67.7		77	2025	2025
〇【厚労】浄水場の土砂災害対策実施率	42.6	2019			42.6		48	2025	2025
〇【厚労】浄水場の浸水災害対策実施率	37.2	2019			37.2		59	2025	2025
〇【厚労】浄水施設耐震化率	30.6	2018		30.6	32.6		41	2025	2025
〇【農水】応急用食料（主食系）の充足率	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度
〇【農水】土地改良施設の使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーによる発電電力量の割合	29.5	2020				29.5	40.0	2025	2025
〇【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産物の早期回復体制が構築された漁港の割合	0	2016	1	3	8	8	30	2021	2021
〇【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率（H29～）	48	2015	51	53	56	58	60	2021	2021
〇【経産】緊急放出訓練の実施	100	2019				100	100	2021	2021
〇【経産】災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業により、避難所等の社会的重要なインフラに整備された燃料タンク等の数	0	2021					2600	2025	2025
〇【経産】中核充电站の新設及び機能強化	0	2016	0	0	0	15	27	2021	2021
〇【経産】災害時石油供給連携計画の実施訓練の前年度課題の改善率	47	2014	100	100	100	100	100	2023	2023
〇【経産】特別警報級の大雨や高潮等の新たな事象を想定した強靱化対策を実施し、災害対応能力の強化を図る製油所の箇所数	0	2020					12	2025	2025
〇【経産】低圧本支管の耐震化率	77.7	2008	88.1	88.8	89.5	90.3	90	2025	2025
〇【経産】地域マイクログッドの構築モデル件数	0	2019				0	12	2022	2022
〇【経産】日本における1需要あたりの年間停電時間	86	2019				86	16	2029	2029
〇【国交】災害対応策の活動拠点となる官庁施設における電力確保のための対策の実施率	56	2019				56	62	75	2025

指標名

該当プログラム

車位	初期値	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標値	目標年度
【国交】	68	2017		68	85			100	2025
【国交】	%	%		%	%			%	%
【国交】	55	2019				55		73	2025
【国交】	都道府県	2	2018		2			47	
【国交】	%	26	2020				26	50	2025
【国交】	%	33	2020				33	47	2025
【国交】	%	0	2020					14	2025
【国交】	%	0	2020					11	2025
【国交】	%	0	2020					5	2028
【国交】	%	17	2020				17	42	2025
【国交】	回	0	2020					2	2022
【国交】	%	0	2020					100	2021
【国交】	回	0	2021					10	2025
【国交】	%	26	2019			26		100	2030
【国交】	%	73	2020				73	85	2030
【国交】	%	76	2020				76	100	2030
【国交】	%	100	2020				70	100	2030
【国交】	%	0	2019			0		28	2025
【国交】	%	83	2020					100	2048
【国交】	%	0	2020				0	88	2025
【環境】	箇所	0	2018		0	208	384	1295	2025
【環境】	件	0	2019		0			15	2023
【環境】	件	0	2016	13	39	61	88	261	2023
【環境】	件	0	2018		158	312		948	2023
【環境】	自治体	0	2020					56	100
【環境】	地域	37	2013		331	363	460	511	575
【環境】	都道府県	1	2020					47	2025
【農水】	%	100	2015	100	100	100	100	100	毎年度
【農水】	%	100	2015	100	100	100	100	100	毎年度
【農水】	%	0	2016	1	3	6	8	30	2021
【農水】	%	75	2015					100	2023
【農水】	%	75	2015	78	79	79		84	2025
【農水】	都道府県	2	2018		2	2	2	47	
【農水】	%	0	2020				0	88	2025
【農水】	種類	0	2019					4	2025
【防衛】	%	0	2019			100	100	100	2023
【防衛】	%	0	2019			54	54	100	2023
【防衛】	%	0	2021				0.3	100	2025
【防衛】	%	0	2021				1.6	85	2025
【警察】	%	77	2010	93	94	95	96	97	98
【警察】	%	10	2020				10	60	2025
【警察】	%	100	2017	100	100	100	96	100	毎年度
【警察】	%	0	2017	0	31	65	78	100	2023
【警察】	自治体	0	2020					56	100
【警察】	個	88.9	2015	92.3	93.3	94.4	95.7	100	毎年度
【警察】	隊	83.8	2013	90.4	91.5	92.6		100	2023
【警察】	隊	62.58	2019			62.58	6441	6600	2023
【警察】	都道府県	1	2020					47	2025
【警察】	%	25	2020				0	100	2029
【警察】	%	99	2017			99	100	100	2023
【警察】	回	0	2020					50	2022
【警察】	%	26	2019			26		100	2030

該当プログラム 指標名

単位	初年度	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標値	目標年度
○【国交】災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等において、速隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった割合	%	0	2020				0	88	2025
○【防衛】配備可能な車検要員の養成率	%	61	2013	72	74	76	79	87	98
○【防衛】【5か年加速化対策】全国の駐屯地・基地の自衛隊施設強化の整備着手率	%	0	2021				4.3	91	2025
○【防衛】災害救助能力の向上に資する装備品（CH-47JA）の整備率	%	0	2019				100	100	2023
○【防衛】災害救助能力の向上に資する装備品（SH-60K/K（能力向上型））の整備率	%	0	2019				54	100	2023
○【防衛】災害派遣時に迅速に人員及び物資の派遣を可能とする装備品（C-2）の取得・整備率	%	0	2019				40	100	2023
○【防衛】防災訓練等の実施率	%	100	2013	100	100	100	100	100	毎年
○【防衛】ヘリコプター映像伝送装置を用いた情報収集体制の整備率	%	100	2013	100	100	100	100	100	毎年
○【防衛】ヘリコプターを用いた情報収集体制の整備率	%	0	2020				0	100	2027
○【防衛】【5か年加速化対策】自衛隊の飛行場施設等の資機材等の整備着手率	%	0	2021				0.3	100	2025
○【防衛】【5か年加速化対策】全国の駐屯地・基地のインフラ基盤強化の整備着手率	%	77	2010	93	94	95	96	97	98
○【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	10	2020				10	60	2025
○【警察】機動隊庁舎の建て替え・長寿命化率	%	100	2017				100	96	毎年
○【警察】警備用航空機に係る各都道府県警察への措置率	%	100	2019					100	2025
○【警察】災害対策に必要な資機材の更新整備率	%	0	2019					100	2025
○【警察】災害対策に必要な資機材の新規整備率	%	0	2019					100	2025
○【警察】災害備活動の維持に必要な資機材の整備率	%	60	2020				60	100	2022
○【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	回	8	2018		8	8	7	7	毎年
○【警察】ドローンの飛行訓練の実施状況	%	0	2017	0	31	65	78	100	2023
○【警察】ヘリコプターテレビシステムの更新・改修	式	0	2022					41	2025
○【警察】無線中継所の更新・改修	箇所	0	2022					11	2025
○【警察】警察電話用交換装置の更新・改修	都道府県	0	2022					47	2025
○【警察】衛星電話用交換装置の更新・改修	都道府県	0	2022					47	2025
○【警察】衛星通話システムの更新・改修	都道府県	0	2022					47	2025
2-4) 想定を超える大量の罹災困難者の発生、混乱									
○【内閣府・国交】都市再生安全確保計画等の策定とPDCAサイクルの実施	計画	0	2019				16	29	50
○【文科】広域防災補完拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設等の整備数	人	0	2020				0	100	2025
○【文科】防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設数	%	25	2020				25	100	2029
○【国交】機能向上を促進するために整備が必要な防災公園（約160箇所程度）の対策実施率	%	0	2020					80	2025
2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺									
○【文科】国立大学附属病院の整備の進捗率	%	0	2020					0	100
○【文科】医療チームにより災害医療全般に対応できるプロフェッショナルな人材の養成人数	人	0	2018		0	42	94	198	2022
○【文科】医療チームにより災害医療全般に対応できるプロフェッショナルな人材を養成するプログラムの実施数	プログラム	0	2018		0	6	6	8	2022
○【文科】災害対策に資する国立大学等の基礎的設備等の整備件数	件	0	2020					0	34
○【文科】異常気象予報の高精度化に資する北極域研究船の建造	%	0	2021					100	2023
○【厚労】DMAT保有率（基幹災害拠点病院2チーム以上、地域災害拠点病院1チーム以上）	%	99	2017	99	99	99	100	100	2026
○【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	%	89.4	2017	89.4	90.7	92.4	95	95	2023
○【厚労】酒類全体の耐震化率	%	72.9	2017	72.9	74.5	76	80	80	2021
○【厚労】都道府県に活動要領を踏まえた講義等を履修した災害医療コーディネーターの研修修了実績	%	57.7	2018		57.7	100		100	2021
○【厚労】BCPを策定している災害拠点病院の割合	%	74.3	2018		74.3			100	2021
○【厚労】BCPを策定している周産期母子医療センターの割合	%	67.5	2018		67.5			100	2021
○【厚労】診療機能を3日程度維持できる非常用自家発電設備を保有する災害拠点病院等の割合	%	80.9	2019			80.9		100	2021
○【厚労】診療機能を3日程度維持できる給水設備を保有する災害拠点病院等の割合	%	74.8	2019			74.8		100	2021
○【厚労】EMISのシステム改修の完了	%	0	2019					100	2021
○【厚労】DPAT先遣隊整備率	%	32	2014	46	58	67	73	100	2023
○【経産】非常用通信設備を保有する救命救急センター等割合	%	25	2019			25		100	2021
○【経産】緊急放出訓練の実施	件	100	2019			100		100	2021
○【経産】災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業により、避難所等の社会的重要なインフラに整備された燃料タンク等の数	件	0	2021					2600	2025
○【経産】災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業により、避難所等の社会的重要なインフラに整備された燃料タンク等の数	件	47	2014	100	100	100	100	100	2023
○【経産】特別警報級の大雨や高潮等の新たな事象を想定した強化対策を実施し、災害対応能力の強化を図る製油所の箇所数	箇所	0	2020					12	2025
○【経産】地球マイクログリッドの構築モデル件数	件	0	2019					0	12
○【経産】日本における1需要家あたりの年間停電時間	分/年	86	2019				86	16	2032
○【国交】重要施設に係る下水道管線の耐震化率	%	52	2019				52	64	2025
○【国交】全国都道府県における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	都道府県	2	2018		2	2	2	47	2025
○【国交】台湾広域防災施設における防災教育の実施回数	回	0	2020					50	2022
○【国交】護岸の嵩上げや非水機能の強化等の海水対策により、高潮・高波・豪雨等による空港施設への海水の防止が可能となる空港の割合	%	26	2019			26		100	2030
○【国交】沖波路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合	%	70	2019			70		100	2030
○【国交】老朽化した耐震施設（約25,000施設）のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合	%	83	2020					100	2048

項目	単位	初期値	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標値	目標年度
2-6) 被災地における疫病・感染症等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー等の整備を実施した	箇所	0	2018			0	208	384	1295	2025
【環境】 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー等の整備を実施した	箇所	0	2018			0	208	384	1295	2025
【環境】 避難所等の数	件	0	2019				0		15	2023
【環境】 自立・分散型エネルギーシステム構築件数	件	0	2016	13	39	61	88	261	261	2023
【環境】 新たに整備したZEHの数	件	0	2018			158	312	948	948	2023
【環境】 新たに整備したZEHの数	件	0	2018			158	312	948	948	2023
【防衛】 配置可能な基幹要員の養成率	%	61	2013	72	74	76	79	87	98	2022
2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生										
【内閣府】 防災チャットボットの社会実装	自治体	0	2020				56	100	100	2023
【文科】 国立大学附属病院の整備の進捗率	%	0	2020				0	100	100	2025
【文科】 国際連合大学本部の施設・設備の整備の進捗率	%	20	2020				20	100	100	2025
【文科】 災害対策に資する国立大学等の基礎的設備等の整備件数	件	0	2020				0	34	34	2025
【文科】 国民の生活における安心・安全の確保や災害対策等に資する最先端研究基盤の整備件数	件	0	2020				0	10	10	2025
【厚労】 JI-60美観準備種等(14施設)の耐震改修対策の進捗率	%	95	2013	95	95	96	95	100	100	2028
【厚労】 予防接種法に基づき味しん・風しんの予防接種率	%	0	2021					95	95	2023
【農水】 最適整備構想(個別施設計画)で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手の割合	%	0	2019					100	100	2025
【農水】 計画的な点検調査に基づく下水道管網の耐震化率	%	52	2019				52	100	100	2025
【国交】 重要施設に係る下水道管網の耐震化率	%	38	2019				38	54	54	2025
【国交】 重要施設に係る下水道処理場の耐震化率	%	62	2017			122	123	672	672	2023
【環境】 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基幹割合	市町村	62	2017			64	65.5	76	76	2022
【環境】 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	%	53	2017			54	55.7	76	76	2027
【環境】 地球気候変動適応計画の策定率	箇所	31	2019			31	49	67	67	2023
2-7) 劣悪な避難生活環境を十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生										
【内閣府】 防災チャットボットの社会実装	自治体	0	2020				56	100	100	2023
【法務】 デジタル無線機の適正な稼働率	%	100	2012	100	100	100	100	100	100	毎年度
【法務】 法務省施設の衛星携帯電話等の更新整備率	%	0	2018			0	100	100	100	毎年度
【法務】 特別機動捜査隊による管区機動捜査隊に対する技術等の指導の実施率	%	100	2019				100	100	100	毎年度
【文科】 公立小中学校施設の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率	%	48.2	2020			39.6	43	48.2	100	2029
【文科】 公立小中学校施設の老朽化対策実施率	%	55.5	2020	34.6		42	48.5	55.5	95	2023
【文科】 公立小中学校施設の空調設置率(特別教室)	%	57	2020				57	95	95	2025
【文科】 公立小中学校施設のトイレ洋式化率	%	0	2020				0	45	45	2025
【文科】 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設(ライブラインを含む)の老朽化対策の実施率(施設)	%	0	2020				0	45	45	2025
【文科】 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設(ライブラインを含む)の老朽化対策の実施率(ライブライン)	%	0	2020				0	45	45	2025
【文科】 国立大学附属病院の整備の進捗率	%	0	2020				0	100	100	2025
【文科】 教職員支援機構の全28施設のうち老朽化した施設・設備の改修・修繕率	%	29	2020				29	50	50	2024
【文科】 広域防災拠点として機能を行う必要がある施設・設備の整備率	%	0	2020				0	100	100	2029
【文科】 点検の結果、故障及び危険性が判明した国立女性教育会館設備の改修箇所数	箇所	0	2020				0	8	8	2023
【文科】 危険性が判明した国立女性教育会館設備の改修率	%	0	2020				0	100	100	2023
【文科】 防災大学の早急な改修を行う必要がある施設・設備の整備率	箇所	0	2019				0	3	13	2023
【文科】 防災安全について指導している学校の割合	%	99.7	2015			99.7		100	100	2021
【文科】 職員に対する研修の実施状況(校内研修の実施)	%	72.3	2015			73.9		100	100	2021
【文科】 国立特別支援教育総合研究所における給排水管等設備の更新率	%	64.5	2002	88.4	90.3	91.4	92.3	100	100	2028
【文科】 私立学校施設の耐震化率(高校等以下)	%	72.7	2007	90.3	91.6	92.8	94	100	100	2028
【文科】 私立学校施設の耐震化率(大学等)	%	75	2014	78.1	80.7	81.2	83	100	100	2028
【文科】 私立学校施設の屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策実施率(高校等)	%	49.9	2014	51.9	60.1	61.5	63.3	100	100	2028
【文科】 私立専修学校施設の耐震化率	%	79.6	2011	86.4	86.4	88.3	88.6	100	100	2025
【文科】 国立文化施設等における来館者の安全の確保等に向けた対策実施率	箇所	4	2020				4	23	23	2029
【厚労】 災害時健康危機管理支援チーム養成研修(基礎編)の受講実績	都道府県	47	2018			47	47	47	47	毎年度
【厚労】 災害時健康危機管理支援チーム養成研修(高度編)の受講実績	都道府県	24	2018			24	37	42	47	2021
【厚労】 災害補給支援ネットワークの構築都道府県数	都道府県	35	2020				35	47	47	2021
【厚労】 災害補給支援チーム(DMAT,DCAT)の設置都道府県数	%	86.3	2013	90.3				95.2	95.2	2025
【厚労】 DPAT先遣隊整備率	%	32	2014	46	58	67	73	100	100	2023
【経産】 1次書時に備えた社会的な燃料備蓄の推進事業により、避難所等の社会的な燃料タンク等の数	件	0	2021					2600	2600	2025
【国交】 地域防災計画における民間物資拠点の規定率	%	68	2017			68	85	100	100	2025

指標名

該当
プログラム

車位	初期値	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標値	目標年度
(国交) 下水道BCPのブラッシュアップ率	100	2020					78	100	毎年度
(国交) 重要施設に係る下水道管網の耐震化率	52	2019				52		64	2025
(国交) 重要施設に係る下水処理場の耐震化率	38	2019				38		54	2025
(国交) 全国道府県における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	2	2018		2				47	
(国交) 緊急支機物資輸送プラットフォームの技術開発の進捗率	0	2020						100	2021
(国交) 緊急支機物資輸送プラットフォームに関する説明会を実施した回数	0	2021						10	2025
(国交) 緊急支機物資輸送プラットフォームを活用して訓練・演習を実施した回数	30	2008			122	123		672	2023
(環境) 災害復旧に対応した浄化槽台帳システム整備市町村数	62	2017	64	64	64	65.5		76	2022
(環境) 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基數割合	53	2017	54	54	55.7			76	2025
(環境) 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	18	2018		18				50	2027
(環境) 災害時再稼働可能な施設割合	0	2018			0	208	384	1295	2025
(環境) 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー等の整備を実施した避難所等の数	95.5	2018			92	93.5	89	100	2021
(環境) 夏季までに、災害時も含めた熱中症対策を実施する自治体の割合	0	2018				3	5	5	2022
(環境) 特定支障除去等事業の防災・減災に向けた対策工事業実施箇所	0	2019						15	2023
(環境) 自立・分散型エネルギーシステム構築件数	0	2016	13	39	61	88		261	2023
(環境) 新たに整備したZEHの数	0	2018			158	312		948	2023
(環境) 新たに整備したZEH-Mの数	100	2013	100	100	100	100	50	100	毎年度
(防衛) 防災訓練等の実施率	86	2012	94	94	95	95		98.7	2025
3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	70	2012	76	81	82	84		92	2025
(防務) 法務省施設の耐震化率	100	2012	100	100	100	100	100	100	毎年度
(防務) デジタル無線機の適正稼働率	0	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度
(防務) 矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築並びに訓練の実施	12	2013	28	39	48	59	60	75	2021
(防務) 刑事施設の一部を避難場所に指定するなど自治体との協定等の締結等	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度
(防務) 総合整備システム等の警備機器等の適正稼働率	0	2018						100	毎年度
(防務) 法務省施設の衛星携帯電話等の更新整備率	100	2019	93	94	95	96		97	2025
(防務) 特別機動隊による管区機動隊配備隊に対する技術等の指導の実施率	10	2020						60	2025
(警察) 都道府県警備本部及び警察署の耐震化率	100	2017		100	100	100	96	100	毎年度
(警察) 機動隊庁舎の建て替え・長寿命化率	0	2021	444	701	948	1659	2119	2000	2025
(警察) 警備用航空機に係る各都道府県警察への措置率	8	2018			8	8	7	7	毎年度
(警察) 災害時における新広域交通管制システムによる道路状況等の把握割合	0	2017		0	31	65	78	100	2023
(警察) 信号機電源付加装置の整備率(補助事業)	0	2022						41	2025
(警察) 広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	0	2022						11	2025
(警察) ドローンの飛行訓練の実施状況	0	2022						47	2025
(警察) ヘリコプターレベシシステムの更新・改修	0	2022						47	2025
(警察) 無線中継所の更新・改修	0	2022						47	2025
(警察) 警察電話用交換装置の更新・改修	0	2022						47	2025
(警察) 衛星通信システムの更新・改修	1	2020						47	2025
3-2) 首都圏等での中央官庁機能の機能不全	88	2013	91	92	93	94	95	100	2025
(総務) 地域衛星通信ネットワークの第3世代システムの導入状況	56	2019						75	2025
(国交) 官庁施設の耐震基準を満足する割合	88	2013	91	92	93	94	95	100	2025
(国交) 災害応急対策の活動拠点となる官庁施設における電力確保等のための対策の実施率	88	2013	91	92	93	94	95	100	2025
(国交) 官庁施設の耐震基準を満足する割合	0	2009	100	100	100	100	100	100	毎年度
(国交) 自動車登録検査電子情報処理システムを用いた被災時訓練における地方運輸局等の参加数	0	2019						6	2025
(国交) 国土地理院施設の耐災害性強化の実施箇所数	0	2020						12400	2025
(国交) 地形分類情報の整備	7	2013	47	60	67	80	93	100	毎年度
(防衛) 野外通信システム等を用いた連携訓練の実施率	0	2013	88	88	91	93	95	100	毎年度
(防衛) 通信システム等対象装備品の整備率	0	2017						100	2021
(防衛) 警備用航空機に係る各都道府県警察への措置率	0	2017						100	毎年度
(警察) ドローンの飛行訓練の実施状況	0	2017						100	2023
(警察) ヘリコプターレベシシステムの更新・改修	0	2022						41	2025
(警察) 無線中継所の更新・改修	0	2022						47	2025
(警察) 警察電話用交換装置の更新・改修	0	2022						47	2025
(警察) 衛星通信システムの更新・改修	0	2022						47	2025
3-3) 地方公共団体の業務継続計画の策定率(南海トラフ地震防災対策推進地域)	15	2013	39	65	83	91	96	100	2023
(内閣府) 防災チャットボットの社会実装	33	2013	55	74	90	94	96	100	2024
(内閣府) 地方公共団体の業務継続計画の策定率(首都直下地震防災対策推進地域)									

指標名

該当プログラム

車種	初期値	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標年度	
〇	【総務】 消防指令システムの標準インターフェースの検討状況	個	0	2020	90.4	91.5	92.6	1	2023
	【総務】 消防指令の耐震率	%	83.8	2013	90.4	91.5	92.6	100	2023
	【総務】 防災拠点となる公共施設等の耐震率	%	85.4	2013	92.2	93.1	94.2	100	2025
〇	【総務】 地域衛星通信ネットワークの第3世代システムの導入状況	都道府県	1	2020				47	2025
	【総務】 災害対応本部が設置される庁舎の非常用電源の整備率	%	88.4	2015	90.9	91.9	92.8	94	2029
〇	【文科】 公立小中学校施設の老朽化対策実施率	%	0	2020				100	2029
〇	【文科】 防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの実施）を行った国立青少年教育振興機構施設の整備数	%	25	2020				25	2029
〇	【厚労】 災害時健康危機管理支援チーム養成研修（基礎編）の受講実績	都道府県	47	2018		47	47	47	毎年度
	【厚労】 災害時健康危機管理支援チーム養成研修（高度編）の受講実績	都道府県	47	2018		47	47	47	毎年度
	【経産】 緊急放送訓練の実施	%	100	2019				100	2021
	【経産】 災害時石油供給確保計画実施訓練の前年度課題の改善率	%	47	2014	100	100	100	100	2023
〇	【経産】 特別警報級の大雨や高潮等の新たな事象を想定した顕微鏡化対策を実施し、災害対応能力の強化を図る観油所の箇所数	箇所	0	2020				12	2025
	【国交】 官庁施設の耐震基準を満足する割合	%	88	2013	91	92	93	94	2025
	【国交】 全国都道府県における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	都道府県	2	2018		2	2	47	2025
	【国交】 全国活動断層帯情報等の整備進捗率	%	62	2016	62	66	68	70	2021
〇	【国交】 津波防災情報の整備区域数	区域	13	2013	99	143	171	194	2021
〇	【国交】 地形分類情報の整備	km2	0	2020				0	2025
	【環境】 自立・分散型エネルギーシステム構築件数	件	0	2019		39	61	88	2023
	【環境】 新たに整備したZEHの数	件	0	2016	13	39	61	88	2023
	【環境】 新たに整備したZEH-1の数	件	0	2018		158	312	948	2023
〇	【環境】 空間放射線量率の継続測定をすすめるための空間放射線量率計（低線量計、高線量計、可搬型モニタリングポスト、電子線量計）等の更新が進捗した台数	台	167	2021				360	2025
	【防衛】 野外通信システム等を用いた連携訓練の実施率	%	7	2013	47	60	67	80	100
	【防衛】 通信システム等対象装備品の整備率	%	0	2013	88	88	91	93	95
〇	【警察】 都道府県警本部及び警察署の耐震化率	%	77	2010	93	94	95	96	97
〇	【警察】 機動隊庁舎の建て替え・長寿命化率	%	10	2020				10	2025
	【警察】 警備用航空機に係る各都道府県警察への措置率	%	100	2017		100	100	96	100
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの確保・機能停止								
〇	【内閣府】 防災チャットボットの社会実装	自治体	0	2020				56	100
	【内閣府】 安全確認サービス導入自治体数	都道府県	7	2018		7	12	27	20
〇	【総務】 消防指令システムの標準インターフェースの検討状況	個	0	2020				1	2023
〇	【総務】 自治体庁舎等において非常用通信手段が確保されていない状況	市町村、消防本部庁舎	194	2018			194	170	0
〇	【総務】 地域衛星通信ネットワークの第3世代システムの導入状況	都道府県	1	2020					2025
〇	【総務】 自治体向けiPadデバイス会議の実施	回	27	2013	27	37	25	29	37
〇	【総務】 戸別受信機等の配備	市町村	0	2018				0	26
〇	【総務】 防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備	市町村	0	2020				0	43
	【法務】 法務省施設の衛星携帯電話等の更新整備率	%	0	2018				0	227
〇	【文科】 災害対策に資する国立大学等の基礎的設備等の整備件数	件	0	2020				0	100
〇	【文科】 国民の生活における安心・安全の確保や災害対策等に資する最先端研究基盤の整備件数	件	0	2020				0	34
	【文科】 ETS-9の技術実証（大電力化、高排熱技術）	%	0	2023					100
	【文科】 ETS-9の技術実証（空電化衛星技術）	%	0	2023					100
	【国交】 NTTドコモと民間フェリー事業者との携帯電話基地局の船上開設にかかる協定締結状況	年	0	2019				0	0
〇	【国交】 災害監視システムを緊急的に導入するべき港湾等において、速隔かつ早期に現場監視体制を構築することが可能となった割合	%	0	2020				0	88
	【防衛】 野外通信システム等を用いた連携訓練の実施率	%	7	2013	47	60	67	80	93
	【防衛】 通信システム等対象装備品の整備率	%	0	2013	88	88	91	93	95
	【警察】 ドローンの飛行訓練の実施状況	%	0	2017	0	31	65	78	100
〇	【警察】 ヘリコプターテレビジョンシステムの更新・改修	式	0	2022				41	2023
	【警察】 警察無線通話システムシステムの更新・統合	都道府県	4	2017		4	8	18	40
〇	【警察】 無線中継所の更新・改修	箇所	0	2022					11
〇	【警察】 警察電話用交換装置の更新・改修	都道府県	0	2022					47
〇	【警察】 衛星通信システムの更新・改修	都道府県	0	2022					47
4-2	テレビジョン放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態								
	【総務】 ケーブルテレビネットワークの光化率	%	-	2021			26.6		50.0
	【文科】 ETS-9の技術実証（大電力化、高排熱技術）	%	0	2023					100
	【文科】 ETS-9の技術実証（空電化衛星技術）	%	0	2023					100
	【文科】 技術試験衛星9号機（ETS-9）の打上げ	年	0	2019				0	1

	車位	初期値	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標年度	
4-1-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態										
○【内閣府】防災チャットボットが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態										
○【内閣府】防災チャットボットの社会実装	自営体	0	2020						2023	
○【内閣府】防災チャットボットの社会実装	都道府県	7	2018			7	12	27	2021	
○【総務】Lアラート高度化システムを導入している都道府県数	都道府県	0	2018			0	0	21	2021	
○【総務】Lアラート高度化システムを導入している都道府県数	回数	6	2020					16	2021	
○【総務】G空間防災に関する普及活動の実施回数	万箇所	1.4	2016		2.1	2.4	2.6	2.75	2021	
○【総務】防災等に資する市町村環境の整備済み箇所数	個	0	2020					1	2023	
○【総務】消防が被害者の全ての項目(12)を自動収集できる都道府県数	都道府県	0	2020					0	2023	
○【総務】消防が被害者の全ての項目(12)を自動収集できる都道府県数	都道府県	1	2020						2025	
○【総務】地域衛星通信ネットワークの第3世代システムの導入状況	市町村	27	2013		37	25	29	37	2025	
○【総務】自治体向けアドバイス会議の実施	市町村	0	2018			0	26	43	2025	
○【総務】戸別受信機等の配備	市町村	0	2020					0	2025	
○【総務】防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備	市町村	0	2020					0	2025	
○【総務】防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備	市町村	70	2019				70	100	2025	
○【文科】地震津波火山観測網の更新	%									
○【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築	観測システム の構築数	0	2019						1	2025
○【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築	%	0	2023						100	2026
○【文科】ETS-9の技術実証(大電力化、高排熱技術)	%	0	2023						100	2026
○【文科】ETS-9の技術実証(大電力化、高排熱技術)	年	0	2019						1	2023
○【文科】技術試験衛星の号機(ETS-9)の打上げ	事業者	0	2019						0	2023
○【文科】DIASの利用者数	人	6010	2019				6010	7960	10000	2030
○【農水】ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点農業用ため池の割合	割合	2.9	2019		16	16	16	16	20	2024
○【総務】気象庁の府時監視データとして提供する観測施設の地点数	地点	14	2010		16	16	16	16	20	2024
○【総務】気象庁の府時監視データとして提供する観測施設の地点数	事業者	1	2018						8	2025
○【国交】電子基幹店の観測データの取得率	%	99.78	2013		99.8	99.8	99.8	99.8	99.5	毎年度
○【国交】安全管理責任者の設置率(第1種旅行業者)	%	60.4	2017		60.3	60.3	75.4	93.7	100	2023
○【国交】安全管理責任者の設置率(第2種旅行業者)	%	33.6	2017		33.6	32.1	64.9	100	2023	
○【国交】安全管理責任者の設置率(第3種旅行業者)	%	25.6	2017		25.6	19	69	100	2023	
○【国交】安全管理責任者の設置率(地域限定旅行業者)	%	0	2017				8.6	60	100	2023
○【国交】国土地理院施設の耐災害性強化の実施箇所数	件	0	2019						0	2025
○【国交】国土地理院施設の耐災害性強化の実施箇所数	件	0	2019						0	2025
○【国交】電子基幹店の耐災害性強化の実施箇所数	%	10	2020						2000	2025
○【国交】電子基幹店の耐災害性強化の実施箇所数	%	10	2020						100	2023
○【環境】夏季までに、災害時も含めた熱中症対策を実施するための空間放射線量率計(低線量計、高線量計、可搬型モニタリングポスト、電子線量計)等の更新が 進捗した台数	台	167	2021						360	2025
○【警察】ドローンの飛行訓練の実施状況	%	0	2017		0	31	65	78	100	2023
○【警察】ドローンの飛行訓練の実施状況	式	0	2022						41	2025
○【警察】無線中継所の更新・改修	箇所	0	2022						11	2025
○【警察】無線中継所の更新・改修	都道府県	0	2022						47	2025
○【警察】警察電話用交換装置の更新・改修	都道府県	0	2022						47	2025
○【警察】警察電話用交換装置の更新・改修	都道府県	0	2022						47	2025
5-1-1) サブプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下										
○【内閣府】大企業のBCFの策定割合	%	60.4	2015		64		68.4		100	2025
○【内閣府】大企業のBCFの策定割合	%	29.9	2015		31.8		34.4		50	2025
○【内閣府】大企業のBCFの策定割合	人	4447	2015		7650	13891	15231	18369	30000	2024
○【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産物の早期回復体制が構築された漁港の割合	%	0	2016		1	3	6	8	30	2021
○【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産物の早期回復体制が構築された漁港の割合	%	48	2015		51	53	56	59	60	2021
○【内閣府】地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する 従業員を増加数	事業者数	100	2013		100	100	100	100	100	毎年度
○【内閣府】地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する 従業員を増加数	%	26	2020					26	50	2025
○【内閣府】地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する 従業員を増加数	%	0	2020						100	2022
○【内閣府】地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する 従業員を増加数	%	33	2020					33	47	2022
○【内閣府】地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する 従業員を増加数	%	0	2020						14	2025
○【内閣府】地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する 従業員を増加数	%	0	2020						11	2025
○【内閣府】地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する 従業員を増加数	%	0	2020						5	2028
○【国交】国土強靱化のための、高度な実証実験に基づき策定される技術基盤のうち、策定されたものの割合	箇所	261	2020						1638	2030
○【国交】国土強靱化のための、高度な実証実験に基づき策定される技術基盤のうち、策定されたものの割合	箇所	218	2014		729	971	1334	1577	2400	2030
○【国交】国土強靱化のための、高度な実証実験に基づき策定される技術基盤のうち、策定されたものの割合	箇所	177	2020						817	2030
○【国交】国土強靱化のための、高度な実証実験に基づき策定される技術基盤のうち、策定されたものの割合	箇所	630	2020						1139	2030
○【国交】国土強靱化のための、高度な実証実験に基づき策定される技術基盤のうち、策定されたものの割合	箇所	0	2018						461	2025
○【国交】国土強靱化のための、高度な実証実験に基づき策定される技術基盤のうち、策定されたものの割合	箇所	0	2018						103	2028

車位	初年度	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標年度
○ (国交) 海城監視・情報提供体制の強化に必要なレーダー、監視カメラの整備箇所数	箇所	0	2018		5	5	10	45
○ (国交) 船舶の避泊水域を確保する必要がある港湾のうち、暴風時の安全な避離泊地の確保を実現した割合	%	17	2020			17	42	2025
○ (国交) 護岸の高上げや排水機能の強化等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水の防止が可能となる空港の割合	%	26	2019		26	26	100	2030
○ (国交) 滑走路等の耐震対策により、地震発生後における緊急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合	%	70	2019		70	70	100	2030
○ (国交) 老朽化した港務施設（約25,000施設）のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合	%	83	2020				100	2048
○ (国交) 港湾工事において3次元データを活用し、工事の効率化を図った割合	%	10	2020				100	2023
○ (国交) インフラ情報システムを緊急的に導入すべき港湾等に、迅速かつ早期に現場監視体制を構築することが可能となった割合	%	0	2020			0	88	2025
○ (国交) 災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等に、迅速かつ早期に現場監視体制を構築することが可能となった割合	%	0	2020				100	2024
○ (環境) プラスチックリサイクル率の向上に貢献する設備導入箇所数	施設	0	2018		88	47	240	2021
5-2) エネルギー供給の増進による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	%	80.9	2019			80.9	100	2021
○ (厚労) 診療機械を3日程度維持できる非常用自家発電設備を保有する災害拠点病院等の割合	%	0	2019			0	100	2021
○ (厚労) EMSのシステム改修の完成	件	765	2020			765	1660	2025
○ (経産) SSの燃料在庫能力の強化	件	100	2019		100	100	100	2021
○ (経産) 緊急放出訓練の実施	件	0	2016	2	5	8	50	2022
○ (経産) SS過疎地自治体におけるSS過疎地対策計画策定件数（累積）	件	47	2014	100	100	100	100	2023
○ (経産) SS過疎地自治体におけるSS過疎地対策計画実施訓練の前年度課題の改善率	%	0	2020				100	2025
○ (経産) 災害時石油供給確保計画実施訓練の新たな事象を想定した強化対策を実施し、災害対応能力の強化を図る製油所の箇所数	箇所	0	2020				12	2025
○ (経産) 特別警報発令の大雨や高潮等の新たな事象を想定した強化対策を実施し、災害対応能力の強化を図る製油所の箇所数	%	77.7	2008	88.1	89.5	90.3	90	2025
○ (経産) 低圧支管の耐震強化	分/年	86	2019		86	16	16	2032 年度頃
○ (経産) 日本における1需要家あたりの年間停電時間	地区	11	2020			11	16	2025
○ (国交) 災害対応拠点を含む都市圏発が予定される拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムが導入される地区数	%	17	2020			17	42	2025
○ (国交) 船舶の避泊水域を確保する必要がある港湾のうち、暴風時の安全な避離泊地の確保を実現した割合	箇所	0	2018		0	208	384	2025
○ (環境) 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能確保が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの整備を実施した	件	0	2019			0	15	2023
○ (環境) 自立・分散型エネルギーシステム構築件数	件	0	2016	13	39	61	88	261
○ (環境) 新たに整備したZEBの数	件	0	2018		158	312	948	2023
○ (防衛) 燃料の輸送支援に係る防災訓練の実施率	%	0	2013	100	100	100	100	100
○ (防衛) 停電復旧等に係る共同訓練の実施率	%	0	2019			0	100	100
○ (警察) 広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	回	8	2018		8	8	7	7
5-3) コンピニート・重要な産業施設等の損壊、火災、爆発等	回	1	2018	1	1	1	1	2023
○ (総務) 前年中の「石川コンピニート等特別防災区域の特定事業所における事故概要」の提供	%	81	2019	81	84	81	54	100
○ (総務) 石油コンビナート等防災計画に基づく訓練を実施した防災本部の割合	箇所	0	2020				12	2025
○ (総務) 特別警報発令の大雨や高潮等の新たな事象を想定した強化対策を実施し、災害対応能力の強化を図る製油所の箇所数	区域	13	2013	99	143	194	200	204
○ (総務) 津波防災計画の整備区域数	%	17	2020				17	42
5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	%	0	2020			0	100	2022
○ (国交) 国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、港湾BQPに基づく関係機関と連携した訓練の実施割合	%	0	2020			0	14	2025
○ (国交) 海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合	%	0	2020				11	2025
○ (国交) 埋塞対策等を行う必要がある港湾及び開発保全航路のうち豪雨等に備えた対策を講じ、航行の安全性を確保した割合	%	0	2020				5	2028
○ (国交) 国土強靱化のため、高度な実証実験に基づき策定された技術基準のうち、策定されたものの割合	港	0	2016	40	80	120	160	240
○ (国交) GNSS技術を用いた最低水面調査の実施数	箇所	261	2020				200	2021
○ (国交) 航路標識の監視装置導入箇所数	箇所	218	2014	729	971	1334	1817	2400
○ (国交) 航路標識の長寿命化推進のための点検・診断	箇所	177	2020				1139	2030
○ (国交) 航路標識の信頼性向上対策箇所数	箇所	630	2020				330	461
○ (国交) 航路標識の老朽化等対策箇所数	箇所	0	2018		113	284	461	2025
○ (国交) 航路標識の海水浸入防止対策箇所数	箇所	0	2018		7	17	21	103
○ (国交) 海城監視・情報提供体制の強化に必要なレーダー、監視カメラの整備箇所数	%	17	2020				17	42
○ (国交) 海城監視・情報提供体制の強化に必要なレーダー、監視カメラの整備箇所数	%	83	2020				100	2048
○ (国交) 船舶の避泊水域を確保する必要がある港湾のうち、暴風時の安全な避離泊地の確保を実現した割合	%	10	2020				100	2023
○ (国交) 老朽化した港務施設（約25,000施設）のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合	%	0	2020				100	2024
○ (国交) 港湾工事において3次元データを活用し、工事の効率化を図った割合	%	0	2020				100	2024
○ (国交) インフラ情報システムを緊急的に導入すべき港湾等に、迅速かつ早期に現場監視体制を構築することが可能となった割合	地域	37	2013	363	460	511	575	2021
5-5) 太平洋ベルト地帯の整備が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	筆	43000	2021			197702	43000	2021
○ (防務) 長期相継整備等未了土地の解消作業の着手筆数	%	100	2015	100	100	100	100	100
○ (農水) 迂回路となっている農道について、幅員、設計荷重、通行可能期間等を記載した調書の策定割合	%	100	2015	100	100	100	100	100
○ (農水) 迂回路となっている農道について、幅員、設計荷重、通行可能期間等を記載した調書の策定割合	%	79	2019		79	79	87	2029

指標名		単位	初期値	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
○	(国交) 地籍調査の対象地域全体での進捗率	%	52	2019				52						57
○	(国交) 計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合	%	0	2019										100
○	(国交) 重要施設に係る下水道管路の耐震化率	%	52	2019				52						64
○	(国交) 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	%	75	2015		78	79	79						84
○	(国交) 三大都市圏環状道路整備率	%	68	2014		79	81	82						89
○	(国交) 電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率	%	38	2019				38						52
○	(国交) 道路による都市間連通性の確保	%	51	2014		54	56	57						63
○	(国交) 高規格道路のミッシングリンク改善率	%	13	2019				13						30
○	(国交) 高規格道路(有料)の4車線化優先整備区間の事業着手率	%	97	2017		97								100
○	(国交) 首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率	%	26	2020										50
○	(国交) 港波対策を緊急的に行う必要のある港域において、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合	%	0	2020					26					2025
○	(国交) 国際競争力・国際拠点港湾・重要交通ネットワークのうち、港湾BQPに基づく関係機関と連携した訓練の実施割合	%	0	2020				0						100
○	(国交) 大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能な割合	%	33	2020										47
○	(国交) 海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港域において、港湾機能維持・早期再開が可能な割合	%	0	2020										14
○	(国交) 理髪対策等を行う必要がある港湾及び開港保全航路のうち豪雨等による大規模出水に備えた対策を講じ、航行の安全性を確保した割合	%	0	2020										11
○	(国交) 国土強靱化のため、高度な実証実験に基づき策定される技術基盤のうち、策定されたものの割合	%	0	2020										5
○	(国交) GNSS技術を用いた最低水面調査の実施数	港湾	0	2016		40	80	120	160	200				240
○	(国交) 航路標識の監視装置導入箇所数	箇所	261	2020										1638
○	(国交) 航路標識の長寿命化推進のための点検・診断	箇所	218	2014		729	971	1334	1577	1817				2400
○	(国交) 航路標識の信頼性向上対策箇所数	箇所	177	2020										817
○	(国交) 航路標識の老朽化等対策箇所数	箇所	630	2020										1139
○	(国交) 航路標識の海水浸入防止対策箇所数	箇所	0	2018			113	284	330	461				2025
○	(国交) 船舶通信信号等予備電源整備箇所数	箇所	0	2018			7	17	21	103				2028
○	(国交) 海難監視・情報提供体制の強化に必要なレーダー、監視カメラの整備箇所数	箇所	0	2018			5	5	10	45				2024
○	(国交) 船舶の着氷対策を確保する必要がある津波のうち、暴風時の安全な避難泊地の確保を実現した割合	%	17	2020					17					2025
○	(国交) 護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水の防止が可能となる空港の割合	%	26	2019					26					100
○	(国交) 滑走路等の耐震対策により、地震発生後における緊急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合	%	70	2019					70					100
○	(国交) ターミナルビル吊り天井の安全対策により、地震による吊り天井の落下事故の防止が可能となる空港の割合	%	64	2020					64					2030
○	(国交) 地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕箇所率	%	34	2019			12	20	34					73
○	(国交) 防災上重要な道路における舗装の修繕箇所率	%	0	2019					0					100
○	(国交) 緊急輸送道路(1次)における常時監視が必要な区間のCCTVカメラの設置率	%	0	2019					0					2025
○	(国交) 老朽化した港湾施設(約25,000施設)のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合	%	83	2020										100
○	(国交) 港湾工事に伴って3次元データを活用し、工事の効率化を図った割合	%	10	2020										100
○	(国交) インフラ情報デジタル化し、円滑なデータ共有を可能とした港湾の割合	%	0	2020										2024
○	(警視) 災害時における新広域交通管制システムによる道路状況等の把握割合	%	0	2021										100
○	(警視) 信号機電源付加装置の整備率(補助事業)	台	0	2021		444	701	948	1659	2119	2000			2025
○	(警視) 老朽化した信号機の更新率(補助事業)	基	0	2021		13201	20393	27560	35559	43358				45000
5-6)	複数空港の同時被災による国際航空輸送への多大な影響													
○	(国交) 滑走路等の耐震対策により、地震発生後における緊急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合	%	70	2019										2030
○	(国交) ターミナルビル吊り天井の安全対策により、地震による吊り天井の落下事故の防止が可能となる空港の割合	%	64	2020										2030
○	(国交) 「A2-BQP」に基づく訓練の実施率	%	100	2020										2030
5-7)	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への多大な影響													
○	(金融) 金融機関におけるBCPの策定率(全預金取扱金融機関)	%	95	2015		98	99	100	100	100				毎年度
○	(金融) 金融機関のシステムセンター等の重要拠点のバックアップサイトの確保(全預金取扱金融機関)	%	93	2015		98	98	99	99	99				100
○	(金融) 金融機関におけるシステムセンター等の重要拠点のバックアップサイトの確保(全預金取扱金融機関)	%	95	2015		98	99	99	99	99				100
○	(金融) 銀行業界における横断的訓練の実施率	%	100	2013		100	100	100	100	100				毎年度
○	(金融) 三市場合同の横断的訓練の実施率	%	100	2013		100	100	100	100	100				毎年度
○	食料等の安定供給の確保													
5-8)	防災重点農業用ため池における防犯対策着手の割合	割	1.4	2020										8
○	(農水) 更新等が早期に必要なと判断している基幹的農業水利施設における対策着手の割合	%	0	2021										2025
○	(農水) 食料生産事業者における連携・協働体制の構築割合	%	24	2012										50
○	(農水) 津水被害等が防止される農地及び周辺地域の土地改良長期計画での目標面積に対する達成率	%	0	2020										100
○	(農水) 水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産物の早期回復体制が構築された漁港の割合	%	0	2016		1	3	6						2021
○	(農水) 1中央卸売市場当たりの取扱金額	億円	695	2016		684	660	628						719
○	(農水) 防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率(129～)	%	48	2015		51	53	56	58					60
○	(農水) 農業水利施設の防災・減災等に係る基準等を改定した割合	%	76	2016		76	86	90						95
○	(農水) 政府備蓄米の備蓄水準	万トン	91	2018										100程度
○	(農水) 都道府県の策定する農業継続推進計画の策定率	%	0	2021										100

該当 プログラム	指標名	単位	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標年度
5-9)	【農水】 耐震対策が早期に必要なと判断している重要度の高い国営造成施設における対策着手の割合	%	74						2025
	【農水】 機能保全計画（個別施設計画）で早期に対策が必要と判断している農道橋及び農道トンネルの対策着手の割合	%	10			10			2025
	【農水】 機能保全計画（個別施設計画）で早期に対策が必要と判断している林道橋及び林道トンネルの対策着手の割合	%							2025
	【国交】 全国都道府県における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	都道府県	2		2				47
	【国交】 津波対策を緊急的に行う必要がある港域において、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合	%	26					26	2025
	【国交】 大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合	%	33					33	2025
	【国交】 海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港域において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合	%	0						2025
	【国交】 埋築対策等を行う必要がある港域及び開発保全航路のうち豪雨等による大規模出水に備えた対策を講じ、航行の安全性を確保した割合	%	0						2025
	【国交】 国土強靱化のため、高度な実証実験に基づき策定される技術基準種類のうち、策定されたものの割合	%	0					0	2025
	【国交】 船舶の避泊水域を確保する必要がある港域のうち、暴風時の安全な避離泊地の確保を表現した割合	%	17					17	2025
【環境】 自立・分散型エネルギーシステム構築件数	件	0					0	2023	
【環境】 新たに整備したZEBの数	件	0	2016	13	39	61	88	261	2023
【環境】 新たに整備したZEBの数	件	0	2018		158	312		948	2023
5-9) 異常高水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響									
【厚労】 危機管理マニュアルの策定率	%	70.1	2016	70.1	70.8	71.8			2023
【厚労】 水道施設平面図のデジタル化率	%	86.6	2018		86.6	89.2			2025
【厚労】 上水道の基幹管路の耐震適合率	%	40.3	2018		40.3	40.9			2028
【厚労】 浄水場の停電対策実施率	%	67.7	2019		67.7	67.7			2025
【厚労】 浄水場の土砂災害対策実施率	%	42.6	2019		42.6	42.6			2025
【厚労】 浄水場の浸水災害対策実施率	%	37.2	2019		37.2	37.2			2025
【厚労】 浄水場の耐震化率	%	30.6	2018		30.6	32.6			2025
【経産】 耐震対策が早期に必要なと判断している重要度の高い国営造成施設における対策着手の割合	%	74	2021						2025
【経産】 工業用水道施設の更新・耐震・耐震・アセメントマネジメント指針を活用した更新計画策定率	%	13	2013		46	69	75	100	2023
【経産】 大規模災害（浸水及び床大規模の地震等）の被害を想定したBCP策定率	%	43	2020						2025
【経産】 工業用水道の基幹管路の耐震化適合率	%	44	2020				46	60	2025
【経産】 BCP等と連携した浸水対策実施率	%	12	2020				12	100	2025
【経産】 BCP等と連携した停電対策実施率	%	35	2020				35	100	2025
6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止									
【経産】 緊急放出訓練の実施	%	100	2019				100	100	2021
【経産】 特別警報時の石油供給連携計画実施訓練の前年度課題の改善率	%	47	2014	100	100	100	100	100	2023
【経産】 特別警報時の大雨や高潮等の新たな事象を想定した強化対策を実施し、災害対応能力の強化を図る製油所の箇所数	箇所	0	2020						2025
【経産】 地域マイクログリッドの構築モデル件数	件	0	2019				0	12	2022
【経産】 日本における1需要あたりの年間停電時間	分/年	86	2019				86	16	2032 年度頃
【国交】 国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入	%		2021						2023
【国交】 津波防災情報の整備区域数	区域	13	2013	99	143	171	194	200	2021
【国交】 津波広域防災施設における防災教育の実施回数	回	0	2020				-	2	2022
【環境】 災害時再稼働可能な施設の数	%	18	2018			18			2025
【環境】 大規模災害時ににおいても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの整備を実施した避難所等の数	箇所	0	2018			0	208	384	2025
【環境】 自立・分散型エネルギーシステム構築件数	件	0	2019				0	15	2023
【環境】 新たに整備したZEBの数	件	0	2016	13	39	61	88	261	2023
【環境】 新たに整備したZEBの数	件	0	2018		158	312		948	2023
【防衛】 燃料の輸送支援に係る防災訓練の実施率	%	0	2013	100	100	100	100	100	毎年度
【防衛】 停電復旧等に係る共同回線上演習の実施率	%	0	2019				0	100	毎年度
【警察】 広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	回	8	2018		8	8	7	7	毎年度
6-2) 上水道等の早期間における供給停止									
【厚労】 EMSのシステム改修の完成	%	0	2019				0		2021
【厚労】 危機管理マニュアルの策定率	%	70.1	2016	70.1	70.8	71.8			2023
【厚労】 水道施設平面図のデジタル化率	%	86.6	2018		86.6	89.2			2025
【厚労】 上水道の基幹管路の耐震適合率	%	40.3	2018		40.3	40.9			2028
【厚労】 浄水場の停電対策実施率	%	67.7	2019		67.7	67.7			2025
【厚労】 浄水場の土砂災害対策実施率	%	42.6	2019		42.6	42.6			2025
【厚労】 浄水場の浸水災害対策実施率	%	37.2	2019		37.2	37.2			2025
【厚労】 浄水場の耐震化率	%	30.6	2018		30.6	32.6			2025
【経産】 工業用水道施設の防災・減災等に係る基準等を策定した割合	%	76	2016	76	76	86	90	95	2023
【経産】 工業用水道施設の更新・耐震・耐震・アセメントマネジメント指針を活用した更新計画策定率	%	13	2013		46	69	75	100	2023
【経産】 大規模災害（浸水及び床大規模の地震等）の被害を想定したBCP策定率	%	43	2020				66	100	2025

指標名

該当プログラム

単位	初期値	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標値
〇	44	2020				46	60	2025
〔経産〕	%	12	2020			12	100	2025
〔経産〕	%	35	2020			35	100	2025
〔国交〕	%		2021				100	2023
〔国交〕	都道府県	2	2018	2	2	2	47	
6-3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止								
〔内閣府〕	地域	37	2013	331	363	460	511	2021
〔農水〕	%	0	2021				100	2025
〔国交〕	%	0	2019				100	2025
〔国交〕	%	100	2020			78	100	毎年度
〔国交〕	%	52	2019			52	64	2025
〔国交〕	%	38	2019			38	54	2025
〔国交〕	都道府県	2	2018	2	2	2	47	
〔国境〕	市町村	30	2008	122	123		672	2023
〔国境〕	%	62	2017	64	65.5	76	76	2022
〔国境〕	%	53	2017	54	55.7	76	76	2027
〔国境〕	%	18	2018	18			50	2025
6-4) 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期にわたる機能停止								
〔内閣府〕	自治体	0	2020			56	100	2021
〔内閣府〕	地域	37	2013	363	460	511	575	2021
〔文科〕	年	0	2014	3	4	5	5	2019
〔文科〕	%	0	2014	100	100	100	100	毎年度
〔文科〕	%	0	2014	100	100	100	100	毎年度
〔文科〕	年	0	2019			0	1	2021
〔文科〕	年	75	2015	78	79	79	84	2025
〔国交〕	都道府県	2	2018	2	2	2	47	
〔国交〕	%	26	2020			26	50	2025
〔国交〕	%	0	2020			0	100	2022
〔国交〕	%	33	2020			33	47	2025
〔国交〕	%	0	2020			0	14	2025
〔国交〕	%	0	2020			0	11	2025
〔国交〕	%	0	2020			0	5	2028
〔国交〕	%	99.78	2013	99.8	99.9	99.8	99.8	99.5
〔国交〕	区域	13	2013	99	143	194	200	204
〔国交〕	回	0	2020			-	2	2022
〔国交〕	件	0	2019			0	2000	2025
〔国交〕	%	26	2019			26	100	2030
〔国交〕	%	70	2019	70		70	100	2030
〔国交〕	%	73	2020			73	85	2030
〔国交〕	%	64	2020			64	75	2030
〔国交〕	%	76	2020			76	100	2030
〔国交〕	%	100	2020			70	100	2030
〔国境〕	km	5	2018	5			7061	2025
〔国境〕	%		2021				100	2023
〔警察〕	台	0	2021	444	701	1659	2119	2000
〔警察〕	基	0	2021	13201	20393	27560	43358	45000
6-5) 防災インフラの長期にわたる機能不全								
〔内閣府〕	自治体	0	2020			56	100	2023
〔内閣府〕	地域	37	2013	331	363	460	511	575
〔国交〕	%	91.7	2020			91.7	92.4	2025
〔国交〕	%	70	2020			70	86	2025
〔国交〕	%	82	2019			82	96	2025
〔国交〕	都道府県	31	2017	31	32	32	47	2023
〔国交〕	%	38	2019			38	54	2025
〔国交〕	都道府県	2	2018	2	2	2	47	
〔国交〕	%	99.78	2013	99.8	99.9	99.8	99.8	99.5

担当プログラム	目標年度	2020	2019	2018	2017	2016	初年度	初期値	単位	初期年度	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標値	目標年度	
7-1) 地震に併せて市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生	【国交】 全国陸域の99%の居火山のうちSAR衛星データによる地震変動の監視を行った割合	100	100	100	100	100	100	100	%	2016	2016	100	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【国交】 国土理工学院の耐震性能強化の実施箇所数	0	2019	0	0	0	0	0	件	2019	2019	0	0	0	0	0	0	6	2025
	【国交】 電子基盤点網の耐震性能強化の実施箇所数	0	2019	0	0	0	0	0	件	2019	2019	0	0	0	0	0	0	2000	2025
	【国交】 港湾工事において3次元データを活用し、工事の効率化を図った割合	10	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	10	0	0	0	0	0	100	2023
	【国交】 5G・AI等を用いた自動制御・走行制御を搭載した建設機械の種類	0	2019	0	0	0	0	0	種類	2019	2019	0	0	0	0	0	0	4	2025
	【農水・国交】 予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率	84	2019	0	0	0	0	0	%	2019	2019	84	0	0	0	0	0	87	2025
	【農水・国交】 南海トラフ地震・首都直下地震・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・盛瀬等の安全な閉鎖体制の確保率	77	2019	0	0	0	0	0	%	2019	2019	77	0	0	0	0	0	85	2025
	【農水・国交】 海岸堤防等の整備率	53	2019	0	0	0	0	0	%	2019	2019	53	0	0	0	0	0	64	2025
	【環境】 地域気候変動適応計画の策定数	31	2019	0	0	0	0	0	箇所	2019	2019	31	0	0	0	0	0	67	2023
	【内閣府】 防災チャットボットの社会実装	0	2020	0	0	0	0	0	自治体	2020	2020	0	0	0	0	0	0	100	2023
	【総務】 総務庁 首都直下地震緊急対策区域域内の延焼のおそれのある密集市街地における地震ブレイカー等の普及率	22	2019	0	0	0	0	0	%	2019	2019	22	0	0	0	0	0	25	2024
	【総務】 消防指令システムの標準インターフェェイスの検討状況	73.5	2015	0	0	0	0	0	%	2015	2015	73.5	0	0	0	0	0	100	2037
	【総務】 消防指令システムの標準インターフェェイスの検討状況	0	2020	0	0	0	0	0	個	2020	2020	0	0	0	0	0	0	1	2023
	【法務】 長期相続登記等未了土地の解消作業の着手率	43000	2021	0	0	0	0	0	筆	2021	2021	43000	0	0	0	0	0	120488	2021
	【文科】 公立小中学校施設の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率	48.2	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	48.2	0	0	0	0	0	48.2	2029
	【文科】 公立小中学校施設の老朽化対策実施率	0	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	0	0	0	0	0	0	100	2029
	【文科】 公立小中学校施設の空調設置率（特別教室）	55.5	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	55.5	0	0	0	0	0	95	2023
	【文科】 公立小中学校施設のトイレ洋式化率	57	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	57	0	0	0	0	0	57	2025
	【文科】 教育研究活動に著しく支障がある国立六大学法人等施設（ライブラインを含む）の老朽化対策の実施率（施設）	0	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	0	0	0	0	0	0	45	2025
	【文科】 教育研究活動に著しく支障がある国立六大学法人等施設（ライブラインを含む）の老朽化対策の実施率（ライブライン）	0	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	0	0	0	0	0	0	45	2025
	【文科】 国立大学附属病院の整備の進捗率	0	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	0	0	0	0	0	0	100	2025
	【文科】 国際連合大学の施設・設備の整備の実施率	20	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	20	0	0	0	0	0	100	2025
	【文科】 私立学校施設の耐震化率（高校等以下）	64.5	2002	88.4	90.3	91.4	92.3	92.3	%	2002	2002	88.4	90.3	91.4	92.3	92.3	92.3	100	2028
	【文科】 私立学校施設の耐震化率（大学等）	72.7	2007	90.3	91.6	92.8	94	94	%	2007	2007	90.3	91.6	92.8	94	94	94	100	2028
	【文科】 私立学校施設の屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策実施率（高校等）	75	2014	78.1	80.7	81.2	83	83	%	2014	2014	78.1	80.7	81.2	83	83	83	100	2028
	【文科】 私立学校施設の屋内運動場の落下防止対策実施率（大学等）	49.9	2014	61.9	60.1	61.5	63.3	63.3	%	2014	2014	49.9	60.1	61.5	63.3	63.3	63.3	100	2028
	【文科】 私立専修学校施設の耐震化率	79.6	2011	86.4	86.4	86.4	88.6	88.6	%	2011	2011	79.6	86.4	86.4	88.6	88.6	88.6	100	2025
	【文科】 公立社会体育施設における構造体の耐震化率	83	2018	0	0	0	0	0	%	2018	2018	83	0	0	0	0	0	95	2025
【文科】 国立文化施設等における米船倉の安全の確保率	4	2020	0	0	0	0	0	箇所	2020	2020	4	0	0	0	0	4	23	2024	
【文科】 世界遺産・国宝（建造物）を対象として、整備・改修後30年を経過した防火設備の老朽化対策（改修等）が完了した割合	11	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	11	0	0	0	0	0	100	2024	
【文科】 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等（539 館）のうち、特に緊急性の高いものに係る、防火設備等の対策の実施率	30	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	30	0	0	0	0	0	100	2024	
【文科】 不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財及び世界遺産・国宝に対する耐震対策の着手率	5	2020	0	0	0	0	0	年	2020	2020	5	0	0	0	0	0	50	2025	
【文科】 史跡名勝天然記念物の整備周期	45	2020	0	0	0	0	0	年	2020	2020	45	0	0	0	0	0	30	2025	
【文科】 J1-60実験準備棟等（14施設）の耐震改修対策の進捗率	0	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	0	0	0	0	0	0	100	2028	
【厚労】 被ばく医療共同研究施設（1施設）の改修工事の進捗率	70.1	2016	70.1	70.8	71.8	71.8	71.8	%	2016	2016	70.1	70.8	71.8	71.8	71.8	71.8	100	2021	
【厚労】 危機管理マニュアルの策定率	86.6	2018	0	0	0	0	0	%	2018	2018	86.6	0	0	0	0	0	100	2023	
【厚労】 水道施設平面図のデジタル化率	40.3	2018	40.3	40.3	40.3	40.3	40.3	%	2018	2018	40.3	40.3	40.3	40.3	40.3	40.3	60	2028	
【厚労】 浄水場の発電設備の耐震適合率	67.7	2019	42.6	42.6	42.6	42.6	42.6	%	2019	2019	67.7	42.6	42.6	42.6	42.6	42.6	77	2025	
【厚労】 浄水場の土砂災害対策実施率	37.2	2019	37.2	37.2	37.2	37.2	37.2	%	2019	2019	37.2	37.2	37.2	37.2	37.2	37.2	59	2025	
【厚労】 浄水場の浸水災害対策実施率	30.6	2018	30.6	30.6	30.6	32.6	32.6	%	2018	2018	30.6	30.6	32.6	32.6	32.6	32.6	41	2025	
【国交】 危険密集市街地の面積	2219	2021	4039	3422	3422	2219	2219	ha	2021	2021	4039	3422	3422	2219	2219	0	0	2030	
【国交】 地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率	46	2021	0	0	0	0	0	%	2021	2021	46	0	0	0	0	0	100	2025	
【国交】 機動を十分発揮させるために整備が必要な防災公園（約160箇所程度）の対策実施率	0	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	0	0	0	0	0	0	80	2025	
【国交】 インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園（令和元年度時点：約66,000 公園）のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施できている都市公園の割合	31	2019	0	0	0	0	0	%	2019	2019	31	0	0	0	0	0	80	2025	
【国交】 時に老朽化した高齢者の公営住宅の更新の進捗率	0	2021	0	0	0	0	0	%	2021	2021	0	0	0	0	0	0	100	2030	
【警察】 警察用航空機に係る各都道府県警察への措置率	100	2017	100	100	100	100	100	%	2017	2017	100	100	100	100	100	100	100	毎年	
【警察】 災害対策に必要な資機材の更新整備率	0	2019	0	0	0	0	0	%	2019	2019	0	0	0	0	0	0	100	2025	
【警察】 災害対策に必要な資機材の更新整備率	0	2019	0	0	0	0	0	%	2019	2019	0	0	0	0	0	0	100	2025	
【警察】 災害活動の維持に必要な資機材の整備率	60	2020	60	60	60	60	60	%	2020	2020	60	60	60	60	60	60	100	2022	
【警察】 広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	8	2018	8	8	8	8	8	回	2018	2018	8	8	8	8	8	8	7	毎年	
7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生	0	2020	0	0	0	0	0	箇所	2020	2020	0	0	0	0	0	0	12	2025	
【経産】 特別警報級の大雨や高潮等の新たな事象を想定した強靱化対策を実施し、災害対応能力の強化を図る製油所の箇所数	70	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	70	0	0	0	0	0	86	2025	
【国交】 河川管理施設のうち、予防保全段階にある施設の数	0	2020	0	0	0	0	0	%	2020	2020	0	0	0	0	0	0	70	2025	

該当プログラム	指標名	車位	初年度	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標値	目標年度
7-3) 沿線・沿道	【国交】南海トラフ地震、首都直下地震、首都圏直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)	%	37	2014	47	55	59	72	85	2025	
	【国交】南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率	%	32	2014	42	47	53	58	91	2025	
	【国交】沿岸・沿道	km	5	2018					7061	2025	
	【国交】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	%	0	2021					100	2023	
	【国交】計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合	%	0	2019					100	2025	
	【国交】重要施設に係る下水道管路の耐震化率	%	52	2019					64	2025	
	【国交】電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率	%	38	2019					52	2025	
	7-4) ため池	【内閣府】防災マップの作成	%	0	2020				56	2023	
	【文科】職員に対する研修の実施状況(校内研修)	%	72.3	2015					100	2021	
	【農水】防災重点農業用ため池における防災対策着手の割合	%	1.4	2020					1.4	2025	
	【農水】ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点農業用ため池の割合	%	2.9	2019					2.9	2025	
	【農水】治水対策等が防止された農地及び周辺地域の土地改良長期計画での目標面積に対する達成率	%	0	2020					100	2025	
	【国交】健全度評価において要対策(C)と判定された砂防関係施設の解消率	%	91.7	2020					91.7	2025	
	【国交】健全度評価において速やかに措置と判定されたダム管理施設の解消率	%	70	2020					70	2025	
	【国交】グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数	自治体	3	2020					70	2025	
	【国交】老朽化した港湾施設(約25,000施設)における防災・減災に資するグリーンインフラの取組の実施率	%	10	2020					90	2025	
	7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	【国交】国際連合大学本部の施設・設備の整備の実進率	%	83	2020				100	2048	
	【文科】被災者に対する支援(被災者支援センター)の整備状況	%	20	2020					20	2025	
	【経産】対策を行った集積場の数	%	44.1	2018					50	2021	
	【経産】安全対策を行った休廃止鉱山の重点坑道の数	%	0	2021					0	2024	
	【経産】耐震化を行った休廃止鉱山の重点集積場の数	%	0	2021					0	2025	
【環境】特定支障除去等事業の防災・減災に向けた対策工事実施箇所	箇所	0	2018					3	5	2022	
【環境】エコチャレ調査参加者数	人	98963	2014					96537	94568	2027	
7-6) 農地・森林等の被害による国土の荒廃	【内閣府】地質再生法の規定により内閣総理大臣が認定した地域再生計画に基づき実施する基礎整備事業の完了数	地域	37	2013				363	460	2021	
【法務】長期租界登記等未了土地の解消作業の着手率	%	43000	2021					197702	120488	2021	
【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集積場の数	(千) 集積場	65.36	2018					65.36	58.6	2023	
【農水】土石流等による農地・農業用水等の保全管理への参加者数	万人・団体	65	2020					65	80	2025	
【農水】集積場を通じた都市と農山漁村の交流人口	万人	1212	2018					1212	1540	2025	
【農水】最適整備施設(個別施設計画)で早期に対策が必要と判断している農業集落排水施設対策着手の割合	%	0	2021					0	100	2025	
【農水】水田の貯留機能向上に資する田んぼダムに取り組み水田の面積	%	40	2020					40	100	2025	
【農水】耐震対策が早期に必要なと判断している重要度の高い国営造成施設における対策着手の割合	%	74	2021					74	100	2025	
【国交】グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおける防災・減災に資するグリーンインフラの取組を事業化した自治体数	自治体	3	2020					3	70	2025	
【国交】国立公園、国立公園及び国民公園等において、利用者の安全確保や、国土の荒廃を防止するための対策を実施済みの自然公園等事業数	箇所	317	2021					0	317	2025	
【環境】「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」における三ホシシカの個体数目標	方頭	285	2011					266	256	2023	
【環境】漂着物等の回収距離	km	105	2018					90	87	2023	
【環境】特定支障除去等事業の防災・減災に向けた対策工事実施箇所	箇所	0	2018					3	5	2022	
8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	【文科】J1-60実験準備等(1)施設)の耐震改修対策の進捗率	%	0	2020					100	2028	
【文科】被災者に対する支援(被災者支援センター)の整備状況	%	0	2020						100	2021	
【国交】被災者に対する支援(被災者支援センター)の整備状況	都道府県	2	2018					2	2	47	
【環境】災害廃棄物処理計画策定状況	%	18	2018					18	50	2025	
【環境】災害廃棄物処理計画策定率(都道府県)	%	49	2016					55.9	60	2025	
【環境】災害廃棄物処理計画策定率(市区町村)	%	57.4	2016					85.1	96	2025	
【環境】災害廃棄物処理計画策定率(有支障廃棄物対策実施率)	%	23.7	2016					24	27.3	2025	
【環境】教育・訓練の実進率(都道府県)	%	50	2016					50	55.9	2025	
【環境】教育・訓練の実進率(都道府県)	%	51.1	2016					68.1	85	2025	

該当 プログラム	目標名	単位	初年度	初年度	2016	2017	2018	2019	2020	目標値	目標年度
	【環境】教育・訓練の実施率（市区町村）	%	9.6	2016	10	10	12		47	60	2025
	【環境】教員・訓練の高度化設備導入拠点数	施設	0	2018				88		240	2021
8-2)	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなること	施設									
	○【国交】復興まちづくり事前準備に取組んでいる地方公共団体の割合	%		2019						100	2023
	○【国交】5G・AI等を用いた自動制御・走行技術を搭載した建設機械の種類	種類	0	2019				47		70	2024
	○【環境】国立公園、国立公園及び国民公園等において、利用者の安全確保や、国土の荒廃を防止するための対策を実施済の自然公園等事業数	箇所	317	2021			0	218	317	1122	2025
8-3)	広域地震対策等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態										
	【文科】ALOS-2の運用年数（設計耐用年数を越えた運用段階）	年	0	2014	2	3	4	5	6	5	2019
	【文科】公共の安全の確保（地震変動の予測・監視）	%	0	2014	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【文科】先進光学衛星（ALOS-3）の打上げ	年	0	2019				0	0	1	2021
	【文科】先進レーザ衛星（ALOS-4）の打上げ	年	0	2019				0	0	1	2022
	○【経産】工業用水道施設の更新・補償・アセットマネジメント方針を活用した更新計画策定率	%	13	2013			46	69	75	100	2023
	○【経産】大規模災害（浸水及び最大規模の地震等）の被害を想定したBCP策定率	%	43	2020				66	66	100	2025
	○【経産】工業用水道の基幹管線の耐震化適合率	%	44	2020				46	60	60	2025
	○【経産】BCP等と連携した浸水対策実施率	%	12	2020				12	100	100	2025
	○【経産】BCP等と連携した停電対策実施率	%	35	2020				35	100	100	2025
	○【国交】地形分類情報の整備	km2	0	2020			0	0	0	12400	2025
	○【農水・国交】予防安全に向けた海岸堤防等の対策実施率	%	84	2019				84		87	2025
	○【農水・国交】海面上昇等の影響にも対応可能な順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数	沿岸	1	2019				1		20	2025
	○【農水・国交】南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域における	%	77	2019				77		85	2025
	○【農水・国交】水門・盛開等の安全な閉鎖体制の確保率	%	53	2019				53		64	2025
8-4)	貴重な文化財や歴史的遺産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失										
	○【文科】国文化施設等における来館者の安全の確保等に向けた対策箇所数	箇所	4	2020				4		23	2029
	○【文科】世界遺産、国宝（建造物）を対象として、整備・改修30年を経過した防火設備の老朽化対策（改修等）が完了した割合	%	11	2020				11		100	2024
	○【文科】国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等（539館）のうち、特に緊急性の高いものに係る、防火設備等の対策の実施率	%	30	2020				30		100	2024
	○【文科】不特定多数が遊覧する可能性の高い国宝・重要文化財及び世界遺産・国宝に対する耐震対策の着手率	%	5	2020						50	2025
	○【文科】史跡名勝天然記念物の整備周期	年	45	2020						30	2025
	○【環境】国立公園、国立公園及び国民公園等において、利用者の安全確保や、国土の荒廃を防止するための対策を実施済の自然公園等事業数	箇所	317	2021			0	218	317	1122	2025
	○【環境】「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」におけるニホンジカの個体数目標	万頭	285	2011	285	277	266	256		134	2023
	○【環境】「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」におけるイノシシの個体数目標	万頭	105	2011	101	90	87	80		50	2023
8-5)	事業用地的確保、仮設住宅・仮設店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態										
	【法務】登記所備付地図作成作業第2次10か年計画、大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画、震災復興型登記所備付地図作成作業第3次3か年計画（宮城県、福島県及び岩手県）及び震災復興型登記所備付地図作成作業5か年計画（熊本県）の進捗率	%	10	2016	10	21	31	41	51	100	2025
	【法務】長期租屋登記等未土地の解消作業の着手率	筆	43000	2021				197702	120488	43000	2021
	○【国交】国・都道府県、市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入	%		2021						100	2023
	○【国交】地籍調査の優先実施地域での進捗率	%	79	2019				79		87	2029
	○【国交】地籍調査の対象地域全体での進捗率	%	52	2019				52		57	2029
	○【国交】復興まちづくり事前準備に取組んでいる地方公共団体の割合	%	47	2019				47		55	2024
	○【国交】南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域における河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	%	37	2014	47	55	59	72	85	85	2025
	○【国交】南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域における水門・樋門等の耐震化率	%	32	2014	42	47	53	58	91	91	2025
	○【国交】電子基盤点網の整備進捗率	%	99.78	2013	99.8	99.9	99.9	99.8	99.8	99.5	毎年度
	○【国交】全国測図基盤等の整備進捗率	%	62	2016	62	66	68	70	72	79	2023
	○【国交】電子基盤点網の耐災害性強化の実施箇所数	件	0	2019				0	0	2000	2025
	○【国交】地形分類情報の整備	km2	0	2020				0	0	12400	2025
8-6)	国際的調剤解凍や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への大きな影響										
	【金融】金融機関におけるBCPの策定率（全預金取扱金融機関）	%	95	2015	98	99	100	100	100	100	毎年度

(別紙3) ベンチマーク指標一覧

<ハード施策一覧>

○: 5か年加速化対策に関係するKPI

指標名	単位	初期値					目標値						
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025	目標年度		
【国交】住宅の耐震化率	%	82				87						耐震性の不足するものをおおむね解消	2030
○【国交】耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率	%	74								74		耐震性の不足するものをおおむね解消	2025
○【国交】危険密集市街地の面積	ha	2219	2021	2021	4039	3422	3149	2982	2219	0			2030
○【農水・国交】海岸堤防等の整備率	%	53	2019					53		64			2025
○【国交】1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率	%	65	2019					65		73			2025
○【国交】2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率	%	62	2019					62		71			2025
【国交】土砂災害から保全される人家の割合	%	24.8	2014	25.2	25.5	25.6	25.9			26.8			2023
【総務】緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所率の整備率	%	77.7	2008	88.1	88.8	89.5	90.3			90			2025
○【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	%	75	2015			78	79			84			2025
○【国交】緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所の整備率	%	55	2019					55		73			2025
○【総務】緊急消防援助隊の増強	隊	6258	2019					6258		6441			2023
○【防衛】【5か年加速化対策】全国の駐屯地・基地の自衛隊施設の強化の整備着手率	%	0	2021							4.3			2025
○【厚労】病院全体の耐震化率	%	72.9	2017			72.9	74.5	76		80			2021
○【厚労】社会福祉施設等の耐震化率	%	86.3	2013			90.3				95.2			2025
○【警視】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	77	2010	93	94	95	96			97			2025
○【国交】官庁施設の耐震基準を満足する割合	%	88	2013	91	92	93	94			95			2025
○【警察】警察移動無線通信システムの更新・統合	都道府県	4	2017			4	8	18	40	47			2023
【文科】技術試験衛星9号機(ETS-9)の打上げ	年	0	2019							0			2023
【文科】ETS-9の技術実証(全電化衛星技術)	%	0	2023							100			2026
【文科】ETS-9の技術実証(大電化、高排熱技術)	%	0	2023							100			2026
○【国交】大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合	%	33	2020							33			2025
○【国交】消走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合	%	70	2019							70			2030
○【総務】特別警報級の大雨や高潮等の新たな事象を想定した強靱化対策を実施し、災害対応能力の強化を図る製油所の箇所数	箇所	0	2020							12			2025
○【国交】電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率	%	38	2019							38			2025
○【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率	%	97	2017			97	97			100			2022
○【厚労】更新等が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合	%	0	2021							100			2025
○【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率	%	40.3	2018			40.3	40.9			60			2028
○【国交】重要施設に係る下水道管路の耐震化率	%	52	2019					52		64			2025
○【国交】重要施設に係る下水道処理場の耐震化率	%	38	2019					38		54			2025
○【国交】河川管理施設のうち、予防保全段階にある施設の解消率	%	70	2020							70			2025
○【国交】健全度評価において速やかに措置と判定されたダム管理施設の解消率	%	82	2019							82			2025
○【国交】健全度評価において要対策(○)と判定された砂防関係施設の解消率	%	91.7	2020							91.7			2025
○【農水・国交】予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率	%	54	2019							84			2025
○【国交】機能を十分発揮させるために整備が必要な防災公園(約160箇所程度)の対策実施率	%	0	2020							80			2025
【総務】対策を行った集積場の数	%	44.1	2018							44.1			2025
○【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合	%	65.36	2018			65.36	65.39			74.51			2023
○【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集積場のR5年度目標値に対する達成率	(千)集積場	56.2	2018							56.6			2023
○【環境】災害時再稼働可能な施設の割合	%	18	2018							18			2025
○【環境】国立公園、国立公園及び国民公園等において、利用者の安全確保や、国土の荒廃を防止するための対策を実施済みの自然公園等事業数	箇所	317	2021							0	218		2025
○【国交】南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)	%	37	2014			47	55	59	72	85			2025

＜ソフト施策一覧＞

○：5か年加速化対策に関係するKPI

指標名	単位	初年度					目標年度					
		2020	2017	2018	2019	2020	2020	2021	2022	2023		
【国交】 液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数	市区町村	0				0				25		2025
【国交】 最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合	市区町村	0	18	91	129	132	183	257				2025
【国交】 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合	%	0	0	6	26	44	50	100				2025
【国交】 大雨の予測の正確さを表した指標値（値が1に近いほど正確な予測）	%	0.53	2017	0.53	0.53	0.52	0.5	0.55				2022
【国交】 土砂災害から保全される人家の割合	%	24.8	2014	25.2	25.6	25.9	26.8					2023
【国交】 土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定市区町村において、土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップを公表済みの市区町村の割合	%	65.3	2016	65.3	83.8	89.5	100					2022
【国交】 大雪の予測の正確さを表した指標値（値が1に近いほど正確な予測）	%	0.63	2020	0.59	0.6	0.61	0.63	0.65				2025
【農水】 応急用食料（主食系）の充足率	%	100	2013	100	100	100	100	100				毎年度
【防衛】 防災訓練等の実施率	%	100	2013	100	100	100	100	100				毎年度
【内閣府・国交】 都市再生安全確保計画等の策定とPDCAサイクルの実施	計画	0	2019		16	29	50					2023
【環境】 災害復旧に対応した浄化槽台帳システム整備市区町村数	市区町村	30	2008		122	123	672					2023
【経産】 災害時石油供給連携計画実施訓練の前年度課題の改善率	%	47	2014	100	100	100	100	100				2023
【経産】 Lアラート高度化システムを導入している都道府県数	都道府県	0	2018		0	21	25					2021
【内閣府】 大企業のBCPの策定制	%	60.4	2015	64	68.4	100						2025
【内閣府】 中堅企業のBCPの策定制	%	29.9	2015	31.8	34.4	50						2025
【金融】 金融機関におけるBCPの策定制（全預金取扱金融機関）	%	95	2015	98	100	100	100	100				毎年度
【農水】 食品産業者における連携・協体制の構築割合	%	24	2012	50		50						毎年度
【農水】 ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点農業用ため池の割合	割	2.9	2019			2.9	10					2025
【環境】 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」におけるニホンジカの個体数目標	万頭	285	2011	285	277	266	256	152				2023

(別紙 4) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の中長期目標一覧

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
 (1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

対策名	対策の内容	中長期の目標	5年後の状況 (令和7年度)	府省庁名
1-1 流域治水対策 (河川)	気候変動による影響を踏まえ、河川における河道掘削、堤防整備、堤防強化、耐震対策、ダムの事前放流の推進、ダム・遊水地の整備等を実施する。	関係者と協働し、ハード・ソフト一体となり、戦後最大洪水や近年災害の洪水等に対応する事前防災対策を推進し、浸水被害を軽減する。 1 級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率 現状：約 65% (令和元年度) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 32 年度頃 → 令和 27 年度頃	1 級河川の整備率 達成目標：約 73% 2 級河川の整備率 達成目標：約 71%	国土交通省
1-2 流域治水対策 (下水道)	浸水被害の防止・軽減のための雨水排水施設など下水道による都市浸水対策を実施する。	2 級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率 現状：約 62% (令和元年度) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 32 年度頃 → 令和 27 年度頃 雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減する。 浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率 (雨水排水施設の整備が必要な面積約 390,000ha) 現状：約 60% (令和元年度) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 24 年度 → 令和 22 年度	浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率 達成目標：約 70%	国土交通省
1-3 流域治水対策 (砂防)	地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラを保全する土砂災害対策を実施する。	地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策を完了することで、土砂災害が社会・経済活動に与える影響を最小化し、国土強靱化を図る。 地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラである官公署・医療施設・学校・上下水道施設・発電施設・道路・鉄道等のうち、街づくり等に特に重要な箇所 (約 32,000 箇所) が砂防事業等の実施により保全される割合 現状：約 20% (令和 2 年度) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 32 年度 → 令和 27 年度	地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラである官公署・医療施設・学校・上下水道施設・発電施設・道路・鉄道等のうち、街づくり等の観点から特に重要な箇所が砂防事業等の実施により保全される割合 達成目標：約 35%	国土交通省
1-4 流域治水対策 (海岸)	気候変動による海面水位の上昇等が懸念される中、巨大地震による津波や東京湾をはじめとするゼロメートル地帯の高潮等に対し沿岸域における安全性向上を	災害リスクの高い地域等における津波・高潮対策の実施により、沿岸域の安全・安心を確保する。		農林水産省 国土交通省

		図る津波・高潮対策を実施する。	気候変動による海面水位の上昇等が懸念される中、災害リスクが高い沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策に必要となる海岸堤防等(延長約2,700km)の整備率 現状：53% (令和元年度) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和22年度	気候変動による海面水位の上昇等が懸念される中、災害リスクが高い沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策に必要となる海岸堤防等の整備率 達成目標：64%	農林水産省
1-5	流域治水対策(農業水利施設の整備)	洪水調節機能強化のための既存農業水利施設の補修・更新、市街地・集落を含む農村地域の排水対策のための農業水利施設の整備を推進する。	気候変動を見据えた流域治水対策の取組により、人命・財産の被害を防止・最小化する。 排水機場等の整備により新たに浸水被害等が防止される農地及び周辺地域(約21万ha)の達成率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度	排水機場等の整備により新たに浸水被害等が防止される農地及び周辺地域(約21万ha)の達成率 達成目標：100%	農林水産省
1-6	流域治水対策(水田の貯留機能向上)	水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組み地域で実施される農地整備事業を推進する。 多面的機能支払交付金により、水田の貯留機能向上を図る地域共同活動を支援する。	気候変動を見据えた流域治水対策の取組により、人命・財産の被害を防止・最小化する。 豪雨時に雨水貯留機能を発揮し、人命・財産の被害を防止・最小化できる地域等の水田(令和2年度取組面積の約3倍)のうち、田んぼダムの取組面積の達成率 現状：40% (令和2年度) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度	豪雨時に雨水貯留機能を発揮し、人命・財産の被害を防止・最小化できる地域等の水田(令和2年度取組面積の約3倍)のうち、田んぼダムの取組面積の達成率 達成目標：100%	農林水産省
1-7	流域治水対策(国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備(加速))	未活用の国有地を遊水地・貯留施設として活用する。	遊水地・貯留施設の整備加速により、浸水・洪水被害を防ぐ又は軽減し、流域に居住する者の生命及び安全を守る、また流域付近の経済活動の存続等に資する。 令和7年度までのできるだけ早い時期に、国有地を活用して、全国で50ヶ所の遊水地・貯留施設の整備に取り組む。	国有地を活用して、全国で50ヶ所の遊水地・貯留施設の整備に取り組む。	財務省
2	防災重点農業用ため池の防災・減災対策	近年増加している自然災害に備えた、防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合工事を含む防災工事を推進する。	防災重点農業用ため池に係る防災対策を集中的かつ計画的に実施し、ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護する。 特に緊急性の高い防災重点農業用ため池における防災対策着手の達成率 現状：19% (令和2年度) 中長期の目標：100%(今後必要となる事業量:約37,000か所) 本対策による達成年次の前倒し 令和11年度 → 令和7年度	特に緊急性の高い防災重点農業用ため池における防災対策着手の達成率 達成目標：100%	農林水産省
3	山地災害危険地区等における治山対策	山地災害危険地区や重要なインフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、森林の防災・保水機能を発揮させる治山施設の整	土石流等の山地災害等のリスクが高い地域の整備の推進により、重要インフラや集落等を保全する。	現時点で把握している土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険	農林水産省

		<p>備・強化等による流木・土石流・山腹崩壊抑制対策、海岸防災林の整備を実施する。</p>		<p>現時点で把握している土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区（約13,600地区）の実施率 現状：約65%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和20年度 → 令和18年度</p>	<p>地区（約13,600地区）の実施率 達成目標：約80%</p>	
4	<p>山地災害危険地区等に森林整備対策</p>	<p>山地災害危険地区や重要なインフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、森林の防災・保水機能を発揮させる間伐等の森林整備、林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な林道の整備・強化等を行う。</p>		<p>土石流等の山地災害等リスクが高い地域の未整備解消により、重要インフラや集落等を保全する。特に重要な林道の整備・強化により森林被害の早期復旧や継続的な森林整備対策が確保され、林業・山村地域のレジリエンスが向上する。</p> <p>〈森林整備〉 土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区（約13,600地区）の実施率 現状：約65%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和20年度 → 令和18年度</p>	<p>〈森林整備〉 土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区（約13,600地区）の実施率 達成目標：約80%</p>	<p>農林水産省</p>
5	<p>自然公園の施設等に関する対策</p>	<p>人命や国土荒廃の防止の面で課題がある施設について、登山道の補修、緊急退避所となる避難小屋等の改修、国土荒廃防止に対応した法面崩落防止に資する自然環境整備等の対策を実施する。</p>		<p>防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化実施率 現状：約50%（令和2年度） 中長期の目標：100%（今後必要となる事業量：約2,000路線） 本対策による達成年次の前倒し 令和20年度 → 令和18年度</p>	<p>〈林道〉 防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化実施率 達成目標：約70%</p>	<p>環境省</p>
6	<p>港湾における津波対策</p>	<p>3か年緊急対策や最新の津波被害想定等を踏まえた、港湾における「粘り強い構造」の導入した防波堤の整備や、津波避難施設等の設置など、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策により、人命・財産の被害を早期に防止・最小化する。</p>		<p>設計津波を超える大規模津波発生時に、防波堤が倒壊して、津波の到達時間が早まり被害が拡大する事態や、静穏度が確保できず荷役が再開できない事態を防止する。また、津波発生時に堤外地で活動する港湾労働者等全員の安全な避難を可能とする。</p> <p>津波対策を緊急的に行う必要のある港湾（約50港）において、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑</p>	<p>国立公園、国立公園及び国民公園等において、利用者の安全確保や、国土の自然公園等事業数 達成目標：1,122箇所</p>	<p>国土交通省</p>

7	漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策	大規模地震・津波による甚大な被害が予測される地域の拠点の耐震・耐津波化や、近年激甚化する台風・低気圧対策として防波堤等の耐浪化、越波対策、浸水対策、防風施設の設置による防風対策、被災後の水産業の早期回復のため、電源確保対策や避難にも資する人工地盤の整備及びこれら漁港施設の長寿命化対策を推進する。	<p>制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合 現状：26%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和28年度</p> <p>耐震・耐津波化により、被災時における陸揚機能の確保や、救援活動、物資輸送等の機能を確保する。 水産物の流通拠点となる漁港及び災害発生時に救援活動、物資輸送等の拠点となる漁港等において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合 現状：12%（令和元年度） 中長期の目標：100%（今後必要となる事業量：約700地区） 本対策による達成年次の前倒し 令和21年度 → 令和18年度</p> <p>離島航路を有する漁港において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合 現状：6%（令和元年度） 中長期の目標：100%（今後必要となる事業量：約150地区） 本対策による達成年次の前倒し 令和24年度 → 令和21年度</p>	<p>ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合 達成目標：50%</p> <p>水産物の流通拠点となる漁港及び災害発生時に救援活動、物資輸送等の拠点となる漁港等において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合 達成目標：55%</p> <p>離島航路を有する漁港において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合 達成目標：30%</p>	農林水産省
8	地震時等に著しく危険な密集市街地対策	大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地（以下「危険密集市街地」という。）において、老朽建築物の除却や延焼防止性能を有する建築物への建替、避難路となる道路や避難地となる公園等の整備を促進する。	<p>危険密集市街地における最低限の安全性を確保し、当該地区の面積の減少を図る。 危険密集市街地の面積 現状：約2,220ha（令和2年） 中長期の目標：0ha（令和12年） 本対策による達成目標の追加 危険密集市街地の面積の解消とあわせて行う、危険密集市街地における地域防災力の向上に資するソフト対策が未実施地区の実施率 達成目標：100%（令和7年度）</p> <p>耐震診断義務付け対象建築物の早期の耐震診断・耐震改修を図り、地震による崩壊・倒壊を防止する。 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 現状：74%（令和2年） 中長期の目標：耐震性の不足するものをおおむね解消（令和7年）</p> <p>耐震診断の診断率（令和2年度時点で未診断の防災拠点についての診断率） 中長期の目標：9割以上（令和5年度） 本対策による達成目標の引き上げ 7割以上 → 9割以上（令和5年度）</p>	<p>危険密集市街地の面積の解消とあわせて行う、危険密集市街地における地域防災力の向上に資するソフト対策が未実施地区の実施率 達成目標：100%</p> <p>同左</p>	国土交通省
9	住宅・建築物の耐震化による地震対策	住宅・建築物の耐震改修に対する補助等を引き続き重点的に行うことにより、中長期的に住宅・建築物の耐震化を促進する。	<p>住宅・建築物の耐震改修に対する補助等を引き続き重点的に行うことにより、中長期的に住宅・建築物の耐震化を促進する。</p>	同左	国土交通省

10	災害に強い市街地形成に関する対策	災害の危険性の高い区域における都市機能の移転、防災機能強化等を計画的に推進することで、市街地における災害による被害を軽減する。	災害の危険性の高い区域における都市機能の移転、防災機能強化等により、災害に強い市街地の形成を図る。 面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に令和3年度以降に取り組む地区（40地区）の対策実施率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和9年度	面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に令和3年度以降に取り組む地区（40地区）の対策実施率 達成目標：70%	国土交通省
11	大規模盛土造成地等における耐震化に向けた対策	個別の大規模盛土造成地等において、地盤調査等を実施し、安全性の確保・把握等を実施する。	大規模盛土造成地等の安全性の把握・確認等により宅地の被害を軽減、防止する。 大規模盛土造成地を有する約1,000市区町村における、安全性把握調査に着手した市区町村の割合 現状：4.1%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和27年度 → 令和12年度	大規模盛土造成地を有する約1,000市区町村における、安全性把握調査に着手した市区町村の割合 達成目標：60%	国土交通省
12	地下街の耐震性向上に関する対策	地下街の耐震対策・漏水対策により地震による地下街施設の被害や防災施設整備により利用者等の安全な避難等のための適切な機能を確保する。	液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数 中長期の目標：50市区町村 本対策による達成年次の前倒し 令和36年度 → 令和14年度 ※液状化の発生傾向が強いエリアが多く含まれる市区の数：50 耐震対策等の実施により、地下街における安全な避難を実現するための必要な機能を確保する。 全国の地下街79箇所を対象として、地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合 現状：57%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和18年度 → 令和15年度	液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数 達成目標：25市区町村 全国の地下街79箇所を対象として、地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合 達成目標：80%	国土交通省
13-1	私立学校、私立専修学校施設の耐震化対策（私立学校施設）	地震により、倒壊等の被害の生じられる可能性がある学校施設等の耐震化を図り、地震から児童生徒等の人命を守る。 屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題がある学校施設等について耐震対策を実施し、地震等から児童生徒等の人命を守る。	私立学校施設の構造体の耐震化を推進し、地震による児童生徒等の被害の発生を防ぐ。また、非構造部材の耐震対策を実施することにより、地震時等の安全性確保に係る取組を推進し、児童生徒等の被害の発生を防ぐ。 避難所として利用される場合において、地域住民等の避難者の安全を確保する。 私立の小学校から大学までの施設の構造体の耐震化率（8,975棟（高校等）、約4,697万㎡（大学等）を対象） 現状（平成31年4月）：91.4%（高校等）、92.8%（大学等） 中長期の目標：共に100%（令和10年度） 本対策による達成年次の前倒し	私立の小学校から大学までの施設の構造体の耐震化率 達成目標：約98%（高校等）、約99%（大学等）	文部科学省

13-2	私立学校、 私立専修学 校施設の耐 震化対策 (私立専修 学校施設)	地震により、倒壊等の被害の生じ る可能性がある学校施設等の耐 震化を図り、地震から生徒等の人 命を守る。 屋根や外壁、内壁、天井等の耐震 性及び劣化等に課題がある学校施 設等について耐震対策を実施し し、地震等から生徒等の人命を守 る。	Is値0.3未満の施設の構造体の耐震化対策について 令和10年度 → 令和8年度 私立の小学校から大学までの屋内運動場等の吊り天井の落下 防止対策の実施率(2,983棟(高校等)、2,217棟(大学等) を対象) 現状(平成31年4月):77.9%(高校等)、61.5%(大学等) 中長期の目標:共に100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度 私立の小学校から大学までの施設の吊り天井等以外の非構造 部材の耐震対策実施率(2,314校(高校等)、925校(大学等) を対象) 現状(平成31年4月):37.9%(高校等)、19.6%(大学等) 中長期の目標:100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度	私立の小学校から大学までの屋内運 動場等の吊り天井の落下防止対策の 実施率 達成目標:約93%(高校等)、約 90%(大学等) 私立の小学校から大学までの施設の 吊り天井等以外の非構造部材の耐震 対策実施率 達成目標:約85%(高校等)、約 80%(大学等) ※達成目標については、文化財指定の 施設で耐震化の検討に期間を要す するなど個別事情があるものを除く。 ※高校等は小・中・義務・高・中・等・ 特支、大学等は高専・短大・大を指 す。	文部科学省
			私立学校施設の構造体の耐震化を推進し、地震による生徒等 の被害の発生を防ぐ。また、非構造部材の耐震対策を実施す ることにより、地震時等の安全性確保に係る取組を推進し、 生徒等の被害の発生を防ぐ。また、避難所として利用される 場合において、地域住民等の避難者の安全を確保する。 専修学校施設の構造体の耐震化率(約2,950万㎡を対象) 現状:88.26%(令和元年度) 中長期の目標:100% 本対策による達成年次の前倒し 令和10年度 → 令和7年度 専修学校における屋内運動場等の吊り天井を有する学校施設 のうち、対策を実施済みの棟数の割合 現状:61.2%(平成30年度) 中長期の目標:100% 本対策による達成年次の前倒し 令和10年度 → 令和7年度 専修学校における危険性の高い吊り天井以外の非構造体の耐 震化率 現状:23.8%(平成30年度) 中長期の目標:100% 本対策による達成年次の前倒し	専修学校施設の構造体の耐震化率(約 2,950万㎡を対象) 達成目標:100% 専修学校における屋内運動場等の吊 り天井を有する学校施設のうち、対策 を実施済みの棟数の割合 達成目標:100% 専修学校における危険性の高い吊り 天井以外の非構造体の耐震化率 達成目標:100% ※達成目標については、耐震化の検	

14	私立認定こども園・幼稚園施設の耐震化対策	地震により、倒壊等の被害の発生可能性がある学校施設等の人命を守る。屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題がある学校施設等について耐震対策を実施し、地震等から幼児等の人命を守る。	令和10年度 → 令和7年度 ※耐震化計画等に一定の期間を要する等特別事情があるものを除く。 私立学校施設の構造体の耐震性の確保により、可能な限り早期に、耐震化を推進し、地震による幼児等の被害の発生を防止し、可能な限り早期に、地震時の安全性確保に係る取組を推進し、地震等による幼児等の被害の発生を防ぐ。 私立幼稚園及び幼児保連携型認定こども園1,224棟の構造体の耐震化率 現状：91.5%（平成31年4月） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し Is値0.3未満の施設の構造体の耐震化対策について 令和10年度 → 令和8年度 私立幼稚園及び幼児保連携型認定こども園の屋内運動場等298棟の吊り天井の落下防止対策の実施率 現状：85.8%（平成31年4月） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度 私立幼稚園及び幼児保連携型認定こども園6,151校の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 現状：39.7%（平成31年4月） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度 公立社会体育施設11,817施設における構造体の耐震化率 現状：83.1%（平成30年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度 災害発生時における地域の中核拠点として、被災支援機能や人命救援機能・防災機能等を強化する。	<p>令和10年度 → 令和7年度</p> <p>※耐震化計画等に一定の期間を要する等特別事情があるものを除く。</p> <p>私立学校施設の構造体の耐震性の確保により、可能な限り早期に、耐震化を推進し、地震による幼児等の被害の発生を防止し、可能な限り早期に、地震時の安全性確保に係る取組を推進し、地震等による幼児等の被害の発生を防ぐ。</p> <p>私立幼稚園及び幼児保連携型認定こども園1,224棟の構造体の耐震化率 現状：91.5%（平成31年4月） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し Is値0.3未満の施設の構造体の耐震化対策について 令和10年度 → 令和8年度</p> <p>私立幼稚園及び幼児保連携型認定こども園の屋内運動場等298棟の吊り天井の落下防止対策の実施率 現状：85.8%（平成31年4月） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度</p> <p>私立幼稚園及び幼児保連携型認定こども園6,151校の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 現状：39.7%（平成31年4月） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度</p> <p>公立社会体育施設11,817施設における構造体の耐震化率 現状：83.1%（平成30年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度</p> <p>災害発生時における地域の中核拠点として、被災支援機能や人命救援機能・防災機能等を強化する。</p>	<p>討に期間を要するなど個別事情があるものを除く。</p> <p>私立幼稚園及び幼児保連携型認定こども園1,224棟の学校施設の構造体の耐震化率 達成目標：約98%</p> <p>私立幼稚園及び幼児保連携型認定こども園の屋内運動場等298棟の吊り天井の落下防止対策の実施率 達成目標：約95%</p> <p>私立幼稚園及び幼児保連携型認定こども園6,151校の学校施設の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 達成目標：約80%</p> <p>公立社会体育施設11,817施設における構造体の耐震化率 達成目標：95%</p>	文部科学省
15	公立社会体育施設の耐震化対策	地震により、倒壊等の被害の発生可能性がある公立社会体育施設等の耐震化を図り、地震から地域住民等の人命を守る。屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題がある公立社会体育施設等について耐震対策を実施し、地震等から地域住民等の人命を守る。	令和10年度 → 令和7年度 ※耐震化計画等に一定の期間を要する等特別事情があるものを除く。 公立社会体育施設の構造体の耐震性の確保により、可能な限り早期に、耐震化の概ね完了を達成し、地震による地域住民等の被害の発生を防ぐ。また、非構造部材の耐震対策を実施することにより、可能な限り早期に、地震時の安全性確保に係る取組を概ね完了し、地震等による地域住民等の被害の発生を防ぐ。 公立社会体育施設11,817施設における構造体の耐震化率 現状：83.1%（平成30年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度	<p>令和10年度 → 令和7年度</p> <p>※耐震化計画等に一定の期間を要する等特別事情があるものを除く。</p> <p>公立社会体育施設の構造体の耐震性の確保により、可能な限り早期に、耐震化の概ね完了を達成し、地震による地域住民等の被害の発生を防ぐ。また、非構造部材の耐震対策を実施することにより、可能な限り早期に、地震時の安全性確保に係る取組を概ね完了し、地震等による地域住民等の被害の発生を防ぐ。</p> <p>公立社会体育施設11,817施設における構造体の耐震化率 現状：83.1%（平成30年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度</p>	<p>公立社会体育施設11,817施設における構造体の耐震化率 達成目標：95%</p>	文部科学省
16	国立大学等の基礎的設備等整備対策	災害発生時における情報通信機能の確保や人命保護等に係る対策を講じるため、国立大学法人等の基礎的設備等の整備・更新を行	令和10年度 → 令和7年度 ※耐震化計画等に一定の期間を要する等特別事情があるものを除く。 災害発生時における地域の中核拠点として、被災支援機能や人命救援機能・防災機能等を強化する。	<p>令和10年度 → 令和7年度</p> <p>※耐震化計画等に一定の期間を要する等特別事情があるものを除く。</p> <p>災害発生時における地域の中核拠点として、被災支援機能や人命救援機能・防災機能等を強化する。</p>	<p>災害発生時における地域の中核拠点として、被災支援機能や人命救援機能・防災機能等を強化する。</p>	文部科学省

17-1	<p>独立行政法人施設の安全性確保等に関する施策（国立青少年教育施設）</p>	<p>災害時に被災した自治体だけでは対応が困難である状況解消するため、全国に28か所ある国立青少年教育施設について、自治体の境界を超えた「広域防災補完拠点」として位置付け、災害に対応するための所要の整備を行うとともに、災害に備えた防災・減災教育を推進する。</p>	う。	<p>災害対策に資する国立大学等の情報ネットワークシステムの整備数 中長期の目標：34件 本対策による達成年次の前倒し 令和15年度 → 令和7年度</p> <p>国立青少年教育施設のライブラインの機能強化整備を完了することにより、有事の際に利用者の安全・安心を確保するとともに、国立青少年教育施設で防災・減災教育を継続的に推進することにより、災害時に、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれる力を育む。</p> <p>国立青少年教育施設 28 施設を対象としたライブラインの機能強化を要する施設の整備率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和11年度</p> <p>防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った施設の割合 現状：36%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和11年度</p>	<p>災害対策に資する国立大学等の情報ネットワークシステムの整備数 達成目標：34件</p>	文部科学省
17-2	<p>独立行政法人施設の安全性確保等に関する施策（教職員支援機構施設）</p>	<p>独立行政法人教職員支援機構が設置する施設において、受講者が安全・安心に研修に専念できる研究・宿泊環境の形成及び災害時の一時避難所としての環境整備を図るため、老朽化している施設・設備について必要な改修・修繕を行う。</p>	老朽化している施設・設備について、必要な改修・修繕を行うことで、受講者が安全・安心に研修に専念できるようになるほか、災害時の避難所として安全に使用することが可能となる。	<p>機構の全 28 施設のうち老朽化した施設・設備の改修・修繕率 現状：29%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和22年度 → 令和19年度</p>	<p>機構の全 28 施設のうち老朽化した施設・設備の改修・修繕率 達成目標：50%</p> <p>防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った施設の割合 達成目標：60%</p>	文部科学省
17-3	<p>独立行政法人施設の安全性確保等に関する施策（国立特別支援教育総合研究所）</p>	<p>安全・安心に利用できる施設の整備及び災害時の一時避難所としての環境整備を図るため、老朽化している施設・設備について必要な改修・修繕を行う。</p>	老朽化している施設・設備について、必要な改修・修繕を行うことで、教職員及び研修員が安全に、安心して施設を使用できるようになる。また、災害時の避難所として安全に使用することができる可能となる。	<p>国立特別支援教育総合研究所における外壁等3箇所の改修率 現状：約30%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度 → 令和6年度</p> <p>国立特別支援教育総合研究所における給排水管等設備6箇所の更新率</p>	<p>国立特別支援教育総合研究所における外壁等3箇所の改修率 達成目標：100%（令和6年度）</p> <p>国立特別支援教育総合研究所における給排水管等設備6箇所の更新率 達成目標：100%（令和6年度）</p>	文部科学省

18	国際連合大学本部施設の安全確保対策	施設・設備の劣化の状況の踏まえ、中長期修繕計画を計画し、安全性等の観点から喫緊度の高い施設・設備の営繕を順次行う。	現状：0%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成率の推移 令和7年度 → 令和6年度 令和5年度 → 令和4年度 エシベーター等の機械設備や建造物の継続的な営繕を行うことにより、本部施設の安全性を確保し、老朽化や自然災害等に伴う重大な被害の発生を防止する。 国際連合大学本部施設について、安全性対策上、改修の観点から喫緊度が高いと評価された施設・設備（10箇所）の営繕の実施率 現状：20%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成率の推移 令和12年度 → 令和7年度	国際連合大学本部施設について、安全性対策上、改修の観点から喫緊度が高いと評価された施設・設備（10箇所）の営繕の実施率 現状：20%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成率の推移 令和12年度 → 令和7年度	国際連合大学本部施設について、安全性対策上、改修の観点から喫緊度が高いと評価された施設・設備（10箇所）の営繕の実施率 達成目標：100%	文部科学省
19	量子科学技術開発機構耐震改修対策	国からの受託研究や企業との共同研究、国際プロジェクト等を使用して、いくつもの施設が耐震基準を満たすため、これら施設の耐震改修し、大地震に対する防災対策を実施する。	職員や施設共用等で訪れる大学・企業等の外部ユーザーの安全の確保が可能となるとともに、安定した研究開発の実施により、研究成果の着実な社会実装や国際約束の確実な履行等に貢献。 現時点で耐震改修を予定している14施設の耐震改修対策の進捗率 中長期の目標：100%（令和10年度） 本対策による達成率の引き上げ 50% → 64%（令和6年度）	現時点で耐震改修を予定している14施設の耐震改修対策の進捗率 中長期の目標：100%（令和10年度） 本対策による達成率の引き上げ 50% → 64%（令和6年度）	現時点で耐震改修を予定している14施設の耐震改修対策の進捗率 達成目標：64%（令和6年度） 実験に直接関係性の高い施設等2棟の耐震改修完了を前倒しする事で進捗率を14%向上させる。早期の防災性能の確保及び国際プロジェクト等の重要研究の遅滞リスクを低減させる。	文部科学省
20-1	国指定文化財等の防火対策（防火対策）	国指定文化財（建造物）等の防火対策や、耐震対策、国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者等が行う、文化財の防火対策を推進するための施設整備に対する補助を実施する。 具体的には、早期覚知のための警報設備等（自動火災報知施設）の設置、初期消火のための消火栓施設・スプリンクラーの設置、延焼防止のための放水銃・ドレンチャ一等の整備を補助する。 ※史跡名勝天然記念物、国宝・重要文化財（美術工芸品）等の文化財についても、同様に	不特定多数の者が入場する建造物を中心に、毀損等した防火設備等にかかる対策を進める。また、国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等についても、必要性を精査のうえ、全ての博物館等の防火設備等の対策を完了させる。 不特定多数の者が入場し、火災により甚大な被害が想定される重要文化財（建造物）236件を対象として、整備・改修後30年を経過した防火設備の老朽化対策（改修等）が完了した割合 現状：5%（世界遺産・国宝については11%）（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成率の推移 重要文化財の進捗率100%（令和32年度） →世界遺産・国宝の進捗率100%（令和6年度）	不特定多数の者が入場する建造物を中心に、毀損等した防火設備等にかかる対策を進める。また、国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等についても、必要性を精査のうえ、全ての博物館等の防火設備等の対策を完了させる。 不特定多数の者が入場し、火災により甚大な被害が想定される重要文化財（建造物）236件を対象として、整備・改修後30年を経過した防火設備の老朽化対策（改修等）が完了した割合 現状：5%（世界遺産・国宝については11%）（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成率の推移 重要文化財の進捗率100%（令和32年度） →世界遺産・国宝の進捗率100%（令和6年度）	世界遺産・国宝（建造物）を対象として、整備・改修後30年を経過した防火設備の老朽化対策（改修等）が完了した割合 達成目標：100%（令和6年度） 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等（539館）のうち、特	文部科学省

			実施率 現状：30%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和6年度	に緊急性の高いものに係る、防火設備等の対策の実施率 達成目標：100%（令和6年度）		
20-2	国指定文化財等の防火・耐震対策（耐震対策）	国指定文化財（建造物）等の耐震対策を推進するため、修理の際の補強工事や、施設整備に対する補助を実施する。 具体的には、文化財建造物に係る耐震診断、その後必要に応じて実施する耐震対策工事（耐震補強工事・免震工事）を補助する。 ※史跡名勝天然記念物等の文化財に関しても、同様に行う。	不特定多数の者が立ち入る国宝・重要文化財について、耐震対策を早急に進める。 不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財に係る耐震対策及び世界遺産・国宝のうち、避難が容易でないなど緊急性が高く、場内の主たる建物である高い箇所（207箇所）に係る耐震対策の着手率 現状：5%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和29年度 → 令和12年度	不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財に係る耐震対策及び世界遺産・国宝のうち、避難が容易でないなど緊急性が高く、場内の主たる建物である高い箇所（207箇所）に係る耐震対策の着手率 達成目標：50%	文部科学省	
21	国立文化施設の安全確保対策	国民の貴重な財産である文化財等を保存・活用し、多くの来館者が訪れる国立文化施設等について、来館者の安全確保等に支障がある老朽化した施設・防災設備等の設置状況について、改善等を行うことで改善を推進する。	国立文化施設における防災・減災機能の強化を図ることにより、地震等に伴う災害が発生した場合でも、展覧会及び施設利用に伴う来場者の安全確保に備える。 耐用年数を超過した老朽化施設・設備の更新等整備数 現状：4箇所（令和2年度） 中長期の目標：23箇所（令和11年度） 本対策による達成目標の変更 20箇所（令和7年度） → 23箇所（令和11年度） ※ 追加3箇所のうち1箇所は令和7年度、2箇所は令和11年度までにそれぞれ完了予定。	耐用年数を超過した老朽化施設・設備の更新等整備数の達成目標：21箇所	文部科学省	
22-1	医療施設の耐災害性強化対策（給水設備整備対策）	病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備（受水槽、地下水利用施設）の設置等が必要な災害拠点病院等に対し、設備に要する経費の一部を支援する。	給水設備の設置により、災害拠点病院等の診療機能を3日程度維持可能とする。 災害拠点病院等156施設における給水設備の設置状況 現状：91%（平成30年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和3年度	災害拠点病院等156施設における給水設備の設置状況 達成目標：100%	厚生労働省	
22-2	医療施設の耐災害性強化対策（非常用自家発電設備整備対策）	病院の診療機能を3日程度維持するために非常用自家発電設備の設置等が必要な災害拠点病院等に対し、設備に要する経費の一部を支援する。	非常用自家発電設備の設置により、災害拠点病院等の診療機能を3日程度維持可能とする 災害拠点病院等156施設における非常用自家発電設備の設置状況 現状：88%（平成30年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和3年度	災害拠点病院等156施設における非常用自家発電設備の設置状況 達成目標：100%	厚生労働省	
22-3	医療施設の耐災害性強化対策（ブ	倒壊の危険性があるブロック塀を病院が改修する際等に必要となる費用を支援する。	ブロック塀の改修により、ブロック塀の倒壊による被害の危険性を解消する。		厚生労働省	

	<p>ロック塀修 備改修対 策)</p>			<p>ブロック塀に倒壊の危険性がないことが確認された割合 (倒壊の危険性があるブロック塀を有する 706 病院を対象) 現状：90% (平成 30 年度) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 5 年度</p>	<p>ブロック塀に倒壊の危険性がないことが確認された割合 達成目標：100%</p>	
22-4	<p>医療施設の耐災害性強化対策 (非常用通信設備整備対策)</p>	<p>救命救急センター等が災害時ににおける通信確保を図るため、衛星携帯電話や衛星データ通信等、非常用通信手段を整備するために必要な費用を支援する。</p>		<p>非常用通信設備の整備により、救命救急センター等の災害時における通信を確保する。 救命救急センター等 290 施設における非常用通信施設設備の整備状況 現状：25% (平成 30 年度) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 3 年度</p>	<p>救命救急センター等 290 施設における非常用通信施設設備の整備状況 達成目標：100%</p>	厚生労働省
23-1	<p>社会福祉施設等の耐災害性強化対策 (耐震化対策)</p>	<p>柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。</p>		<p>社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ。 昭和 56 年以前に建築された以下の施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設に対する対策の実施数 中長期の目標：児童関係施設等 約 595 箇所 障害児者関係施設 約 280 箇所 介護関係施設 約 65 箇所 その他関係施設 約 84 箇所 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 7 年度</p>	<p>同左</p>	厚生労働省
23-2	<p>社会福祉施設等の耐災害性強化対策 (ブロック塀等対策)</p>	<p>改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。</p>		<p>安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ。 安全性に問題のあるブロック塀等を設置している施設における改修整備数 中長期の目標：児童関係施設等 約 385 箇所 障害児者関係施設 約 255 箇所 介護関係施設 約 820 箇所 その他関係施設 約 12 箇所 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 7 年度</p>	<p>同左</p>	厚生労働省
23-3	<p>社会福祉施設等の耐災害性強化対策 (水害対策)</p>	<p>施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。</p>		<p>要配慮施設において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える。 水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設数 中長期の目標：児童関係施設等 約 45 箇所 障害児者関係施設 約 470 箇所 介護関係施設 約 1,175 箇所 本対策による達成年次の前倒し</p>	<p>同左</p>	厚生労働省

23-4	社会福祉施設等の耐災害性強化対策（非常用自家発電設備対策）	非常用自家発電設備の整備を実施すること、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。	令和12年度 → 令和7年度 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする。 非常用自家発電設備がなく、今後、整備予定のある施設における整備 中長期の目標：児童関係施設等 約5箇所 障害児者関係施設 約495箇所 介護関係施設 約2,350箇所 その他関係施設 約7箇所 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度	同左	厚生労働省
24	国土地理院施設の耐災害性強化対策	災害発生時に被災状況を示した地図等の情報を国の災害対策機関や地方自治体等へ提供すること、国土地理院施設の耐災害性強化を実施する。	施設の耐災害性強化を順次実施することで、国土地理院の災害対応を安定して行うことができる環境を維持し、被災状況を示した地図等の関係機関への提供等を継続して行い、避難行動や救助・支援が遅れる事態を防止する。 国土地理院施設のうち、令和2年度時点で改修が必要な箇所に対する耐災害性強化の実施箇所数 中長期の目標：延べ6件程度 本対策による達成年次の前倒し 令和14年度 → 令和7年度	同左	国土交通省
25	海上保安施設等の耐災害性強化対策	被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を来すおそれがある海上保安施設（庁舎・航空基地・船艇基地・陸上通信施設）等について、非常用電源設備の設置や燃料供給体制の確保等を実施し、耐災害性の強化を図ること、同施設等の機能喪失を防止する。	継続的かつ計画的な非常用電源設備の更新等により海上保安施設（庁舎・航空基地・船艇基地・陸上通信施設）等の被災又は停電等に対する耐災害性を強化することで、同施設等の機能喪失を防止する。 耐災害性の強化が必要な海上保安施設等（151箇所）の改修率 現状：49%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度 → 令和6年度	同左 耐災害性の強化が必要な海上保安施設等（151箇所）の改修率 達成目標：100%（令和6年度）	国土交通省
26	法務省施設等の防災・減災対策	災害時における一般来庁者及び職員等の生命・身体等の安全確保のため、旧耐震基準施設の建替えを促進し、耐震改修を進めるとともに、新耐震基準施設の長寿命化の検討を行う。	耐震化率を高めることにより、一般来庁者及び職員等の生命・身体等の安全確保を確保する。 法務省施設の耐震化率（延べ面積約140万㎡に対する割合） 現状：95%（令和元年度） 中長期の目標：98.7%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 98.6% → 98.7%（令和7年度）	法務省施設等の耐震化率（延べ面積約140万㎡に対する割合） 達成目標：98.7%	法務省
27	矯正施設等の防災・減災対策	災害時における職員、被収容者の生命・身体等の安全確保はもとより、被収容者の逃走などを未然に防止するため、旧耐震基準施設の建替えを促進し、耐震改修を進めるとともに、新耐震基準施設の長寿命化の検討を行う。	耐震化率を高めることにより、職員、被収容者の生命・身体等の安全確保、及び被収容者の逃走などを防止する。 矯正施設の耐震化率（延べ面積約440万㎡に対する割合） 現状：84%（令和元年度） 中長期の目標：92%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ	矯正施設の耐震化率（延べ面積約440万㎡に対する割合） 達成目標：92%	法務省

28	<p>矯正施設の総合警備システム等警備機器等の更新整備対策</p>	<p>被収容者の逃走防止等のため、監視カメラ等の総合警備システム機能低下を防ぐため、使用年数・必要性を考慮して更新整備する。また、職員用備蓄非常食を更新整備する。</p>	<p>90% → 92% (令和7年度) 大規模災害発生時等において、矯正施設からの被収容者の逃走を防止するとともに、施設の適正な維持管理ができ、機能低下を防ぐ。 目標年次までに更新整備が必要となる総合警備システム等が整備されている矯正施設(本所・支所)全276庁に対し、同システム等の更新整備が完了した庁数の割合 中長期の目標：100% (令和7年度) 本対策により、更新整備と併せて、同機器の効率化及び機能強化を実施する。 目標年次までに職員用備蓄非常食について、更新が必要となる矯正施設(本所・支所)全279庁に対し、更新が計画的に行われた庁数の割合 中長期の目標：100% (令和7年度)</p>	<p>同左</p>	法務省
29	<p>防災公園の機能確保に関する対策</p>	<p>地震災害や風水害など多様な災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を確保する。</p>	<p>地震災害だけでなく風水害など多様な災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を確保する。 機能を十分発揮させるために整備が必要な防災公園(約160箇所程度)の対策実施率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和13年度 → 令和9年度</p>	<p>機能を十分発揮させるために整備が必要な防災公園(約160箇所程度)の対策実施率 達成目標：80%</p>	国土交通省
30-1	<p>公立小中学校、私立専修学校の防災機能強化等対策(公立小中学校施設)</p>	<p>公立小中学校施設の防災機能強化(バリアフリー化やトイレの洋式化等を含む)を支援する。</p>	<p>どのような気象条件においても、すべての児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができる。また、災害発生時にも教育活動を可能な限り継続あるいは早期に再開できるとともに、避難所として利用される場合も含め、年齢や障害の有無等にかかわらず、地域のコミュニティの拠点として、誰もが安全・安心かつ快適に利用することができる。 全国の公立小中学校における特別教室、体育館(特別教室約37万室、体育館約3.3万室)のうち、空調設備が必要と認められる室を対象とした空調設備の設置率 〈特別教室〉 現状：55.5% (令和2年9月) 中長期の目標：95.0% 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度 → 令和5年度 〈体育館〉 現状：5.3% (令和2年9月) 中長期の目標：95.0% (令和17年度)</p>	<p>全国の公立小中学校における特別教室、体育館(特別教室約37万室、体育館約3.3万室)のうち、空調設備が必要と認められる室を対象とした空調設備の設置率 達成目標 特別教室：95.0% 体育館：35.0%</p>	文部科学省
		<p>全国の公立小中学校における約136万基の洋式化率 現状：57.0% (令和2年9月)</p>		<p>全国の公立小中学校における約136万基の便器を対象としたトイレの洋式化率</p>	

30-2	公立小中学校、私立専修学校の防災機能強化等対策（私立学校施設）	私立学校施設の防災機能強化を支援する。	<p>中長期の目標：95.0% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p> <p>全国の公立小中学校を対象としたバリアフリー化の整備率 〈校舎〉（約2.8万校） 現状（令和2年度） スロープ（門から建物の前まで）：78.3% スロープ（昇降口・玄関等から教室等まで）：57.2% 中長期の目標：共に100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p> <p>多目的トイレ 現状：65.0%（令和2年度） 中長期の目標：100%（令和12年度） 本対策による達成目標の変更 100%（令和12年度） → 95.0%（令和7年度）</p> <p>エレベーター 現状：27.1%（令和2年度） 中長期の目標：50.0%（令和12年度） 本対策による達成目標の変更 50.0%（令和12年度） → 40.0%（令和7年度）</p> <p>〈体育館〉（約2.8万校） 現状（令和2年度） スロープ（門から建物の前まで）：74.2% スロープ（昇降口・玄関等から教室等まで）：56.9% 中長期の目標：共に100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p> <p>多目的トイレ 現状：36.8%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成目標の変更 100%（令和12年度） → 95.0%（令和7年度）</p> <p>エレベーター 現状：66.0%（令和2年度） 中長期の目標：80.0% 本対策による達成目標の変更 80.0%（令和12年度） → 75.0%（令和7年度）</p>	<p>達成目標：95.0%</p> <p>それぞれの5年後の状況は、左の中長期の目標と同じ。</p> <p>※スロープ：全国の公立小中学校を対象として、門から建物の前まで、及び昇降口・玄関等から教室等までの経路にスロープが設置されることで、段差が解消されている学校の割合</p> <p>※多目的トイレ：全国の公立小中学校を対象として、少なくとも1か所の多目的トイレが整備されている学校の割合</p> <p>※エレベーター：全国の公立小中学校を対象として、少なくとも1基の工しベーターが整備されている学校の割合</p> <p>※すべて校舎、体育館について共通</p> <p>※エレベーターの達成目標は、段階的に整備を行う観点から設定</p> <p>※目標の期間については、学校設置者の負担も生じることから、対策の取組状況・進捗を定期的に把握しつつ、見直しを行う予定</p>	文部科学省
------	---------------------------------	---------------------	--	---	-------

30-3	公立小中学校、私立専修学校施設強化等対策（私立専修学校施設）	私立学校施設（専修学校分）の防災機能強化を支援する。		<p>エシベーター又はスロープ若しくはその両方を整備している学校の割合 現状：62.5%（平成31年4月1日） 中期の目標：指定避難所や指定緊急避難場所への指定や帰宅困難者等の受入れ施設への登録がなされ、災害発生時に避難所として使用が見込まれる私立学校施設（注）については100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度</p> <p>多目的トイレを整備している学校の割合 現状：61.2%（平成31年4月1日） 中期の目標：指定避難所や指定緊急避難場所への指定や帰宅困難者等の受入れ施設への登録がなされ、災害発生時に避難所として使用が見込まれる私立学校施設（注）については100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度</p> <p>※高校等は小・中・義務・高・中等・特支、大学等は高専・短大・大を指す。 注：このうち整備が必要と認められる学校施設。 避難所として利用が見込まれる私立学校施設について、必要となる機能を確保することにより、災害時の生徒等のみならず地域住民の安全を確保し、良好な避難生活が送れるようにする。</p> <p>避難所として指定される専修学校における各種防災機能（備蓄倉庫・防災倉庫の設置、防火水槽・貯水槽・井戸の設置、屋外便所の設置、外階段等の避難経路）を有する学校の割合 現状：86%（令和2年度） 中期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和10年度 → 令和7年度</p>	<p>私立の小学校から大学までの避難所等として利用が見込まれる学校施設数（注）のエシベーターの今後の整備校数 達成目標 高校等：約1,070校 大学等：約110校 ※加速化前はそれぞれ約830校、約90校</p> <p>私立の小学校から大学までの私立の小学校から大学までの避難所等として利用が見込まれる学校施設の多目的トイレの今後の整備校数 達成目標 高校等：約1,100校 大学等：約110校 ※加速化前はそれぞれ約860校、約90校</p>	文部科学省
31	災害時に備えた側における燃料備蓄対策	避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的重点がインフラ等への燃料備蓄を推進するため、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援する。		<p>災害救助法適用市町村において、災害時に備えた社会的重点インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業で自衛的備蓄を行った施設が、当該備蓄を活用して機能を維持する。</p> <p>避難所等の社会的重点インフラに整備された燃料タンク等の数 現状：856件（令和元年度末） 中期の目標：2,600件（令和7年度） 本対策による令和4年度末までの整備数の向上 1,044件 → 1,220件</p>	同左	経済産業省
32	天然ガス利用設備による災害時の	近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっており、停電により社会経済		同左		経済産業省

	強靱性向上 対策	活動や市民生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じている。このため、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入等を支援し、停電時の避難所等の強靱性の向上等を図る。	停電対応型の天然ガス利用設備の導入等を行った避難施設等の箇所数 現状：1,358箇所（令和元年度） 中長期の目標：2,580箇所（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 1,932箇所 → 2,580箇所（令和7年度）	同左	財務省
33	地方公共団体に活用した廃棄物仮置き場や避難場所の確保を支援する。	地方公共団体が、台風等の襲来に備え、避難場所や廃棄物仮置き場の確保等を図る場合に、国有財産（未利用国有地や宿舍等）を無償で提供する。	地方公共団体にとっては、発災前に迅速に廃棄物仮置き場の場所を定める、宿舍を避難場所に指定すること等によって、前広に災害対策を行うことができる。これにより、地方公共団体が災害対策を講じる際の混乱を軽減し、復旧事務の円滑化・住民の前もっての避難により地方公共団体の災害対策を支援する。 令和7年度までのできるだけ早い時期に、約500haの未利用国有地等を、地方公共団体が災害対策を行う場合に、地方公共団体からの要請に応じて事前に無償で貸し付けることなどができるように準備する。	同左	警察庁
34-1	警察における災害対策に必要な資機材に関する対策	災害時における救出救助、行方不明者の捜索、被災者の安全確保等の警察活動を行うため、災害対策に必要なフルボディハーネス等の災害対策資機材や発電機の整備を行う。	災害対策に必要なフルボディハーネス等の災害対策資機材や発電機を整備することにより、災害時における救出救助、行方不明者の捜索、被災者の安全確保等の警察活動に必要な災害対処能力を確保する。 全47都道府県における災害対策に必要な資機材（広域緊急援助隊が高所において救出救助活動を行う際に必要なフルボディハーネス約5,000式等）の更新整備率 現状：100%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度 全47都道府県における災害対策に必要な資機材（広域緊急援助隊が削岩機等を用いて救出救助活動を行う際に必要な防振手袋約5,000式等）の新規整備率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度 大規模水害等発生時における警察署等の災害警備活動の維持に必要な資機材の整備率 現状：60%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策（発動発電機約200式を整備）により、令和4年度に達成	同左	警察庁
34-2	警察機動力の確保に関する対策	災害発生時における被災地での警察活動（被災者の避難誘導・救出救助、被災地の治安及び交通安	警察用航空機、車両及び船舶の整備を行い、警察機動力を確保することにより、災害発生時における被災地での迅速かつ		警察庁

34-3	警察施設の耐災害性等に関する対策	災害発生時に被災地での警察活動(被災者の避難誘導・救出救助、被災地の治安及び交通安全の確保等)の中核拠点となる警察施設の機能を確保するため、警察施設の耐震改修や建て替え等を行う。		<p>確かな警察活動(被災者の避難誘導・救出救助、被災地の治安及び交通安全の確保等)を確保する。</p> <p>警察用航空機 82機、船舶 148隻の更新整備率 現状：100% (令和元年度) 中長期の目標：100% (令和7年度)</p> <p>老朽化した警察用車両の更新整備数 中長期の目標：約19,000台 (令和7年度) 本対策による達成目標の引き上げ 約12,500台→約19,000台 (令和7年度)</p> <p>警察施設の耐震改修や建て替え等を行い、警察施設の耐災害性の強化を図ることと災害発生時においても警察活動(被災者の避難誘導・救出救助、被災地の治安及び交通安全の確保等)の中核拠点となる警察施設の機能を維持し、迅速かつ的確な警察活動を確保する。</p> <p>災害発生時に警察活動の中核拠点となる都道府県警察本部(51庁舎)・警察署(1,153署)の耐震化率 現状：96.5% (令和元年度) 中長期の目標：98.0% (令和7年度)</p> <p>災害発生時に警察活動の中核拠点となる機動隊庁舎のうち老朽化(令和7年度までに建築年数50年以上経過)した庁舎(10隊)の建て替え・長寿命化率 現状：10% (令和2年度) 中長期の目標：60%以上 (令和7年度) 本対策による達成目標の引き上げ 40%以上 → 60%以上 (令和7年度)</p>	同左	警察庁
34-4	警察情報通信設備等に関する対策	災害対策に必要な通信を迅速かつ的確に確保し、災害時における避難誘導、被害状況の把握、被災者の救出救助等の警察活動を確保するため、警察情報通信設備等について、経年劣化等の観点から更新・改修を行う。		<p>災害対策に必要な通信を迅速かつ的確に確保することにより、災害時における避難誘導、被害状況の把握、被災者の救出救助活動等の警察活動を確保する。</p> <p>令和3年度を基準として、設置年数50年を経過した無線中継所の更新・改修 中長期の目標：11箇所 本対策による達成年次の前倒し 令和8年度 → 令和7年度</p> <p>令和4年度以降において、耐用年数を超過した警察電話用交換装置の更新・改修対象都道府県数 中長期の目標：全47都道府県 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度</p> <p>令和4年度以降において、耐用年数を超過した衛星通信システムの更新・改修対象都道府県数</p>	同左	警察庁

	<p>大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策</p>	<p>近年、激甚化・頻発化する土砂・風水害や切迫化する南海トラフ地震などの大規模災害等に備えるとともに、緊急消防援助隊の車両・資機材の老朽化を踏まえて、被害状況を早期に把握するため、国と地方自治体の情報共有体制の強化、新型コロナウイルス感染症対策を講じた応援力の強化など、大規模災害時の広域的な消防防災体制の充実強化を図るため、緊急消防援助隊の車両・資機材の適切な整備を行う。</p>	<p>中長期の目標：全47都道府県 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度</p> <p>令和4年度以降において、耐用年数を超過したヘリコプターレスシステムを更新・改修 中長期の目標：41式 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度</p> <p>緊急消防援助隊の車両・資機材の整備を行い、災害対応能力の向上を図る。</p> <p>緊急消防援助隊の車両・資機材のうち特に整備するもの 中長期の目標：110車両・資機材程度 拠点機能形成車 10台 情報収集活動用ドローン 37台 映像伝送装置 54台 緊急消防援助隊動態情報システム更新 1式 特別高度工作車 12台 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p>	<p>同左</p>	<p>総務省</p>
35	<p>NBC 災害等緊急消防援助隊充実強化対策</p>	<p>土砂・風水害、震災等に伴うNBC災害等の特殊災害への対応体制の充実強化を図るため、緊急消防援助隊の車両・資機材の老朽化を踏まえ、適切な整備を行う。</p>	<p>全国に配備しているNBC災害即応部隊(54部隊)の老朽化した資機材を最新の知見に基づき適切に整備し、災害対応能力の向上を図る。また、全国の緊急消防援助隊に配備している放射線防護資機材の更新及び新たに登録された部隊への追加配備を行い、災害対応能力の向上を図る。</p> <p>NBC災害即応部隊54部隊全体の老朽化したNBC災害対応資機材を最新の知見に基づき整備 中長期の目標：54部隊 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p>	<p>同左</p>	<p>総務省</p>
37	<p>大規模災害等航空消防防災体制充実強化対策</p>	<p>大規模災害等発生時、国として緊急消防援助隊の迅速な出動指示やその後の部隊運用を円滑に行</p>	<p>全国の緊急消防援助隊に配備している放射線防護資機材のうち特に整備するもの 中長期の目標 全面マスク 8,724個 個人警報線量計 740個 γ線・X線用線量率計 148個 中性子線用線量率計 148個 表面汚染検査計 148個 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p> <p>緊急消防援助隊の航空機・資機材を整備し、災害対応能力の向上を図る。</p>	<p>同左</p>	<p>総務省</p>

	実強化対策	うため、国としての被災地への迅速な職員派遣や被害状況の早期把握のための航空消防防災体制の充実強化を図るとともに、国と連携した災害対応能力の向上と運航の安全性向上を図るため、現場の救助活動などで活用される消防防災ヘリコプターの航空機・資機材の整備を行う。	大規模災害時の航空消防防災体制の充実強化を図るため、特に整備すべき航空機・資機材 現状：航空小隊 74 隊（令和 2 年 12 月 1 日） 中長期の目標：航空小隊 80 隊程度 本対策による達成年次の前倒し 令和 7 年度以降 → 令和 7 年度	同左	
38	地域防災力の中核を担う消防団に関する対策	消防団の災害対応能力の向上のため、消防団が使用する車両・資機材の充実・強化を図る。	車両・資機材の配備による消防団の災害対応能力の向上により、地域住民の安全の確保を図る。 特に風水害に対応した十分な車両・資機材を備え救助活動等を行える消防団の割合※ 現状：未調査（令和 3 年度より調査） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 7 年度以降 → 令和 7 年度	同左	総務省
39-1	飛行場の施設等の資機材等の対策	災害を含むあらゆる事態において、自衛隊の使用する飛行場施設等をはじめとするインフラ基盤の強靱性を強化するため、飛行場施設等の復旧・活用等に必要となる資機材等の取得について、中長期的かつ継続的に整備し、自衛隊の安定的な運用を確保する。	※消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）及び消防団の装備の基準（昭和 63 年消防庁告示第 3 号）において定める、地域特性を勘案した数や地域の実情に応じて必要な数、分団ごとに必要なと認められる数量を備える消防団の割合 自衛隊の各種活動を支える行動基盤である飛行場施設等をはじめとするインフラ基盤の強靱性を強化することで、今後中長期に発生しうる各種災害に対して、自衛隊の円滑な任務遂行を確保する。 飛行場施設等の資機材等の整備率 現状：0%（令和 2 年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 7 年度	同左	防衛省
39-2	自衛隊のインフラ基盤強化対策	災害を含むあらゆる事態において、自衛隊の使用する飛行場施設・港湾施設等をはじめとするインフラ基盤の強靱性を強化するため、点検を実施の上、自衛隊の飛行場施設・港湾施設等の更なる施設機能強化について、中長期的かつ継続的に実施し、自衛隊の安定的な運用を確保する。	自衛隊の各種活動を支える行動基盤である飛行場施設・港湾施設をはじめとするインフラ基盤を整備し、施設機能強化すること、今後発生しうる各種災害に対して、自衛隊の円滑な任務遂行を確保することが可能となり国民の生命・身体財産を守ることに繋がる。 全国の駐屯地・基地を対象の点検結果を踏まえた、インフラ基盤の強化の整備着手率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 25 年度 → 令和 8 年度	同左	防衛省
39-3	自衛隊施設等の建物等の	部隊運用の基盤となる自衛隊施設を安定的に維持するため、3カ	自衛隊の各種活動を支える行動基盤である建物等の自衛隊施設を整備する事で、対災害性能を強化し、今後発生しうる各		防衛省

	強化対策	年緊急対策も踏まえ再点検を実施の上、自衛隊施設の建物等の耐震化対策、老朽化対策を始め耐震性能の強化に繋がる事業を実施する。		種災害に対して、自衛隊の円滑な任務遂行を確保することが可能となり国民の生命・身体財産を守ることに繋がる。 全国の駐屯地・基地を対象の点検結果を踏まえた、自衛隊施設強化の整備着手率 達成目標：100% 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和25年度 → 令和8年度	全国の駐屯地・基地を対象の点検結果を踏まえた、自衛隊施設強化の整備着手率 達成目標：91%	総務省
40	自治体庁舎等における非常用通信手段の確保対策	災害発生時に地上通信網が途絶した際に外部と連絡を取るため、衛星通信を用いた非常用通信手段を確保する。		都道府県・市町村等に対して衛星通信を用いた非常用通信手段の確保を働きかけるとともに、技術情報の提供を通じて整備を促進し、地域衛星通信ネットワークの第3世代システムを始めとした衛星通信機器を全市町村・消防本部に導入する。 衛星通信による非常用通信手段を整備した市町村・消防本部数（対象2,467団体） 現状：93.3%（令和2年2月） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度	同左	総務省
41	住民等への情報伝達手段の多様化対策	防災無線等の整備や戸別受信機の導入促進、放送波を用いた情報伝達手段等の新技術の検討等により、情報伝達手段の多様化・多様化を推進する。		災害情報手段のアドバイザー派遣や技術的ガイドラインの作成、各種会議での周知等により、市町村における災害情報伝達手段の整備を促進する。 防災無線等の災害情報伝達手段の整備率（対象1,741団体） 現状：86.6%（平成31年3月） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和25年度以降 → 令和7年度	防災無線等の災害情報伝達手段の整備率 達成目標：100%	総務省
42	消防指令システムの高度化に係る対策	消防本部間の連携を強化し災害時に一層円滑化・高度化させるため、消防指令システムの高度化等に向け、外部システムとの連携等のための環境整備として、データの入出力（標準インターフェース）を構築する。		消防指令システムの標準インターフェースについて、消防庁において標準仕様書を策定し、実証事業等を実施する。実証結果を踏まえ各消防本部における導入を推進する。 消防指令システムの標準インターフェースの検討状況 中長期の目標：標準インターフェースに関する標準仕様書の策定 本対策により、標準仕様書の策定に加え、標準仕様書に基づいた社会実装に資する試作物の構築を令和5年度までに完成	同左	総務省
43	災害緊急対策活動に必要となる官庁施設の電力確保対策	災害緊急対策の活動拠点となる官庁施設について、大規模災害が生じた際に支障のおそれるため、自家発電設備、受変電設備改修等を実施する。		緊急性の高い災害緊急対策の活動拠点となる官庁施設の電力確保等対策を完了させ、円滑な災害緊急対策活動の実現する。 災害緊急対策の活動拠点となる官庁施設における電力確保等のための対策の実施率（令和元年度時点）で対策が必要な対策の活動拠点となる合同庁舎等162施設のうち、対策済みの施設の割合）	災害緊急対策の活動拠点となる官庁施設における電力確保等のための対策の実施率（令和元年度時点）で対策が必要な災害緊急対策の活動拠点となる	国土交通省

	<p>44</p> <p>休廃止鉱山等に関する対策</p>	<p>休廃止鉱山からの重金属漏出による水質の汚濁、農用地の汚染等による健康被害、農作物被害、漁業被害等を防止するため、地方公共団体等による鉱害防止工事等のうち、特に緊急性の高い事業に対して補助を行う。</p>		<p>現状：56%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和62年度 → 令和41年度</p> <p>鉱山集積場及び重点坑道対策工事の対策（集積場の安定化、排水基準等管理基準の遵守）を実施することにより、農地・森林等の被害による国土の荒廃を防止する。</p> <p>鉱山集積場の耐震化工事及び重点坑道対策工事の実施件数 〈集積場〉 現状：17件 中長期の目標：34件 本対策による4集積場の達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p> <p>〈重点坑道〉 現状：0件 中長期の目標：1件 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和6年度</p>	<p>合同庁舎等162施設のうち、対策済みの施設の割合 達成目標：75% ※75%達成年度は令和28年度→令和7年度に前倒し</p> <p>鉱山集積場の耐震化工事を実施する集積場 達成目標：21件</p> <p>重点坑道対策工事を実施する坑道 達成目標：1件</p>	<p>経済産業省</p>
	<p>45</p> <p>防災・減災の基盤となる地籍調査重点対策</p>	<p>激甚化・頻発化する豪雨災害等を踏まえ、今後土砂災害等が発生する可能性が高いエリア（土砂災害特別警戒区域等）のうち、人家や重要インフラへの影響が大きいなど特に緊急性が高い地域において地籍調査を実施する。</p>		<p>地籍調査の実施により土地境界を明確化することで、災害対策に必要なインフラの整備を円滑化するとともに、災害からの復旧・復興に必要な事業への迅速な着手を可能とする。</p> <p>今後土砂災害等が発生する可能性が高いエリアのうち、土砂災害特別警戒区域等の特に緊急性が高い地域を対象とした地籍調査の実施面積 現状：－（未実施地域を対象） 中長期の目標：540 km² 本対策による達成年次の前倒し 令和11年度 → 令和7年度</p>	<p>今後土砂災害等が発生する可能性が高いエリアのうち、土砂災害特別警戒区域等の特に緊急性が高い地域を対象とした地籍調査の実施面積 達成目標：540 km²</p>	<p>国土交通省</p>
	<p>46</p> <p>グリーンインフラを活用した防災・減災対策</p>	<p>グリーンインフラの社会実装を加速化させるため、産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム（R2.3創設）」において、防災・減災等に資するグリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究等を推進するとともに、雨水の貯留浸透機能等の高いグリーンインフラの創出・保全等災害の低減に資する取組を実施する。</p>		<p>官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かしたグリーンインフラの整備等により、都市型水害等の低減を図る。</p> <p>全国の主要都市（30都市を想定）における防災・減災に資するグリーンインフラの取組み実施率 現状：10%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和11年度 → 令和8年度</p> <p>グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数</p>	<p>全国の主要都市（30都市を想定）における防災・減災に資するグリーンインフラの取組み実施率 達成目標：90%</p> <p>グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化</p>	<p>国土交通省</p>

47	指定管理鳥獣捕獲等に関する対策	森林等における植生の被害等による表土流出や生態系等への被害をもたらし指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)について、都道府県等が捕獲等を実施する。	<p>現状：3自治体(令和元年度) 中長期の目標：70自治体 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p> <p>平成25年度に農林水産省と共同で策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」により、ニホンジカ・イノシシの個体数を令和5年度までに半減(平成23年度比)することを目指すことにより、自然環境を保全し、自然生態系が有する防災・減災機能が維持される。</p> <p>ニホンジカの生息数 現状：約320万頭(平成30年度推定値) 中長期の目標：約120万頭 本対策による達成目標の変更 約152万頭(令和5年度) → 約120万頭(令和7年度)</p> <p>イノシシの生息数 現状：約98万頭(平成30年度推定値) 中長期の目標：約50万頭を維持 本対策による達成目標の変更 令和5年度までに約50万頭まで減少させ、令和6年度以降は生息数の増加を抑制し、約50万頭を維持</p> <p>※イノシシについては、令和5年度までに生息数を約50万頭まで減少させるが、自然増加率が高く(約1.7倍)、1年間で生息数が急激に増加する可能性があることから、本事業により生息数の増加を抑制し、令和6年度以降も約50万頭を維持。</p>	<p>した自治体数 達成目標：70自治体</p> <p>同左</p>	環境省
48	高濃度PCB処理施設に関する対策	高濃度PCB処理施設の設備等の補修・改修等、施設の確実かつ速やかな原状回復を進める等の対策を実施する。	<p>全てのJESCO高濃度PCB処理施設において補修・改修等の事業を実施し、また速やかな原状回復を進めることで、高濃度PCB廃棄物処理事業の安全・安心が確保される。</p> <p>今後新たに補修等が必要となるJESCO高濃度PCB処理施設計6施設の補修・改修等実施率 中長期の目標：100%(令和7年度末) 本対策による新たな達成目標の設定 40%(令和3年度末)、80%(令和5年度末)</p> <p>全ての都道府県・政令市におけるPCB廃棄物の掘り起こし調査の支援やPCB廃棄物を保管しているおそれのある事業者に対する周知等を行う。</p> <p>今後新たにPCB廃棄物の掘り起こし調査の支援等を実施する都道府県・政令市[※]の数 中長期の目標：127自治体 本対策による達成年次の前倒し 令和8年度 → 令和7年度</p>	<p>同左</p>	環境省
49	PCB早期処理に向けた対策	PCB廃棄物の掘り起こし調査に係る都道府県・政令市への支援やPCB廃棄物を保管しているおそれのある事業者に対する周知等を行う。	<p>今後新たにPCB廃棄物の掘り起こし調査の支援等を実施する都道府県・政令市[※]の数 中長期の目標：127自治体 本対策による達成年次の前倒し 令和8年度 → 令和7年度</p>	<p>同左</p>	環境省

50	放射線監視体制の機能維持に関する強化対策	近年、頻発化・激甚化する災害の発生に備えるために、放射線監視体制を維持するためのモニタリングポスト等、老朽化した資機材の更新に関する強化対策を実施する。	※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき政令で定める市を指す 令和元年の台風19号と同様の災害が発生した際も、放射線監視体制が維持される。 空間放射線量の継続測定をするための空間放射線量率計（低線量計、高線量計、可搬型モニタリングポスト、電子線量計）等の更新・整備率 中長期の目標：全体の2割程度を更新・整備（主な対象機器約360基を5年で更新） 本対策による達成年次の前倒し 令和10年度 → 令和7年度 同左	環境省
----	----------------------	--	---	-----

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策

	対策名	対策の内容	中長期の目標	5年後の状況（令和7年度）	府省庁名
51	高規格道路のミッシンググリックの解消及び4車線化、高規格道路とのダブルネットワーク化による道路ネットワークの機能強化対策	発災後概ね1日以内に緊急車両の通行を確保し、概ね1週間以内の一般車両の通行を確保することを目標として、災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、高規格道路のミッシンググリックの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進する。	高規格道路約2万kmのミッシンググリックの解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等により、発災後概ね1日以内に緊急車両の通行を確保し、概ね1週間以内に一般車両の通行を確保する。 高規格道路のミッシンググリック（令和元年度時点：約200区間）改善率 ※改善：全線または一部区間供用。 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和25年度 → 令和23年度	高規格道路（有料）の4車線化優先整備区間（約880km）の事業着手率 現状：約13%（令和元年度） 中長期の目標：100% 高規格道路（有料）の4車線化優先整備区間（約880km）の事業着手率 現状：約13%（令和元年度） 中長期の目標：100%	国土交通省
52	道路の法面・盛土の土砂災害防止対策	道路の法面や盛土において、レーザープロファイラ調査等の高度化された点検手法等により新たに把握された災害リスク等に対して、豪雨による土砂災害等の発生を防止するため、法面・盛土対策を推進する。	緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所（約33,000箇所）の整備率 現状：約55%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和38年度 → 令和36年度	緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所（約33,000箇所）の整備率 達成目標：約73%	国土交通省
53	高架道路等を活用した津波や洪水から	津波や洪水からの緊急避難場所を確保するため、地方公共団体の二一ズを踏まえ、予測浸水深よりも高い位置に整備されている直	道路高架区間等を津波等からの避難場所として活用するため		国土交通省

54	<p>の浸水避難対策</p> <p>市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策</p>	<p>轄国道の高架区間等を緊急避難場所として活用するための避難施設の整備を推進する。</p> <p>電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路において、道路閉塞等の被害を防止する無電柱化を実施する。</p>	<p>緊急避難場所として直轄国道の高架区間等を活用する二一スがある箇所（約800箇所）の避難施設の整備率 現状：約27%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和14年度 → 令和7年度</p> <p>電柱倒壊による社会的影響が大きい市街地等の緊急輸送道路において、電柱倒壊による道路閉塞を未然に防ぎ、大規模災害時の被害の軽減を図るとともに、救急救命・復旧活動に必要な交通機能確保する。</p> <p>電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路（約20,000km）における無電柱化着手率 現状：約38%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和44年度 → 令和41年度</p>	<p>同左</p> <p>電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路（約20,000km）における無電柱化着手率 達成目標：約52%</p>	国土交通省
55	<p>渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策</p>	<p>通行止めが長期化する渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路構造物の流失等に対する、橋梁・道路の洗掘・流失対策や橋梁の架け替え等を推進する。</p>	<p>緊急輸送道路において、被災時に通行止めが長期化する渡河部の橋梁や河川隣接区間等、災害リスクが存在する箇所に対する、リスク要因を除去する橋梁・道路の洗掘・流失対策や橋梁の架け替え等の対策の実施により、橋梁流失や道路流失を防止する。</p> <p>緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所（約1,700箇所）の整備率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和23年度 → 令和22年度</p>	<p>同左</p> <p>緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所（約1,700箇所）の整備率 達成目標：約28%</p>	国土交通省
56	<p>信号機電源付加装置の整備に関する対策</p>	<p>災害発生時においても安全で円滑な交通を確保し、避難路や緊急交通路を確保するため、信号機電源付加装置の整備を行う。</p>	<p>信号機電源付加装置の整備により、災害時における各都道府県の主要幹線道路や災害応急対策の拠点到に連絡する道路等における信号機の滅灯を防止する。</p> <p>信号機電源付加装置の整備数（令和3年度以降） 中長期の目標：約2,000台 本対策による達成年次の前倒し 令和8年度 → 令和7年度</p>	<p>同左</p>	警察庁
57	<p>老朽化した信号機等の交通安全施設等に関する対策</p>	<p>災害時における避難路や緊急交通路を確保するため、老朽化した信号機等の交通安全施設等を計画的に更新する。</p>	<p>老朽化した信号機等の交通安全施設等を計画的に更新することにより、これらの信号機の機能停止を予防し、災害時における避難路や緊急交通路を確保する。</p> <p>老朽化した信号機の更新数（令和3年度以降） 中長期の目標：4万5,000基（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 4万3,000基（令和8年度）→4万5,000基（令和7年度）</p>	<p>同左</p>	警察庁

58-1	豪雨による 鉄道河川橋 梁の流失・ 傾斜対策	橋脚・橋台の基礎部分の補強、橋 梁の架替えにより、豪雨による橋 梁の流失・傾斜を防止する。 異常検知システムの導入により、 橋梁に傾斜等が発生した場合の 列車の進入を防止する。	既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川 橋梁の流失・傾斜対策を完了することにより、鉄道の耐災害 性を強化する。 既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川 橋梁の流失・傾斜対策の完了率（対象約150橋梁） 現状：33%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和41年度 → 令和14年度	既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川 橋梁の流失・傾斜対策の完了率（対象約150橋梁） 現状：33%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和41年度 → 令和14年度	国土交通省
58-2	豪雨による 鉄道隣接斜 面の崩壊対 策	法面防護工や落石防止工等を実 施することで、豪雨による鉄道隣 接斜面の崩壊を防止する。	既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄道隣接斜面 の崩壊防止対策を完了することにより、鉄道の耐災害性を強化 する。 既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄道隣接斜面 （約1,200箇所）の崩壊防止対策の完了率 現状：16%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和41年度 → 令和14年度	既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄道隣接斜面 （約1,200箇所）の崩壊防止対策の完了率 現状：16%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和41年度 → 令和14年度	国土交通省
59	地下鉄、地 下駅、電源 設備等の浸 水対策	止水板、防水扉等の設置により、 地下駅等出入口等の浸水被害を 防止する。 電源設備等の移設や止水板、防水 扉等の設置により、電源設備等の 浸水被害を防止する。	既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設 備等の浸水防止対策を完了することにより、鉄道の耐災害性 を強化する。 既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設 備等（地下駅出入口等：約510箇所、電気設備等：約190箇 所）の浸水防止対策の完了率 現状：40%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和27年度 → 令和21年度	既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設 備等（地下駅出入口等：約510箇所、電気設備等： 約190箇所）の浸水防止対策の完了率 達成目標：70%	国土交通省
60	大規模地震 による駅、 高架橋等の 倒壊・損傷 対策	柱、基礎等の耐震補強を実施する ことで、大規模地震による駅、高 架橋等の倒壊・損傷を防止する。	首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定され る地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化を完了すること で、鉄道の耐災害性を強化する。 首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定され る地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率（対象駅：約 2,100駅、高架橋柱等：約370,000本） 現状：97.4%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和4年度	首都直下地震又は南海トラフ地震で 震度6強以上が想定される地域等に 存在する主要鉄道路線の耐震化率（対 象駅：約2,100駅、高架橋柱等：約 370,000本） 達成目標：100%（令和4年度）	国土交通省
61-1	港湾の耐災 害性強化対 策（地震対 策）	3か年緊急対策や最新の地震被 害想定等を踏まえ、港湾施設の耐 震化等を行うことにより、大規模 地震発生時においても国民生活・ 経済を支える海上交通ネットワ	大規模地震発生時に、海上交通ネットワークの維持や緊急物 資輸送の観点から、背後の道路網とも連携して重要な施設（岸 壁、臨港道路等）が、長期間にわたり供用できない事態を防 止する。		国土交通省

61-2	<p>港湾の耐災害性強化対策（高潮・高波対策）</p>	<p>令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等で発生した想定外の波浪等による浸水被害や施設損壊等を踏まえ、高潮・高波対策を推進することにより、頻発化・激甚化する台風等による東京湾をはじめとする重要な港湾施設の被害の軽減を図り、海上交通ネットワークを維持する。</p>		<p>大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なもの割合 現状：33%（令和2年度） 中長期の目標：概ね90% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和31年度</p> <p>近年の台風等を踏まえて見直した設計沖波等により想定される高潮・高波の発生時に、海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送の観点から、重要な施設（岸壁、臨港道路等）が、長期間にわたり供用できない事態を防止する。</p> <p>海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある約100港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和31年度</p>	<p>大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なもの割合 達成目標：47%</p>	国土交通省
61-3	<p>港湾の耐災害性強化対策（走錨対策）</p>	<p>令和元年房総半島台風等で発生した走錨事故を踏まえ、港湾における船舶の避難に必要な水域を確保し、来襲する台風から海上交通ネットワークを守る。</p>		<p>想定される暴風の発生時に、海上交通ネットワークの維持の観点から、港内避泊が困難な港湾や混雑海域周辺の港湾等において、走錨事故を防止する。</p> <p>船舶の避泊水域を確保する必要がある約50港湾のうち、暴風時の安全な避難泊地の確保を実現した割合 現状：17%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和27年度</p>	<p>海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある約100港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合 達成目標：14%</p> <p>船舶の避泊水域を確保する必要がある約50港湾のうち、暴風時の安全な避難泊地の確保を実現した割合 達成目標：42%</p>	国土交通省
61-4	<p>港湾の耐災害性強化対策（埋塞対策）</p>	<p>令和2年7月豪雨において、漂流物により航路が埋塞したことを踏まえ、豪雨による大規模出水時等に船舶が安全に港湾に到達できるように、浚渫を行うとともに漂流物回収を含めた体制を強化し、海上交通ネットワークを維持する。</p>		<p>海上交通ネットワークの維持の観点から、大規模出水時の土砂・漂流物による航路・泊地の埋塞により長期間にわたり船舶が航行できない事態を防止する。</p> <p>埋塞対策等を行う必要がある港湾及び開発保全航路（約60箇所）のうち豪雨等による大規模出水に備えた対策の安全性を確保した割合 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和29年度</p>	<p>埋塞対策等を行う必要がある港湾及び開発保全航路（約60箇所）のうち豪雨等による大規模出水に備えた対策を講じ、航行の安全性を確保した割合 達成目標：11%</p>	国土交通省
62	<p>走錨事故等防止対策</p>	<p>重要施設周辺海域、特定港及び船舶がふくそうする海域等に監視カメラやレーダーを設置し、海域監視体制の強化を図り走錨等に起因する重大事故を未然に防止する。</p>		<p>重要施設周辺海域、特定港及び船舶交通がふくそうする海域等において、海域監視体制の強化に係る整備を行い、人流・物流を停滞させるような重大事故を未然に防止する。</p> <p>海域監視が可能なカメラやレーダー等の整備が必要な船舶通航信号所等（45箇所）の整備率 現状：22%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度 → 令和6年度</p>	<p>同左</p>	国土交通省

63-1	航路標識の耐災害性強化対策（海水浸入防止対策）	航路標識の基礎部や外壁等が海水等が浸入する環境を遮断することによりコンクリートの劣化及び内部の鉄筋やアンカーボルトの腐食を防ぎ航路標識の倒壊を防止する。（重度劣化した航路標識の対策）	海水等が浸入する塩害により倒壊の蓋然性が高い航路標識に対し、海水浸入防止対策を講じること、倒壊事故を未然に防止し、船舶交通の安全を確保し人流・物流の途絶を防止する。 海水浸入防止対策が必要な航路標識（461箇所）の整備率 現状：72%（令和2年度末） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度	国土交通省
63-2	航路標識の耐災害性強化対策（電源喪失対策）	予備電源を整備又は改修すること、長期停止による航路標識の消灯等を防止する。	主要な灯台や船舶通航信号所等に対し、予備電源の整備又は改修を実施し、長期停止中においても航路標識の運用を継続すること、船舶交通の安全を確保するとともに、海上輸送による人流・物流の途絶を防止する。 電源喪失対策が必要な航路標識（103箇所）の整備率 現状：20%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度	国土交通省
63-3	航路標識の耐災害性強化対策（監視体制強化対策）	航路標識の状態（消灯、移動、流失等）を的確に把握するための監視装置を整備すること、自然災害時等における情報提供体制を強化する。	航路標識に事故などが発生した際、通航船舶等に即時に情報提供のできるよう浮標などをはじめとした航路標識に対し、監視装置を導入することで、船舶交通の安全を確保するとともに、海上輸送による人流・物流の途絶を防止する。 監視装置の導入が必要な航路標識（1,638箇所）の整備率 現状：16%（令和2年度） 中長期の目標：100%（令和12年度） 本対策による令和7年度の達成目標：59%→61%	国土交通省
63-4	航路標識の耐災害性強化対策（信頼性向上対策）	航路標識に使用している機器等について、災害等における安定運用が可能な機器等への換装を実施する。	航路標識の信頼性向上及び安定運用を図るため、災害等に強い機器等を整備することで、船舶交通の安全を確保するとともに、海上輸送による人流・物流の途絶を防止する。 災害時でも信頼性向上及び安定運用を図るため、災害に強い機器等（817箇所）の整備率 現状：22%（令和2年度） 中長期の目標：100%（令和12年度） 本対策による令和7年度の達成目標：64%→83%	国土交通省
64-1	空港の耐災害性強化対策（護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策）	高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水を防止するため、護岸の嵩上げや排水機能の強化を実施する。	護岸の嵩上げや排水機能の強化により、高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水の防止が可能となる空港の割合（対象23空港） 現状：26%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し	国土交通省
			同左	国土交通省
			電源喪失対策が必要な航路標識（103箇所）の整備率 達成目標：90%	国土交通省
			監視装置の導入が必要な航路標識（1,638箇所）の整備率 達成目標：61%	国土交通省
			災害時でも信頼性向上及び安定運用を図るため、災害に強い機器等（817箇所）の整備率 達成目標：83%	国土交通省
			護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水の防止が可能となる空港の割合（対象23空港） 達成目標：87%	国土交通省

64-2	空港の耐災害性強化対策等の耐震対策	地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とするため、滑走路等の耐震対策を実施する。	令和12年度 → 令和11年度 滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とする。 滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能な空港の割合（対象23空港） 現状：70%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和11年度	滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合（対象23空港） 達成目標：87%	国土交通省
64-3	空港の耐災害性強化対策（空港ターミナルビルの電源設備等の止水対策）	高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水を防止するため、電源設備への止水扉設置等による浸水対策を実施する。	令和12年度 → 令和11年度 電源設備への止水扉設置等による浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による電源設備への浸水を防止する。 電源設備への止水扉設置等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による電源設備への浸水の防止が可能となる空港の割合（対象95空港） 現状：73%（令和2年度） 中長期の目標：100%（可能な限り早期） 本対策による新たな達成目標の設定 85%（令和7年度）	同左	国土交通省
64-4	空港の耐災害性強化対策（空港ターミナルビル吊り天井の安全対策）	地震により落下等の可能性が懸念されるターミナルビルの吊り天井について、所要の安全対策を実施する。	令和12年度 → 令和11年度 ターミナルビル吊り天井の安全対策により、地震によるターミナルビル吊り天井の落下事故を防止する。 ターミナルビル吊り天井の安全対策により、地震による吊り天井の落下事故の防止が可能となる空港の割合（対象95空港） 現状：64%（令和2年度） 中長期の目標：100%（可能な限り早期） 本対策による新たな達成目標の設定 75%（令和7年度）	同左	国土交通省
64-5	空港の耐災害性強化対策（空港無線施設等の電源設備等の浸水対策）	高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水を防止するため、電源設備への止水扉設置等による浸水対策を実施する。	令和12年度 → 令和11年度 電源設備への止水扉設置等による浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による電源設備への浸水を防止する。 電源設備への止水扉設置等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による電源設備への浸水の防止が可能となる空港の割合（対象95空港） 現状：76%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し※ 可能な限り早期 → 令和7年度	同左	国土交通省
64-6	空港の耐災害性強化対策	災害時における滞留者対応や施設等の早期復旧等を図るため各空	令和12年度 → 令和11年度 ※地方自治体が現段階（令和2年10月時点）で公表している浸水想定により、対策が必要な空港を対象とする。 災害時を想定した空港関係者等と連携した対応訓練の実施等により、対応計画の恒常的な実効性の強化を図る。		国土交通省

	策 (空港BCPの実効性強化対策)	港で策定された対応計画(「A2-BCP」)に基づき、空港関係者やアークセス事業者等と連携し、災害時の対応を行うとともに、訓練の実施等による対応計画の実効性の強化に努める。	「A2-BCP」に基づく訓練等の毎年度8月までの実施率(全95空港) 現状: 70% (令和2年8月) 中長期の目標: 100% (毎年度) 本対策による達成時期の前倒し 毎年度 → 毎年度8月まで	同左	
65	送電網の整備・強化対策	エネルギー供給強靱化法が2020年6月に成立したことを受け、国や電力広域的運営推進機関が率先して策定する送電網のマスタープランや、新しい託送料金制度に基づき、一般送配電事業者を中心として、送電網の強化に必要な投資を行う。	送電網が強靱化され、電力の安定供給が確保される。 激甚化する災害などに対応して、送電網を一般送配電事業者等が整備することで、日本における平均停電時間が、過去5年の最小値(約16分/年)を下回ることを目指す。 (本対策の実施以前の目標) 日本における平均停電時間が、過去5年の中央値(約20分/年)を下回ることを目指す。	同左	経済産業省
66	災害時に役立つ避難施設・防災拠点の再整備に関する対策	避難施設等として位置づけられた公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。	再生可能エネルギー設備等の導入により、避難施設・防災拠点を災害・停電時にも機能発揮が可能にすることで、被災者の負担等を軽減する。 災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の箇所数 中長期の目標: 1,000箇所(令和7年度) 本対策による達成目標の引き上げ 800箇所 → 1,000箇所(令和7年度)	同左	環境省
67	製油所等のレジリエンス強化対策	緊急時にも石油製品の安定供給を確保できるよう、石油精製・元売各社が取り組む製油所等の強靱化対策を支援する。	特別警報級の大雨や高潮等の新たな事象を想定した強靱化対策を実施し、製油所の災害対応能力を強化することで、特別警報級の大雨や高潮等の発生時にも石油製品を安定的に供給できるようにする。 特別警報級の大雨や高潮等の新たな事象を想定した強靱化対策を実施し、災害対応能力の強化を図る製油所の箇所数 中長期の目標: 12箇所(令和7年度) 本対策による達成目標の引き上げ 10箇所 → 12箇所(令和7年度)	同左	経済産業省
68	SS等の災害対応能力強化対策	SSに設置している自家発電設備の稼働等を含む災害時燃料供給訓練の実施を支援する。 SSの地下タンクの入換・大型化等を支援する。 石油組合等における災害時専用臨時設置給油設備の整備を支援する。	災害時に住民拠点SS等の燃料供給拠点の稼働状況が速やかに確認でき、安定供給の維持に貢献する。 全国のSS約3万箇所のうち、自家発電設備を備え災害対応可能なSSの割合 現状: 29% (令和元年度: 8,525箇所) 中長期の目標: 56% (令和7年度: 約16,600箇所) 本対策による新たな目標の設定 自家発電設備を備え災害対応可能なSSのうち、十分な燃料在庫の確保対策を実施しているSSの比率 現状: 9% (令和元年度: 772箇所) 中長期の目標: 10% (令和7年度: 約1,660箇所)	同左	経済産業省

69	LP ガス充 填所の災害 対応能力強 化対策	自家発電設備や衛星電話等を備 えた中核充填所の新設を支援す る。 既存の中核充填所の機能拡充（自 家発電設備の高上げ、貯蔵容量の 増加）を支援する。 災害時石油ガス供給連携計画の 訓練の実施を支援する。		災害時に中核充填所の稼働状況が速やかに確認でき、安定供 給を維持に貢献する。 中核充填所の機能強化の件数（令和2年度から開始） 中長期の目標：68件（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 54件 → 68件（令和7年度）	同左	経済産業省
70-1	水道施設 （浄水場 等）の耐災 害性強化対 策	<p>〈停電対策〉 自家発電設備の設置等を行う。</p> <p>〈土砂対策〉 土砂流入防止壁の設置等を行う。</p> <p>〈浸水対策〉 防水扉の設置等を行う。</p> <p>〈地震対策〉 耐震補強等を行う。</p>		<p>2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のう ち、対策が必要な施設について耐災害性強化等を図ることに より、災害による大規模かつ長期的な断水を減少させる。</p> <p>〈停電対策〉 2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場の停 電対策実施率 現状：67.7%（令和元年度） 中長期の目標：77%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 73% → 77%（令和7年度）</p> <p>〈土砂災害対策〉 2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で土 砂警戒区域内にある施設の土砂災害対策実施率 現状：42.6%（令和元年度） 中長期の目標：48%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 43% → 48%（令和7年度）</p> <p>〈浸水災害対策〉 2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で浸 水想定区域内にある施設の浸水災害対策実施率 現状：37.2%（令和元年度） 中長期の目標：59%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 55% → 59%（令和7年度）</p> <p>〈耐震対策〉 浄水場、配水場等の耐震化率 ○浄水場 現状：30.6%（平成30年度） 中長期の目標：41% 本対策による達成目標の引き上げ 31% → 41%（令和7年度） ○配水場 現状：56.9%（平成30年度） 中長期の目標：70%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ</p>	同左	厚生労働省

70-2	上水道管路の耐震化対策	<p>基幹管路の耐震化を実施する。</p>	<p>57% → 70% (令和7年度)</p> <p>※令和8年度以降の数値目標については、進捗状況を踏まえ再度検討することとする。</p> <p>上水道の基幹管路の耐震性強化等を図ることにより、地震による大規模かつ長期的な断水を減少させる。</p> <p>全国の基幹管路の耐震適合率 現状：40.3% (平成30年度) 中長期の目標：60% (令和10年度) 本対策による達成目標の変更 50% (令和4年度) → 60% (令和10年度)</p> <p>※基幹管路の耐震化のペースを緊急対策前の約1,300km/年から約2,000km/年に加速化させる対策を引き続き実施</p>	<p>全国の基幹管路の耐震適合率 達成目標：54%</p>	厚生労働省
71	<p>工業用水道に関する施設に関する耐震性強化対策</p> <p>工業用水道事業者が耐震対策や浸水対策といった耐震性強化対策を「事業継続計画 (BCP)」等の策定を通じて講じることにより、災害発生時においても、工業用水の安定供給を確保する。</p> <p>〈耐震化対策〉 基幹管路の耐震化の実施、耐震補強等 〈浸水対策〉 防水扉の設置等 〈停電対策〉 自家発電設備の設置等</p>	<p>〈耐震化対策〉 最大規模の地震を想定した BCP 策定率 (対象 240 事業) 現状：61% 中長期の目標：100% (令和7年度) 工業用水道の基幹管路 (218 事業) の耐震化適合率 現状：44% 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和28年度 → 令和24年度</p> <p>〈浸水対策〉 浸水想定などに基つき浸水対策を実施及び促進させる事業数 浸水害を想定した BCP 策定率 (対象 112 事業) 現状：35% 中長期の目標：100% (令和7年度) BCP 等と連携した対策実施率 (対象 112 事業) 現状：12% 中長期の目標：100% (令和7年度) 本対策による達成目標の引き上げ 75% → 100% (令和7年度)</p> <p>〈停電対策〉 長期の停電を想定した上での電源確保対策を実施及び促進させる事業数 BCP 等と連携した対策実施率 (対象 102 事業) 現状：35% 中長期の目標：100% (令和7年度) 本対策による達成目標の引き上げ</p>	<p>〈耐震化対策〉 最大規模の地震を想定した BCP 策定率 (対象 240 事業) 達成目標：100% 工業用水道の基幹管路 (218 事業) の耐震化適合率 達成目標：60%</p> <p>〈浸水対策〉 浸水想定などに基つき浸水対策を実施及び促進させる事業数 浸水害を想定した BCP 策定率 (対象 112 事業) 達成目標：100% BCP 等と連携した対策実施率 (対象 112 事業) 達成目標：100%</p> <p>〈停電対策〉 長期の停電を想定した上での電源確保対策を実施及び促進させる事業数 BCP 等と連携した対策実施率 (対象 102 事業) 達成目標：100%</p>	経済産業省	

72	下水道施設の耐震化や下水道処理場等における躯体補強など下水道施設の耐震化を実施する。	下水道管路の耐震化や下水道処理場等における躯体補強など下水道施設の耐震化を実施する。	耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路や下水道処理場等において、感染症の蔓延を防ぐために下水の溢水リスクを低減する。 防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路、下水道処理場等であって、地震時の最低限の排水機能が確保されていないものうち、耐震化を実施した割合 重要施設に係る下水道管路の耐震化率（耐震化が必要な下水道管路約16,000km） 現状：約52%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和22年度	重要施設に係る下水道管路の耐震化率 達成目標：約64%	国土交通省
73	浄化槽に関する対策	災害に強く早期に復旧でき、合併浄化槽の整備を実施すること、浄化槽の耐震化、汚水処理の未普及解消がなされ、災害対応力の強化も図られる。	重要施設に係る下水道処理場等の耐震化率（耐震化が必要な下水道処理場等約1,500箇所） 現状：約38%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和22年度	重要施設に係る下水道処理場等の耐震化率 達成目標：約54%	環境省
74	卸売市場の防災・減災対策	災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、防災・減災対応を行うための卸売市場施設の整備を支援する。	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率（対象人口1,250万人） 現状：54%（令和元年度） 中長期の目標：76%（令和7年度） 本対策による達成目標の変更 70%（令和4年度）→ 76%（令和7年度）	同左	農林水産省
75	園芸産地事業継続対策	自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援する。また、BCPの実行に必要な体	老朽化した卸売市場施設の防災・減災のための改修等を実施することにより、災害時に卸売市場が業務停止し食料の安定供給ができなくなるリスクを回避する。 都道府県毎の主要な卸売市場のうち、40年程度大規模な改修等を実施していない老朽化した卸売市場2か所を対象として、想定される災害発生リスクに対応した、施設改修の完了率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和13年度 → 令和7年度	同左	農林水産省

76	一般廃棄物処理施設に関する対策	制整備及び非常時の復旧の取組実証等を支援する。 災害廃棄物処理の中核を担い地域エネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設について、施設の整備及び更新を支援することにより強靱化を図る。	本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度 災害時のリスクが懸念される廃棄物処理施設の整備・更新を行うことで、防災対策を強化し、国民の安全・安心を確保する。 今後新たに整備及び更新が必要となる一般廃棄物処理施設(183施設)のうち、整備及び更新を実施する施設数 中長期の目標：100% (令和7年度) 本対策による達成目標の引き上げ 82% → 100% (令和7年度)	同左	環境省
77	海岸漂着物等に関する対策	台風等により大量に発生した漂流・漂着物等による交通インフラへの支障等の課題に対応するため、全国の海岸や港湾施設等における漂流・漂着物の回収・処理等を実施する。	台風等により大量に発生した漂流・漂着ごみの回収・処理を実施することにより海洋環境の保全を図る。 沿岸に面している39都道府県に新たに漂流・漂着したごみの回収・処理について、事態が発生した当該年度中に回収・処理事業を実施する都道府県の割合 中長期の目標：100% (令和7年度まで)	同左	環境省
78	大学・高専の練習船を活用した災害支援対策	国立大学・高専専門学校の練習船について、外部への電力供給や清水の製造・供給機能、支援物資の強運搬機能等の災害支援機能を強化した代船を建造し、災害支援に必要な体制の充実に努める。	大規模災害によって陸上からの食料・飲料水・電力等の供給が停止した場合に、災害担当官庁等の関係機関からの要請に基づき、国立大学・高専専門学校の練習船が海上から支援を行える体制を構築する。 災害支援機能の強化のため緊急的に着手すべき練習船のうち、代船の建造が完了した船舶数 中長期の目標：6隻 (令和8年度以降) 本対策による新たな達成目標の設定 5隻 (令和7年度)	災害支援機能の強化のため緊急的に着手すべき練習船のうち、代船の建造が完了した船舶数 達成目標：5隻	文部科学省

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

	対策名	対策の内容	中長期の目標	5年後の状況（令和7年度）	府省庁名
79-1	河川管理施設の老朽化対策	老朽化した河川管理施設の修繕・更新を実施する。	<p>予防保全型維持管理に向け、老朽化した河川管理施設を解消する。</p> <p>河川管理施設（堤防約14,000km、樋門・樋管、水門、排水機場約9,000施設等）のうち、予防保全段階にある施設の解消率 現状：70%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。</p>	河川管理施設のうち、予防保全段階にある施設の解消率 達成目標：86%	国土交通省
79-2	河川管理施設の高度化・効率化対策	河川管理施設の無動力化・遠隔操作化を実施する。	<p>老朽化した小規模な樋門等の無動力化を完了する。</p> <p>老朽化した小規模な樋門等（約4,000施設）の無動力化実施率 現状：31%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。</p>	老朽化した小規模な樋門等の無動力化実施率 達成目標：41%	国土交通省
80-1	ダム管理施設の老朽化対策	老朽化したダム管理施設の修繕・更新を実施する。	<p>老朽化したダム管理施設の修繕・更新を行うことで、適切なメンテナンスサイクルを構築し、ダム下流地域の安全・安心に寄与する。</p> <p>建設後30年以上が経過した約300ダムを対象として、老朽化したダム管理施設の解消率 現状：82%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。</p>	建設後30年以上が経過したダム管理施設の解消率 達成目標：96%	国土交通省
80-2	ダム管理施設の堆砂対策	洪水調節容量内に堆積した土砂等の撤去を実施する。	<p>洪水調節容量内に堆積した土砂等の撤去によりダムの貯水能力を向上させ、ダム下流の河川氾濫による被害を減少させる。また、堆砂対策の実施によりダムへの土砂流入を低減することと、ダム下流の河川氾濫による被害を減少させる。</p> <p>堆砂対策が必要なダム（約130ダム）の解消率（国、水資源機構管理ダム） 現状：64%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。</p>	洪水調節容量内の堆砂の解消率（国、水資源機構管理ダム） 達成目標：80%	国土交通省
81	砂防関係施設の長寿命化対策	長寿命化計画に基づいて実施する砂防関係施設の計画的な修繕・改築等を実施する。	<p>恒久的堆砂対策が必要なダム（約70ダム）の解消率（都道府県管理ダム） 現状：67%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。</p> <p>健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設に期待して、修繕・改築等を完了することにより、当該施設に期待さ</p>	恒久的堆砂対策が必要なダムの解消率（都道府県管理ダム） 達成目標：81%	国土交通省

82	海岸保全施設の老朽化対策	事後保全段階の海岸堤防等において、海岸保全施設の機能の回復を図り、修繕・更新を実施する。		<p>れる機能が維持・確保され、下流域の安全性を持続的に確保する。</p> <p>砂防関係施設（約96,000基・箇所）のうち、健全度評価において要対策（C）と判定された砂防関係施設の解消率 現状：91.7%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。</p> <p>事後保全段階の海岸保全施設の修繕・更新を完了させ、当該施設に期待される機能が維持・確保され、流域の安全性を持続的に確保する。</p> <p>事後保全段階の海岸堤防等（延長約7,100km）の修繕・更新率 現状：84%（令和元年度） 中長期の目標：100%（令和23年度） 本対策により、推進可能となる。</p>	健全度評価において要対策（C）と判定された砂防関係施設の解消率 達成目標：92.4%	農林水産省 国土交通省
83	下水道施設の老朽化対策	下水道管路の改築・修繕を実施する。		<p>老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで、管路破損等による道路陥没事故等の発生を防止する。</p> <p>計画的な点検調査を行った下水道管路で、緊急度I判定となった管路（令和元年度時点：約400km）のうち、対策を完了した延長の割合 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和8年度 → 令和7年度</p>	事後保全段階の海岸堤防等の修繕・更新率 達成目標：87%	国土交通省
84	道路施設の老朽化対策	ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設（橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等）の対策を集中的に実施する。		<p>橋梁等の道路施設について、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策を実施し、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ移行する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。</p> <p>地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率 現状：約34%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和43年度 → 令和35年度</p>	<p>地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率 達成目標：約73%</p> <p>防炎上重要な道路における舗装の修繕措置率（路盤以下が損傷している舗装（令和元年度時点：約2,700km）を対象） 達成目標：100%</p>	国土交通省
85	都市公園の老朽化対策	都市公園において事故を防止しつつ、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現するため、インフラ長		<p>緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を着実に実施する。</p>		国土交通省

86	老朽化した公営住宅の防災・減災対策	命計画に基づく老朽化対策を進め、予防保全型管理への移行を図る。 公営住宅ストックの老朽化が急速に進んでおり、直近3年間で築50年超の公営住宅は2.3倍に増加。更新が進まなければ、老朽化がさらに加速し、安全性が確保できないおそれがある。そのため、特に老朽化した高経年の公営住宅の建替をさらに重点的に支援する。	インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園のうち、緊急度の高い老朽化した公園の割合 現状：31%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和9年度	インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園（令和元年度時点）の改修の対策を実施できている都市公園の割合 現状：31%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和9年度	インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園（令和元年度時点）の改修の対策を実施できている都市公園の割合 達成目標：80%	国土交通省
87	港湾における老朽化対策	予防保全型維持管理の実現に向けた老朽化対策を推進し、平時的・災害時の海上交通ネットワークの維持、港湾施設の安全な利用等を確保する。	老朽化した公営住宅を更新することにより、地震・火災等による被害を防止する。 特に老朽化した高経年の公営住宅の更新の進捗率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和16年度 → 令和12年度	特に老朽化した高経年の公営住宅の更新の進捗率 達成目標：85%	特に老朽化した高経年の公営住宅の更新の進捗率 達成目標：85%	国土交通省
88	予防保全に基いた鉄道の老朽化対策	令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められる施設の長寿命化に資する鉄道の施設補強・改良を実施する。	令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められるような鉄道施設について予防保全を行うことにより、鉄道施設の老朽化対策を加速する。 令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められるような、予防保全が必要な鉄道施設（令和元年度時点：約180施設）の老朽化対策の完了率 現状：14%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度	老朽化した港湾施設（約25,000施設）のうち、予防保全型の機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合 現状：83%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和30年度	老朽化した港湾施設（約25,000施設）のうち、予防保全型の機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合 達成目標：87%	国土交通省
89	空港の老朽化対策	定期的な点検等により劣化・損傷の程度や原因を把握し、老朽化の進んでいる施設について効果的かつ効果的な更新・改良を引き続き実施する。	着実かつ効果的・効果的な維持保全の実施により、航空機の運航への影響等のリスクを回避する。 施設の老朽化に起因する航空機事故及び重大インシデントの件数 中長期の目標：0件（毎年度） 本対策による目標の深化 施設の老朽化に起因する航空機事故に重大インシデントの件数を毎年度0件にする。	同左	同左	国土交通省

90	航路標識の老朽化等対策	台風の暴風、波浪等による航路標識の倒壊、損壊等の被害に対応するため、長寿命化のための整備を着実に実施し、航路標識の老朽化対策を図る。	航路標識の倒壊、損壊に備えるため、航路標識の老朽化等対策を講じること、船舶交通の安全を確保するとともに、海上輸送による人流・物流の途絶を防止する。 老朽化等対策が必要な航路標識（1,139箇所）の整備率 現状：55%（令和2年度） 達成目標：100%（令和12年度） 本対策による令和7年度の目標の引き上げ 78% → 79%	同左	国土交通省
91	農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策	激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応した農業水利施設等の老朽化対策、豪雨・地震対策、施設の集約・再編を含めた適切な更新を推進する。	標準耐用年数を超過しつつある基幹的な農業水利施設等の箇所数がピークを迎えているとともに、南海トラフ等の大規模地震のリスクも高まっているため、老朽化対策や豪雨・地震対策を集中的に実施することで、適切な予防保全サイクルの下での施設機能の維持・発揮を確保する。 更新が早期に必要と判明している基幹的な農業水利施設等（令和2年度時点：水路1,200km、機場等約260か所等）における対策着手の達成率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度 令和12年度 → 令和10年度	同左	農林水産省
92	公立小中学校施設の老朽化対策	公立小中学校施設の計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策（非構造部材の耐震対策を含む）を支援する。	災害発生時の校内における児童生徒等の死者・重傷者をゼロにするとともに、教育活動を可能な限り継続あるいは早期に再開できる。また、避難所として利用される場合も含め、年齢や障害の有無等にかかわらず、地域のコミュニティの拠点として、誰もが安全・安心かつ快適に利用することができる。 築45年以上の公立小中学校施設における未改修の施設のうち、必要性が認められる施設※の老朽化対策実施率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度	築45年以上の公立小中学校施設における未改修の施設のうち、必要性が認められる施設の老朽化対策実施率 達成目標：66.7%	文部科学省
93	国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策	事故等のリスクを抱えた老朽施設の改善を行う。電気・水・ガス等のライフライン更新等を行う。	※築45年以上の公立小中学校施設の未改修の総面積（約2,600万㎡）のうち、統廃合等される面積を減じたもの 全国の公立小中学校（約2.8万校）のうち、吊り天井等以外の非構造部材（天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材等）の耐震対策実施率 現状：48.2%（令和2年4月） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度	吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 達成目標：70%	文部科学省

94	国立女性教育会館の施設整備等対策	災害時には地域の避難所として活用される国立女性教育会館の各種施設について、屋上の経年劣化や随所の漏水が発生しており、利用者や避難者の安心・安全が脅かされる状況であることが判明したため、該当設備の対策等を実施する。	教育研究活動に著しく支障がある国立女性教育会館の施設（ライブラインを含む）の老朽化対策の実施率（今後対策が完了することにより、有事の際に利用者や地域の避難者の安全・安心を確保する。 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和17年度 → 令和14年度	教育研究活動に著しく支障がある国立女性教育会館の老朽化対策の実施率（今後対策が完了することにより、有事の際に利用者や地域の避難者の安全・安心を確保する。 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和17年度 → 令和14年度	文部科学省
95	放送大学の施設整備に関する対策	放送大学学園において、災害時の教育機能の低下を防ぐため、老朽化・陳腐化が著しい施設の改修を実施する。	放送大学における放送及び防災・減災機能の強化を図ることにより、地震や台風等に伴う災害が発生した場合でも、全国各地に在住する学習者に対して、教育機能を低下させることなく、継続的な教育・学習環境を提供するとともに、地震等の災害に備える。 放送大学学園の早急に改修を行う必要がある施設・設備の整備数 現状：3施設（令和元年度） 中長期の目標：10施設 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度 → 令和5年度	同左	文部科学省
96	日本芸術院の老朽化・修繕対策	中長期修繕計画を作成し、安全性の観点から喫緊度の高い施設・設備の営繕を順次行う。	日本芸術院における防災・減災機能の強化を図ることにより、地震等に伴う災害が発生した場合でも、展覧会及び講演会場場の安全確保に備える。 日本芸術院の早急に改修を行う必要がある施設・設備（1施設）の整備率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度	同左	文部科学省
97	史跡・名勝・天然記念物の老朽化対策	史跡・名勝・天然記念物を後世に継承するため、適切な整備周期での整備により、経年劣化を補強し、適切な保存整備を行う事業に対する補助等を実施する。	平時の整備を加速し、適切な整備周期により保存整備を進める。 入場者数が多く、また災害時に近隣に被害を及ぼす可能性の高い城郭等の整備周期 現状：45年 中長期の目標：30年 本対策による整備周期の短縮 45年 → 30年	日本芸術院の早急に改修を行う必要がある施設・設備（1施設）の整備率 達成目標：38%	文部科学省

98	国立研究開発法人施設等インフラ整備対策	災害発生後に研究活動の中断、データ消失、試料開発法人について、研究活動継続や安全確保対策等のための施設・設備等のインフラの更新・改修・整備を実施する法人を国が支援するなどのにより改善する対策を実施する。	研究設備等の防災安全対策等を図ることで、研究活動の中断等の危機等を回避する。 令和3年度から令和7年度末までに中長期目標期間終了を迎える国立研究開発法人(8法人)の中長期計画における、法人施設・設備の整備計画となる「施設及び設備に関する事項」において、当該計画における所期の目標を達成している」と認められる割合 中長期の目標：100% (令和7年度) 本対策により、中長期目標期間中に顕在化した施設・設備の脆弱性に対する対策も含め、目標を達成する。	同左	文部科学省
99	量子科学技術研究開発機構被ばく医療施設対策	施設の陳腐化により施設維持に必要となる保守部品の枯渇等による施設機能の喪失を回避し、法令等を遵守し、放射線物質の漏洩・拡散防止を踏まえた安全性を確保した施設運用を開始する。 被ばく医療共同研究施設(1施設)の改修工事の進捗率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和3年度以降 → 令和3年度	施設機能の改修を完了することで、施設維持に必要な保守部品の枯渇等による施設機能の喪失を回避し、法令等を遵守し、放射線物質の漏洩・拡散防止を踏まえた安全性を確保した施設運用を開始する。 被ばく医療共同研究施設(1施設)の改修工事の進捗率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和3年度以降 → 令和3年度	同左	文部科学省

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化

100	対策名 連携型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策	対策の内容 i-Construction、3次元デジタルデータの推進やインフラ維持管理の点検データの収集・整理や実装に向けた取組を推進するとともに、連携型インフラデータプラットフォームの構築に取り組む。	中長期の目標 インフラ分野での連携型インフラデータプラットフォームを構築し、府省庁及び主要な自治体・民間企業との連携及び他分野とのデータ連携を開始（令和4年度） これにより、インフラ構造物の分野横断的な強靱性の評価、被災リスク等を踏まえた事前予防対策、災害発生時における応急対応の充実等に資する。また、インフラデータを民間・国民に広く提供する。 排水機場、水門、樋門・樋管（無動力化の対象を除く）約3,000施設（うち排水機場は400施設）の遠隔操作化を完了する。 排水機場等の遠隔化実施率 現状：33%、うち、排水機場は42%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。	5年後の状況（令和7年度） 同左	府省庁名 内閣府
101	河川、砂防、海岸分野における施設維持管理、操作の高度化対策	排水機場等の遠隔化や、3次元データ等のデジタル技術を活用した維持管理・施工の効率化・省力化を図る。	排水機場等の遠隔化実施率 現状：33%、うち、排水機場は42%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。	排水機場等の遠隔化実施率 達成目標：40% 排水機場の遠隔化実施率 達成目標：100%	国土交通省
102	無人化施工技術の安全性・生産性向上対策	建設現場における自動化、自律化、遠隔操作の現場実証を含む、遠隔操作の導入推進・技術基盤などの導入環境を整備する。	5Gを活用した機械施工の自動化・自律化・遠隔操作等の新技術導入を行うことにより、無人化施工を用いた安全で効率的な災害復旧が実現する。 5G・AI等を用いた自律制御・走行技術を搭載した建設機械の種類 現状：0種類（令和元年度） 中長期の目標：4種類 本対策による達成目標の引き上げ 3種類（令和12年度）→4種類（令和7年度）	同左	国土交通省
103	施工の効率化・省力化に資する対策	橋梁や砂防施設等のコンクリート構造物におけるICTの技術基準類の導入環境の整備をする。	建設現場での出来形管理の省人化及び災害発生時の構造物の変状を迅速に把握し、災害復旧作業の迅速化を実現する。 インフラ構造物について、ICTを活用した出来形管理基準の策定 現状：0基準（令和元年度） 中長期の目標：5基準 本対策による達成目標の引き上げ 3基準 → 5基準（令和5年度）	同左	国土交通省
104	ITを活用した道路管理体制の強化対策	遠隔からの道路状況の確認、過積載等の違反車両の取り締まりを行う体制の強化や、AI技術等の活用による維持管理の効率化・省力化を推進する。	ITを活用し、道路の異常の早期発見・早期処理、維持管理作業等の自動化・無人化、過積載等の違反車両の取り締まりを行う体制強化等の道路システムのDXを推進することで、道路管理を効率化・省力化するとともに、国民生活の安全性や経済活動の生産性を向上する。		国土交通省

105	港湾におけるデジタル化に関する対策	港湾整備において、ICT施設や3次元データ活用の推進等、建設プロセス全体の生産性向上を図るi-Construction等をさらに推進する他、港湾関連データ連携基盤の構築により、港湾インフラに関する各種情報を有機的に連携させることで、国土強靱化施策の円滑化・効率化を推進する。	緊急輸送道路（1次）における常時観測が必要な区間の設置率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和22年度	緊急輸送道路（1次）における常時観測が必要な区間（今後整備が必要な区間）のCCTVカメラの設置率 達成目標：約50%	国土交通省
106	電子基幹点網の耐災害性強化対策	電子基幹点内の機器の省電力化等の実施により、広域同時多発的な災害時に長期にわたる停電が発生した場合でも、電子基幹点網を安定的に運用するための対策を実施する。	全932港湾のうち、インフラ情報をデジタル化し、円滑なデータ共有を可能とした割合 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度 → 令和6年度	同左	国土交通省
107	地図情報等の整備による被害低減対策	地形分類情報や標高データ等の災害リスク情報に加え、空中写真や詳細な地図情報の事前整備による被災状況把握能力の強化等により、被災状況把握や救助活動等の遅れを防止する。	電子基幹点網の耐災害性強化の実施箇所数※ 中長期の目標：延べ2,000件程度 本対策による達成年次の前倒し 令和30年度 → 令和7年度	同左	国土交通省
108	国土強靱化施策を円滑に進めるためのインフラDX等	頻発化・激甚化する災害を踏まえた防災・減災、国土強靱化に資する建設生産プロセスのデジタル化の推進及び技術開発	※令和元年房総半島台風及び東日本台風を踏まえ、新たに7日間の停電対応等を可能とするもの。 災害リスク情報や地図情報等の整備により、住民の防災意識の向上や的確な避難、救助活動の支援に貢献する。また、測量用航空機の能力強化により、その成果が激甚災害指定の判定や災害査定のための基礎資料として活用されることなどで、復興のスピードアップに貢献する。 人口が集中するも未整備となつている地域における地形分類情報の整備面積 中長期の目標：12,400km ² 本対策による達成年次の前倒し 令和15年度 → 令和7年度	同左	国土交通省

	の推進に係る 対策	の促進を行う。	直轄土木工事における ICT 活用工事の実施率 現状：79%（令和元年度） 中長期の目標：88%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 84% → 88%（令和7年度） 処遇改善等を通じ、防災・減災、国土強靱化を担う将来の建設業の担い手を確保する。 国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入 現状：未調査（令和3年度より調査） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度 → 令和7年度までの早期	同左	国土交通省
109	防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策	＜建設キャリアアップシステムの普及促進＞ 建設技能者の保有資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する建設キャリアアップシステムの普及を促進する。 ＜建設業の働き方改革の更なる推進＞ 担い手の確保に向け、新・担い手3法も踏まえた工期の適正化や施工時期の平準化等を推進することにより、働き方改革に取り組む。		同左	国土交通省
110	防災計画に資する活断層情報の解析・評価、集約・情報提供対策	災害に強い都市計画作り、防災計画策定に貢献するため、過去の地震の要因である活断層の履歴やその活動性を解析・評価し、その結果のデータベース化、情報提供を行う。	国の活断層の長期評価、地方自治体等の防災計画・地震災害に強い都市計画策定に貢献する。 断層の調査データの取得数 中長期の目標：14 断層（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 10 断層 → 14 断層（令和7年度） 活断層データベースにおける縮尺5万分の1程度での位置情報整備地点数 中長期の目標：700 地点（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 500 地点 → 700 地点（令和7年度） 火山噴火ハザードマップの作成、災害に強い都市計画作り、防災計画策定に貢献する。 噴火履歴を解明した火山地質図、噴火口図の作成数 現状：火山地質図 23 枚 中長期の目標：火山地質図 28 枚、噴火口図 2 火山（令和7年度） 本対策により、上記のうち、噴火口図 2 火山を追加する。	同左	経済産業省
111	防災計画に資する火山情報の解析・評価、集約・情報提供対策	災害に強い都市計画作り、防災計画策定に貢献するため、過去の火山噴火の履歴・活動推移・規模を解析・評価し、その結果のデータベース化、情報提供を行う。		同左	経済産業省

(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化

	対策名	対策の内容	中長期の目標	5年後の状況（令和7年度）	府省庁名 文部科学省
112	スーパーコンピュータを活用	巨大地震による長周期地震のシミュレーションによる政府の防災対策への検討に貢献す	スーパーコンピュータ「富岳」の全面共用を開始し、地震や津波による複合災害、気象現象の予測の高精度化に向けた研究		

113	<p>用した防災・減災対策</p> <p>線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策</p>	<p>国民の命と暮らしを守るため、大雨等に対する防災気象情報の高度化に向けた以下対策を実施する。</p> <p>線状降水帯の予測精度向上に向けて海上及び陸上の水蒸気量等の気象状況を把握できる観測体制・実況監視能力を強化する。</p> <p>適切な情報発表に必要な海洋気象観測船や高層気象観測施設をはじめとした各観測機器及び付帯設備更新による観測の継続性強化を行う。</p> <p>また、静止気象衛星ひまわり8号・9号の後継衛星について、2029年度をめどの運用開始に向け、2023年度をめどに後継機の製造に着手する。後継機には高密度観測等の最新技術を取り入れ、防災気象情報の高度化を図る。</p> <p>最新のスーパーコンピュータシステムの導入による計算能力を強化するとともに、解析・予測技術向上に向けた開発体制を強化する。</p> <p>線状降水帯や台風等による大雨等の被害を軽減するため、情報システムの更新等により防災気象情報の高度化を実施する。</p>		<p>に着手することで、地震・豪雨等の災害からの防災・減災対策に貢献する。</p> <p>スーパーコンピュータ「富岳」の開発の進捗率 現状：50%（令和元年度） 中長期の目標：100%（令和3年度）</p> <p>※防災・減災対策への貢献は、今後予定しているスーパーコンピュータ「富岳」共用開始後の成果創出状況、省内有識者会議での議論状況、担当省庁との連携状況等により変動する。</p>	同左	国土交通省
114	<p>高精度予測情報等を通じた気候変動対策</p>	<p>全ての気候変動対策の基盤となる気候モデルの開発等を通じた気候変動メカニズムを解明、防災対策等の気候変動適応</p>		<p>全ての気候変動対策の基盤となる気候予測データを創出し、それらのデータを含めた地球環境ビッグデータを蓄積・統合解析するDIASの利用環境を強化し、国、自治体、企業等の意</p>	同左	文部科学省

115	河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策	降雨予測の精度向上を踏まえ、河川・ダム等の諸量データの集約・ネットワーク化を図るとともに、川の防災情報等によるリアルタイム情報の充実等を実施する。 また、災害時の迅速な被災状況把握及び災害対応の強化のための情報共有システムの強化等を行う。		策に必要な気候予測データを創出する。また地球環境ビッグデータを蓄積・統合解析するDIAS（データ統合・解析システム）を活用し、浸水・洪水予測等の気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を推進する。	思決定に貢献する地球環境のデータプラットフォーム（ハブ）として、気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する。 DIASの利用者数（ユーザー登録数） 現状：6,010人（令和元年度） 中長期の目標：10,000人（令和12年度） 気候予測データの高精度化 気候変動適応策等のエビデンスとなる気候予測データ（現在5kmメッシュ）を令和3年度までに創出	国土交通省
116	港湾における災害情報収集等に関する対策	衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築するとともに、その分析結果を施設整備に反映する。		策に必要な気候予測データを創出する。また地球環境ビッグデータを蓄積・統合解析するDIAS（データ統合・解析システム）を活用し、浸水・洪水予測等の気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を推進する。	気候予測データの高精度化 気候変動適応策等のエビデンスとなる気候予測データ（現在5kmメッシュ）を令和3年度までに創出	国土交通省
117	港湾における研究開発に関する対策	国土強靱化に直結する研究開発を行うための体制を構築し、具体的な技術基準類や港湾整備に反映する。		策に必要な気候予測データを創出する。また地球環境ビッグデータを蓄積・統合解析するDIAS（データ統合・解析システム）を活用し、浸水・洪水予測等の気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を推進する。	気候予測データの高精度化 気候変動適応策等のエビデンスとなる気候予測データ（現在5kmメッシュ）を令和3年度までに創出	国土交通省
118				策に必要な気候予測データを創出する。また地球環境ビッグデータを蓄積・統合解析するDIAS（データ統合・解析システム）を活用し、浸水・洪水予測等の気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を推進する。	気候予測データの高精度化 気候変動適応策等のエビデンスとなる気候予測データ（現在5kmメッシュ）を令和3年度までに創出	国土交通省

118	地震・津波に 対する防災気 象情報の高度 化対策	国民の命と暮らしを守るため、 地震・津波に対する防災気象情 報の高度化に向けた以下に対 策を実施する。 切迫化する大規模地震発生時 にも適切に地震・津波に関する 情報発表が継続できるよう、停 電対策や通信の多重化等観測 施設の機能強化を行う。被 大規模地震や津波等による 害を軽減するため、情報シス テムの更新等により防災気象情 報の高度化を実施する。		国土強靱化のため、高度な実証実験に基づき策定される技術 基準類（約5項目）のうち、策定されたものの割合 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和16年度 → 令和10年度 計画的な地震観測施設や情報システムの更新・強化によって、 切迫化する大規模地震発生時にも住民避難等に必要となる津 波警報、緊急地震速報や地震情報等を適切に発表することが でき、それによって地震・津波災害の被害を軽減する。 津波警報の迅速かつ的確な提供 現状：地震発生から約3分を目標に津波警報を発表（平成27 年度～令和元年度）に発表した6事例のうち3事例が3 分以内、2事例が5分以内に発表 中長期の目標：地震発生から約3分を目標に津波警報を 発表できる体制を維持するとともに、デジタル化した津 波到達予想時刻や津波警報等の解除の見込み時間の提 供等、情報の高度化を図る。（令和12年度） 本対策により、「デジタル化した津波到達予想時刻 や津波警報等の解除の見込み時間の提供等、情報の高 度化を図る。」を追加。	国土強靱化のため、高度な実証実験に 基づき策定される技術基準類（約5項 目）のうち、策定されたものの割合 達成目標：40% 地震発生から約3分を目標に津波警 報を発表できる体制を維持してい るとともに、デジタル化した津波到 達予想時刻、津波警報等の解除の見込 み時間、より詳細に解析した推計震度 分布図等を提供する。	国土交通省
119	火山噴火に対 する防災気象 情報の高度化 対策	国民の命と暮らしを守るため、 火山噴火に対する防災気象情 報の高度化に向けた以下に対 策を実施する。 いつ発生してもおかしくない 火山噴火に対して、適切に噴火 に関する情報発表が継続でき るよう、停電対策や通信の多重 化等観測施設の機能強化を行 う。 噴火等による被害を軽減する ため、地下のマグマや熱水の挙 動を推定し、火山活動の推移を より適切に予測する評価手法 の高度化や情報システムの更 新等により防災気象情報の高 度化を実施する。		地震に関する情報の確な提供 現状：緊急地震速報の予測精度：85%（平成27年度～令和 元年度の平均） 中長期の目標：緊急地震速報について現状の予測精度を維 持するとともに、より詳細に解析した推計震度分布図の 提供等、情報の高度化を図る。（令和12年度） 本対策により、「より詳細に解析した推計震度分布図 の提供等、情報の高度化を図る。」を追加。 計画的な火山観測施設や情報システムの更新・強化によって、 いつ起こるか分からない火山噴火時にも住民避難等に必要 な噴火警報、噴火速報等を適切に発表することができ、それ によって火山災害の被害を軽減する。 噴火速報の迅速な提供 現状：噴火の兆候が捉えられた場合は事前に噴火警報を 発表。噴火の兆候が捉えられず事前に噴火警報を発表でき なかつた場合は、噴火発生から5分以内を目標に噴火速 報を発表（平成27年度～令和元年度）に発表した9事例 のうち8事例が5分以内に発表） 中長期の目標：噴火の兆候が捉えられた場合は事前に噴火 警報を発表。噴火の兆候が捉えられず事前に噴火警報を 発表できなかつた場合は、噴火発生から5分以内を目標 に噴火速報を発表できる体制を維持するとともに、噴火 速報発表後速やかに噴火警報の発表を行う。（令和12年 度）	噴火発生から5分以内を目標に噴火 速報を発表できる体制が維持でき ているとともに、噴火速報発表後速 やかに噴火警報の発表を行う	国土交通省

120	地震津波火山観測網に関する対策	10年以上前の設計による観測装置で、停電時に観測継続が1日に満たない旧型機器について、停電時においても1週間以上観測が継続できる新型機器に更新する。 南海トラフ地震の想定震源域のうち観測網の空白域となっている海域に、新たにケーブル式海底地震・津波観測システムを構築する。 防災対策に資する上記等の研究開発を推進する。	本対策により、「噴火速報発表後速やかに噴火警報の発表を行う。」を追加 大規模地震や豪雨災害に伴う広域・長期停電時においても、緊急地震速報や震度情報及び火山活動情報を発出し、地震・火山災害による被害を低減する。 また、新たなケーブル式海底地震・津波観測網の構築により南海トラフ大地震等発生時において適切な情報発信、防災対策に貢献する。 地震津波火山観測網の更新 現状：70%更新済み（令和元年度） 中期の目標：未更新の旧型観測装置約460点全ての更新 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度 南海トラフ海底地震津波観測網の構築 現状：海洋調査等を実施した（令和元年度） 中期の目標：高知県沖～日向灘の海域にケーブル式海底地震・津波観測網（約40点の観測点）の構築及び気象庁等へのデータ提供 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度以降 → 令和7年度	同左	文部科学省
121	国立大学等の最先端研究基盤の整備対策	国立大学や大学共同利用機関において、地震等の災害や気候変動への対応に備えた研究設備、医療等の国民生活を支える研究・情報インフラ等、国民の生活における安心・安全の確保や災害対策等に資する最先端の研究を支援する基盤となる最先端研究設備等を整備する。	地震等の災害や気候変動への対応に備えた研究設備、医療等の国民生活を支えること、国内外の多数の研究者等が安定的に研究活動を行うことができ、国民の生活における安心・安全の確保や災害対策等が期待される。 地震等の災害や気候変動への対応、医療等の国民生活を支える研究・情報インフラ等、国民の生活における安心・安全の確保や災害対策等に資する最先端の研究を支援する基盤となる最先端研究設備等の整備目標件数 中長期の目標：10件 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度	同左	文部科学省
122	被害状況等の把握及び共有のための対策	発災時の被害状況や避難勧告の発令状況等を迅速に把握し、地方公共団体等と効率的に共有するためのシステムを整備する。	発災時に迅速・的確な災害応急対策を講じる。 消防庁が被害情報の全ての項目（12）を自動収集できる都道府県数※ 現状：0都道府県 中期の目標：47都道府県 本対策による達成年次の前倒し 令和10年度 → 令和5年度 ※新たに整備する国システム（令和5年度供用開始予定）に接続できるように都道府県防災情報システムを改修した都道府県数	同左	総務省

123	<p>防災チャットボットの開発等、SIP 国家戦略に関する対策</p>	<p>被災地住民とのコミュニケーションのための「防災チャットボット」の開発や、災害動向等の解析情報の共有を行う「避難・緊急活動支援統合システム」の開発、小エリアの総合リスク評価を行い、市町村長が行う避難判断を支援する「市町村災害対応統合システム」等の開発を行う。</p>	<p>防災チャットボットの社会実装を加速する。 SIP で開発を行う「防災チャットボット」の実装自治体数 中長期の目標：10自治体（令和3年度） 20自治体（令和4年度） 100自治体（令和5年度） 令和5年度以降も更なる多数の自治体の実装を進め、より適確な被災状況の把握や避難のための適切な情報提供を実現する。</p>	同左	内閣府
-----	-------------------------------------	---	--	----	-----

(別紙5) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策実施結果一覧

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数値が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了しなかった箇所数	対策が完了しなかった箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	府省庁名
1	河川	堤防	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、バックウォーナー現象等により氾濫した場合の洪水深等やター現象等により氾濫した場合の洪水深等の緊急点検を行い、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間を有する河川について、合流部等の堤防強化対策や堤防かさ上げ等の緊急対策を実施する。	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	①国：66河川 ②都道府県等：50河川	<堤防強化対策等> ①国：約70河川 ②都道府県等：約50河川	—	—	—	国土交通省	
2	河川	河道等	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(河道等)	平成30年7月豪雨を踏まえ、樹木落葉、土砂堆積及び擁壁等による洪水氾濫の危険箇所等の緊急点検を行い、溜り田舎や屋敷前等による洪水氾濫による著しい被害が生ずる等の緊急対策として、樹木伐採・削伐及び擁壁等々の緊急対策を実施する。	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	①国：135河川 ②都道府県等：2,208河川	<樹木伐採・掘削等> ①国：約140河川 ②都道府県等：約2,200河川	—	—	—	国土交通省	
3	河川	堤防	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(堤防)	平成30年7月豪雨を踏まえ、河川の氾濫の危険性や避難の困難度等の緊急点検を行い、洪水氾濫した場合に逃げ遅れの危険性が高い河川について、成本による決壊までの時間を引き延ばす対策等の緊急対策を実施する。	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	①国：22河川 ②都道府県等：126河川	<危機管理型ハード対策等> ①国：約30河川 ②都道府県等：約130河川	【①国】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である	—	—	国土交通省	
4	河川	ダム	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(ダム)	平成30年7月豪雨を踏まえ、大雨が甚大かつ長時間継続した場合を念頭に、ダムの洪水調節機能について緊急点検を行ったところ、緊急的・集中的にダムの洪水調節機能を維持・確保するうえで、土砂流入対策が必要となるダム、ダムの操作規則の改良のために下流の改修が必要なダムについて、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急対策を実施する。	国、県、国立研究所 国、県、国立研究所 民間発注土木研究所	①国：20ダム ②県：12ダム ③調査研究等1件	①国：約20ダム ②県：約10ダム ③調査研究等数件程度	【県ダム】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である	—	—	国土交通省	
5	河川	河道等	中小河川緊急治水対策プロジェクト(再度の氾濫防止対策)	九州北部豪雨等の豪雨災害による中小河川の氾濫など、近年の中小河川で点検を行ってきた結果、近年、洪水により多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設・市役所・役場等)の浸水被害が想定される区間において、多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消するための河道の掘削等を実施する。	②都道府県 ③政令指定都市	<再度の氾濫防止対策> 都道府県等：359河川	<再度の氾濫防止対策> 都道府県等：約400河川	当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である	—	—	国土交通省	
6	砂防	砂防堰堤等	中小河川緊急治水対策プロジェクト(土砂・流木対策)	九州北部豪雨等の豪雨災害による土砂・流木の流出など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて、全国の中小河川で点検を行った結果、土砂・流木を伴う洪水により被災があった浸流で、流木捕り機能を有する砂防施設等がなく、(要配慮者利用施設・市役所・役場等)を拘束する浸流において、多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するための透通型砂防堰堤等の整備を実施する。	①国 ②都道府県	<土砂・流木対策> ①国：51浸流 ②都道府県等：489浸流	<土砂・流木対策> ①国：約60浸流 ②都道府県等：約480浸流	【①国】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である	—	—	国土交通省	
7	河川・砂防	河道砂防施設等	全国の中小河川における土砂・洪水氾濫に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、緊急的に土砂・洪水氾濫対策が必要な箇所や砂防施設等の施設配置計画等の緊急点検を行い、土砂・洪水氾濫等の発生リスクが高い、流域における土砂・洪水氾濫に付いて、流域における土砂・洪水氾濫に対応した砂防掘削・遊砂地の施設配置計画の策定や砂防堰堤・遊砂地の整備、河道断面の拡大等の緊急対策を実施する。	国、都道府県 国 国	【砂防】 ①国：91箇所 ②都道府県等：318箇所 【河川】 ②都道府県等：22河川 【調査研究等】6件	【砂防】 ①国：約90箇所 ②都道府県等：約320箇所 【河川】 ②都道府県等：約20河川 【調査研究等】数件程度	—	—	—	国土交通省	

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数値が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了にちなみ箇所数	対策が完了にちなみ箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	府省庁名
8	河川・下水道	雨水排水施設 河道等	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、内水浸水の危険性や暴風被害等の緊急対策を先行し、正命院・毛呂町など生かす命や防災上重要な施設の浸水が想定される下水道事業を実施する地方公共団体及び河川について、雨水排水施設の整備や河川改修等の緊急対策を実施する。	都道府県、国、都道府県、政令指定都市、市町村	<雨水排水施設の整備や河川改修等> 【下水道】 212地方公共団体 【河川】 ①国：12河川 ②都道府県等：85河川	【河川】 約200地方公共団体 【下水道】 約100河川 ①国：約10河川 ②都道府県等：約90河川	【河川】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である			国土交通省	
9	河川	水門・陸揚場、排水機場、ダム等	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	北海道胆振東部地震における大規模停電を踏まえ、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に、機能（操作等）を緊急点検できない恐れがあるダム等について緊急点検を行い、予備発電機の運転可能時間を満たしていない排水機場等について、予備発電機の運転可能時間延伸等を緊急対策として実施する。	【河川】 国、都道府県、政令指定都市、市町村 【ダム】 都道府県	【河川】 <現行基準を満足する電源設備の整備等> 29排水機場等 【ダム】 <予備発電機運転可能時間延伸化> 33ダム	【ダム】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である	<予備発電機運転可能時間延伸化> 1ダム		・現行基準を満たしていないダムについて、外部機関からの燃料供給が可能か体制を再検討する。 ・令和3年度完了見込み。	国土交通省	
10	河川・下水道	下水処理場、ポンプ場、排水機場	全国の雨水排水機場等の耐水化に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、全国の下水道施設等において、浸水により機能に支障があった、あるいは恐れのある施設の緊急点検を行い、浸水による機能停止リスクが非常に高い排水機場等について、河川の排水機場等について、水密扉の設置等の緊急対策を実施する。	国、都道府県、政令指定都市、市町村	<水密扉の設置等> 【下水道】 下水処理場10箇所 【河川】 排水機場24箇所	【河川】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省	
11	下水道	下水処理場、ポンプ場	全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震における大規模停電を踏まえ、全国の下水道施設（処理場、ポンプ場）において、電力供給停止時の電源の確保状況や燃料備蓄の状況等の緊急点検を行い、電力供給停止時の非常用電源等を有していない、もしくは機能が不足している施設（処理場、ポンプ場）について、非常用発電設備の設置・増強等の緊急対策を実施する。	都道府県、政令指定都市、市町村	<非常用発電設備の設置・増強等> 処理場92箇所 ポンプ場116箇所	【ポンプ場】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省	
12	下水道	下水処理場、ポンプ場	全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策	過去の大規模地震等を踏まえ、全国の下水道施設（処理場、ポンプ場）の耐震性等の緊急点検を行った結果、地震時の最低限の処理機能等が確保され、早期に河川改修等の緊急対策を実施する。	都道府県、政令指定都市、市町村	<地震時の最低限の処理機能が確保され、早期に河川改修等の緊急対策を実施する。> 処理場209箇所 ポンプ場252箇所	【ポンプ場】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省	
13	海岸	水門・陸揚場、排水機場等	全国の水門・陸揚場等（非常用発電機等）に関する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、全国の自動化・遠隔操作化された水門・陸揚場や排水機場等のうち早期に対策が必要な施設について、予備発電機の設置等の緊急対策を実施する。	【海岸】 ①国 ②管理者	20箇所	予備発電機の設置等 約20施設				農林水産省・国土交通省	
14	海岸	海岸堤防等	全国の海岸堤防等の耐震対策	緊急点検の結果を踏まえ、ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱える、堤防高や消波施設の機能が不足する海岸のうち、早期に対策の効果が上げられる緊急性の高い箇所において、高潮・津波対策等の緊急対策を実施する。	【海岸】 ①管理者 ②都道府県 【河川】 国、都道府県	【海岸】 堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等 約133箇所 【河川】 河川堤防等 17河川	【海岸】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				農林水産省・国土交通省	
15	砂防	砂防堰堤等	全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、土砂災害警戒区域等において、インフラ・ライフラインにも重大な被害を及ぼす危険箇所等の緊急点検を行い、緊急性の高い箇所について、砂防関係施設等の整備等の緊急対策を実施する。	国、都道府県	<インフラ・ライフラインの保全対策> ①国：60箇所 ②都道府県：261箇所	<インフラ・ライフラインの保全対策> ①国：約60箇所 ②都道府県：約260箇所				国土交通省	

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了しない箇所数	対策が完了しない箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	府省庁名
16	砂防	砂防堰堤等	全国の火山における火山噴火緊急対策計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策	平成30年草津白根山の噴火を踏まえ、火山災害警戒地域指定された全国の49活火山を対象に、火山噴火緊急対策計画の策定、火山噴火緊急対策計画に基づくハード対策の整備状況や火山砂防ハザードマップの策定状況や火山砂防ハザードマップの策定状況について、緊急性の高い火山について、各施策で必要な緊急対策を実施する。	都道府県	<p><火山噴火緊急対策計画の策定></p> <p>約10火山</p> <p><火山噴火緊急対策計画に基づく緊急的な対策></p> <p>約10火山</p> <p><航空レーザ測量データの取得></p> <p>約10火山</p> <p><火山砂防ハザードマップの作成></p> <p>約10火山</p> <p><リアルタイムハザードマップの整備></p> <p>約10火山</p>	<p><火山噴火緊急対策計画の策定、火山噴火緊急対策計画に基づく緊急的な対策、レーザ測量データの取得、火山砂防ハザードマップの作成、リアルタイムハザードマップの整備></p> <p>当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である</p>				国土交通省	
17	砂防	砂防堰堤等	全国の土石災害警戒区域等における沿岸におおむね避難の確保に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、土砂災害に伴い被害が生じると、避難に困難が生じる箇所等に関する緊急点検を行い、緊急性の高い箇所について、砂防関係施設等の整備等を実施する。	都道府県	<p><沿岸の確保対策></p> <p>①国：約50箇所</p> <p>②都道府県：約570箇所</p>					国土交通省	
18	海岸	海岸堤防等	全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、地震の発生リスクが高く重要な背後地を有する高層の箇所において、早期に対処可能な緊急性の高い箇所について、耐震調査、耐震対策等の緊急対策を実施する。	都道府県	<p>【海岸】</p> <p>耐震調査 120箇所</p> <p>耐震対策 46箇所</p> <p>調査研究等 1件</p> <p>【河川】</p> <p>河川堤防等 44河川</p>					農林水産省・国土交通省	
19	市街地	市街地	地震時に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策	重点的に不燃化を図るべき地域として、防火規制が実施されている地域において、集中的に不燃化を促進するとともに、避難地・避難経路を確保し、地震時に著しく危険な密集市街地の最低限の安全性を確保する。	都道府県 政令指定都市 市区町村	<p>2,365ha</p>	<p>当初想定していた実施箇所数について概算したところ、地震時に著しく危険な密集市街地が既に解消されない地域、緊急的に実施すべき事業がない地域の存在が明らかになったことから、そのような地区を実施箇所数から除いたため。</p>	<p>919ha (R2年度末で残存する危険な密集市街地のうち防火規制が実施されている地域)</p>		<p>危険な密集市街地の最低限の安全性確保を進めるため、今後は、全地域において、実施する事業の内、区・街区・スケジュール等を詳細にまとめた「地区カルテ」を作成し、国と地方公共団体が一体的に海神管と地方公共団体が一体的に海神管の公共施設の整備や老朽建築物の除去等のハード対策を促進する。また、ハード面の整備の加速化や危険な密集市街地の一層の安全性の向上を図るため、防火規制等の設置や防災マップの作成、避難訓練等の実施等の地域防災力の向上に資するソフト対策を促進する。</p> <p>面積：おおむね解消（令和12年度）</p> <p>地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率：100%（令和7年度）</p>	国土交通省	
20	市街地	避難路	ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策	所有者等に対し、ブロック塀等の安全確保に関する積極的な周知を地域にお願いし、ブロック塀等の安全対策への支援を行う。	都道府県 政令指定都市 市区町村	<p>特定行政庁433団体</p>						国土交通省

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	所管庁名
21	教育	学校施設等 学校施設等	学校施設等の耐震性及び劣化対策に関する緊急対策	北海道道東部地震等を踏まえ、全国の学校施設等を対象とする重中・初等中等教育の震害が懸念される重根・外巻、内巻、天巻等について、耐震性や劣化状況に係る緊急点検の調査対策等に課題があり、非構造部材内の耐震対策等の緊急性の高い学校施設等を国が支援して改善する緊急対策を実施する。	学校施設等の設置者	6500校相当分	約5,400校相当(※) ※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設	当初目標を超過した緊急点検の課税時点からさらさらに対策が必要な学校数が増え、それらに対してはも予算措置を行ったため				文部科学省
22	教育	学校施設等	学校施設等の耐震化に関する緊急対策	北海道道東部地震等を踏まえ、全国的に発生した地震による被害が懸念される重根・外巻、内巻、天巻等について、耐震性や劣化状況に係る緊急点検の調査対策等に課題があり、非構造部材内の耐震対策等の緊急性の高い学校施設等を国が支援して改善する緊急対策を実施する。	学校施設等の設置者	6500校相当分	約5,400校相当(※) ※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設	当初目標を超過した緊急点検の課税時点からさらさらに対策が必要な学校数が増え、それらに対してはも予算措置を行ったため				文部科学省
23	教育	学校施設等	学校施設等の耐震化に関する緊急対策	北海道道東部地震等を踏まえ、全国的に発生した地震による被害が懸念される重根・外巻、内巻、天巻等について、耐震性や劣化状況に係る緊急点検の調査対策等に課題があり、非構造部材内の耐震対策等の緊急性の高い学校施設等を国が支援して改善する緊急対策を実施する。	学校施設等の設置者	6500校相当分	約5,400校相当(※) ※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設	当初目標を超過した緊急点検の課税時点からさらさらに対策が必要な学校数が増え、それらに対してはも予算措置を行ったため				文部科学省
24	教育	学校施設等	学校施設等の耐震化に関する緊急対策	北海道道東部地震等を踏まえ、全国的に発生した地震による被害が懸念される重根・外巻、内巻、天巻等について、耐震性や劣化状況に係る緊急点検の調査対策等に課題があり、非構造部材内の耐震対策等の緊急性の高い学校施設等を国が支援して改善する緊急対策を実施する。	学校施設等の設置者	6500校相当分	約5,400校相当(※) ※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設	当初目標を超過した緊急点検の課税時点からさらさらに対策が必要な学校数が増え、それらに対してはも予算措置を行ったため				文部科学省
25	教育	学校施設等	学校施設等の耐震化に関する緊急対策	北海道道東部地震等を踏まえ、全国的に発生した地震による被害が懸念される重根・外巻、内巻、天巻等について、耐震性や劣化状況に係る緊急点検の調査対策等に課題があり、非構造部材内の耐震対策等の緊急性の高い学校施設等を国が支援して改善する緊急対策を実施する。	学校施設等の設置者	6500校相当分	約5,400校相当(※) ※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設	当初目標を超過した緊急点検の課税時点からさらさらに対策が必要な学校数が増え、それらに対してはも予算措置を行ったため				文部科学省
26	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策	北海道道東部地震等を踏まえ、全国的に発生した地震による被害が懸念される重根・外巻、内巻、天巻等について、耐震性や劣化状況に係る緊急点検の調査対策等に課題があり、非構造部材内の耐震対策等の緊急性の高い学校施設等を国が支援して改善する緊急対策を実施する。	社会福祉施設の設置者	6500校相当分	約5,400校相当(※) ※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設	当初目標を超過した緊急点検の課税時点からさらさらに対策が必要な学校数が増え、それらに対してはも予算措置を行ったため				厚生労働省

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了にしない箇所数	対策が完了にしない箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	府省庁名
27	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等の緊急対策	平成30年大阪北部地震を踏まえ、プロロック等の向震事故を防止し、利用者等の安全確保を確保するため、社会福祉施設等のプロロック等の安全点検の結果を踏まえ、プロロック等の安全点検の結果を踏まえ、安全性に問題がある施設について、プロロック等の改修整備の緊急対策を実施する。	<児童関係施設等><介護関係施設等><その他関係施設等> 市 都道府県、市区町村(指定市、中核市を含む)	<児童関係施設等> 129箇所 <介護関係施設等> 84箇所 <介護関係施設等> 511箇所 <その他関係施設等> 21箇所	安全点検の結果、安全性に問題があったプロロック等を設置している施設約7,025箇所 <児童関係施設等> 約3,526箇所 <介護関係施設等> 約1,564箇所 <介護関係施設等> 約1,857箇所 <その他関係施設等> 約78箇所	間接補助制度であるため、自治体や設置者における財政上の理由等により、令和2年度末までに実施することができない施設があるため。	<児童関係施設等> 3397箇所 <介護関係施設等> 1480箇所 <介護関係施設等> 1,346箇所 <その他関係施設等> 20箇所	○	厚生労働省	
28	防衛	自衛隊施設	自衛隊施設等の緊急対策	平成30年大阪北部地震を踏まえ、民有地・公道に接する自衛隊施設の敷地境界を対象に、プロロック等の外観の安全点検を行い、現行の建築基準法に適合せず、安全性に問題がある、または、老朽化が進んでいプロロック等の緊急対策を実施する。	国	プロック等の撤去及びフェンスへの整備：114箇所	プロック等の撤去及びフェンスへの整備：114施設					防衛省
29	農業	ため池	ため池に関する緊急対策	平成30年7月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、全国のため池を緊急点検したことも、ため池対策検討作業チームを立ち上げ、防災重点ため池の運送基準等を見直した。これらを踏まえ、非常時にため池の改修等の緊急対策を実施する。	国 都道府県、市町村、土地改良区	ため池の整備：979箇所	下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池約1000箇所(見込み)					農林水産省
30	治山	治山施設	国土強靱化緊急森林対策(治山施設)	平成30年7月豪雨等により山地災害が多発していることを踏まえ、山腹崩壊や渓流の荒廃等が発生しており、災害につながるおそれがある山地災害危険地区において、その危険状況、既存施設の健全度の緊急点検を行い、緊急的に対策が必要な箇所において、治山施設の設置等により、荒廃山地の復旧・予防対策を実施する。	国 都道府県	570箇所	治山施設の設置等：約600箇所					農林水産省
31	治山	海岸防災林(簡便トラブ地帯) 海岸防災林(簡便トラブ地帯) 海岸防災林(簡便トラブ地帯) 海岸防災林(簡便トラブ地帯)	国土強靱化緊急森林対策(海岸防災林)	台風21号等による高潮被害が発生していることを踏まえ、海岸防災林において、その生育状況、付帯施設の健全度の緊急点検を行い、簡便トラブ地帯の底下した海岸防災林において、簡便トラブ地帯の設置等に必要となるため、簡便トラブ地帯の整備を実施する。	国 都道府県	45.61km	海岸防災林の整備：約50km					農林水産省
32	治山・森林	治山施設 森林	国土強靱化緊急森林対策(治水対策)	平成29年九州北部豪雨による治水災害を踏まえ、緊急点検により抽出された、緊急的な集約的に治水対策が必要な箇所において、治水対策を実施する。	国 都道府県、市町村等	646箇所	緊急的・集中的に治水対策が必要な地区：約700箇所					農林水産省

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数値が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了にちなみ箇所数	対策が完了にちなみ箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	府省庁名
33	森林	森林	国土強靱化緊急森林対策(森林整備対策)	平成30年7月豪雨等により山相災害が多発していること、山相災害の危険性が高い地区等の周辺森林に占めて、その荒廃状況、林道の健全性、巡回路機能の緊急点検を行い、以下の対策を実施する。 <森林整備> 実施した森林の間伐や森林の緊急造成等を図る。 <林道改良> 林道の危険性が高い林道の改良整備法道機能の確保を図る。	国 都道府県 市町村 等	<森林整備> 2,082箇所 <林道改良> 306箇所	<森林整備> 荒廃した森林における間伐等の森林整備：約2,000箇所 <林道改良整備> 林道の改良整備：約300箇所					農林水産省
34	環境	公園事業施設等	自然公園等施設に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全国の自然公園事業等に関する緊急点検を行い、人命や国土荒廃の防止の面で課題がある施設や317カ所について、人命に及ぼす影響を軽減し、緊急退避所となる避難小規模等の改修、国土強靱化等に関する緊急対策を実施する。	国、都道府県、市町村	国立公園(34公園) 236カ所、国定公園等(56公園) 69カ所、国民公園(4公園) 12カ所	国立公園(34公園) 約255カ所、国定公園等(56公園) 約60カ所、国民公園(4公園) 約10カ所					環境省
35	河川	氾濫防止施設	休廃止氾濫氾濫防止等工事に関する緊急対策	休廃止氾濫の集積場の耐震化調査で耐震基準に不適合であった集積場の対策工事、及び外周部有識者による耐震点検委員会にて早急に対処すべき緊急対策工事等のうち、特に緊急性の高い事業について対策を実施することにより、農地・森林等の被害による国土の荒廃を防止する。	地方公共団体	集積場対策工事：4カ所 抗道対策工事：1カ所	集積場対策工事：4カ所 抗道対策工事：1カ所			令和3年度以降も、5か年加速化対策において引き続き事業を実施し、令和6年度までに対策を完了する見込み。		経済産業省
36	森林	森林	指定管理鳥獣被害等に関する緊急対策	指定管理鳥獣(ニホンジカ等)の生息数の増加、生息域の拡大により森林等における被害等の被害が深刻化しており、それに伴う表土流出等の国土荒廃を防ぐため、生息密度が特に高い地域等について、都道府県等による積極的な捕獲等を実施する。	指定管理鳥獣捕獲等事業等を府県等	45箇所	適正な生息密度管理のため、生息密度が特に高い地域を予定					環境省
37	市街地・道路	市街地、道路等	地籍調査緊急対策	近年の気象の急激な変化に伴う土砂災害や洪水等を踏まえ、土砂災害警戒区域等の今後が想定される地域において、市町村等を重点的に交付する。	市町村等	土砂災害や洪水等の被災想定区域 376k㎡	土砂災害や洪水等の被災想定区域 約360k㎡					国土交通省
38	道路・河川・砂防	道路、河川、砂防等	長期相続登記等未了土地解消に係る緊急対策	道路整備及び治水、砂防対策等の事業の表土や迅速な復旧・復興に支障を及ぼしている所や迅速な復旧・復興に支障を及ぼしている所や迅速な復旧・復興に支障を及ぼしている所や迅速な復旧・復興に支障を及ぼしている所	国	長期相続登記等未了土地解消作業に着手した土地：318,190筆 ※R3.3.31現在	長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策：約14万筆	作業に着手した土地において、登記名義人の生存が死亡後3か年が経過していない土地等が相当数含まれていないため、当初の想定より多くの土地について作業を実施することとなった。 なお、実施箇所数はR3.3.31現在の数字である。				法務省
39	防衛	自衛隊施設	自衛隊施設に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震等を踏まえ、自衛隊施設のうち、災害対応における重要な拠点について、耐震化対策、老朽化対策及び自家発電機の設置状況等の緊急点検を行い、自衛隊の迅速かつ適切な任務の遂行に支障を生じる恐れのある施設が判明したことから、耐震化対策に係る整備、老朽化対策に係る整備及び電力供給能力向上に係る整備を実施する。	国	<耐震化対策に係る整備> 9施設 <老朽化対策に係る整備> 44施設 <電力供給能力向上に係る整備> 29施設	<耐震化対策に係る整備> 対象施設：9施設 <老朽化対策に係る整備> 対象施設：44施設 <電力供給能力向上に係る整備> 対象施設：29施設					防衛省

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	府省庁名
40	防衛	防衛関係資機材等	自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策	災害派遣における救急活動に必要な資機材等について、老朽化に起因した機能上の不具合や、救急活動の充実に資機材等を踏まえ、速やかに整備する必要があることから、機能上の不具合等がある資機材等が置かれていた全国の駐屯地等、資機材等の整備、通信機器等の整備及び車両等の整備に係る緊急対策を実施する。	国	<資機材等の整備> 148駐屯地等 <通信機器等の整備> 218駐屯地等 <車両等の整備> 111駐屯地等	<資機材等の整備> 対象施設：老朽化に起因した機能上の不具合等がある資機材等が置かれていた全国の駐屯地等 <通信機器等の整備> 対象施設：老朽化に起因した機能上の不具合等がある通信機器等が置かれていた全国の駐屯地等 <車両等の整備> 対象施設：老朽化に起因した機能上の不具合等がある車両等が置かれていた全国の駐屯地等	-	-	-	防衛省	
41	警察	災害対策に必要な資機材	警察における緊急対策に必要な資機材に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害対策に必要な資機材の整備状況を踏まえ、緊急点検を行い、災害時における救出救助、行方不明者の捜索、被災地の安全確保等の業務に適切に対応するための資機材の充実強化の必要性が認められた都道府県警察について、救命ボート、バックホウ等の災害対策に必要な資機材を整備する緊急対策を実施する。	国 都道府県	全47都道府県警察における災害対策に必要な資機材	全47都道府県警察における災害対策に必要な資機材	-	-	-	警察庁	
42	警察	警察用航空機等	警察用航空機等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察用航空機、警察用船舶及び警察用車両の整備状況について緊急点検を行い、早急に更新が必要な老朽化が進んだ警察用航空機、警察用船舶、警察用車両について、更新整備を行う緊急対策を実施する。	国	<航空機整備> 警察用航空機2機 警察用船舶3隻 <車両整備> 警察用車両 3,740台	<航空機整備> 警察用航空機 警察用船舶3隻 <車両整備> 警察用車両 約3,800台	<航空機整備> 警察用航空機を当初4機導入する予定であったところ、そのうち2機については、新型コックピットディスプレイ感染症の拡大により、年度内での海外からの機体の納入が困難になったもの。	-	-	警察庁	
43	警察	警察用航空機の資機材	警察用航空機の資機材に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の警察用航空機の資機材等について、災害対応能力等の観点から点検を行い、夜間飛行能力等の整備の必要性が判明した16都道府県警察及び山形県警察の資機材の整備について、これら資機材の整備を行う緊急対策を実施する。	国	<夜間飛行用資機材整備> 資機材整備が必要な16都道府県警察 <救難救助用車体整備機材整備> 全47都道府県警察	<夜間飛行用資機材整備> 資機材整備が必要な16都道府県警察 <救難救助用車体整備機材整備> 全47都道府県警察	-	-	-	警察庁	
44	警察	通信施設	警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、無線中継所について耐震強度を踏まえ、無線対応能力等の観点から緊急点検を行い、建替えの必要性が判明した11か所及び非常用電源設備の更新の必要性が判明した約180か所について必要な措置を講じる緊急対策を実施する。	国	<耐震強度不足の無線中継所の建替え(整備)> 1か所 <非常用電源設備の更新> 175か所	<耐震強度不足の無線中継所の建替え(整備)> 1か所 <非常用電源設備の更新> 約180か所	-	-	-	警察庁	
45	警察	通信機器等	警察情報通信設備・機器に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察情報通信設備・機器等について耐年劣化、災害対応能力等の観点から緊急点検を行い、設備・機器の更新、増強の必要性が認められた全47都道府県警察及び各地方機関について、災害対応能力が強化された無線システムへの更新等の緊急対策を実施する。	国	全47都道府県、各地方機関における警察情報通信設備・機器	全47都道府県、各地方機関における警察情報通信設備・機器	-	-	-	警察庁	
46	警察	警察施設	警察施設の耐災害性等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察施設に設置する緊急点検を行い、建替えや耐震改修の必要性が判明した警察署等について必要な措置を講じる緊急対策を実施する。	国 都道府県	<警察施設の老朽化対策> 建替え又は耐震改修：警察署等37施設 <非常用電源設備の整備・改修> 警察署等7施設	<警察施設の老朽化対策> 建替え又は耐震改修：警察署等約40施設 その他の設備等の改修：約80施設 <非常用電源設備の整備・改修> 警察署等約10施設	変更後の事業計画に基づいて引き続き対策を実施し、令和3年9月頃に完了見込み	<警察施設の老朽化対策建替え又は耐震改修：警察署等1施設>	-	警察庁	

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了に達しない箇所数	対策が完了に達しない箇所への対応方針	目標の達成に向けての検討が必要	府省庁名
47	消防	車両等	大規模風水害・土砂災害・火災・緊急消防活動に関する緊急対策	平成30年7月豪雨での浸水地域における救助活動や夏冬の過酷な気象条件下での早期活動、北海道胆振東部地震での土砂崩れ等に備え、北海道や土砂崩れ活動に関する特殊車両など、効果的な消防活動に必要な車両・資機材を整備するとともに、消防機材の対人能力向上のため、実践的な実動訓練を行う緊急対策を実施する。	国	津波・大規模風水害対策車 19台 中型水陸両用車及び搬送車 4台 重機及び重機搬送車 28台 高機能救命ボート 48台 映像伝送システム 1式 教育訓練用資機材 1式	津波・大規模風水害対策車 中型水陸両用車及び搬送車 重機及び重機搬送車 高機能救命ボート 映像伝送システム 教育訓練用資機材	—	—	—	—	総務省
48	消防	車両等	大規模災害に対応するための中核的消防活動に関する緊急対策	近年多発する大規模災害を踏まえて、被害状況での早期把握・孤立地域での救助活動などについて活用される消防・防災ヘリコプターの運用の安全性向上と航空消防体制の充実強化を図る緊急対策を実施する。	国	地上端末の配備等 57台 警音機能の追加 1式	<地上端末の配備等> 50台程度 <警音機能の追加> 1式程度	—	—	—	—	総務省
49	消防	車両等	地域防災力の向上に関する消防活動に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等における消防団の救助活動において、災害が広範囲にわたる、現場の機動力や救助用資機材の不足が課題となつたことから、消防団の災害対応能力の向上を図るため、訓練用の車両・資機材の無償貸付を行うとともに、資機材の配備を促進させる緊急対策を実施する。	国、市町村（消防団）	<車両貸付> 188市町村 <資機材配備> 802市町村等に補助金を交付決定済。	<車両貸付> 200市町村程度 <資機材配備> 1,719市町村	<資機材配備> 当初想定は、補助の対象となり得る全ての市町村の数（最大値）としていたため、事業を実施する市町村等に対し、順次補助金を交付しており、緊急対策実施予定の全ての市町村等で資機材の配備を完了。	—	—	—	総務省
50	災害対応基礎施設	庁舎	災害対策本部設置庁舎及び災害対応機能確保に関する緊急対策	既往災害を契機に毎年実施している調査結果を踏まえ、業務継続性の確保に課題のある地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の非常用電源の確保並びに耐震化に関する緊急対策を実施する。	地方公共団体	<非常用電源> 34災害対策本部設置庁舎 162消防庁舎 <耐震化> 33災害対策本部設置庁舎 142消防庁舎	<非常用電源> 140災害対策本部設置庁舎程度 352消防庁舎程度 <耐震化> 60災害対策本部設置庁舎程度 490消防庁舎程度	・自治体における財源確保に向けた調査が捗らなかつたため ・建築物の中長期総合計画等との整合により、対策期間内に事業着手できなかったため	<非常用電源>106災害対策本部設置庁舎 188消防庁舎 <耐震化> 27災害対策本部設置庁舎 348消防庁舎	○	総務省	
51	災害対応基礎施設	海上保安施設	海上保安施設に関する緊急対策	平成30年台風21号等に伴う豪雨災害及び北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害対応に必要となる船舶・航空基地・老朽化船舶・陸上通信施設等の整備並びに耐震化に関する緊急対策を実施する。	国	<老朽化対策等が必要施設整備の整備> (1) 船舶基地1箇所 (2) 航空基地11箇所、船舶基地60箇所、陸上通信施設等86箇所 <業務継続のための設備の設置等が必要施設整備の整備> (1) 陸上通信施設等25箇所 (2) 船舶基地1箇所、航空基地14箇所	<老朽化対策等が必要施設整備の整備> (1) 目視により施設に亀裂等を発見し、及び現に雨漏り等不具合を生じている船舶基地5箇所 (2) 老朽化・冠水・設備不備により業務支障のある海上保安施設・航空基地約10箇所、船舶基地約60箇所、陸上通信施設等約90箇所 <業務継続のための設備の設置等が必要施設整備の整備> (1) 陸上通信施設等約30箇所 (2) 航空基地5箇所、船舶基地約10箇所	当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である	—	—	—	国土交通省

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了にちなまない箇所数	対策が完了にちなまない箇所への対応方針	目標の達成に向けての検討が必要	所管庁名
52	病院	国立大学附属病院施設等	国立大学附属病院等施設の重要インフラに関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、国立大学附属病院等施設を対象に、重要インフラ設備(自家発電設備等)の点検・点検後の点検を行う、洪水による浸水など災害発生後の医療継続に重大な支障が生じ得る病院等について、自家発電設備等に対する浸水対策等を実施する国立大学附属病院等を国が支援するなどにより改善する緊急対策を実施する。	国立大学附属病院等	4箇所 国立大学附属：3機関+QST病院：1機関	6箇所	【国立大学附属病院】 2機関の現場状況を詳細に確認したところ、当該設備が浸水の想定された区域外にあり緊急対策は不要となった。				文部科学省
53	病院	発電施設	災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策	災害時において、病院の診療機能を3日程度維持するために必要な非常用自家発電設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。	民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター	20箇所 ※令和3年3月12日時点の交付決定件数	125病院	125病院のうち、災害拠点病院に指定されている94病院について令和2年4月1日時点における現状を確認したところ、45病院が整備済み、18病院が優先協定の締結により対応済み又は令和2年度内に対応予定、8病院が整備中又は整備予定、14病院が対応方針未定との優先協定の締結により対応した医療機関については、非常用自家発電設備の増設等を行う必要がないため、当初想定を下回ったものと考えられる。				厚生労働省
54	病院	給水設備	災害拠点病院等の給水設備等の強化に関する緊急対策	病院の診療機能を3日程度維持するために必要な非常用自家発電設備等の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。	民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター	25箇所 ※令和3年3月12日時点の交付決定件数	124病院	124病院のうち、災害拠点病院に指定されている101病院において令和2年4月1日時点における現状を確認したところ、45病院が整備済み、42病院が優先協定の締結や井戸水の活用により対応済み又は令和2年度内に対応予定、14病院が対応方針未定との回答であった。このため整備済み及び優先協定の締結や井戸水を活用する医療機関については、給水設備の強化を行う必要がないため、当初想定を下回ったものと考えられる。				厚生労働省
55	病院	医療機関	在宅の人工呼吸器使用患者の緊急対応策	長期停電時においても自力での移動が困難な在宅患者の使用する人工呼吸器が稼働できない患者を診ている医療機関に対して、簡易自家発電装置等の整備経費の一部を支援し、停電時に患者に貸し出しの体制を整備する。	医療機関	1,052人 (交付申請があった全医療機関から申告されている対象患者数)						厚生労働省
56	病院	病院	病院の耐震整備に関する緊急対策	未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救命建物を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(1s値0.3未満)を有する病院等の耐震整備に対する支援を行う。	民間等の病院 【災害拠点病院や救命救急センター等の救命医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(1s値0.3未満)を有する病院】	61箇所 ※令和3年3月12日時点の交付決定件数	50箇所 ※当該緊急対策も踏まえ、病院全体の耐震化率80%以上の達成を目指す。	医療機関が積極的に耐震整備事業を活用したことに伴い、当初想定を上回ったものと考えられる。				厚生労働省
57	通信	情報システム	広域災害・緊急医療情報システムを活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策	災害時に被災した医療機関の支援に必要な情報を十分に把握するため、広域災害・緊急医療情報システム(EMIS)の操作性・機能の改善、情報入力項目の追加等のシステム改修等を行う。	民間等の病院 【災害拠点病院や救命救急センター等の救命医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(1s値0.3未満)を有する病院】	1箇所	広域災害・緊急医療情報システム(EMIS)一式					厚生労働省
58	病院	医療情報バックアップシステム	国立大学附属病院の医療情報バックアップシステムに関する緊急対策	日本大震災を契機として、医療情報のバックアップを行うことの必要性がこれまで以上に認識され、平成24年度補正予算におけるバックアップ装置の導入も参照システムの構築後、定期的にバックアップを行っていましたが、設置後時間が経過し、データの増大やサーバー等の更新超過に対応するため、これらシステムの更新・機能強化等の緊急対策を実施する。	国立大学法入東 京大学	45箇所	国立大学附属病院：45箇所					文部科学省

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了に達しない箇所数	対策が完了に達しない箇所への対応方針	目標の達成に向けての検討が必要	府省庁名
74	災害対応 基盤施設	自家発電設備、受変電設備等	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策	平成30年台風21号、北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の自家発電設備、受変電設備等について緊急点検を行い、大規模停電や豪雨災害等の大規模災害が生じた際に、浸水や容量不足、故障などによる災害応急活動への支障の発生を防止し、緊急にハード対策が必要な官庁施設について、支障のおそれる設備の緊急対策を実施する。	国	・自家発電設備、受変電設備改修等 13箇所	・自家発電設備、受変電設備改修等 15施設程度	—	—	—	—	国土交通省
75	災害対応 基盤施設	庁舎自家発電施設	国土交通省の庁舎自家発電施設の緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震による北海道全域の停電を踏まえ、庁舎自家発電施設の状況等について緊急点検を行い、災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす危険箇所が判明した施設について、施設改修の緊急対策を実施する。	国	災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす庁舎自家発電施設：1カ所	災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす庁舎自家発電施設：1カ所	—	—	—	—	国土交通省
76	観測	監視設備(沖ノ島)施設	沖ノ島島の監視設備の電源系統冗長性等に関する緊急対策	【沖ノ島島】 台風第8号による監視設備の損傷を踏まえ、沖ノ島島の監視・観測設備等について緊急点検を行い、沖ノ島島で現在実施している観測拠点施設の新築に合わせ、通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等の緊急対策を実施する。	【沖ノ島島】 ①国	1箇所	通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等の必要な設備	—	—	—	—	国土交通省
77	人材	各種インフラ等	防災、減災、国土強靱化を国土建設業の担い手確保等に関する緊急対策	建設技術者の高齢化が急速に進む中、防災・減災、国土強靱化の推進に支障を来さないよう、社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの活用等の処遇改善による担い手の確保、生産性向上等を進める。これららの取組について、改正建設業法を踏まえ緊急的に実施する。	国	全国で実施中	全国	—	—	—	—	国土交通省
78	災害対応 基盤施設	官邸、緊急時対応センター、緊急基盤応急対策拠点施設(OFC)	固定衛星通信設備等に関する緊急対策	平成30年台風21号を踏まえ、緊急時の対応拠点となる官邸、ERC、OFC等に設置している固定衛星通信設備の緊急点検を行い、異常はなかったが18拠点に緊急性が高い経年劣化が確認されたため、速やかに異常気象等にも耐えうる設備更新の緊急対策を実施した。新設する1拠点についても上記を踏まえ実施した。また、8拠点は経年劣化が見受けられたことから今後3ヶ年で設備更新を実施する。 また、平成30年7月豪雨等の一連の自然災害を踏まえ、全国のオフサイトセンターに対する被害状況や脆弱性の緊急点検を行ったところ、建設、治水、土砂災害による被害が想定され、対策が行われていない施設が6施設判明したため、治水対策施設や砂防施設の整備等の緊急対策を実施する。	国 道府県	<固定衛星通信設備の整備> 対策実施：27拠点 <OFC整備> への対策実施：6施設	<固定衛星通信設備の整備> 対策実施：27拠点 <OFC整備> への対策実施：6施設 自然災害による被害のおそれがあるOFCへの対策実施：6施設	—	—	—	—	環境省・内閣府

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	府省庁名
79	災害対応 基盤施設	モニタリングポスト	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震による停電及び台風21号による水害の影響により生じた、原子力事故の緊急時防護措置用等のモニタリングポストの一時停止や伝送遅れの不具合の発生を踏まえ、道庁が所有するモニタリングポストの電源及び通信の設備の構成、代替電源の利用を行った場合や浸水した場合やモニタリングポストの保護を求めている点を確認した。その結果、停電時に非常電源の点検を行ったことの結果、停電時に非常電源が正常に動作していることと判断された。また、モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策として、非常電源の点検や点検記録の確保、モニタリングポストの電源及び通信の機能維持に関する緊急対策を実施することにより、災害時のモニタリングポストの機能維持に必要な電源及び通信の多重化等の対応方針を実施する。	道庁	<モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化(緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> (電源) 142件 (通信) 111件 <電子式線量計等の通信の多重化(緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> (通信) 716件	<モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化(緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> (電源) 約140件 (通信) 約140件 <電子式線量計等の通信の多重化(緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> (通信) 約720件	必要性を再検討した結果、一部については既存設備で代替できると判断した。				環境省・内閣府
80	災害対応 基盤施設	放射線測定設備・質機材等	モニタリングポストに関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、同様の緊急発生時に備えるために、放射線測定設備・質機材を確保し、モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策を実施することにより、災害時のモニタリングポストの機能維持に必要な電源及び通信の多重化等の対応方針を実施する。	道庁	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> ②<モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備> ③<モニタリングポスト等の更新、質機材の確保> ④<モニタリングポスト等の更新、質機材の確保>	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> ②<モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備> ③<モニタリングポスト等の更新、質機材の確保> ④<モニタリングポスト等の更新、質機材の確保>				環境省	
81	災害対応 基盤施設	放射線防護施設、原子力災害医療施設等	放射線防護施設に関する緊急対策	自然災害の発生により原子力災害が発生した際に、安全に一時避難可能な屋内避難を行うための施設や原子力災害医療施設・設備等を整備する等の緊急対策を実施する。	道庁	<放射線防護対策等事業> 10道府県241件 <原子力災害医療施設等整備事業> 10道府県18件	<放射線防護対策等事業> 10道府県約20件 <原子力災害医療施設等整備事業> 11道府県約15件					内閣府
82	通信	通信インフラ	通信インフラに関する緊急対策	平成30年7月豪雨等大規模自然災害を踏まえ、通信インフラの機能維持を確保し、災害時の通信機能の確保を図り、災害時に確実に通信できる体制を構築するための緊急対策を実施する。	道庁	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> ②<モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備>	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> ②<モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備>					内閣府
83	通信	情報システム設備	アラートに関する緊急対策	アラートの地域化や他団体の連携等の緊急対策を実施し、災害時のアラートの発信状況を把握し、必要な対応策を講ずる。	道庁	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> ②<アラート集約システム(テレメータ)の更新、改修、11式> ③<モニタリングポスト等の整備>	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> ②<アラート集約システム(テレメータ)の更新、改修、約10式> ③<モニタリングポスト等の整備>				総務省	
84	災害対応 基盤施設	多言語音声翻訳基盤技術	災害時の多言語音声翻訳基盤技術に関する緊急対策	平成30年台風21号及び北海道胆振東部地震において、訪日外国人等に對する多言語での避難情報等の提供が不十分な面があったため、適切な避難行動が困難な事態が発生したことから、情報提供基盤の技術強化に向けて多言語音声翻訳基盤技術の高度化を図る。	道庁	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> ②<アラート集約システム(テレメータ)の更新、改修、11式> ③<モニタリングポスト等の整備>	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> ②<アラート集約システム(テレメータ)の更新、改修、約10式> ③<モニタリングポスト等の整備>					総務省
85	通信	通信施設	パブリックビューイングに関する緊急対策	パブリックビューイングの活用による避難情報の提供を促進し、災害時の避難情報の提供を促進する。	道庁	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> ②<アラート集約システム(テレメータ)の更新、改修、11式> ③<モニタリングポスト等の整備>	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> ②<アラート集約システム(テレメータ)の更新、改修、約10式> ③<モニタリングポスト等の整備>					総務省

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了に達しない箇所数	対策が完了に達しない箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	府省庁名
86	通信	防災行政無線	高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、豪雨災害時に速やかに避難することを目指す地域に於いて、避難勧告等の確実な情報伝達に高い高齢者世帯等への確実な情報伝達を確保する市町村について、個別受信機等を配備することにより、情報伝達の確実性を向上させる緊急対策を実施する。	市町村	104団体	250市町村程度	事業実施環境を整えることが困難であったことや、効果的な配備方法等について技術的知見が不足している等の課題により、実施箇所数が当初の想定よりも増えなかったため。	145箇所	希望する市町村に対して国から戸別受信機の無償貸付による配備の支援や、実機を用いたデモンストラレーションを行う等の取組を進めるほか、引き継ぎ、地方行政措置による財政支援、各種会議等による技術的支援、各種会議の場を通じた広報啓発等により、早期の対策完了が図られるよう、積極的に市町村の取組みを促していく。	○	総務省
87	観測	陸域・海城に於ける地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策	陸域・海城に於ける地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の地震火山観測点及び海底地震・津波観測網等について電力・断・回線断等の際のバックアップ体制やシステム上の堅牢性等について緊急点検を行い、故障している観測点の復旧や、緊急時に常時観測の継続に支障をきたす恐れのある観測点の更新及び観測システムの計画の早期着手の緊急対策を実施する。	国立研究開発法人防災科学技術研究所	<地震観測網の復旧・更新> Hi-net 68箇所、F-net 10箇所、K-NET12箇所 <南海トラフ海底地震津波観測網の構築> 高知県沖～日向灘の海域(箇所数表記は困難)	<地震観測網の復旧・更新> Hi-net 約70箇所、F-net 約10箇所、K-NET約120箇所 <南海トラフ海底地震津波観測網の構築> 高知県沖～日向灘の海域(箇所数表記は困難)					文部科学省
88	観測	観測・監視・通信施設、官庁施設	全国の水文観測・監視施設の緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の河川的水文観測・監視施設等を対象に観測・通信機能の安全性等の緊急点検を行い、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所、河川監視カメラ等について、浸水・停電対策を実施する。	都道府県、国、都道府県、政令指定都市	□水文観測所 ・水文観測所の浸水対策 国管理河川：163箇所 都道府県管理河川：375箇所 ・水文観測所の停電対策 国管理河川：168箇所 都道府県管理河川：429箇所 □監視施設、庁舎等 ・河川監視カメラの停電対策 国管理河川：299箇所 ・河川監視カメラの夜間監視不良対策 214箇所 ・整備局間の通信の増強 9地方整備局等 ・非常用電源設備の増強 9事務所、57中継所 ・大容量小型移動無線の配備 9地方整備局等、128事務所	□水文観測所 ・水文観測所の浸水対策 国管理河川：約200箇所 都道府県管理河川：約100箇所 ・水文観測所の停電対策 国管理河川：約200箇所、 都道府県管理河川：約400箇所 □監視施設 ・河川監視カメラの停電対策 国管理河川：約300箇所 ・河川監視カメラの夜間監視不良対策 約200箇所 ・整備局間の通信の増強 10地方整備局等 ・非常用電源設備の増強 9事務所、約60中継所 ・大容量小型移動無線の配備 10地方整備局等、約150事務所	【水文観測所、監視施設】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
89	河川	情報収集	緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、複数河川で同時に被災が生じた場合又は連続して発生する台風などに対する情報収集体制についての緊急点検を行い、複数河川で同時に被災が発生した場合等の情報収集体制に課題がある水系について、白紙通過後直後のリコスターによる情報収集ができない強風下においても飛行可能な全大口径ドローンの整備、災害発生後の二次被害防止のため情報収集効果の高い陸上・水中ドローンの整備の緊急対策を実施する。	国	全大口径ドローン 35台 陸上水中レザードローン：国管理河川 11台	全大口径ドローン 約30台 陸上水中レザードローン：国管理河川 約10台	【全大口径ドローン】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了しにらない箇所数	対策が完了しにらない箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	府省庁名
90	河川	情報基盤	河川情報の提供方法・手段に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、住民自らの行動に結びつく水害警報ハザード・リスク情報共有の方法・手段等について緊急点検を行う。監視や周知が必要となる河川の緊急点検、河川情報の空白地域の河川等について、河川情報の空白地域を把握し、河川情報や危険情報を提供するための緊急対策を実施する。	国、都道府県、政令指定都市、市町村	<切迫性のある河川情報の提供> ・監視や周知が必要な河川の危険性が高い箇所 ① 柳井河川監視カメラ等の設置（国：1,676箇所） ② 柳井河川監視カメラ等の設置（都道府県：2,341箇所） 水害リスクラインの構築（一級水系） <分かりやすい河川情報の提供> ・情報の一元化の観点から提供する内容の改善が必要なシステム（川の防災情報、D I M A P S、浸水ナビ等） 都道府県管理河川：1,500河川 <空白地帯のない河川情報の提供> ・洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップが未作成の自治体等 都道府県：145河川 市町村：784市町村 ・異常洪水時防災操作を考慮したダム・下流域の浸水想定区域図等が必要なダム ①国：120ダム ②県：199ダム	<当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由> 【ダム下流浸水想定区域図・国】当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である	<空白地帯のない河川情報の提供> 【ハザードマップ】18市町村 【ダム下流浸水想定区域図・県】6ダム	【洪水ハザードマップ】令和3年度末までに作成が完了するよう、市町村に対する技術的支援等を実施。 【ダム下流浸水想定区域図・県】ダム下流浸水想定区域図を対象としたダムの洪水調節方法や浸水の緊急点検方法について、河川管理者や沿川住民への回覧、普請カレンの吹鳴訓練を実施。令和4年度完了見込み（令和3年度においては過去に浸水被害が大きかった河川を優先的に実施）。	国土交通省		
91	下水道	情報基盤	全国の内水浸水に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、内水浸水による人命への影響が懸念される地下街を有する地区について、想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップの作成状況等の緊急点検を行ったところ、作成していない地方公共団体について、想定最大規模の内水ハザードマップ等の作成の緊急対策を実施する。	都道府県、政令指定都市、市町村	<想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ等の作成> 16地方公共団体	<当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である>				国土交通省	
92	海岸	情報基盤	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策	■観測体制 ①国 ②管理者 (調査研究等) 国 ■浸水想定等の推進 ②都道府県 ■高潮・津波ハザードマップ ③市町村 ■浸水ナビのデータ拡充 ①国	■観測体制 26施設 2件 ■浸水想定 28海岸・都道府県 ■ハザードマップ 23市町村 ■浸水ナビのデータ拡充 ①国	観測体制の強化 約30施設 調査研究等 2件 浸水想定公表 高潮：2020年度までに約30海岸・都道府県 ハザードマップ： 2020年度までに約50市町村	■浸水想定 6海岸・都道府県 ■ハザードマップ 20市町村	■浸水想定 令和3年度末までに確実に公表できるよう、毎月フォローアップを行うなど進捗管理を徹底しつつ、都道府県への技術的支援や先行事例の情報提供等を実施。 ■ハザードマップ 令和3年度末までに確実に作成が完了するよう、毎月フォローアップを行うなど進捗管理を徹底しつつ、市町村への技術的支援や先行事例の情報提供等を実施。	農林水産省、国土交通省			
93	砂防	情報基盤	土砂災害対策に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の都道府県及び市町村並びに気象庁において、土砂災害へのソフト対策の取組状況の緊急点検を行い、災害リスク情報の整備が不十分な都道府県及び市町村では、基礎調査の実施、土砂災害ハザードマップの作成、気象庁では、土砂災害警戒判定メッシュの高精度化の緊急対策を実施する。	国、都道府県、市町村	<基礎調査> 基礎調査の完了： 38,640箇所 <ハザードマップ> 土砂災害ハザードマップの整備：245市町村 土砂災害警戒判定メッシュの整備・改訂が必要なシステム	■基礎調査 約4万箇所 <ハザードマップ> 土砂災害ハザードマップの整備：約250市町村	■土砂災害警戒判定メッシュ <土砂災害警戒判定メッシュの提供・改訂が必要なシステム>		国土交通省		

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和5年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への対応方針	目標の達成に向けての検討が必要	所管庁名
94	観測	観測・監視・通信施設、官庁施設	全国の火山の監視カメラ等の緊急対策	平成30年草津白根山の噴火を踏まえ、全国の火山周辺等の監視カメラ等を対象に、電源・通信等の機能確保体制について緊急点検を行い、機能確保体制が脆弱な箇所について、監視カメラ等の通信回線や電源設備の多重化、通信・電源の状況を確認するシステムの整備等の緊急対策を実施する。 長期間噴火活動を休止している火口の監視体制について緊急点検を行い、噴火の発生が把握出来ない火口を有する火山について、火山監視カメラ等の整備の緊急対策を実施する。 平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、庁舎の非常用電源の設備状況を緊急点検を行い、非常用電源の不足により庁舎機能が一部停止する箇所について、庁舎の非常用電源の増強等の緊急対策を実施する。	国、都道府県	<カメラの通信回線や電源設備の多重化、電源状況確認機能整備> 監視カメラの電源設備・通信回線の多重化：約150箇所 <火山監視カメラ等の整備> 8箇所 <庁舎の非常用電源整備> 予備電源設備の整備：5箇所	<カメラの通信回線や電源設備の多重化・電源状況確認機能整備> 監視カメラの電源設備・通信回線の多重化：約150箇所 <監視カメラ等の整備>：約10箇所 <庁舎の非常用電源整備> 予備電源設備の整備：約10箇所	【監視カメラ等の整備、庁舎の非常用電源】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である。			国土交通省	
95	観測	気象・地震等観測施設	気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、気象・地震等の観測施設を対象に、災害時の継続性に係る緊急点検を行い、大雨・台風・地震等による被害等による影響を及ぼすおそれのある施設について、機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備を実施する。	国	<観測施設の機能強化> 気象レーダーの整備：9箇所 地域気象観測システム等の整備：1097箇所 <電源の強化> 観測機器非常用電源設備等の整備：857箇所 <通信の強化> 観測機器非常用通信設備等の整備：22箇所 <代替施設の整備> 可搬型観測装置等の整備：71式	<通信の強化> 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である。			国土交通省		
96	観測	気象業務を維持するための拠点施設	気象業務を維持するための拠点施設を維持するための緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、気象業務を維持するための拠点施設を対象に、災害時の継続性に係る緊急点検を行い、大雨・台風・地震等による被害等による影響を及ぼすおそれのある施設について、機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備を実施する。	国	電源設備・情報通信設備の整備 66箇所	自家発電設備・情報通信設備の整備 ：約70カ所				国土交通省	
97	観測	地震・火山監視・観測する施設	電子基準点網の緊急対策	北海道胆振東部地震や草津白根山の噴火等、相次ぐ自然災害を踏まえ、地震変動補完機能強化による地震変動監視等のための緊急対策を行う	国	電子基準点の移設：5件 電子基準点網等の強化：1029件 衛星SARによる地殻変動監視等の代替・補完機能強化：4件 電子基準点網等の運用に関する危機管理体制の強化：必要な体制について検討を実施	(1) 電子基準点の移設 案件数 (2) 電子基準点網等の強化 千件数 (3) 衛星SARによる地殻変動監視等の代替・補完機能強化 案件数 (4) 電子基準点網等の運用に関する危機管理体制の強化 必要な体制について引き継ぎ検討				国土交通省	

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了にちなまない箇所数	対策が完了にちなまない箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	府省庁名
98	宅地	情報基盤	宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する緊急対策	<p><滑動崩落対策> 全国の液状化ハザードマップの作成・公表、大規模盛土造成地等の調査を実施すること、人命にもつなぐ滑動崩落被害に対する事前対策を促進する。</p> <p><液状化対策> 全国の液状化ハザードマップの作成・公表及び高度化を行うことで、人命にもつなぐ液状化被害に対する事前対策を促進する。</p> <p><インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等> インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等、インフラ面緊急対策の優先順位の検討等に活用する。</p>	<p>新潟府県、政令指定都市、市町村、国土研究開発法人、国土研究開発研究所、建築研究所</p>	<p><滑動崩落対策> 大規模盛土造成地マップの作成・公表 ：593市区町村 大規模盛土造成地の調査 ：431市区町村 ※この他69市区町村については、地方公共団体が交付金により実施</p> <p><液状化対策> 液状化ハザードマップの作成・公表 ：1,741市区町村 液状化ハザードマップの高度化 ：2市区町村</p> <p><インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等> 9件</p>	<p><滑動崩落対策> 大規模盛土造成地マップの作成・公表 ：約600市区町村 大規模盛土造成地の調査 ：約500市区町村</p> <p><液状化対策> 液状化ハザードマップの作成・公表 ：約1,350市区町村 液状化ハザードマップの高度化 ：約350市区町村</p> <p><インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等> 数十箇所程度</p>	<p><液状化対策> 「液状化ハザードマップの作成・公表」の実施箇所は、当初想定では新たに着手する予定の約1,350市区町村であったが、全国統一的なマップ整備が実施推進に有利と判断したことから、既にマップ作成済みの箇所(約350市区町村)を含む(全国1,741市区町村)について作成・公表を実施。このマップの作成・公表により、結果として当初想定していた高精度化部分(マップ作成方法の統一)を対応。(マウ)うえで、「液状化ハザードマップの高度化」については、地方公共団体から実施要請があった2箇所を実施し、個別の地域情報(災害時の避難行動)における留意点等の追加等の部分についてさらなる高度化を実施。</p> <p><インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等> 「液状化ハザードマップの高精度化等」については、発注業務を最大数十件程度と見込んでいたが、業務の一本化等により9件の業務発注により実施。</p>			国土交通省	
99	電力	発電設備・送配電網	電力インフラの強靭化に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震によって北海道全域の大半が停電(ブラックアウト)が発生したことを受け、電力広域的連携推進機関に設置された第三者委員会における検証作業等も踏まえ、現行の法令等に照らし問題となる設備はないことと、一部において運用面での対策を講ずることとで全体としてはブラックアウトの再発を防止できることが確認された。その上で、更なる電力供給の強靭化に向けて、供給力・予備力の確保や地域間連系の強化等に加え、電力・ガス、燃料の安定供給や、サブライムの生産拠点等の経済活動が継続できるようシステム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。	<p>北海道県、民間事業者、個人</p>	<p>約56万kw</p>	<p>約55万kw</p>				経済産業省	
100	電力	風力発電設備	風力発電の安全確保に関する緊急対策	事故の原因究明の結果、原因は主に事業用風力発電設備の保安体制であることが判明したため2019年6月13日に、原因究明の結果から得られた対策である①風車の制御のための電源の確保 ②適切な保安管理体制の構築 ③停止・廃止の際の安全の確保について、指示し、7月末までに全ての事業者から報告を受けた。	<p>発電事業者</p>	<p>2300基</p>	<p>約700基の内数</p>	<p>事故の原因究明の結果、原因が当時想定していた基礎の強度不足ではないことが判明したこと、事故のあった700基を含む、全国の事業用風力発電設備2,300基に拡大した。</p>			経済産業省	
101	燃料	出入荷設備	製油所・油槽所に関する緊急対策	全国の製油所(22箇所)、油槽所(110箇所)について、停電時出荷能力や強靭化(液状化・津波対策)の進捗の緊急点検を行ったところ、製油所、油槽所の非常用発電設備の整備、増強や更なる強靭化対策を進めていく必要があることから、これらの実現に必要な緊急対策を実施する。	<p>石油精製事業者等</p>	<p>74箇所</p>	<p>65箇所</p>	<p>各社が必要性をふまえて精査を行った結果による修正</p>	<p>31箇所(液状化対策(※非常用発電設備の整備・増強は、概ねすべて完了))</p>	<p>令和3年度予算での対応。令和3年度完了予定。</p>	経済産業省	

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	府省庁名
109	農業	乳業施設	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等の対象に緊急点検を行い、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、生乳の供給を確保する。	指定生乳生産者団体、乳業者等(都道府県、農協など地域の関係者と連携)	全国で10ブロック	全国で10ブロック	—	—	—	農林水産省	
110	農業	肉用施設	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等の対象に緊急点検を行い、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、生乳の供給を確保する。	指定生乳生産者団体、乳業者等(都道府県、農協など地域の関係者と連携)	全国で10ブロック	全国で10ブロック	—	—	—	農林水産省	
111	農業	酪農家	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等の対象に緊急点検を行い、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、生乳の供給を確保する。	指定生乳生産者団体、乳業者等(都道府県、農協など地域の関係者と連携)	全国で10ブロック	全国で10ブロック	—	—	—	農林水産省	
112	農業	食肉処理施設	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等の対象に緊急点検を行い、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、食肉の供給を確保する。	食肉処理業者	各都道府県	各都道府県	昨年8月に再度、全ての食肉処理施設に対して、緊急点検と関係の調査を実施したところ、すべての食肉処理施設において、非常用電源設備の導入が可能な施設を確保している。	—	—	農林水産省	
113	農業	農業用ハウス	農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策	近年の豪雨、台風、大雪等の多発と被害拡大を踏まえ、ハウスの緊急点検を行い、老朽化等により対策が必要な農業用ハウスの判別したため、被害防止計画を策定した上で農業用ハウスの補強等の対策を実施する。	都道府県	8,773ha	約9,000 ha	—	—	—	農林水産省	
114	漁業	防波堤、荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設等	荷運や防災上重要な漁業関係施設に関する緊急対策	流通や防災上重要な漁業関係施設等の対象に緊急点検を行い、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、食肉の供給を確保する。	国、都道府県、市町村等	58漁港	約60漁港	—	—	—	農林水産省	
115	水道	水道施設(取・浄・配水場)	全国の水道施設(取・浄・配水場)に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上下水道事業者等に対して、重要度の高い水道施設(1)停電、(2)土砂災害、(3)浸水、(4)耐震化が断水発生によるおそれがある浄水場等)について、耐震化が必要となる浄水場等)について、自家発電設備の設置等の緊急対策を2020年度までに実施する。	都道府県、市町村、市町村、市町村等の上下水道事業者及び水道用水供給事業者	<停電対策> 139カ所 <土砂対策> 94カ所 <浸水対策> 147カ所 <耐震対策> 3% 配水場の耐震化率: 4%	<停電対策> 84カ所 <土砂対策> 55カ所 <浸水対策> 77カ所 <耐震対策> 3% 配水場の耐震化率: 4%	施設が完了にならない箇所については、水道事業者等に對して今後の施設整備計画への位置づけをさせるなどの指導等を行っていく。	<停電対策> 55カ所 <土砂対策> 39カ所 <浸水対策> 70カ所	〇	厚生労働省	
116	水道	水道管路	全国の水道管路に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上下水道事業者等に対して、水道管路の災害対応状況について緊急点検を行い、2020年度までに耐震化すべき基幹管路(約8,600km)について、耐震化を現在以上の1.5倍に加速させる緊急対策を実施する。	都道府県、市町村等の上下水道事業者及び水道用水供給事業者	基幹管路の耐震化: 4,600km	約4,600km	—	—	—	厚生労働省	

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了にちなまない箇所数	対策が完了にちなまない箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	所管庁名
117	水道	工業用水道施設	工業用水道に關する緊急対策	平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等における被害状況を踏まえ、全工業用水道事業(243事業)を対象に、洪水による浸水対策、非常用電源設備に関する緊急点検を行い、浸水、耐震化対策等の必要のある事業が判明したため、緊急対策を実施する。	工業用水道事業者(地方公共団体)	142箇所	約140事業	3か年計画策定後、強靱化対策事業の執行を進めてきたが、耐震化対策については、工業用水道事業者において施設更新計画の策定が進められた結果、当初想定されていたような箇所数が増加しなかった。非常用電源設備の対策については当初より前倒しで実施すること等を想定していたが、前述の追加の耐震化工事が優先された結果、前倒し分を達成できなかったため、当初の目標を達成できなかった。	7箇所	(浸水対策、非常用電源設備の対策)も(2)達成できなかった対策については、昨年12月に閣議決定された国土強靱化5か年対策の中で継続して対策を行っていくことで達成される予定。また、3か年対策ではBCP等のソフト対策の策定の促進が不十分であったこと、区画を踏まえ、5か年対策では工業用水道事業のBCP等の策定率を100%とすることを目標としており、工業用水道政策委員会において、工業用水道政策促進委員会において議論も踏まえつつ、経済産業省と連携し、公表状況を定期的に把握し、公表等を行うこと、BCP等と連携した効果的な工業用水道強靱化を事業者等に促進させる予定、令和7年度	経済産業省	
118	電力	独立行政法人所有施設	大規模災害時の危険性が高い独立行政法人所有施設等の緊急対策	国立研究開発法人産業技術総合研究所(産総研)及び独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)の全国の施設において、著しく老朽化している設備等の更新・改修を行う。これにより、民間企業との共同受託研究・法執行支援業務、試験評価業務等を継続的に実施できる環境を早急に整備すること、業務停滞による企業社会経済活動への影響を防止する。産総研では、電力関連設備、給排水関連設備等の改修、NITEでは、老朽設備の改修工事、大型蓄電池システムでの試験評価施設における試験設備等を行う。	国立研究開発法人、国立研究開発法人等	【産総研】(老朽化対策)電力関連設備及び給排水関連設備並びに空調設備の改修、外壁・屋根・内装設備の更新:3カ所(つくばセンター、中部センター、関西センター)【NITE】(老朽化対策)電源設備及び蒸気配管等の更新:4カ所(本所、かずさ、九州支所、東北支所)<作業準備機整備>大阪事業所:1カ所	【産総研】(老朽化対策)電力関連設備及び給排水関連設備並びに空調設備の改修、外壁・屋根・内装設備の更新:3カ所(つくばセンター、中部センター、関西センター)【NITE】(老朽化対策)電源設備及び蒸気配管等の更新:4カ所(本所、かずさ、九州支所、東北支所)<作業準備機整備>大阪事業所:1カ所	—	—	—	経済産業省	
119	教育	国立大学、国立研究開発法人等施設・設備等	国立大学法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策	平成30年大坂北部地震等を踏まえ、国立大学、国立研究開発法人等施設等を対象に、重要インフラ設備(自達巻梯設備等)の保守状況等の緊急点検を行ったこと、研究活動の中断、データ消失、試験機材の破損や安全確保対策等のためのインフラ設備の更新、最重要研究設備の改修・整備等を実施する緊急対策を実施する。	国立大学法人、国立研究開発法人等	<国立大学法人等>78法人<国立研究開発法人等>6法人	(国立大学法人等)82法人(国立研究開発法人)6法人	—	—	—	文部科学省	
120	教育	国立大学、国立研究開発法人等施設・設備等	国立大学等における最先端研究に関する緊急対策	近年多発する災害による超精密機器の破損や情報ネットワークの断線などを踏まえ、国内内外の多数の学生や研究者が防災・減災に関する最先端の研究活動を行う基礎となる研究インフラについて、被害の抑止・最小化など、災害対策が急務となっており、このため、大規模災害の発生に備え、山等等の環境変動観測システムや膨大なデータを瞬時に流通・利活用できる情報インフラ設備等の研究基盤の整備を実施する。	国立大学及び大学共同利用機関	国立大学法人10法人、大学共同利用機関法人3法人	国立大学10法人、大学共同利用機関法人	—	—	—	文部科学省	
121	教育	国立大学等	国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた緊急対策	災害発生時における情報通信の確保や人命保護等に係る対策を講じるため、国立大学法人等の基盤的インフラ設備の整備の緊急対策を実施する。	国立大学等	災害対策が必要な国立大学等の基盤的インフラ設備の整備件数:12箇所	国立大学等:12箇所	—	—	—	文部科学省	

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への対応方針	目標の達成に向けての検討が必要	府省庁名
122	環境	廃棄物処理施設	大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援及び一般廃棄物処理施設の整備に関する緊急対策	平成30年大阪北部を震源とする地震等を防ぎ、廃棄物処理計画の緊急点検を行い、災害発生時に必要となる自治体独自の対応となるよう自治体や、災害時の一般廃棄物処理計画について、全国8ブロックから各15自治体(計約120自治体)・災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理計画の策定促進が必須な自治体:148自治体	国、自治体及び事務組合	・災害廃棄物処理計画の策定促進が必須な自治体:148自治体 ・災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理施設:137施設	・災害廃棄物処理計画の策定促進については、都道府県のリーダースhipの中小規模自治体を対象とした事業を進めた結果、148の自治体で処理計画の策定の作成が完了した。 ・災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理計画については、防災機能的な自治体からの要望が多かったため。					環境省
123	環境	特定支障除去等事業地	産業廃棄物不回収措置に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を受けて、不法投棄等による汚染が大雨等で流出するリスク(地下水汚染除去工事箇所の近隣地における土砂崩落等)が判明したことから、こうした災害の発生に備えるために、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき5ヶ所の産業廃棄物の不法投棄等事業を実施する。	都道府県等	土壌・地下水の有害物質による汚染等の除去等対策:5箇所	平成10年6月16日以前に不法投棄等事業で平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た都道府県等による特定支障除去等事業(5箇所)					環境省
124	環境	プラスチックリサイクル設備	災害に強いリサイクル設備(省CO2型リサイクル高高度化設備)整備促進緊急対策	平成30年7月豪雨等における災害廃棄物対応の教訓を踏まえ、回線の災害の発生に備え、災害時におけるリサイクル拠点にプラスチックリサイクル体制の拡充・強化のための新規設備を導入することにより、災害に強く、より高度なリサイクル体制整備を行う緊急対策を実施する。	民間のリサイクル業者等	161箇所	災害時の基礎的なリサイクル拠点約240箇所	当初想定していたよりも、1箇所あたりの事業規模が大きくなったため。なお、事業規模が大きくなったことにより、1箇所あたりの廃プラリサイクル量も増加している。				環境省
125	環境	浄化槽	全国の浄化槽に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の単独浄化槽及び合併浄化槽の設置状況(設置後経過年数、破損、漏れ等)について緊急点検を行い、約400万基ある単独浄化槽のうち廃棄物処理施設整備計画に基づき転換すべき単独浄化槽が残存していることが判明した。浄化槽が破損することにより土壌や地下水への大腸菌群の流出等、生活環境の悪化リスクが増加し、伝染病等の発生につながる。浄化槽の整備等の緊急対策を実施する。	国、地方公共団体および個人事業者	単独処理浄化槽:1.9万基	単独処理浄化槽:約1.9万基	単独処理浄化槽(基数は暫定値)				環境省
126	環境	浄化槽	浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震の発生を受けて、浄化槽の破損等の報告があった。長期間稼働している浄化槽は災害が発生した場合の破損リスクが大きくなり土壌や地下水への大腸菌群の流出等、生活環境の悪化リスクが増加し、伝染病等の発生につながる。浄化槽の補修・更新を計画的に行い、更新及び維持管理に係る費用を削減するための各自治体向けに長寿命化計画策定のガイドラインを作成する調査(単独処理浄化槽の強度試験や構造解析等)を実施する等の緊急対策を実施する。	国	〈国がガイドラインを公表する対象自治体〉 浄化槽整備事業を行っている都道府県、市町村	浄化槽整備事業を行っている都道府県、市町村					環境省

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数値が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了しにらない箇所数	対策が完了しにらない箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	所有庁名
127	環境	PB処理施設	JESCO高濃度PCB処理施設に関する緊急対策	平成30年大阪北部を震源とする地震及び平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、JESCO高濃度PCB処理施設の設備等の点検を行い、処理の安全性を確保し、設備の故障リスクを低減するとともに地元住民の安全・安心を確保するために早期に補修・改修が必要な設備等が判明したため、当該設備等の補修・改修を行うとともに、施設の健全かつ適切な状況回復を促す等の緊急対策を実施する。	JESCO等	JESCO高濃度PCB処理施設（5カ所）	JESCO高濃度PCB処理施設（5カ所）	—	—	—	—	環境省
128	環境	PB処理施設 保管事業場	PCB早期処理のための緊急対策	平成30年大阪北部を震源とする地震及び平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、こうした災害に備えるために、未把握の高濃度PCB廃棄物及び使用製品が未だに市中に多数残されているといった課題に対応し、災害時のPCB廃棄物の紛失リスクを低減するため、各都道府県、政令市における高濃度PCB廃棄物及び使用製品の早期処理を促す等の緊急対策を実施する。	国	各都道府県、政令市（127自治体）	各都道府県、政令市（122自治体）	—	—	—	—	環境省
129	空港	滑走路、誘導路、エプロン	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（基本施設）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、橋脚や排水施設等の設計条件等の緊急点検を行った結果、部分的な低下等により必要な確保高を確保できていない施設や浸水の可能性が懸念されたため、浸水のリスクを低減するための対策を実施する。また、液状化の可能性が懸念されることなどが確認された滑走路等については、所要の耐震対策を実施する。	国、民間	<橋脚の嵩上げ> <関西国際空港を含む4空港> <排水機能の強化> <関西国際空港を含む5空港> <滑走路等の耐震対策> 3空港	<橋脚の嵩上げ・排水機能の強化> <関西国際空港を含む6空港> <関西国際空港を含む6空港> <排水機能の強化：関西国際空港を含む5空港> <滑走路等の耐震対策> 3空港	—	—	—	—	国土交通省
130	空港	管制施設、電源局舎、無線施設	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（無線施設等）	平成30年右衛門21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、無線施設の電源設備等の緊急点検を行った結果、一部の施設において浸水の可能性があることが判明したため、施設への止水設備や無線施設の被災時の代替機能確保等の緊急対策を実施する。	国、民間	<無線施設の電源設備等の浸水対策> 6空港 <非常用発電設備等の設置> 8空港	<無線施設の電源設備等の浸水対策> <関西国際空港を含む6空港> <非常用発電設備等の設置> 関西国際空港を含む8空港	—	—	—	—	国土交通省
131	空港	ターミナルビル、燃料施設	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（ターミナルビル）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、ターミナルビルの非常用電源・電気設備の設備点検等の緊急点検を行った結果、一部の設備が地下に設置されており、浸水の可能性があることが判明したため、電源設備等の浸水対策を図る。また、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、ターミナルビル等の耐震対策の実施状況等の緊急点検を行った結果、補強が必要な吊り天井が確認されたため、所要の対策を図る。	民間	<ターミナルビルの電源設備等の浸水対策> 7空港 <ターミナルビルの吊り天井の安全対策> 12空港	<ターミナルビルの電源設備等の浸水対策> <ターミナルビルの吊り天井の安全対策> 約12空港	—	—	—	—	国土交通省
132	空港	空港アクセス	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（空港BCP）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、空港全体としての機能維持・復旧に必要な業務継続計画（BCP）について見直しを行う。	国、民間	<空港BCPの見直し> 16空港	<空港BCPの見直し> 約16空港	—	—	—	—	国土交通省
133	航空交通	管制施設、電源局舎、無線施設	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（航空路施設）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、管制施設の電源設備・電気設備の設置状況等の緊急点検を行った結果、一部の施設において浸水の可能性があることが判明したため、施設への止水設備設置による浸水対策を実施する。	国	<管制施設の電源設備等の浸水対策> 6施設	<管制施設の電源設備等の浸水対策> 6施設	—	—	—	—	国土交通省

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合その理由	3か年緊急対策により完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	所管庁名
134	海上交通	航路標識	全国の航路標識に関する緊急対策（電源設備）	平成30年の北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の船舶通航信号所を対象に、現状の予備電源保持時間短縮の緊急点検を行い、予備電源保持時間の基準を満たしていない等、課題がある施設について、基幹に対応した予備電源設備の整備に関する緊急対策を実施する。	国	船舶通航信号所の予備電源設備の整備：21箇所	電源保持時間の基準を満たしていない等、課題がある予備電源設備：約20箇所	—	—	—	国土交通省	
135	海上交通	航路標識	全国の航路標識に関する緊急対策（海水浸入防止対策等）	平成30年の台風24号等による灯台の倒壊・損壊を踏まえ、全国の灯台について、亀裂や基礎部の緊急点検を行い、倒壊等の蓋然性の高い灯台について、倒壊等を防止するために必要な緊急対策を実施する。	国	海水浸入防止対策 ①FRP造の灯台：280箇所 ②鉄筋コンクリート造灯台：50箇所 海城監視体制の強化：5箇所（重複除く）	海水浸入防止対策 ①FRP造の灯台（基礎部アンカー留め）で海水浸入防止対策が必要な施設：約250箇所 ②鉄筋コンクリート造灯台で亀裂が深い箇所：約50箇所 海城監視体制の強化等が必要な海城：5箇所	当初想定していた実施箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である	—	—	国土交通省	
136	道路	信号機	信号機電源付加装置に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の信号機電源付加装置の整備・保守状況等に係る緊急点検を行い、動作不良の状態にあるものを含め、今後優先して更新・整備を行うべき箇所が確認できたことを踏まえ、災害による停電が発生した際でも道路交通に大きな混乱が生じることのないよう、既設に約1,000台の信号機電源付加装置を更新・整備する緊急対策を実施する。	都道府県	信号機電源付加装置の整備：1,031台	信号機電源付加装置約1,000台	—	—	—	警察庁	
137	道路	道路法面・盛土等	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）	道路法面・盛土対策等を行うことで、豪雨による土砂災害等の発生を防止する。	国、高速道路会社、地方自治体	道路法面対策等：2,030箇所	道路法面対策等：約2,000箇所	—	—	—	国土交通省	
138	道路	排水施設等の道路構造物	排水施設等の道路構造物に関する緊急対策	冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等	国、高速道路会社、地方自治体等	冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等：1177箇所 冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等：202箇所	冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等：約1,200箇所 冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等：約200箇所	—	—	—	国土交通省	
139	道路	消波ブロック等の道路構造物	道路における消波ブロック等の道路構造物に関する緊急対策	道路越波防止対策やネットワーク整備による冠水能力を向上させることで冠水による被害を防止する。	国、地方自治体	道路越波防止対策やネットワーク整備：88箇所	道路越波防止対策やネットワーク整備：約80箇所	—	—	—	国土交通省	
140	道路	橋梁、道の駅等	橋梁・道の駅に関する緊急対策	橋梁の耐震対策の実施により、地震による倒壊のリスクを低減する。	国、高速道路会社、地方自治体	橋梁の耐震対策の実施：597箇所 道の駅の耐震対策の実施：27箇所	橋梁の耐震対策の実施：約600箇所 道の駅の耐震対策の実施：約30箇所	—	—	—	国土交通省	
141	道路	踏切	全国的踏切に関する緊急対策	踏切の耐震対策の実施により、倒壊のリスクを低減する。	国、地方自治体、鉄道事業者	踏切の耐震対策の実施：22箇所	踏切の耐震対策の実施：約200箇所	当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である	2箇所	有識者を変えた検証委員会を開催し、令和2年度に事業再評価を実施。工期短縮を検討しつつ整備を進め、令和4年度の立体交差化を予定。	国土交通省	

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への対応方針	目標の達成に向けて検討が必要	府省庁名
151	港湾	内貿ユニットロードターミナル	全国の主要な内貿ユニットロードターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成20年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な内貿ユニットロードターミナルの緊急点検を行う、水対策等の課題がある施設について、浸水対策、停電対策、耐震対策、港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	港湾管理者 国、港湾管理者	コンテナ流出対策：2施設、電源浸水対策：2施設、フェリー可動橋停電対策：11施設、耐震対策：4施設、港湾BCPの充実化：66港	コンテナ流出対策：2施設、電源浸水対策：2施設、フェリー可動橋停電対策：11施設、耐震対策：4施設、港湾BCPの充実化：約65港	—	—	—	国土交通省	
152	港湾	クルーズターミナル	全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成20年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要なクルーズターミナルにおいて、地震時の情報提供体制等の緊急点検を行う、地震時の情報提供体制の課題がある施設について、情報提供体制の確保や港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	港湾管理者等 国、港湾管理者	情報提供体制の確保：2箇所、港湾BCPの充実化：39港	情報提供体制の確保：2箇所、港湾BCPの充実化：約40港	—	—	—	国土交通省	
153	港湾	緊急物資輸送ターミナル	全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成20年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な緊急物資輸送ターミナルにおいて、地震時の緊急物資輸送に十分対応できない恐れがある等の課題がある施設について、耐震強化岸壁の整備や港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	港湾管理者 国、港湾管理者	耐震強化岸壁の整備：12施設、港湾BCPの充実化：72港	耐震強化岸壁の整備：約10施設、港湾BCPの充実化：約70港	当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である。	—	—	国土交通省	
154	港湾	臨港道路（橋梁・トンネル含む）	全国の主要な臨港道路に関する緊急対策	平成30年台風21号、平成20年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な臨港道路において、トンネルの冠水対策等の緊急点検を行う、トンネルの冠水リスク、橋梁の地震リスク、道路の液状化リスク等の課題がある施設について、トンネルの冠水対策、橋梁の耐震強化対策、港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	港湾管理者 国、港湾管理者	トンネルの冠水対策：3施設、橋梁の耐震対策：15施設、道路の液状化対策：5施設、港湾BCPの充実化：85港	トンネルの冠水対策：2施設、橋梁の耐震補強：約15施設、道路の液状化対策：5施設、港湾BCPの充実化：約85港	—	—	—	国土交通省	
155	港湾	防波堤	全国の主要な防波堤に関する緊急対策	平成30年台風21号後の24号、25号、更には過去の大規模風浪や地震、津波等の被災状況を踏まえ、主要な防波堤において、高潮・高波、津波に対する構造物の安定確保等の緊急点検を行い、高潮・高波リスク、津波堤の補強や港湾BCPの充実化等の緊急対策を実施する。	港湾管理者 国、港湾管理者	高波、高潮対策：11施設、津波対策：6施設、港湾BCPの充実化：67港	高潮・高波対策：約10施設、津波対策：5施設、港湾BCPの充実化：約65港	—	—	—	国土交通省	
156	海岸・港湾	海岸・港湾施設等	海岸・港湾施設等に関する緊急対策	漂流・漂着物の回収・処理等を行うことにより、再漂流や散品を防止し、船舶の航行や漁業操業、交通インフラに支障が生じること防止する。	都道府県、市町村	漂流・漂着物等の回収・処理等：40都道府県	37都道府県の海岸・港湾	—	—	—	環境省	
157	通信	通信施設	携帯電話基地局に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の主要な携帯電話基地局を対象に、予備電源の整備状況等の緊急点検を行い、被災状況の把握から応急復旧の初期対応等に課題があったため、迅速な応急復旧のため、また通信事業者において、応急復旧手段である車載型基地局等の増設を実施する。	通信事業者 国、通信事業者	7組織、150台	通信事業者の自助努力により、当初想定以上の車載型基地局等の増設を行ったため、 約100台	通信事業者の自助努力により、当初想定以上の車載型基地局等の増設を行ったため、 約100台	—	—	総務省	

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により完了しない箇所数	対策が完了しない箇所への対応方針	目標の達成に向けての検討が必要	所管庁名
158	放送	地上放送施設	地上基幹放送設備に関する緊急対策	地上基幹放送事業者の親局及び主要な中継局等の予備電源設備の設置状況について緊急点検を行ったところ、調査対象の全ての放送設備において、予備電源が確保されていることが確認された。また、災害情報の伝達手段等について、緊急性の高い情報の配信遅延等の問題を認識された。これらを踏まえ、次の緊急対策を実施する。これを踏まえて、次に全国に地方公共団体がラジオ局・災害時の地方総合、臨時災害放送局設備が未整備の状況がある。臨時災害放送局設備が整備できるよう、通信局に同設備を整備。災害時における聴覚障害者の情報入手手段確保のため、放送番組の音声を手動で文字化し、スマートフォン等に表示させる技術の活用化等に対し経費を助成して迅速かつ円滑に提供できる共通の配信基盤を整備。	<ul style="list-style-type: none"> ＜臨時災害放送局設備の整備＞ ＜聴覚障害者への字幕情報提供システム構築＞ 民間企業等 ＜災害情報の共通の配信基盤の整備＞ 放送事業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ＜臨時災害放送局設備の整備＞ ＜聴覚障害者への字幕情報提供システム構築＞ 字幕情報提供システム ＜災害情報の共通の配信基盤の整備＞ 共通の配信基盤 	<ul style="list-style-type: none"> ＜臨時災害放送局設備の整備＞ 5箇所程度 	<ul style="list-style-type: none"> ＜臨時災害放送局設備の整備＞ 5箇所程度 ＜聴覚障害者への字幕情報提供システム構築＞ 字幕情報提供システム ＜災害情報の共通の配信基盤の整備＞ 共通の配信基盤 				総務省
159	放送	ケーブルテレビ	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、ケーブルテレビ事業者を対象に、局舎所在地の災害発生危険度、伝送路の方式及び局舎の停電対策の徹底等の緊急点検を行い、停電及び局舎の豪雨災害等に弱い箇所を判明したため、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化（ケーブルテレビネットワーク光化）のための緊急対策を実施する。	ケーブルテレビ事業者	ケーブルテレビ事業者 50者	ケーブルテレビ事業者 30者程度	実際の交付決定は補助金の公募プロセスを経て決定されるため。				総務省
160	鉄道	新幹線駅、車内	新幹線における外国人旅行者等の情報入手に関する緊急対策	鉄道事業者による自己負担の下、新幹線の駅・車内への無料Wi-Fi環境の整備を進めている。	鉄道事業者	新幹線全108駅 全車内	新幹線全108駅、新幹線全車両					国土交通省

(別紙6) 国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等

(※を付した計画等は、今後新たに国土強靱化推進本部への報告対象と位置付けたもの)

■今年度改定予定の国の他の計画等

名称	決定主体	所管府省庁	主要分野名	改定時期(予定)
防災基本計画	中央防災会議	内閣府	分野横断	令和3年5月25日
社会資本整備重点計画	閣議決定	警察庁・農林水産省・国土交通省	分野横断	令和3年5月28日
避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	内閣府防災	内閣府	分野横断	令和3年5月頃(予定)
中心市街地の活性化を図るための基本的な方針	閣議決定	内閣府	住宅・都市	令和3年度内(予定)
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	国土交通大臣	国土交通省	住宅・都市	令和3年度内(予定)
健康・医療戦略	閣議決定	内閣官房	保健医療・福祉	令和3年4月9日
地球温暖化対策計画	閣議決定	内閣官房	エネルギー	令和3年度内(予定)
世界最先端デジタル国家創成宣言・官民データ活用推進基本計画	閣議決定	内閣官房	情報通信	令和3年度内(予定)
地理空間情報活用推進基本計画	閣議決定	内閣官房	情報通信	令和3年度内(予定)
交通政策基本計画	閣議決定	警察庁・経済産業省・国土交通省	交通・物流	令和3年5月28日
総合物流施策大綱	閣議決定	農林水産省・経済産業省・国土交通省	交通・物流	令和3年春頃(予定)
自転車活用推進計画	閣議決定	国土交通省	交通・物流	令和3年5月28日
森林・林業基本計画	閣議決定	農林水産省	農林水産	令和3年6月頃(予定)
気候変動適応計画	閣議決定	環境省	環境	令和3年度内(予定)
鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針	環境大臣	環境省	環境	令和3年度内(予定)
統合イノベーション戦略	閣議決定	内閣府	研究開発	令和3年6月(予定)
無電柱化推進計画	国土交通大臣	国土交通省	交通・物流	令和3年5月25日
土地基本方針	閣議決定	国土交通省	土地利用	令和3年5月28日

■その他の国の他の計画等

名称	決定主体	所管府省庁	主要分野名
政府業務継続計画（首都直下地震対策）	閣議決定	内閣府	分野横断
事業継続ガイドライン	内閣府防災	内閣府	分野横断
首都直下地震緊急対策推進基本計画	閣議決定	内閣府	分野横断
南海トラフ地震防災対策推進基本計画	中央防災会議	内閣府	分野横断
活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針	内閣総理大臣	内閣府	分野横断
国土形成計画（全国計画）	閣議決定	国土交通省	分野横断
観光立国推進基本計画	閣議決定	国土交通省	分野横断
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画	中央防災会議	内閣府	分野横断
雨水の利用の推進に関する基本方針	国土交通大臣	国土交通省	分野横断
北海道総合開発計画	閣議決定	国土交通省	分野横断
※基本測量に関する長期計画	国土交通大臣	国土交通省	分野横断
行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針	閣議決定	国土交通省	行政機能
都市再生基本方針	閣議決定	内閣府	住宅・都市
住生活基本計画	閣議決定	国土交通省	住宅・都市
スポーツ基本計画	閣議決定	文部科学省	住宅・都市
文化芸術推進基本計画	閣議決定	文部科学省	住宅・都市
歴史的風致維持向上基本方針	文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣	国土交通省	住宅・都市
高齢社会対策大綱	閣議決定	内閣府	保健医療・福祉
医療提供体制の確保に関する基本方針（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針）	厚生労働大臣	厚生労働省	保健医療・福祉
予防接種に関する基本的な計画	厚生労働大臣	厚生労働省	保健医療・福祉
エネルギー基本計画	閣議決定	経済産業省	エネルギー
宇宙基本計画	宇宙開発戦略本部	内閣府	情報通信
水産基本計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
食料・農業・農村基本計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
土地改良長期計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
漁港漁場整備長期計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
森林整備保全事業計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針	農林水産大臣	農林水産省	農林水産
農林水産業・地域の活力創造プラン	閣議決定	農林水産省	農林水産
卸売市場に関する基本方針	農林水産大臣	農林水産省	農林水産

海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針	農林水産大臣、国土交通大臣	農林水産省・国土交通省	国土保全
津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針	国土交通大臣	国土交通省	国土保全
土砂災害防止対策基本指針	国土交通大臣	国土交通省	国土保全
港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針	国土交通大臣	国土交通省	国土保全
水循環基本計画	閣議決定	内閣官房	国土保全
海洋基本計画	閣議決定	内閣府	国土保全
環境基本計画	閣議決定	環境省	環境
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	環境大臣	環境省	環境
循環型社会形成推進基本計画	閣議決定	環境省	環境
科学技術・イノベーション基本計画	閣議決定	内閣府	研究開発
沖縄振興基本方針	内閣総理大臣	内閣府	土地利用
国土利用計画(全国計画)	閣議決定	国土交通省	土地利用
豪雪地帯対策基本計画	閣議決定	国土交通省	土地利用
離島振興基本方針	国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣	国土交通省	土地利用
奄美群島振興開発基本方針	国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣	国土交通省	土地利用
小笠原諸島振興開発基本方針	国土交通大臣	国土交通省	土地利用
国土調査事業十箇年計画	閣議決定	国土交通省	土地利用
教育振興基本計画	閣議決定	文部科学省	リスキミ
建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画	閣議決定	厚生労働省・国土交通省	人材育成
インフラ長寿命化基本計画	インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議	インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁	老朽化対策

(別紙7) 重点化すべきプログラムに係る工程表

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

事態を回避するための取組施策	令和3年度に実施すべき事項	令和4年度以降に実施すべき事項	指標
<p>【国交】住宅・建築物の耐震化の促進</p>	<p>耐震改修促進法に基づき、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等に対する耐震診断の義務付けを行うとともに、耐震診断や耐震改修について重点的支援を行う。また、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年を目途に耐震性の不足するものを概ね解消すべく、重点的な取組を推進する。さらに、耐震化に積極的に取り組む地方公共団体を対象とした住宅の耐震改修等に対する定額補助等により、住宅の耐震化を促進する。加えて、避難路沿道のブロック塀等に対し耐震改修促進法の枠組みを活用した耐震診断を推進するとともに、耐震診断や除却・改修等に対する支援等により、ブロック塀等の安全確保を推進する。</p>	<p>【国交】耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 【国交】住宅の耐震化率</p>	<p>【国交】耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 【国交】住宅の耐震化率</p>
<p>【国交】宅地の耐震化の推進</p>	<p>地方公共団体による大規模盛土造成地マップに掲載された個別の盛土の安全性把握調査等の計画作成および、当該計画に基づく安全性把握調査を支援する。 地震による宅地擁壁の崩壊に備えるため、宅地擁壁の老朽化対策について検討する。 住民に対して効果的に液状化のリスクを伝えるため、地方公共団体による地形区分に基づく指標および斜液状化層厚を考慮した指標を用いた地域の液状化ハザードマップの作成を支援する。</p>	<p>地方公共団体による大規模盛土造成地の滑動崩落に対する安全性把握調査等の計画作成および、安全性把握調査を推進する。 宅地擁壁の老朽化対策を推進する。 液状化のリスクをわかりやすく表現するマップの作成手法を示すマニュアルを普及し、地方公共団体による液状化ハザードマップ高度化の実施および液状化のリスクを住民へ伝える取組みを推進する。</p>	<p>【国交】大規模盛土造成地の安全性把握調査の着手率 【国交】液状化ハザードマップ高度化の実施市区町内数 【国交】大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画の作成実施率</p>
<p>【国交】官庁施設の耐震化及び天井耐震対策</p>	<p>官庁施設の耐震診断結果に基づき、所要の耐震性能に満たない官庁施設の耐震補強等整備を推進する。</p>		<p>【国交】官庁施設の耐震基準を満足する割合</p>
<p>【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）</p>	<p>公立学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策を進めるとともに、計画的かつ効率的な長寿命的な長寿命化改修等を推進する。また、特別教室等への空調設置、トイレ整備、給食施設の整備、バリアフリー化等、公立学校施設の防災機能の強化について推進する。</p>		<p>【文科】公立小中学校施設の老朽化対策実施率 【文科】公立小中学校施設の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 【文科】公立小中学校施設の空調設置率（特別教室） 【文科】公立小中学校施設のトイレ洋式化率</p>

<p>【文科】 国立大学法人等施設（非構造物）の耐震化・老朽化対策等（非構造物）の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）</p>	<p>国立大学法人等施設のうち教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設の老朽化対策（ライフラインを含む）を推進する。</p>	<p>【文科】 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（施設） 【文科】 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（ライフライン）</p>
<p>【文科】 私立学校施設の耐震化等（非構造物）の耐震対策を含む）</p>	<p>私立学校を設置する法人における私立学校施設について、倒壊し又は崩壊する危険が特に高い施設（Is 値 0.3 未満）の構造体の耐震化や、屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等課題がある非構造物材の耐震化等の安全対策などを中心に、防災機能の強化を支援する。</p>	<p>私立学校施設を含む耐震化を早期完了し、安全・安心な教育研究環境を確保する。また、避難所として利用される場合において、地域住民等の避難者の安全を確保する。 構造体の耐震化については、文化財指定の施設で耐震化の検討に期間を要するなど個別事情があるものを除き令和 10 年度までに完了し、特に、Is 値 0.3 未満の施設の構造体の耐震化については令和 8 年度までに完了することを中長期の目標（学校設置者の取組状況により定期的に見直し予定）として支援等を行っていく。また、非構造物材の耐震対策についても、同様に令和 10 年度までに完了することを中長期の目標として支援等を行っていく。</p>
<p>【文科】 公立社会体育施設の耐震化</p>	<p>地域住民が日常的にスポーツに親しまうための場であるとともに、災害時には避難所としても活用される社会体育施設について、利用者等の安全確保を図るため耐震化を促進する。</p>	<p>【文科】 公立社会体育施設における構造体の耐震化率</p>
<p>【文科】 国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化</p>	<p>地域医療計画や「第 5 次国立大学法人等施設整備 5 年計画」（令和 3 年度～7 年度）を踏まえた各附属病院の長期整備計画に基づいて、防災・減災機能強化を含めた施設整備を実施する。</p>	<p>【文科】 国立大学附属病院の整備の進捗率</p>
<p>【法務】 矯正施設等の防災・減災対策</p>	<p>現行の耐震基準を満たしていない矯正施設について、令和 2 年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施するとともに、現行の耐震基準を満たす同施設についても、より長期間の使用が可能となるよう長寿命化改修等の検討・実施を図る。</p>	<p>【法務】 矯正施設等の耐震化率</p>
<p>【法務】 法務省施設の防災・減災対策</p>	<p>現行の耐震基準を満たしていない法務省施設について、令和 2 年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施するとともに、現行の耐震基準を満たす同施設についても、より長期間の使用が可能となるよう長寿命化改修等の検討・実施を図る。</p>	<p>【法務】 法務省施設の耐震化率</p>
<p>【国交】 道路橋梁の耐震補強</p>	<p>大規模災害時の救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を加速化させる。 ・ 高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の対策について、優先的に支援する。 ・ 今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率が 26%以上の地域における耐震補強を完成させる。</p>	<p>【国交】 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率</p>

<p>【国交】電柱倒壊リスクがある市街地の緊急輸送道路の無電柱化対策</p>	<p>5か年加速化対策に基づき、電柱倒壊による道路閉塞リスクがある市街地の緊急輸送道路において、新たな約2,400kmについて着実に事業を推進するほか、関係事業者と連携し、さらなる無電柱化の推進を図る次期推進計画を策定する。</p> <p>緊急輸送道路や幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用禁止の拡大や、既設電柱の占用制限に向けた調整を加速化させる。</p> <p>道路事業や市街地開発事業等の実施中、技術上困難な場合を除いて、原則無電柱化を推進する。</p> <p>低コスト手法及び新技術・新工法の導入・普及を図り、設計時のコスト比較を徹底することに加え、関係省庁と連携しながら包括発注の仕組みを導入し、同時施工や調整の円滑化を図り、事業のスピードアップを促進する。</p>	<p>5か年加速化対策及び無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を推進する。</p>	<p>【国交】電柱倒壊のリスクがある市街地の緊急輸送道路における無電柱化着手率</p>
<p>【文科】学校における防災教育の充実</p>	<p>学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化する地域取組を行う教育委員会各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図る。</p> <p>学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。</p>	<p>学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。</p> <p>学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。</p>	<p>【文科】災害安全について指導している学校の割合</p> <p>【文科】職員に対する研修の実施状況(校内研修の実施)</p>

<p>【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進</p>	<p><水害> 二重偏波気象レーダーの導入及び地域気象観測システムの更新強化、海洋気象観測船の代船建造を含む洋上における水蒸気観測の実施等により、線状降水帯による集中豪雨や台風等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。大雨特別警報発表の技術的改善を行うとともに、災害発生の危険度を示す危険度分布について1日先の予測情報を提供開始することによって、住民の避難行動を促す。</p> <p><雪害> 雪の面的な予測情報を提供開始するとともに、大雪が予想される場合にも道路管理者等と連携して注意喚起を行い、大雪による防災対応の支援を行う。</p> <p><地震・津波> 地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化を行うとともに、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のビジュアル化によって、二次災害を防止し、救難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。津波警報等の伝達について、海水浴場等で用いられる「津波フラッグ」の普及に努めるとともに、周知広報を推進する。</p> <p><火山噴火> 火山で観測したデータを収集・処理する装置等、火山監視・観測用機器を整備することによって噴火警報や噴火速報等を迅速かつ適切に発表し、住民・登山者の避難行動等を支援する。</p> <p><地域防災力の向上> JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、引き続き各気象台の体制を強化し市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、自治体の防災現場に入ること難しい場合でも、気象台の危機感が適切に伝えられるようオンラインによる助言が行える環境を整備する。</p> <p>地域の気象に精通する全国の気象台OB・OGを中心に、自治体の防災の現場で即戦力となる「気象防災アドバイザー」として委嘱し、自治体トップに直接働きかけるとともに、多様な研修や訓練を通じて自治体職員との育成を引き続き後押しする。</p> <p>加えて、地域における防災・減災対策に資する気候変動適応の取組がより効果的に進められるよう、最新の科学的知見を取りまとめた「気候変動評価レポート」の作成・公表及び市町村レベルでの防災・減災対策に資する地域気候変動予測情報の提供に向けた準備・検討を進める。</p>	<p><水害> 線状降水帯による集中豪雨や台風等の気象観測・予測体制を強化するとともに、異常気象や世界的な問題となっている地球温暖化についてその監視・予測を行う上で欠かせない海洋気象観測を強化する。さらに、精度の高い気象予測を実現するため、最新のスーパーコンピュータシステムの導入による計算能力を強化するとともに、静止気象衛星ひまわり8号・9号の後継衛星について、令和5年度をめどに製造に着手する。</p> <p><地震・津波> 地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のビジュアル化によって、二次災害の防止、救難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。津波警報等の伝達について、海水浴場等で用いられる「津波フラッグ」の普及に努めるとともに、周知広報を推進する。</p> <p><火山噴火> 噴火警報、噴火速報等の発表に必要なシステムの更新・強化を行い、これら情報を迅速かつ適切に発表し、住民・登山者の避難行動等を支援する。</p> <p><地域防災力の向上> 地域の気象に精通する全国の気象台OB・OGを中心に、自治体の防災の現場で即戦力となる「気象防災アドバイザー」として委嘱し、自治体トップに直接働きかけるとともに、多様な研修や訓練を通じて自治体職員との育成を引き続き後押しする。</p> <p>地方自治体の防災対応支援や、市町村や住民の防災気象情報、防災・減災対策に資する気候変動に関する情報等に対する理解促進の取組等を推進する。</p>	<p>【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進</p> <p>【国交】緊急地震速報の改善（過大予測の低減）</p>
----------------------------------	--	---	--

<p>【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）</p>	<p>市町村における立地適正化計画への、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の記載について、先行事例の横展開や検討にあたっての助言を行うなどにより推進する。</p>	<p>【国交】防災指針を記載した市町村数</p>
<p>1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生</p>		
<p>事態を回避するための取組施策</p>		
<p>【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等（伊構造部材の耐震対策を含む）</p>	<p>公立学校施設の新構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策を進めるとともに、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、特別教室等への空調設置、トイレ整備、給食施設の整備、バリアフリー化等、公立学校施設の防災機能の強化について推進する。</p>	<p>【文科】公立小中学校施設の老朽化対策実施率</p>
<p>【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策</p>	<p>大規模地震の対策地域における津波被害リスクが高い河川において、地震・津波対策として、堤防のかさ上げ、堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・速隔操作を推進する。</p>	<p>【国交】南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率</p>
<p>【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・速隔操作化、効果的な管理運用の推進</p>	<p>水門・陸閘等の自動化・速隔操作化を推進するとともに、効果的・効率的な整備・運用に係る計画/作成について支援するほか、「津波・高潮対策」における水門・陸閘等管理システムのガイドライン（Ver3.1）」に基づく海岸管理者の取組を支援し、水門・陸閘等の効果的な管理運用を推進する。</p>	<p>【農水・国交】南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率</p>
<p>【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備</p>	<p>地盤改良等のコスト縮減を図るため、新技術の活用等を検討するほか、粘り強い構造（緑の防潮堤を含む。）を基本とし海岸堤防等の整備を推進するとともに、必要耐震性能調査及び耐震・液状化対策、高潮対策を推進する。また、気候変動影響を考慮した海岸保全基本計画への変更を推進するため、海岸保全施設の防護目標の見直しに関して海岸管理者へ技術的助言や財政支援を行う。</p>	<p>【農水・国交】気候変動による海面水位の上昇等が懸念される中、災害リスクが高い沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策に必要な海岸堤防等の整備率</p>
<p>令和3年度に実施すべき事項</p>		
<p>令和4年度以降に実施すべき事項</p>		

<p>【農水・国交】 海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進</p>	<p>海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICT の導入を検討するとともに、海岸管理者による施設の適切な点検やそれに基づく的確な修繕が行われるよう、必要な支援を継続する。 また、海岸管理者の協力を得ながら施設のデータベース構築を推進しつつ、海岸管理者による長寿命化計画（個別施設計画）策定の支援を継続するとともに、点検・診断等に関する資格制度の充実、民間資格の活用を図る。さらに、関係法令等の適切な運用により維持・修繕等を推進する。</p>	<p>海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICT の導入を検討する。 海岸管理者による施設の適切な点検やそれに基づく的確な修繕が行われるよう、必要な支援を継続する。 海岸管理者の協力を得ながら施設のデータベース構築を推進する。 海岸管理者による長寿命化計画（個別施設計画）策定・変更の支援を継続する。 点検・診断等に関する資格制度の充実、民間資格の活用を図る。 関係法令等の適切な運用により維持・修繕等を推進する。</p>	<p>【農水・国交】 事後保全段階の海岸堤防等の修繕・更新率</p>
<p>【農水】 海岸防災林の整備</p>	<p>津波に対する被害軽減効果の高い海岸防災林の整備を推進するとともに、海岸防災林の防災機能の確保に向けた施策の検討を継続する。 津波に対する被害軽減効果の高い海岸防災林の整備に係る技術的検討を引き続き行う。 5か年加速化対策に基づく、森林の防災機能を発揮させる海岸防災林の整備を実施する。</p>		<p>【農水】 市街地等を飛砂害や風害、潮害から守る海岸防災林等が保全されている割合</p>

<p>【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進</p>	<p><水害> 二重偏波気象レーダーの導入及び地域気象観測システムの更新強化、海洋気象観測船の代船建造を含む洋上における水蒸気観測の実施等により、線状降水帯による集中豪雨や台風等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。大雨特別警報発表の技術的改善を行うとともに、災害発生の危険度を示す危険度分布について1日先の予測情報を提供開始することによって、住民の避難行動を促す。</p> <p><雪害> 雪の面的な予測情報を提供開始するとともに、大雪が予想される場合にも道路管理者等と連携して注意喚起を行い、大雪による防災対応の支援を行う。</p> <p><地震・津波> 地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化を行うとともに、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のビジュアル化によって、二次災害を防止し、救難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。津波警報等の伝達について、海水浴場等で用いられる「津波フラッグ」の普及に努めるとともに、周知広報を推進する。</p> <p><火山噴火> 火山で観測したデータを収集・処理する装置等、火山監視・観測用機器を整備することによって噴火警報や噴火速報等を迅速かつ適切に発表し、住民・登山者の避難行動等を支援する。</p> <p><地域防災力の向上> JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、引き続き各気象台の体制を強化し市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、自治体の防災現場に入ること難しい場合でも、気象台の危機感が適切に伝えられるようオンラインによる助言が行える環境を整備する。</p> <p>地域の気象に精通する全国の気象台OB・OGを中心に、自治体の防災の現場で即戦力となる「気象防災アドバイザー」として委嘱し、自治体トップに直接働きかけるとともに、多様な取組や訓練を通じて、多様な研修や訓練を通じ、防災業務に精通した自治体職員を育成し、引き続き後押しする。</p> <p>加えて、地域における防災・減災対策に資する気候変動適応の取組がより効果的に進められるよう、最新の科学的知見を取りまとめた「気候変動評価レポート」の作成・公表及び市町村レベルでの防災・減災対策に資する地域気候変動予測情報の提供に向けた準備・検討を進める。</p>	<p><水害> 線状降水帯による集中豪雨や台風等の気象観測・予測体制を強化するとともに、異常気象や世界的な問題となっている地球温暖化についてその監視・予測を行う上で欠かせない海洋気象観測を強化する。さらに、精度の高い気象予測を実現するため、最新のスーパーコンピュータシステムの導入による計算能力を強化するとともに、静止気象衛星ひまわり8号・9号の後継衛星について、令和5年度をめどに製造に着手する。</p> <p><地震・津波> 地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のビジュアル化によって、二次災害の防止、救難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。津波警報等の伝達について、海水浴場等で用いられる「津波フラッグ」の普及に努めるとともに、周知広報を推進する。</p> <p><火山噴火> 噴火警報、噴火速報等の発表に必要なシステムの更新・強化を行い、これら情報を迅速かつ適切に発表し、住民・登山者の避難行動等を支援する。</p> <p><地域防災力の向上> 地域の気象に精通する全国の気象台OB・OGを中心に、自治体の防災の現場で即戦力となる「気象防災アドバイザー」として委嘱し、自治体トップに直接働きかけるとともに、多様な取組や訓練を通じて、防災業務に精通した自治体職員を育成し、引き続き後押しする。</p> <p>地方自治体の防災対応支援や、市町村や住民の防災気象情報、防災・減災対策に資する気候変動に関する情報等に対する理解促進の取組等を推進する。</p>	<p>【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進</p>
----------------------------------	--	---	--

<p>【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築</p>	<p>南海トラフ地震の想定震源域の西側（高知県沖～日向灘）における、海底地震・津波観測網の構築を進める。</p>	<p>南海トラフ海底地震津波観測網の構築</p>	<p>【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築</p>
<p>【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進</p>	<p>アドバイザーを39市町村に派遣し、各市町村や都道府県の職員に対して、助言を行う。特に防災行政無線等や戸別受信機等の未整備団体については情報伝達手段の多重化・多様化を促進するよう、地域の実情に応じた助言を行う。また、豪雨災害時の速やかな避難することが求められる地域において、災害情報等が届きにくい高齢者世帯等への確実な情報伝達に課題がある市町村については戸別受信機等の配備を促す必要があるため、戸別受信機の現在の配備数が少ない市町村を対象に無償貸付による配備の支援を行うとともに、戸別受信機が未配備の市町村を個別に訪問し、配備等に関する助言や10台程度の戸別受信機によるモニター利用を実施する。</p>	<p>令和4年度においてもアドバイザーを市町村に派遣し、各市町村や都道府県の職員に対して、助言を行う。特に防災行政無線等や戸別受信機等の未整備団体については情報伝達手段の多重化・多様化を促進するよう、地域の実情に応じた助言を行う。また、豪雨災害時の速やかな避難することが求められる地域において、避難勧告等の情報が届きにくい高齢者世帯等への確実な情報伝達に課題がある市町村については戸別受信機等の配備を促す。</p>	<p>【総務】自治体向けアドバイズ会議の実施 【総務】戸別受信機等の配備 【総務】防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備</p>
<p>【文科】学校における防災教育の充実</p>	<p>学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化する地域取組を行う教育委員会や各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図る。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。</p>	<p>学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築強化する地域取組を行う教育委員会や各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。</p>	<p>【文科】災害安全について指導している学校の割合 【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）</p>
<p>【国交】津波・高潮ハザードマップ作成の推進</p>	<p>浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施する。 また、技術相談の内容も踏まえ、都道府県の検討がより進むよう、高潮浸水想定区域作成の手引き等や水害ハザードマップ作成の手引きの周知、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施する。</p>	<p>浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施する。 また、高潮浸水想定区域作成の手引きや水害ハザードマップ作成の手引きの周知、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施する。</p>	<p>【国交】最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施 【国交】最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施</p>
<p>【国交】道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策</p>	<p>地方公共団体のニーズを踏まえ、予測浸水深よりも高い位置に整備されている直轄国道の高架区間等を緊急避難場所として活用するための避難施設の整備を推進する。 道路の高架区間等を一体的な避難場所として地域防災計画変更に係る支援を行う。</p>	<p>地方公共団体のニーズを踏まえ、予測浸水深よりも高い位置に整備されている直轄国道の高架区間等を緊急避難場所として活用するための避難施設の整備を推進する。 地域防災計画変更に係る支援を行う。</p>	<p>【国交】緊急避難場所として直轄国道の高架区間等を活用するニーズがある箇所の避難施設の整備率</p>

<p>【国交】 地震・津波防災対策のための津波防災情報の整備による船舶安全の確保</p>	<p>大規模な津波災害発生時における船舶交通安全を確保するため、早急に必要な想定地震津波に対応した情報図及び高精度な広域図の整備を行うとともに、整備済み情報図内の港湾施設変更等に対応した維持・更新作業を行い、併せて津波襲来時の船舶の安全対策を検討する上で必要となる個別の海域に対応した様々な条件での情報図を作成し、これを常に最新の情報で維持する。また、令和2年に内閣府が公開した新たな日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルに対応するため、この地形データの整備に着手する。</p>	<p>令和2年3月内閣府が公開した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」に対応するため、海底地形データの不足する海域の地形データの整備を実施する。 また、既に作成された津波防災情報図について、最新の測量データや地震断層モデルを用いて情報の最新維持を図る。</p>	<p>【国交】 津波防災情報の整備区域数</p>
<p>【国交】 空港BCPの実効性強化対策</p>	<p>災害時における滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため各空港で策定された対応計画（A2-BCP）に基づき、空港関係者や鉄道事業者等のアクセス事業者等と連携し、滞留者対応や被災後の早期復旧等の災害時の対応を行うとともに、訓練の実施等による対応計画の実効性の強化を図る。</p>	<p>【国交】 「A2-BCP」に基づく訓練等の実施率</p>	<p>【国交】 「A2-BCP」に基づく訓練等の実施率</p>
<p>【国交】 港湾における津波避難対策の実施</p>	<p>設計津波を超える大規模津波発生時に、防波堤が御破して、津波の到達時間が早まり被害が拡大する事態や、静穏度が確保できず荷役が再開できない事態を防止するため、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備を推進する。また、津波避難計画未策定の港湾管理者に対して、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」に基づいた避難計画の策定を働きかける。さらに、地方公共団体等による津波避難施設の整備を支援するとともに、避難機能（退避施設等）を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援を行う。</p>	<p>【国交】 津波対策を緊急的に行う必要がある港湾において、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合</p>	<p>【国交】 津波対策を緊急的に行う必要がある港湾において、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合</p>
<p>【警察】 警察用航空機等の整備</p>	<p>老朽化した警察用航空機、警察用車両の継続的な更新整備に取り組み（ほか警察用航空機の夜間撮影用資機材及び救難救助用連絡資機材を効果的に運用する）</p>	<p>大規模災害・事故等の発生時の活動に備え、警察用航空機、警察用車両及び警察用船舶の継続的な更新整備に取り組み。</p>	<p>【警察】 警察用航空機に係る各都道府県警察への措置率</p>
<p>【国交】 立地適正化計画の強化（防災を主流化）</p>	<p>市町村における立地適正化計画への、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の記載について、先行事例の横展開や検討にあたっての助言を行うなどにより推進する。</p>	<p>【国交】 防災指針を記載した市町村数</p>	<p>【国交】 防災指針を記載した市町村数</p>

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

事態を回避するための取組施策	令和3年度に実施すべき事項	令和4年度以降に実施すべき事項	指標
<p>【国交】 流域治水対策（下水道）</p>	<p>気候変動による降雨量の増加を考慮した計画雨量への見直しを促進するとともに、雨水排水施設等の下水道施設の整備や耐水化を加速し、ハード対策、ソフト対策、自助の組み合わせによる総合的な浸水対策を、河川や住民・民間等の多様な主体と連携して推進する。</p>	<p>【国交】 浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率</p>	<p>【国交】 浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率</p>
<p>【農水】 田んぼダム等の取組の推進</p>	<p>田んぼダムの取組が面的な広がりを持つよう地域の共同活動を支援するとともに、水田の貯留機能向上を促進する農地整備により田んぼダム等の取組の推進を行う。</p>	<p>【農水】 水田の貯留機能向上に資する田んぼダムに取り組み水田の面積</p>	<p>【農水】 水田の貯留機能向上に資する田んぼダムに取り組み水田の面積</p>
<p>【財務】 流域治水対策（国有地を活用した遊水地・貯留施設等の整備加速）</p>	<p>国土交通省等・地方公共団体による遊水地・貯留施設整備のため、国有財産リソースの情報提供を行い、調整・協議を進める。</p>	<p>前年度までの状況を踏まえ、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備を推進するため、国土交通省等・地方公共団体との調整・協議を継続して行う。</p>	<p>【財務】 国有財産を活用し遊水地・貯留施設として整備する件数</p>

<p>【国交】 河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新</p>	<p>国、水資源機構、地方公共団体などの管理施設について策定する個別施設設計画に基づき、点検・診断を実施し、その結果を踏まえ、計画的な修繕・更新を着実に実施し、効果的に実施し、老朽化対策を推進する。</p>	<p>【国交】 河川管理施設のうち、予防保全段階にある施設の解消率 【国交】 健全度評価において要対策(C)と判定された砂防関係施設の解消率 【国交】 健全度評価において速やかに措置と判定されたダム管理施設の解消率</p>
<p>【文科】 学校における防災教育の充実</p>	<p>学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化する地域取組を行う教育委員会、各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図る。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。</p>	<p>【文科】 災害安全について指導している学校の割合 【文科】 職員に対する研修の実施状況(校内研修の実施)</p>
<p>【国交】 洪水浸水想定区域等の水害リスク情報の充実、周知、住民理解の推進</p>	<p>国が保有するIP データ(航空レーザ測量により得られた成果)の提供等により、水害リスク情報空白域の解消を促進する。また、浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施する。各種浸水想定区域図作成マニュアル、小規模河川の氾濫推定図作成の手引き、水害ハザードマップ作成の手引きの周知等の技術的支援を実施する。大規模氾濫減災協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有するとともに、全国の先駆的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する。</p>	<p>【国交】 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市町村の割合</p>
<p>【国交】 水害対応タイムラインの作成</p>	<p>出水期前に大規模氾濫減災協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認する。水害対応タイムラインを活用して、洪水対応演習を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、水害対応タイムライン等を見直す。都道府県管理河川における水害対応タイムラインの作成等が進むよう、ノウハウの提供や助言などを行う。</p>	<p>【国交】 都道府県河川における水害対応タイムラインの作成割合 【国交】 国管理河川における水害対応タイムラインの作成割合</p>
<p>【国交】 内水ハザードマップの作成支援等減災対策</p>	<p>令和2年度までに地下街等を有する地方公共団体において最大クラスの内に水に対応したハザードマップ作成を促進してきたところであり、令和3年度には下水道による浸水対策を実施している地方公共団体において、最大クラスの内水に対応したハザードマップ作成のため、浸水想定区域図の作成を促進する。</p>	<p>【国交】 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数</p>

<p>【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多量化・多様化の推進</p>	<p>アドバイザーを39市町村に派遣し、各市町村や都道府県の職員に対して、報伝達手段の多量化・多様化を促進するよう、地域の実情に応じた助言を行う。また、豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、災害情報等が届きにくい高齢者世帯等への確実な情報伝達に課題がある市町村については戸別受信機等の配備を促す必要があるため、戸別受信機の現在の配備数が少ない市町村を対象に無償貸付による配備の支援を行うとともに、戸別受信機が未配備の市町村を個別に訪問し、配備等に関する助言や10台程度の戸別受信機によるモニター利用を実施する。</p>	<p>令和4年度においてもアドバイザーを市町村に派遣し、各市町村や都道府県の職員に対して、助言を行う。特に防災行政無線等や戸別受信機等の未整備団体については情報伝達手段の多量化・多様化を促進するよう、地域の実情に応じた助言を行う。また、豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、避難勧告等の情報が届きにくい高齢者世帯等への確実な情報伝達に課題がある市町村については戸別受信機等の配備を促す。</p>	<p>【総務】自治体向けアドバイス会議の実施 【総務】戸別受信機等の配備 【総務】防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備</p>
---	---	---	--

<p>【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進</p>	<p><水害> 二重偏波気象レーダーの導入及び地域気象観測システムの更新強化、海洋気象観測船の代船建造を含む洋上における水蒸気観測の実施等により、線状降水帯による集中豪雨や台風等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。大雨特別警報発表の技術的改善を行うとともに、災害発生の危険度を示す危険度分布について1日先の予測情報を提供開始することによって、住民の避難行動を促す。</p> <p><雪害> 雪の面的な予測情報を提供開始するとともに、大雪が予想される場合にも道路管理者等と連携して注意喚起を行い、大雪による防災対応の支援を行う。</p> <p><地震・津波> 地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化を行うとともに、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のビジュアル化によって、二次災害を防止し、救難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。津波警報等の伝達について、海水浴場等で用いられる「津波フラッグ」の普及に努めるとともに、周知広報を推進する。</p> <p><火山噴火> 火山で観測したデータを収集・処理する装置等、火山監視・観測用機器を整備することによって噴火警報や噴火速報等を迅速かつ適切に発表し、住民・登山者の避難行動等を支援する。</p> <p><地域防災力の向上> JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、引き続き各気象台の体制を強化し市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。また、昨今の新型コロナウイルス感染拡大を受けて、自治体の防災現場に入ること難しい場合でも、気象台の危機感が適切に伝えられるようオンラインによる助言が行える環境を整備する。</p> <p>地域の気象に精通する全国の気象台OB・OGを中心に、自治体の防災の現場で即戦力となる「気象防災アドバイザー」として委嘱し、自治体トップに直接働きかけるとともに、多様な研修や訓練を通じた自治体職員への育成を引き続き後押しする。</p> <p>加えて、地域における防災・減災対策に資する気候変動適応の取組がより効果的に進められるよう、最新の科学的知見を取りまとめた「気候変動評価レポート」の作成・公表及び市町村レベルでの防災・減災対策に資する地域気候変動予測情報の提供に向けた準備・検討を進める。</p>	<p><水害> 線状降水帯による集中豪雨や台風等の気象観測・予測体制を強化するとともに、異常気象や世界的な問題となっている地球温暖化についてその監視・予測を行う上で欠かせない海洋気象観測を強化する。さらに、精度の高い気象予測を実現するため、最新のスーパーコンピュータシステムの導入による計算能力を強化するとともに、静止気象衛星ひまわり8号・9号の後継衛星について、令和5年度をめどに製造に着手する。</p> <p><地震・津波> 地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のビジュアル化によって、二次災害の防止、救難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。津波警報等の伝達について、海水浴場等で用いられる「津波フラッグ」の普及に努めるとともに、周知広報を推進する。</p> <p><火山噴火> 噴火警報、噴火速報等の発表に必要なシステムの更新・強化を行い、これら情報を迅速かつ適切に発表し、住民・登山者の避難行動等を支援する。</p> <p><地域防災力の向上> 地域の気象に精通する全国の気象台OB・OGを中心に、自治体の防災の現場で即戦力となる「気象防災アドバイザー」として委嘱し、自治体トップに直接働きかけるとともに、多様な研修や訓練を通じ、防災業務に精通した自治体職員への育成を引き続き後押しする。</p> <p>地方自治体の防災対応支援や、市町村や住民の防災気象情報、防災・減災対策に資する気候変動に関わる情報等に対する理解促進の取組等を推進する。</p>	<p>【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進</p> <p>【国交】台風予報の精度（台風中心位置の予報誤差）</p> <p>【国交】大雨の予測の正確さを表した指標値（値が1に近いほど正確な予測）</p>
----------------------------------	---	--	---

<p>【国交】長時間先の水位予測情報の提供等</p>	<p>河川の増水・氾濫の際の災害対応や住民避難の促進のため、全ての国管理の洪水予報河川で、洪水予報の発表の際に6時間先までの水位予測情報を提供する。 また、大規模な広域避難等を支援するため、大都市圏を流下する主要な大河川で、長時間先の水位予測技術の試験運用を開始する。</p>	<p>大河川の長時間先水位予測情報の対象拡大及び更なる長時間化の技術開発、実装を行う。</p>	<p>【国交】6時間先の水位予測情報を提供する水系数（国管理）</p>
<p>【警察】災害警備訓練の実施</p>	<p>災害現場における広域緊急援助隊員の対応能力の維持・向上を図るため、専門的技術及び知識を有する広域技能指導官を派遣し、広域緊急援助隊合同訓練を全国で実施する（警視庁及び6管区警察局長北海道は地理的に近い東北管区と合同で訓練を行う）。</p>	<p>専門的技術及び知識を有する広域技能指導官を派遣した実践的な災害警備訓練を継続的に実施する。</p>	<p>【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数</p>
<p>【国交】河川、砂防分界における施設維持管理、操作の高度化対策</p>	<p>施設操作の高度化のため、国が管理する排水機場において、遠隔監視・操作化のための検討等を実施するとともに、条件が整った排水機場から順次遠隔監視・操作化を実施する。 また、砂防関係施設の維持管理にかかるとともに、施設点検の作業効率の向上を図るため、UAV等により取得した3次元データに基づく自動巡回施設点検技術の導入等に向けた検討等を実施する。</p>	<p>排水機場の遠隔監視・操作化のための検討等を進め、条件が整った排水機場から順次遠隔監視・操作化を行う。 砂防関係施設の維持管理にかかるとともに、施設点検の作業効率の向上を図るため、UAV等により取得した3次元データに基づく自動巡回施設点検技術の導入等に向けた検討等を実施する。</p>	<p>【国交】排水機場の遠隔監視・操作化実施率</p>
<p>【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進</p>	<p>水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化を推進するとともに、効果的・効率的な整備・運用に係る計画作成について支援するほか、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.1）」に基づく海岸管理者の取組を支援し、水門・陸閘等の効果的な管理運用を推進する。 こうしたハード・ソフトの取組に当たり、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を推進する。</p>	<p>水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化について支援するほか、「津波・高潮対策における水門・陸閘等の効果的な管理運用を推進する」という観点から、水門・陸閘等の効果的な管理運用を推進する。こうしたハード・ソフトの取組に当たり、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を推進する。</p>	<p>【農水・国交】南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率</p>
<p>【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備</p>	<p>地盤改良等のコスト削減を図るため、新技術の活用等を検討するほか、粘り強い構造（緑の防潮堤を含む。）を基本とし海岸堤防等の整備を推進するとともに、必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策、高潮対策を推進する。 また、気候変動影響を考慮した海岸保全基本計画への変更を推進するため、海岸保全施設の防護目標の見直しに関して海岸管理者へ技術的助言や財政的支援を行う。 こうしたハード・ソフトの取組に当たり、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を推進する。</p>	<p>地盤改良等のコスト削減を図るため、新技術の活用等を検討するほか、粘り強い構造（緑の防潮堤を含む。）を基本とし海岸堤防等の整備を推進するとともに、必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策、高潮対策を推進する。 また、気候変動影響を考慮した海岸保全基本計画への変更を推進する。こうしたハード・ソフトの取組に当たり、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を推進する。</p>	<p>【農水・国交】海岸堤防等の整備率</p>
<p>【農水・国交】海岸の侵食対策</p>	<p>総合的な土砂管理のための体制整備の推進を図るとともに、離岸堤等の海岸保全施設の新設・改良や養浜等の侵食対策を推進する。 また、複数の施設により波の力を分散させて受け止める「面的防護対策」を推進する。 さらに、砂浜を海岸法に基づく海岸保全施設として指定し、侵食対策について予測を重視した順応的砂浜管理への転換を図る。 こうしたハード・ソフトの取組に当たり、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を推進する。</p>	<p>総合的な土砂管理のための体制整備の推進を図るとともに、離岸堤、突堤等の海岸保全施設の新設・改良や養浜等の侵食対策を推進する。 また、砂浜を海岸法に基づく海岸保全施設として指定し、侵食対策について予測を重視した順応的砂浜管理への転換を図る。 こうしたハード・ソフトの取組に当たり、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を推進する。</p>	<p>【農水・国交】海面上昇等の影響にも適応可能な順応的砂浜の管理が実施されている海岸の敷</p>

<p>【農水・国交】 海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進</p>	<p>海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICTの導入を検討する。 また、海岸管理者の協力を得ながら施設のデータベース構築を推進しつつ、海岸管理者による長寿命化計画（個別施設計画）策定の支援を継続するとともに、点検・診断等に関する資格制度の充実、民間資格の活用を図る。さらに、関係法令等の適切な運用により維持・修繕等を推進する。</p>	<p>海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICTの導入を検討する。 海岸管理者による施設の適切な点検やそれに基づく的確な修繕が行われるよう、必要な支援を継続する。 海岸管理者の協力を得ながら施設のデータベース構築を推進する。 海岸管理者による長寿命化計画（個別施設計画）策定・変更の支援を継続する。 点検・診断等に関する資格制度の充実、民間資格の活用を図る。関係法令等の適切な運用により維持・修繕等を推進する。</p>	<p>【農水・国交】 予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率</p>
<p>【環境】 気候変動影響を踏まえた災害対策</p>	<p>過去に日本に甚大な被害をもたらした台風について、将来の気候強度や降水量等による影響がどのように変化するか評価し、国や地方公共団体、事業者等が適切に適応策を実施するために必要となるデータを整備する。また、令和2年度に整備したデータを、各府県等に提供する。 気象災害に対する強靱化を念頭に、気候変動に関連した複合的な影響（土砂災害と洪水氾濫の同時発生による被害の甚대화等）や影響の連鎖（気候変動に伴う媒介動物の分布域拡大に伴う感染症リスクの増加等）に関し、そのメカニズムを分析する。併せてメカニズムを踏まえた対策の検討を行うに当たり必要な情報を自治体、事業者等の主体に提供し、それにより地域適応計画の策定を含む適応策の推進に貢献する。</p>	<p>過去に日本に甚大な被害をもたらした台風について、将来の気候強度や降水量等による影響がどのように変化するか評価し、国や地方公共団体、事業者等が適切に適応策を実施するために必要となるデータを整備する。 本事業において構築したシステムを用いて、今後災害が発生した場合に、速やかに関連する情報を創出するための課題を整理・検討する。</p>	<p>【環境】 地域気候変動適応計画の策定数</p>
<p>【文科】 異常気象予測の高精度化に資する北極域研究船の建造</p>	<p>計画どおり令和8年度に運航を開始するため、令和3年度に建造に着手し、着実に建造プロセスを進める。また、本年5月にアジアで初となる我が国で開航される北極科学大臣会合（ASMB）等の機会も活用しながら、本航就航後における具体的な連携先の開拓と北極域研究コミュニティとの連携を進める。 就航後の被災地・医療支援に即応できるように、連携可能な地元の自治体などと連携策の検討を進める。</p>	<p>工程管理を徹底し、着実に建造を進める。</p>	<p>【文科】 異常気象予測の高精度化に資する北極域研究船の建造</p>
<p>【国交】 災害に強い市街地形成に関する対策</p>	<p>医療・福祉施設等の都市機能の災害ハザードエリアからの移転やヒロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置等の防災機能強化、土地区画整理事業による土地の高上げを計画的に推進する。</p>	<p>医療・福祉施設等の都市機能の高層階設置等の防災機能強化、土地区画整理事業による土地の高上げを計画的に推進する。</p>	<p>【国交】 面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に令和3年度以降に取組む地区（40地区）の対策実施率</p>
<p>【国交】 立地適正化計画の強化（防災を主流化）</p>	<p>市町村における立地適正化計画への、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の記載について、先行事例の横展開や検討にあたっての助言を行うなどにより推進する。</p>	<p>市町村における立地適正化計画への「防災指針」の記載について、先行事例の横展開や検討にあたっての助言を行うなどにより推進する。</p>	<p>【国交】 防災指針を記載した市町村数</p>

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

事態を回避するための取組施策	令和3年度に実施すべき事項	令和4年度以降に実施すべき事項	指標
<p>【文科】ALOS シリール等の地球観測衛星の開発</p>	<p>陸域観測技術衛星2号 (ALOS-2) の運用を継続するとともに、先進光学衛星 (ALOS-3) の開発を着実に推進し、令和3年度に打ち上げる。また、先進レーダ衛星 (ALOS-4) の開発を着実に推進する。</p>	<p>可能な限り、陸域観測技術衛星2号 (ALOS-2) の後期運用を継続するとともに、先進光学衛星 (ALOS-3) の運用を継続する。先進レーダ衛星 (ALOS-4) の開発を着実に推進し、令和4年度に打ち上げる。</p>	<p>【文科】公共の安全の確保（地震変動の予測・監視） 【文科】公共の安全の確保（国内及びアジア地域等の災害時の情報把握） 【文科】ALOS-2の運用年数（設計耐用年数を越えた運用段階）</p>
<p>【国交】SAR 衛星データ等による全国陸域の火山の地震変動の監視</p>	<p>全国陸域の99火山周辺の定期的な地震変動を監視するとともに、火山活動時の地震変動情報の速やかな提供を行う。解析システムの安定運用と高度化、耐用年数を踏まえた計画的なハードウェアの更新を行う。 令和4年度に打ち上げ予定の先進レーダ衛星 (ALOS-4) に対応した運用体制を維持する。</p>	<p>全国陸域の99火山周辺の定期的な地震変動を監視するとともに、火山活動時の地震変動情報の速やかな提供を行う。解析システムの安定運用と高度化、耐用年数を踏まえた計画的なハードウェアの更新を行う。 令和4年度に打ち上げ予定の先進レーダ衛星 (ALOS-4) データの解析を開始する。</p>	<p>【国交】全国陸域の99の活火山のうちSAR 衛星データによる地震変動の監視を行った割合</p>
<p>【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価（火山の噴火履歴調査と火山地質図の整備）</p>	<p>恵山火山の地質図の出版、日光白根火山の地質図の整備、及び伊豆大島、御嶽火山、雌阿寒岳火山、秋田焼山火山の調査を予定している。火山噴火時は緊急調査と噴出物分析を行い、結果を公表していく。</p>	<p>日光白根火山の地質図の出版、伊豆大島、御嶽火山、雌阿寒岳火山、秋田焼山火山などの調査、及び重要火山の噴火口図作成を予定している。</p>	<p>【経産】政府・自治体等の防災計画・被害想定・ハザードマップ策定等に活用される火山地質図と噴火口図の出版数</p>
<p>【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策</p>	<p>令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等近年の災害に伴う土砂災害や気候変動に伴う土砂災害や気候変動に伴う土砂災害の整備や土砂・洪水氾濫対策の推進、および地域における社会や経済活動を支える基礎的インフラの施設、および地域における中心集落等を結ぶ重要な交通網等を保全する砂防施設等の整備を重点的かつ着実な進捗を図る。 土砂災害の危険性の高まりを覚知するため、監視カメラや流砂量計による監視体制を強化する。 火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急的な対策を推進する。</p>	<p>令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等近年の災害に伴う土砂災害や気候変動に伴う土砂災害や気候変動に伴う土砂災害の整備や土砂・洪水氾濫対策の推進、および地域における社会や経済活動を支える基礎的インフラである市区町村役場やライフライン施設、および地域における中心集落等を結ぶ重要な交通網等を保全する砂防施設等の整備を重点的に推進するとともに、土砂災害から人命を守る施設整備の重点的かつ着実な進捗を図る。 土砂災害の危険性の高まりを覚知するため、監視カメラや流砂量計による監視体制を強化する。</p>	<p>【国交】土砂災害から保全される地域・社会、経済活動を支える基礎的インフラのうち、まちづくり等の観点から特に重要な箇所割合 【国交】土砂災害から保全される人家の割合</p>
<p>【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新</p>	<p>建設施工における自動化・自律化・遠隔化技術の適用機種の活用場面(工種)や活用手法、安全管理手法等について議論する産学官協議会を設置するとともに、建設業者や研究者等に対する技術の活用場面やコスト効果等について意見聴取を行い、導入実現時期を見込めるロードマップを作成する。また、ロードマップの作成にあたって現在の建設現場と将来あるべき姿をそれぞれ整理し、技術のレベルを段階毎に分類した上で、導入実現目標時期や実現に向けて各主体が実施する項目を検討する。</p>	<p>国、水資源機構、地方公共団体などの管理施設について策定する個別施設計画に基づき、点検・診断を実施し、その結果を踏まえ、計画的な修繕・更新を着実に効率的・効果的に実施し、老朽化対策を推進する。</p>	<p>【国交】健全度評価(おいて要対策(C)と判定された砂防関係施設の解消率</p>
<p>【国交】無人化施工技術の安全性・生産性向上対策</p>	<p>産学官協議会における議論やロードマップを基に、民間の技術開発状況を踏まえて安全・施工品質・積算等を規定する関係基準類の整備や、運用に必要な人材育成などを順次進める。</p>	<p>産学官協議会における議論やロードマップを基に、民間の技術開発状況を踏まえて安全・施工品質・積算等を規定する関係基準類の整備や、運用に必要な人材育成などを順次進める。</p>	<p>【国交】5G・AI等を用いた自動制御・走行技術を搭載した建設機械の種類</p>

<p>【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多量化・多様化の推進</p>	<p>アドバイザーを39市町村に派遣し、各市町村や都道府県の職員に対して、報伝達手段の多量化・多様化を促進するよう、地域の実情に応じた助言を行う。また、豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、災害情報等が届きにくい高齢者世帯等への確実な情報伝達に課題がある市町村については戸別受信機等の配備を促す必要があるため、戸別受信機の現在の配備数が少ない市町村を対象に無償貸付による配備の支援を行うとともに、戸別受信機が未配備の市町村を個別に訪問し、配備等に関する助言や10台程度の戸別受信機によるモニター利用を実施する。</p>	<p>令和4年度においてもアドバイザーを市町村に派遣し、各市町村や都道府県の職員に対して、助言を行う。特に防災行政無線等や戸別受信機等の未整備団体については情報伝達手段の多量化・多様化を促進するよう、地域の実情に応じた助言を行う。また、豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、避難勧告等の情報が届きにくい高齢者世帯等への確実な情報伝達に課題がある市町村については戸別受信機等の配備を促す。</p>	<p>【総務】自治体向けアドバイス会議の実施 【総務】戸別受信機等の配備 【総務】防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備</p>
---	---	---	--

<p>【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の促進</p>	<p><水害> 二重偏波気象レーダーの導入及び地域気象観測システムの更新強化、海洋気象観測船の代船建造を含む洋上における水蒸気観測の実施等により、線状降水帯による集中豪雨や台風等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。大雨特別警報発表の技術的改善を行うとともに、災害発生の危険度を示す危険度分布について1日先の予測情報を提供開始することによって、住民の避難行動を促す。</p> <p><雪害> 雪の面的な予測情報を提供開始するとともに、大雪が予想される場合にも道路管理者等と連携して注意喚起を行い、大雪による防災対応の支援を行う。</p> <p><地震・津波> 地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化を行うとともに、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のビジュアル化によって、二次災害を防止し、救難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。津波警報等の伝達について、海水浴場等で用いられる「津波フラッグ」の普及に努めるとともに、周知広報を推進する。</p> <p><火山噴火> 火山で観測したデータを収集・処理する装置等、火山監視・観測用機器を整備することによって噴火警報や噴火速報等を迅速かつ適切に発表し、住民・登山者の避難行動等を支援する。</p> <p><地域防災力の向上> JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、引き続き各気象台の体制を強化し市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、自治体の防災現場に入ること難しい場合でも、気象台の危機感が適切に伝えられるようオンラインによる助言が行える環境を整備する。</p> <p>地域の気象に精通する全国の気象台OB・OGを中心に、自治体の防災の現場で即戦力となる「気象防災アドバイザー」として委嘱し、自治体トップに直接働きかけるとともに、多様な研修や訓練を通じて自治体職員との育成を引き続き後押しする。</p> <p>加えて、地域における防災・減災対策に資する気候変動適応の取組がより効果的に進められるよう、最新の科学的知見を取りまとめた「気候変動評価レポート」の作成・公表及び市町村レベルでの防災・減災対策に資する地域気候変動予測情報の提供に向けた準備・検討を進める。</p>	<p><水害> 線状降水帯による集中豪雨や台風等の気象観測・予測体制を強化するとともに、異常気象や世界的な問題となっている地球温暖化についてその監視・予測を行う上で欠かせない海洋気象観測を強化する。さらに、精度の高い気象予測を実現するため、最新のスーパーコンピュータシステムの導入による計算能力を強化するとともに、静止気象衛星ひまわり8号・9号の後継衛星について、令和5年度をめどに製造に着手する。</p> <p><地震・津波> 地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のビジュアル化によって、二次災害の防止、救難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。津波警報等の伝達について、海水浴場等で用いられる「津波フラッグ」の普及に努めるとともに、周知広報を推進する。</p> <p><火山噴火> 噴火警報、噴火速報等の発表に必要なシステムの更新・強化を行い、これら情報を迅速かつ適切に発表し、住民・登山者の避難行動等を支援する。</p> <p><地域防災力の向上> 地域の気象に精通する全国の気象台OB・OGを中心に、自治体の防災の現場で即戦力となる「気象防災アドバイザー」として委嘱し、自治体トップに直接働きかけるとともに、多様な研修や訓練を通じて自治体職員との育成を引き続き後押しする。</p> <p>地方自治体の防災対応支援や、市町村や住民の防災気象情報、防災・減災対策に資する気候変動に関する情報等に対する理解促進の取組等を推進する。</p>	<p>【国交】火山活動評価の高度化による噴火警報の一層的確な運用</p> <p>【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進</p>
----------------------------------	--	---	---

<p>【国交】土砂災害ハザードマップ作成や火山地域の緊急減災計画策定の促進</p>	<p>令和元年東日本台風及び低気圧に伴う豪雨では土砂災害警戒区域に指定されていない箇所でも土砂災害が発生したことなどを踏まえ、土砂災害警戒区域の指定や更なる区域指定の精度向上、標識等の設置による土砂災害警戒区域等の認知度向上、警戒避難体制の確立を推進、土砂災害特別警戒区域の指定による一定の開発行為の制限等を行い、土砂災害の防止を図る。</p> <p>令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等近年の災害を踏まえ、土砂災害に関するハザードマップの作成を推進するため、財政的支援や、先進的な取組事例の共有など技術的支援を行う。また、火山噴火緊急減災対策計画の策定及びリアルタイムハザードマップの整備を推進する。</p>	<p>【国交】土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定市町村において、土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップを公表済みの市町村の割合</p> <p>【国交】火山災害警戒地域が指定されている火山における火山噴火緊急減災対策計画の策定率</p>
<p>【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）</p>	<p>市町村における立地適正化計画への、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の記載について、先行事例の横展開や検討にあたっての助言を行うなどにより推進する。</p>	<p>【国交】防災指針を記載した市町村数</p>

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

事態を回避するための取組施策	令和3年度に実施すべき事項	令和4年度以降に実施すべき事項	指標
<p>【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策</p>	<p>道路の法面や盛土において、レーザプロファイラ調査等の高度化された点検手法等により新たに把握された災害リスク等に対し、豪雨による土砂災害等の発生を防止するため、法面・盛土対策を推進する。</p>	<p>道路斜面や盛土等の防災対策を行う。</p>	<p>【国交】緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所の整備率</p>
<p>【国交】空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策</p>	<p>ネットワークの拠点となる空港において、高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水を防止するため、護岸の嵩上げや排水機能の強化を実施する。</p>	<p>護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水の防止が可能となる空港の割合</p>	<p>【国交】護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水の防止が可能となる空港の割合</p>
<p>【国交】緊急支援助物資輸送のデジタル化推進事業</p>	<p>緊急支援助物資輸送を実施する際に国・地方公共団体・指定公共機関（運送事業者）等が共通のデジタルインタフェースでオペレーションできるシステム「緊急支援助物資輸送プラットフォーム」を構築し、関係機関による演習を通じて緊急支援助物資輸送の実効性向上を図る。</p> <p>また、陸路が寸断された孤立集落等への確実な緊急支援助物資輸送を可能とする高ペイロードのドローンを開発する。</p>	<p>緊急支援助物資輸送プラットフォームやドローンを活用した訓練・演習を引き続き実施するとともに、輸送オペレーションのデジタル化に資する更なる技術開発を行う。</p>	<p>【国交】緊急支援助物資輸送プラットフォームの技術開発の進捗率</p> <p>【国交】緊急支援助物資輸送プラットフォームに関する説明会を実施した回数</p> <p>【国交】緊急支援助物資輸送プラットフォームを活用して訓練・演習を実施した回数</p>
<p>【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進</p>	<p>水道施設の計画的な更新等を適切に行い、水道施設の耐震化や耐水化等の耐災害性強化の推進を図っていくため、水道事業者等における対策の進捗状況を踏まえ、水道事業者等に対し、耐災害性強化対策に関する取組の好事例の水平展開等の技術的支援や財政的支援等を行う。</p>	<p>水道施設の計画的な更新等を適切に行い、水道施設の耐震化や耐水化等の耐災害性強化の推進を図っていくため、水道事業者等における対策の進捗状況を踏まえた水道事業者等に対する適切な技術的支援や財政的支援等を行う。</p>	<p>【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率</p> <p>【厚労】浄水場の浸水災害対策実施率</p> <p>【厚労】浄水施設の耐震化率</p> <p>【厚労】浄水場の土砂災害対策実施率</p> <p>【厚労】浄水場の停電対策実施率</p>

<p>【経産】災害時等に備えて需要側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進</p>	<p>避難所、多数の避難困難が生じる施設、一時避難所となり得る施設等として地方自治体と協定等を締結している民間施設等における需要家側での燃料備蓄を推進するため、石油タンク、LP ガスタンク、自家発電設備、GHP 空調機等の導入支援事業を実施する。また、一般消費者による自動車へのこまめな満タン給油や灯油買い置き等の自衛的燃料備蓄の普及啓発を行う。</p>	<p>【経産】「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的燃料備蓄の推進事業」により、避難所等の社会的重要なインフラに整備された燃料タンク等の数</p>
<p>【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防炎拠点の再エネ・蓄エネ設備等の自立・分散型エネルギーの整備に関する対策</p>	<p>地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設における、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備の自立機能を持つコージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施する。</p>	<p>【環境】大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの整備を実施した避難所等の数</p>
<p>【農水】応急食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進</p>	<p>「緊急災害時対応食料供給体制整備調査」の取りまとめに当たっては、必要に応じて調査項目等の見直しを行うとともに、訓練に当たっては、より現実的に即した訓練内容により、応急食料の調達体制の充実を図るほか、内閣府主催の緊急災害対策本部事務局訓練等に参加し、多くの経験者を確保する。平成30年度に作成した「災害時に備えた食品ストックガイド」・Web ページ「家庭備蓄ポータル」等を活用し、情報発信を実施することにより、災害時に備えた食品の家庭備蓄の一層の定着を図る。</p>	<p>【農水】応急食料（主食系）の充足率</p>
<p>【国交】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築</p>	<p>地方ブロックごとに国、自治体、倉庫業者・トラック事業者等の関係者が参画する協議会等を通じ、物流事業者団体との災害時協力協定の締結・高度化等の促進や、新たな民間物資拠点の選定及び「ラストマイル」における円滑な支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブックの普及促進等、各地域における支援物資輸送体制の確立に向けた取組を実施するとともに、地方公共団体等が主体となって行う、支援物資輸送の実効性を高める取組を促進する。</p>	<p>【国交】地域防災計画における民間物資拠点の規定率</p>
<p>【経産】送電網の整備・強化対策</p>	<p>令和2年6月に成立したエネルギー供給強引法に基づき、国や電力広域的運営推進機関が率先して行う、全国大での送電網の増強・整備計画であるマスタープランについて、令和3年春に1次案を策定し、再エネの大量導入等に対応しつつ、レジリエンスを抜本的に強化した次世代型ネットワーク構築に向けて、必要な送電網の整備を行う。また、令和5年4月に予定される新しい託送料金制度の施行に向けて、必要な検討を進める。</p>	<p>【経産】日本における1需要家あたりの年間停電時間</p>
<p>【経産】災害時に自立した電力供給が可能な地域マイクログリッドの構築支援</p>	<p>頻発する災害へのレジリエンス強化を図るべく、地域マイクログリッドの構築を全国に拡大するため導入プラン作成支援及び構築支援をさらに推し進めていく。また、地域マイクログリッド構築後に災害時のみならず平時の活用を踏まえた運用を行う上で、制度上の課題整理・解決のため関係部局と連携していく。</p>	<p>【経産】地域マイクログリッドの構築モデル件数</p>

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

事態を回避するための取組施策	令和3年度に実施すべき事項	令和4年度以降に実施すべき事項	指標
<p>【警察】 災害用装備資機材の充実強化</p>	<p>災害現場における広域緊急援助隊員の安全性向上を図るため、フルボディーハーネス及び小型無人機を整備する。</p>	<p>5ヵ年加速化対策に基づき、災害応急対策のための装備資機材の充実強化を推進する。</p>	<p>【警察】 災害警備活動の維持に必要な資機材の整備率 【警察】 災害対策に必要な資機材の更替整備率 【警察】 災害対策に必要な資機材の新規整備率</p>
<p>【総務】 常備消防力の強化</p>	<p>広域化推進期限である令和6年4月1日の広域化実施に向け、財政支援や先進事例等の情報提供をすとも、消防広域化推進アドバイザリー制度等の活用により、広域化を推進するに当たっての諸課題への対処方策等の個別具体的な相談に積極的に応じていく。都道府県計画に基づき、各地域で広域化の実現に向けて取り組んでいく。消防の広域化及び消防の連携・協力モデル構築事業により一層の支援を行う。消防指令システムの標準インターフェイスについて、検討会における議論等を通じて標準仕様書の策定に向けた議論を進める。</p>	<p>広域化推進期限である令和6年4月1日の広域化実施に向け、財政支援や先進事例等の情報提供をすとも、消防広域化推進アドバイザリー制度等の活用により、広域化を推進するに当たっての諸課題への対処方策等の個別具体的な相談に積極的に応じていく。消防の広域化及び連携・協力モデル構築事業により蓄積された先進事例や課題解決手法を都道府県及び市町村にフィードバックするなど、引き続き広域化等の実現に向けて支援を行っていく。消防指令システムの標準インターフェイスについて、検討会における議論等を通じて標準仕様書を策定するとともに、社会実装に資する試作物を構築する。</p>	<p>【総務】 消防指令システムの標準インターフェイスの検証状況</p>
<p>【防衛】 自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備</p>	<p>中期防衛力整備計画（令和元年度～令和5年度）に基づき、定期整備、部品製造等に必要なMOR（整備、修理、オーバーホール）認証取得、ライセンス更新、老朽化工具更新を実施する。</p>	<p>中期防衛力整備計画（令和元年度～令和5年度）に基づき、SH-60K（能力向上型）6機の整備を実施する。</p>	<p>【防衛】 災害救助能力の向上に資する装備品（SH-60K/K（能力向上型））の整備率 【防衛】 災害救助能力の向上に資する装備品（H-47JA）の整備率</p>
<p>【厚労】 災害派遣医療チーム（DMAT）の養成</p>	<p>DMATの更なる養成を図る。また、DMAT司令塔機能を担うDMAT事務局の職員数を増やすことにより、体制強化に取り組む。</p>	<p>大規模災害に対する地域災害医療計画策定のための新たな災害医療需給均衡指標（災害医療リスクリソース比）の導入に関する研究を踏まえ、DMATの必要チーム数を把握し、それに向けた計画的な養成を行う。</p>	<p>【厚労】 DMAT保有率（基幹災害拠点病院2チーム以上、地域災害拠点病院1チーム以上）</p>
<p>【総務】 消防庁舎の耐震化</p>	<p>消防庁舎における業務継続性確保のための耐震化に係る技術的助言等を行うほか、各種機会を捉えて緊急防災・減災事業費等も活用した取組を呼びかけ、耐震率の向上を図る。</p>	<p>消防庁舎における業務継続性確保のための耐震化に係る技術的助言等を行い、耐震率の向上を図る。</p>	<p>【総務】 消防庁舎の耐震率</p>
<p>【防衛】 大規模な災害にも耐えうるインフラ基盤とするための機能の維持・強化</p>	<p>災害を含むあらゆる事態において、自衛隊の迅速かつ適切な遂行に支障を生じることがないよう、飛行場施設・港湾施設等をはじめとするインフラ基盤の強靱性向上等に係る整備について、着実に実施する。</p>	<p>【防衛】 5ヵ年加速化対策】 全国の駐屯地・基地のインフラ基盤強化の整備着手率</p>	<p>【防衛】 5ヵ年加速化対策】 全国の駐屯地・基地のインフラ基盤強化の整備着手率</p>

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

事態を回避するための取組施策	令和3年度に実施すべき事項	令和4年度以降に実施すべき事項	指標
<p>【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）</p>	<p>公立学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策を進めるとともに、計画的かつ効果的な長寿命化改修等を推進する。また、特別教室等への空調設置、トイレ整備、給食施設の整備、バリアフリー化等、公立学校施設の防災機能の強化について推進する。</p>	<p>公立学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策を進めるとともに、計画的かつ効果的な長寿命化改修等を推進する。また、特別教室等への空調設置、トイレ整備、給食施設の整備、バリアフリー化等、公立学校施設の防災機能の強化について推進する。</p>	<p>【文科】公立中学校施設の老朽化対策実施率 【文科】公立小中学校施設の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 【文科】公立小中学校施設の空調設置率（特別教室） 【文科】公立小中学校施設のトイレ洋式化率</p>
<p>【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）</p>	<p>私立学校を設置する法人における私立学校施設について、倒壊し又は崩壊する危険が特に高い施設（Is 値 0.3 未満）の構造体の耐震化や、屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題がある非構造部材の耐震化等の安全対策などを中心に、防災機能の強化を支援する。</p>	<p>私立学校施設の非構造部材を含む耐震化を早期完了し、安全・安心な教育研究環境を確保する。また、避難所として利用される場合において、地域住民等の避難者の安全を確保する。 構造体の耐震化については、文化財指定の施設で耐震化の検討に期間を要するなど個別事情があるものを除き令和 10 年度までに完了し、特に、Is 値 0.3 未満の施設の構造体の耐震化については令和 8 年度までに完了することを見直し予定）として支援等を行っていく。また、状況により定期的に見直し予定）として支援等を行っていく。また、非構造部材の耐震対策についても、同様ご令和 10 年度までに完了することを中長期の目標として支援等を行っていく。</p>	<p>【文科】私立学校施設の耐震化率（高校等以下） 【文科】私立学校施設の屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策実施率（大学等） 【文科】私立学校施設の耐震化率（大学等） 【文科】私立学校施設の屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策実施率（高校等）</p>
<p>【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライブラインの老朽化対策を含む）</p>	<p>国立大学法人等施設のうち教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設の老朽化対策（ライブラインを含む）を推進する。</p>	<p>国立大学法人等施設のうち教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設の老朽化対策（ライブラインを含む）を推進する。</p>	<p>【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライブラインを含む）の老朽化対策の実施率（施設） 【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライブラインを含む）の老朽化対策の実施率（ライブライン）</p>
<p>【環境】災害・停電時に役立つ避難施設 防災拠点の再エネ・蓄エネ設備等の自立・分散型エネルギーに関する対策</p>	<p>地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設における、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施する。</p>	<p>大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、蓄エネシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施する。</p>	<p>【環境】大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの整備を実施した避難所等の数</p>

<p>【文科】独立行政法人国立青少年教育振興機構の広域防災補完拠点化</p>	<p>今後、各施設において広域防災補完拠点としての様々な役割を担うために、全施設での防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）の推進に取り組みとともに、各施設の实情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応を行う等のためのライフラインの機能強化に必要な給排水設備や電源設備等の更新を実施する。</p>	<p>各施設において広域防災補完拠点としての様々な役割を強化するため、全施設での防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）の推進に取り組みとともに、各施設の实情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応を行う。また、各施設で予備的避難所の運営等のためのライフラインの機能強化に必要な給排水設備や電源設備等の更新を実施し、これら施策を令和11年度までの完了に向けて計画的に取り組み。</p>	<p>【文科】防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設数 【文科】広域防災補完拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数</p>
<p>【厚労】社会福祉施設等の耐災害性強化対策</p>	<p>社会福祉施設等の耐震化整備及び非常用自家発電設備等の整備を推進するとともに、災害時の被害情報等を集約するシステムの運用を行う。</p>	<p>令和3年度における社会福祉施設等の耐震化整備、緊急対策の実施状況を踏まえ、必要な予算の確保を図りつつ、これらの対策に取り組み。</p>	<p>【厚労】社会福祉施設等の耐震化率</p>
<p>【厚労】都道府県単位の公民協働の広域的な福祉支援ネットワークの構築</p>	<p>災害福祉支援ネットワークの体制整備を促進するため、構築済の自治体から好事例を収集し、未構築の自治体に対し周知を図るとともに、厚生労働省において「災害派遣福祉チームリーダー養成等研修」を実施し、災害派遣福祉チームの活動内容の質の確保を図る。</p>	<p>全国において、災害福祉支援ネットワークの体制整備が促進されるよう、左記の取組を推進していくとともに、関係者の意見を踏まえつつ、必要な環境整備に取り組み。</p>	<p>【厚労】災害福祉支援ネットワークの構築都道府県数 【厚労】災害派遣福祉チーム(DWAT, DCAT)の設置済都道府県数</p>
<p>【国交】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築</p>	<p>地方ブロックごとに国、自治体、倉庫業者・トラック事業者等の関係者が参画する協議会等を通じ、物流事業者団体との災害時協力協定の締結・高度化等の促進や、新たな民間物資拠点の選定及び「ラストマイル」における円滑な支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」の普及促進等、各地域における支援物資輸送体制の確立に向けた取組を実施するとともに、地方公共団体等が主体となって行う、支援物資輸送の実効性を高める取組を促進する。</p>	<p>過去の災害における支援物資輸送事例も踏まえ、自治体と物流事業者団体との災害時協力協定の高度化等により、ラストマイルも含めた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図る。</p>	<p>【国交】地域防災計画における民間物資拠点の規定率</p>
<p>【厚労】災害派遣精神医療チーム(DPAT)の養成</p>	<p>災害時に被災地域の精神保健医療機能を補完するために活動するための研修を促進する。DPATを養成するために整備するために、DPATを養成するための研修を実施する。</p>	<p>全ての都道府県・指定都市にDPAT先遣隊が組織されるよう、研修を実施する。</p>	<p>【厚労】DPAT先遣隊整備率</p>
<p>【厚労】災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の体制構築</p>	<p>令和元年度以降の研修体系の見直し（自治体における主体的な研修を促進するため、国は各自自治体における研修の指導者となる人材を養成する）を踏まえ、DHEATの養成研修を各自自治体で実施できるよう支援（自治体に対する研修の企画・実施を担う一般財団法人日本公衆衛生協会に対する協力）を行う。</p>	<p>47都道府県において、各自自治体におけるDHEAT養成研修・訓練を実施する。</p>	<p>【厚労】災害時健康危機管理支援チーム養成研修（基礎編）の受講実績 【厚労】災害時健康危機管理支援チーム養成研修（高度編）の受講実績</p>

<p>【環境】熱中症予防対策の強化</p>	<p>令和3年3月25日に熱中症対策推進会議で策定された熱中症対策行動計画に基づき、「熱中症警戒アラート」を全国展開するほか、広く一般の方や自治体等担当者を対象にした熱中症に関するシンポジウムの開催、熱中症予防対策ガイドラインをはじめとした知見や普及啓発資料の自治体等への提供など、熱中症予防に係る情報提供を強化する。また、災害時の熱中症対策について知見の収集や調査を行い、これまでの知見と合わせて提供を行う。さらに、自治体における効果的な熱中症予防策を推進するため、モデル事業を実施し、全国自治体における熱中症対策の底上げを図る。大規模災害時にも暑さ指数 (WBGT) を継続的に提供できるように、暑さ指数 (WBGT) の発信体制を強化するとともに、情報活用のための認知向上を継続する。</p>	<p>熱中症予防、特に災害時における予防対策に係る情報提供を強化する。 「熱中症警戒アラート」を活用し、国民や社会全体における熱中症予防行動を後押しする。 自治体における総合的な熱中症対策を推進する。</p>	<p>【環境】夏季までに、災害時も含めた熱中症対策を実施する自治体の割合</p>
-----------------------	---	--	--

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事態を回避するための取組施策		令和3年度に実施すべき事項		指標	
<p>【総務】G空間防災システムの普及の促進</p>	<p>地域における防災等の課題へのG空間情報の利活用推進に向けた普及啓発やセミナーの開催等の周知啓発活動を実施する。</p>	<p>令和4年度以降に実施すべき事項</p>	<p>【総務】G空間防災に関する普及活動の実施回数</p>		
<p>【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上</p>	<p>機動警察通信隊の対処能力の更なる向上を図るため、大規模災害による被害を想定した機動警察通信隊の訓練 (ドローンの運用を含む。) を推進する。</p>	<p>機動警察通信隊の訓練 (ドローンの運用を含む。) を推進する。</p>	<p>【警察】ドローンの飛行訓練の実施状況</p>		
<p>【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化</p>	<p>安否確認サービスの導入自治体の増加に向けた普及活動を推進する。 安否確認サービスの機能向上ではスマホ de リレーを活用した避難所外情報の収集機能の実証事業を実施する。 災害危機管理通報では小型デバイスの開発を推進し、警報種別拡大のため標準フォーマットに関する研究開発や機能向上の整備事業を推進する。 7機体制確立のための追加3機 (5、6、7号機) の衛星開発を推進する。</p>	<p>安否確認サービスの試行的導入を実施している自治体における更なる利用拡大を図る。 安否確認サービス及び災害危機管理通報に関する研究開発について、社会実装に向けた実証実験等に取り組む。 令和5年度までの7機体制確立に向け、5-7号機の衛星開発を着実に進める。</p>	<p>【内閣府】安否確認サービス導入自治体数</p>		
<p>【文科】技術試験衛星9号機 (ETS-9) 等の通信衛星の開発</p>	<p>2020年代に災害通信を含む衛星通信の主流となる次世代静止通信衛星を実現するため、平成28年度から開発に着手したETS-9においては、ETS-VIIIの10年の運用で得られた知見・技術を活用しつつ、令和2年度から着手した大容量高速通信を可能とするフルデジタルペイロードの追加開発を含め、開発を着実に推進する。</p>	<p>平成28年度から開発に着手したETS-9においては、ETS-VIIIの10年の運用で得られた知見・技術を活用しつつ、開発を着実に推進し、令和5年度に打ち上げる。</p>	<p>【文科】ETS-9の技術実証 (大電力化、高排熱技術) 【文科】ETS-9の技術実証 (全電化衛星技術)</p>		

<p>【内閣府】SIP 国家レジリエンス（防災・減災）の強化</p>	<p><避難・緊急活動支援統合システムの開発> 災害や被害の時空間情報の収集、分析、予測を行い、要員派遣指示、避難支援、物資供給など、災害対応機関の最適かつ迅速なオペレーションを実現するための避難・緊急活動支援システムの開発を進め、実災害での試運用を通じて前年度に構築したプロトタイプ版の高度化に取り組み。</p> <p><市町村災害対応統合システムの開発> 市町村の適切な避難勧告・指示や緊急活動の優先順位付け等の判断を支援するため、最先端のAI技術と既存技術を融合し、避難勧告等の発令に必要な情報を地区・校区等の小エリアで、かつ短時間で提供するとともに、発令情報が自動配信されるシステムの開発に向けて、モデル自治体との実証と通じてシステムのプロトタイプ版の高度化を行う。</p> <p><防災チャットボットの開発> 災害時に国民一人一人に対しスマートフォン等を通じて避難に必要な情報等を迅速かつ的確に提供し、かつ被災者等からの被災状況の収集・分析を行う防災チャットボットの研究開発と社会実装を加速する。</p>	<p>令和4年度までに研究開発項目の全てについて実用に供し得るレベルでの研究開発を完了し、実運用システムを完成し、社会実装の目処を付ける。</p>	<p>【内閣府】防災チャットボットの社会実装</p>
------------------------------------	---	---	----------------------------

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

事態を回避するための取組施策	令和3年度に実施すべき事項	令和4年度以降に実施すべき事項	指標
<p>【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発</p>	<p>最新の地震被害想定等を踏まえ、大規模災害の緊急物資輸送、幹線物流機能の確保のため、ネットワークを意識した耐震強化岸壁の整備や臨港道路の耐震化等を推進する。</p> <p>頻発化・激甚化する台風に伴う高潮・高波による港湾内の被害軽減を図るため、最新の設計や沖波等で照査した結果を踏まえ、港湾施設の嵩上げ・補強等を推進する。</p> <p>令和2年7月豪雨において、漂流物により航路が埋塞したことを踏まえ、豪雨による大規模出外時等に船舶が安全に港湾に到達できるよう、浚渫を行うとともに漂流物の回収が円滑に行えるよう防災体制の強化を推進する。</p> <p>被災区間の原形復旧のみでは再度災害防止の観点から十分な防災機能を期待できない場合、被災区間の原形復旧と併せた港湾施設の改良・建設を実施する。</p> <p>民有港湾施設の耐震化支援するとともに、研究取組において、港湾施設の耐震・耐波性能等の向上に係る技術開発を推進する。</p>	<p>【国交】海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合</p> <p>【国交】埋塞対策等を行う必要がある港湾及び開発保全航路のうち豪雨等による大規模出水に備えた対策を講じ、航行の安全性を確保した割合</p> <p>【国交】国土強靱化のため、高度な実証実験に基づき策定される技術基準類のうち、策定されたものの割合</p> <p>【国交】大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合</p>	<p>【国交】海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合</p> <p>【国交】埋塞対策等を行う必要がある港湾及び開発保全航路のうち豪雨等による大規模出水に備えた対策を講じ、航行の安全性を確保した割合</p> <p>【国交】国土強靱化のため、高度な実証実験に基づき策定される技術基準類のうち、策定されたものの割合</p> <p>【国交】大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合</p>

<p>【内閣府】民間企業及び企業間/企業体/業界等におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進</p>	<p>民間企業等の事業継続体制（BCP）の策定状況）に関する実態調査を実施する。 また、内閣府が策定している「事業継続ガイドライン」について、新型コロナウイルス感染症の拡大や近年の災害の頻発化・激甚化等の社会情勢の変動を踏まえた内容に改定するため、調査・検討を実施する。</p>	<p>令和3年度の実施状況を踏まえ、検討する。</p>	<p>【内閣府】中堅企業のBCPの策定割合 【内閣府】大企業のBCPの策定割合</p>
<p>【農水】水産物の一連の生産・流通過程におけるBCPの策定の促進</p>	<p>BCPガイドラインの普及を行うとともに、それに基づく個別地域BCPの策定を推進する。</p>	<p>5か年加速化対策に基づき、走錫事故等防止対策を推進する。 錨泊制限や巡視船艇等による航行安全指導、錨泊船舶への情報提供等を適切に実施する。 重要施設周辺海域等における、更なる海域監視・情報提供体制の検討を行う。</p>	<p>【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産物の早期回復体制が構築された漁港の割合</p>
<p>【国交】海域監視・情報提供体制の強化</p>	<p>5か年加速化対策に基づき、走錫事故等防止対策を推進する。 錨泊制限や巡視船艇等による航行安全指導、錨泊船舶への情報提供等を適切に実施する。 重要施設周辺海域等における、更なる海域監視・情報提供体制の検討を行う。</p>	<p>5か年加速化対策に基づき、走錫事故等防止対策を推進する。 錨泊制限や巡視船艇等による航行安全指導、錨泊船舶への情報提供等を適切に実施する。 重要施設周辺海域等における、更なる海域監視・情報提供体制の検討を行う。 沿岸域情報提供システム（海の安全情報）による災害時の情報収集・分析・提供を強化する。 船舶の動静等をカメラ画像から検出する技術を導入する。</p>	<p>【国交】海域監視・情報提供体制の強化に必要なレーダー、監視カメラの整備箇所数</p>
<p>【国交】港湾における災害情報収集等に関する対策</p>	<p>迅速な港湾機能の復旧等の体制構築に向け、自律制御型ドローンや衛星画像の活用による迅速な被災状況把握体制の構築、カメラの整備、準天頂衛星を活用したシステムの開発等を実施する。</p>	<p>災害発生時に、現地確認が困難であることにより、応急措置、復旧作業、利用再開が遅延し、被害が拡大することを防止する。</p>	<p>【国交】災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等において、遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった割合</p>
<p>【国交】航路標識の強化</p>	<p>5か年加速化対策に基づき、航路標識の耐災害性強化対策（海水浸入防止対策、電源喪失対策、監視体制強化対策、信頼性向上対策）、航路標識の老朽化等対策を推進する。 航路標識の長寿命化のための点検・診断を推進する。</p>	<p>【国交】航路標識の海水浸入防止対策箇所数 【国交】船舶通航信号所等の予備電源整備箇所数 【国交】航路標識の監視装置導入箇所数 【国交】航路標識の信頼性向上対策箇所数 【国交】航路標識の老朽化等対策箇所数</p>	<p>【国交】航路標識の長寿命化推進のための点検・診断</p>

<p>【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援</p>	<p>地方における雇用創出のため、企業の本社機能の地方への移転や、地方における拡充を引き続き促進すべく、地方拠点強化税制（オフィス減税・雇用促進税制）等の支援措置を講じる。加えて、令和3年度末に本税制の適用期限を迎えることを踏まえ、本税制の在り方等について検討する。</p>	<p>地方拠点強化税制の適用期限（令和3年度末）を踏まえた、本税制の在り方等の検討結果等に応じて、令和4年度以降に実施すべき事項を決定する。</p>	<p>【内閣府】地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設」において常時雇用する従業員の増加数]</p>
--------------------------------	---	--	--

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

事態を回避するための取組施策		令和3年度に実施すべき事項		令和4年度以降に実施すべき事項		指標	
<p>【国交】道路橋梁の耐震補強</p>	<p>大規模災害時の緊急救命・復旧活動を支えるため、 ・緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を加速化させる。 ・高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の対策について、優先的に支援する。 ・今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が28%以上の地域における耐震補強を完成させる。</p>	<p>既設橋梁の耐震補強を推進する。</p>	<p>【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率</p>				
<p>【国交】鉄道施設の耐震対策</p>	<p>首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、主要駅や高架橋等の耐震補強を一層推進する。</p>		<p>【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率</p>				
<p>【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発</p>	<p>最新の地震被害想定等を踏まえ、大規模災害の緊急物資輸送、幹線物流機能の確保のため、ネットワークを意識した耐震強化岸壁の整備や臨港道路の耐震化等を推進する。 頻発化・激甚化する台風に伴う高潮・高波による港湾内の被害軽減を図るため、最新の設計沖波等で照査した結果を踏まえ、港湾施設の嵩上げ・補強等を推進する。 令和2年7月豪雨において、漂流物により航路が埋塞したことを踏まえ、豪雨による大規模出水時等に船舶が安全に港湾に到達できるよう、浚渫を行うとともに漂流物の回収が円滑に行えるよう防災体制の強化を推進する。 被災区間の原形復旧のみでは再度災害防止の観点から十分な防災機能を期待できない場合、被災区間の原形復旧と併せた港湾施設の改良・建設を実施する。 民有港湾施設の耐震化支援するとともに、研究所において、港湾施設の耐震・耐波性能等の向上に係る技術開発を推進する。</p>		<p>【国交】海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合 【国交】埋塞対策等を行う必要がある港湾及び開発保全航路のうち豪雨等による大規模出水に備えた対策を講じ、航行の安全性を確保した割合 【国交】国土強靱化のため、高度な実証実験に基づき策定される技術基準類のうち、策定されたものの割合 【国交】大規模地震等に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合</p>				
<p>【国交】大都市圏環状道路の整備</p>	<p>迅速かつ円滑な物流の実現等のため、三大都市圏環状道路の整備を推進する。</p>		<p>【国交】三大都市圏環状道路整備率</p>				

<p>【国交】道路ネットワークの機能強化対策</p>	<p>災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、高規格道路の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進する。</p>	<p>【国交】道路による都市間速達性の確保率 【国交】高規格道路のミッシングリング改善率 【国交】高規格道路（有料）の4車線化優先整備区間の事業着手率</p>
<p>【国交】迅速な航路啓開のための体制の整備</p>	<p>全国の重要港湾、特定港等主要港湾において、GNSS技術を用いた最低水面（水深の基準面）の調査を実施する。</p>	<p>【国交】GNSS技術を用いた最低水面調査の実施数</p>
<p>【国交】港湾における走錨事故の防止等に関する対策</p>	<p>令和元年房総半島台風等で発生した走錨事故を踏まえ、港内避泊が困難な港湾や混雑海域周辺の港湾等において、避泊水域確保のための防波堤等の整備を推進する。</p>	<p>【国交】船舶の避泊水域を確保する必要がある港湾のうち、暴風時の安全な避泊地の確保を実現した割合</p>
<p>【国交】港湾を活用した広域域の復旧・復興体制や物流の代替性の確保</p>	<p>令和元年房総半島台風等をはじめとする近年の台風による港湾での被害等を踏まえ、港湾BCPに基づく関係機関と連携した訓練を実施し、昨今の災害の教訓も踏まえ、PDCAサイクルによる継続的な見直し・改善を図る。高潮浸水等によるコンテナターミナル等の機能停止を回避するため、電源設備の浸水対策やコンテナの流出対策等を実施する。台風接近時の暴風等によるコンテナ等の飛散防止に係る民間事業者の取組の促進を図る。</p>	<p>【国交】国際線羽田・成田・関西国際空港・国際拠点港湾・重要港湾において、港湾BCPに基づく関係機関と連携した訓練の実施割合</p>
<p>【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用</p>	<p>民間事業者から提供を受ける情報量の拡大や、対象の災害の拡大に向け、民間事業者と協議を実施するなどして事業の更なる改善を図る。集約される交通監視カメラ画像や民間事業者から提供を受ける情報量の拡大を図るなどするため、新広域交通管制システムを維持管理して、システムの安定した運用を図る。警察が交通情報を外部機関と安全に送受信するために必要な交通情報ネットワークセキュリティ装置及びそのバックアップ装置を維持管理して、システムの安定した運用を図る。</p>	<p>【警察】災害時における新広域交通管制システムによる道路状況等の把握割合</p>
<p>【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備</p>	<p>第5次社会資本整備重点計画では、令和3年度から令和7年度までに信号機電源付加装置約2,000台の整備を目標としていることから、令和3年度は約400台の信号機電源付加装置を整備するなど、交通安全施設等の整備を推進する。</p>	<p>【警察】信号機電源付加装置の整備率（補助事業）</p>
<p>【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新</p>	<p>第5次社会資本整備重点計画では、令和3年度から令和7年度までに老朽化した信号機約4万5,000基の更新を目標としていることから、令和3年度は約9,000基の信号機を更新するとともに、老朽化した道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新を推進する。</p>	<p>【警察】老朽化した信号機の更新率（補助事業）</p>

5-8) 食料等の安定供給の停滞

事態を回避するための取組施策	令和3年度に実施すべき事項	令和4年度以降に実施すべき事項	指標
<p>【農水】水産物の一連の生産・流通過程におけるBCPの策定の促進</p>	<p>BCPガイドラインの普及を行うとともに、それに基づく個別地域BCPの策定を推進する。</p>	<p>【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合</p>	<p>【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合</p>
<p>【農水】災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築</p>	<p>大規模災害時の被災地域において、食料供給の維持・回復に資することを目的として策定した指針等を活用し、食品産業者団体や食品産業者間の連携・協力体制の構築の必要性について普及に努め、食品産業者のBCP策定等を促進する。また、令和2年度に発生した災害の経験を踏まえ、既に策定済みのBCPについても必要に応じた見直しを促す。</p>	<p>大規模災害時の被災地域において、食料供給の維持・回復に資することを目的として策定した指針等を活用し、食品産業者のBCP策定等を促進し、また、前年度の取組内容を検証し、食品産業者団体や食品産業者との会合の場等を活用し、食品サプライチェーン全体の食品産業者間の連携・協力体制の構築の必要性について継続的な普及に努める。</p>	<p>【農水】食品産業者における連携・協力体制の構築割合</p>
<p>【農水】園芸産地事業継続対策</p>	<p>都道府県が策定した推進計画に基づき、市町村や農業者の組織する団体等が事業継続計画策定と事業継続計画に基づく対策を実施する。また、推進計画の達成のため、都道府県や市町村、農業者の組織する団体等が事業継続計画の実行に必要な体制整備、事業継続計画の実現に必要な取組を支援する。</p>	<p>都道府県が事業継続計画策定と事業継続計画に基づく対策を実施する。また、事業継続計画の実行に必要な体制整備、事業継続計画の策定や、事業継続計画の実行に必要な体制整備、事業継続計画の実現に必要な取組を支援する。</p>	<p>【農水】都道府県の策定する園芸産地における事業継続計画の策定率</p>
<p>【農水】農業水利施設の耐震化</p>	<p>基幹的農業水利施設のうち、ダム等極めて重要な国営造成施設についてレベル2地震動に対応した耐震化計画を策定し、計画的な対策着手の目標達成に向けて推進する。</p>	<p>令和7年度までに、耐震対策が早期に必要と判断している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合を100%とする。</p>	<p>【農水】耐震対策が早期に必要と判断している重要度の高い国営造成施設における対策着手の割合</p>
<p>【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進</p>	<p>防災重点農業用ため池においてハザードマップ等ソフト対策を実施する。ため池工事特措法の取組を円滑に推進する観点から、劣化状況評価等の対象、評価基準、評価区分設定の考え方をとりまとめた「防災重点農業用ため池の劣化状況評価に係る手引き」を策定し、防災工事等を推進する。ため池工事特措法に基づき、防災工事等のハード対策に取り組みとともに、早急に防災工事に着手できないため池については、避難場所や経路を示したハザードマップ等のソフト対策を適切に組み合わせて、ため池の防災・減災対策を一層推進していく。</p>	<p>防災重点農業用ため池においてハザードマップ等ソフト対策を実施する。ため池工事特措法に基づき、防災工事等のハード対策に取り組みとともに、早急に防災工事に着手できないため池については、避難場所や経路を示したハザードマップ等のソフト対策を適切に組み合わせて、ため池の防災・減災対策を一層推進していく。</p>	<p>【農水】防災重点農業用ため池における防災対策着手の割合</p>
<p>【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）</p>	<p>ため池や排水機場、排水路等を整備し、農地及び市街地・集落を含む農村地域の湛水被害等を防止する。</p>	<p>【農水】湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の土地改良長期計画での目標面積に対する達成率</p>	<p>【農水】湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の土地改良長期計画での目標面積に対する達成率</p>

<p>【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進</p>	<p>農林道施設の点検・診断、機能保全計画（個別施設設計計画）策定、保全対策の実施という一連の機能保全対策に関する説明会等を開催し、施設の経過年数等に応じた計画的な点検・診断と保全対策の実施について農林道の施設管理者に周知するとともに、機能保全計画（個別施設設計計画）に基づき確実に保全対策等が実施されるよう指導・助言を行う。</p>	<p>農林道の施設管理者への施設の機能保全対策等に関する説明会等を実施し、施設の経過年数等に応じた計画的な点検・診断と機能保全計画（個別施設設計計画）に基づき保全対策の実施を推進する。</p>	<p>【農水】機能保全計画（個別施設設計計画）で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手の割合</p> <p>【農水】機能保全計画（個別施設設計計画）で早期に対策が必要と判明している林道橋及び林道トンネルの対策着手の割合</p>
<p>【農水】漁港施設の耐震化等</p>	<p>大規模津波による甚大な被害が予測される地域や地点的漁港における防波堤の耐震化や岸壁の耐震化、近年激甚化する台風・低気圧災害に備え、防波堤の耐震化対策等を推進する。</p>	<p>大規模津波による甚大な被害が予測される地域や地点的漁港における防波堤の耐震化や岸壁の耐震化、近年激甚化する台風・低気圧災害に備え、防波堤の耐震化対策等を推進する。</p>	<p>【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合</p>
<p>【農水】卸売市場施設整備の推進</p>	<p>卸売市場法に基づき中央卸売市場又は地方卸売市場の認定を受けた卸売市場において、災害時にも業務が継続できるようにするために、防災・減災対策も含めた卸売市場施設整備を推進するとともに、都道府県毎の主要な卸売市場において、想定される災害発生リスクに対応した防災・減災対策を行うための施設を早急に整備するための加速化対策を実施する。</p>	<p>卸売市場法に基づき中央卸売市場又は地方卸売市場の認定を受けた卸売市場において、災害時にも業務が継続できるようにするために、防災・減災対策も含めた卸売市場施設整備を推進するとともに、都道府県毎の主要な卸売市場において、想定される災害発生リスクに対応した防災・減災対策を行うための施設を早急に整備するための加速化対策を実施する。</p>	<p>【農水】1 中央卸売市場当たりの取扱金額</p>
<p>【農水】緊急事態食料安全保障指針」に基づく対策</p>	<p>「緊急事態食料安全保障指針」に基づき、平素から適切かつ効率的な備蓄の運用及び安定的な輸入の確保を行い、食料の供給が不足する場合に備える。</p>	<p>「緊急事態食料安全保障指針」に基づき、平素から適切かつ効率的な備蓄の運用及び安定的な輸入の確保を行い、食料の供給が不足する場合に備える。</p>	<p>【農水】政府備蓄米の備蓄水準</p>

6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

事態を回避するための取組施策	令和3年度に実施すべき事項	令和4年度以降に実施すべき事項	指標
<p>【経産】強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立</p>	<p>エネルギー供給強靱化法に基づき、送配電事業者に対する災害時連携計画の策定、既存設備の計画的な更新、無電柱化を含めた送配電設備への必要な投資を適切に行うための託送料金制度改革、山間部等において電力の安定供給・効率性が向上する場合、送配電網の独立運用を可能とする制度整備等を通じて、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確立する。</p> <p>また、大規模災害が発生した際の事業者、自治体、国の間の電力供給オペレーションの構築のため、下記内容についてフォローアップを行う。</p> <p>①一般送配電事業者間の連携計画について、必要に応じて検討・見直し、復旧手法・設備仕様の統一化等を通じた復旧作業の迅速化促進</p> <p>②電力広域的運営推進機関における相互扶助制度の運用開始</p> <p>③事前の樹木伐採など、地方自治体やインフラ（通信等）との連携強化</p> <p>④電力会社間及び自衛隊との定期的な情報共有・合同訓練</p>	<p>令和3年度のフォローアップを踏まえて、事業者、自治体、国の連携強化に向けた取組について検討を行う。</p>	<p>【経産】日本における1需要家あたりの年間停電時間</p>
<p>【防衛】インフラ企業等関係機関との共同区上演習等の実施</p>	<p>災害時の自衛隊とインフラ企業等関係機関の協力による復旧の迅速化を図るため、共同区上演習等の実施等事前の協力体制の強化に努める。</p>	<p>【防衛】停電復旧等に係る共同区上演習の実施率</p>	<p>【防衛】停電復旧等に係る共同区上演習の実施率</p>

<p>【経産】送電網の整備・強化対策</p>	<p>令和2年6月に成立したエネレギー供給強靱化法に基づき、国や電力広域的運営推進機関が率先して行う、全国大での送電網の増強・整備計画であるマスタープランについて、令和3年春に1次案を策定し、再エネの大量導入等に対応しつつ、レジリエンスを抜本的に強化した次世代型ネットワーク構築に向けて、必要な送電網の整備を行う。また、令和5年4月に予定される新しい託送料金制度の施行に向けて、必要な検討を進める。</p>	<p>今後の状況を踏まえ、送電網のマスタープランの見直し・改善を行いつつ、新しい託送料金制度に基づき、一般送配電事業者を中心として、送電網の強化に必要な投資を行う。</p>	<p>【経産】日本における1需要家あたりの年間停電時間</p>
<p>【環境】災害・停電時に役立つ避難施設</p>	<p>地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設における、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施する。</p>	<p>大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施する。</p>	<p>【環境】大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの整備を実施した避難場所等の数</p>
<p>【経産】災害時に自立した電力供給が可能な地域マイクログリッドの構築支援</p>	<p>頻発する災害へのレジリエンス強化を図るべく、地域マイクログリッドの構築を全国に拡大するため導入プラン作成支援及び構築支援をさらに推し進めていく。また、地域マイクログリッド構築後に災害時のみならず平時の活用を踏まえた運用を行う上で、制度上の課題整理・解決のため関係部局と連携していく。</p>	<p>実際に運用していく中で発現した課題を整理して、課題解決に向けた協議をステークホルダー等と行っていく。</p>	<p>【経産】地域マイクログリッドの構築モデル件数</p>
<p>【経産】製油所等の緊急出入荷能力の強化</p>	<p>製油所等の強靱化対策（耐震・液状化対策や排水設備の増強等）を実施する。</p>	<p></p>	<p>【経産】特別警報級の大雨や高潮等の新たな事象を想定した強靱化対策を実施し、災害対応能力の強化を図る製油所の箇所数</p>
<p>【経産】災害時石油供給連携計画の継続及び計画の見直し</p>	<p>災害時石油供給連携計画の訓練については、その定着・習熟を図るため、石油業界、関係省庁、地方公共団体等が連携した上で、訓練を定期的に変更する。令和2年度の訓練において見つかっていた課題（リモート下での情報共有やコミュニケーションの効率化等）について対応できるような形で、訓練企画を行う。</p>	<p>災害時石油供給連携計画の訓練については、その定着・習熟を図るため、石油業界、関係省庁、地方公共団体等が連携した上で、訓練を定期的に変更する。令和3年度の訓練において見つかっていた課題について対応できるような形で、訓練企画を行う。</p>	<p>【経産】災害時石油供給連携計画実施訓練の前年度課題の改善率</p>

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

<p>事態を回避するための取組施策</p>	<p>令和3年度に実施すべき事項</p>	<p>令和4年度以降に実施すべき事項</p>	<p>指標</p>
<p>【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進</p>	<p>水道施設の計画的な更新等を適切に行い、水道施設の耐震化や耐水化等の耐災害性強化の推進を図っていくため、水道事業者等における対策の進捗状況を踏まえ、水道事業者等に対し、耐災害性強化対策に関する取組の好事例の水平展開等の技術的支援や財政支援等を行っていく。</p>	<p>水道施設の計画的な更新等を適切に行い、水道施設の耐震化や耐水化等の耐災害性強化の推進を図っていくため、水道事業者等における対策の進捗状況を踏まえた水道事業者等に対する適切な技術的支援や財政支援等を行っていく。</p>	<p>【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 【厚労】浄水場の浸水災害対策実施率 【厚労】浄水施設の耐震化率 【厚労】浄水場の土砂災害対策実施率 【厚労】浄水場の停電対策実施率</p>

<p>【厚労】水道の応急対策の強化</p>	<p>危機管理マニュアル策定の必要性など令和2年度の災害対応で得られた知見を踏まえ、立入検査等の機会を通じ、引き続き水道事業者等における危機管理マニュアルの策定及び充実等を進めるほか、道路等の地理情報を記載した水道施設台帳の作成・電子化を進めるため、「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」等を周知するなどの技術的支援を行っていく。</p>	<p>災害対応について随時検証作業を進めることで、日本水道協会を中心とした応援体制について実効性を高めていく。</p> <p>さらに、立入検査における指導等により、水道事業者等における危機管理マニュアルの策定を推進するほか、「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」等を周知するなどの技術的支援により、道路等の地理情報を記載した水道施設台帳の作成・電子化を推進する。</p>	<p>【厚労】危機管理マニュアルの策定率 【厚労】水道施設平面図のデジタル化率</p>
<p>【経産】指針に基づく更新計画及びBCP策定による工業用水道浄化の推進</p>	<p>ブロック会議等を通じて、計画策定及び事業の実施、BCPの策定を促すとともに、計画作成及びその計画に基づき事業を実施している事業者並びにBCPを策定している事業者の情報（事業者名の公表等）を、工業用水道事業者全体で共有することで、更なる計画策定率及びBCP策定率の向上を促す。</p> <p>更新・耐震・耐水化等事業の進捗を促すために事業者への補助を行うとともに、補助制度の運用状況に鑑み、必要に応じて補助制度の見直しについて再検討を行う。</p> <p>補助要望を受けた事業のうち5か年加速化対策に基づき、強靱化の加速化が可能な事業（耐震対策、浸水対策、停電対策等）に対し、支援を行う。</p>	<p>【経産】大規模災害（浸水及び最大規模の地震等）の被害を想定したBCP策定率 【経産】工業用水道の基幹管路の耐震化適合率 【経産】BCP等と連携した浸水対策実施率 【経産】BCP等と連携した停電対策実施率 【経産】「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率</p>	

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

事態を回避するための取組施策	令和3年度に実施すべき事項	令和4年度以降に実施すべき事項	指標
<p>【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策の推進</p>	<p>避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策を支援する。</p>	<p>【国交】インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園（令和元年度時点：約66,000公園）のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施できている都市公園の割合</p>	
<p>【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等の整備</p>	<p>住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を支援する。</p>	<p>【国交】機能を十分発揮させるために整備が必要な防災公園（約160箇所）の対策実施率</p>	
<p>【国交】密集市街地等の改善に向けた対策の推進</p>	<p>密集市街地等において、防災性の向上や住環境改善を図るため、避難路となる道路の整備や避難場所となる公園・空き地の整備、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建て替え等の取組を推進する。また、密集市街地の整備改善を加速化し、より一層の安全性を確保するための、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等のソフト対策を強化する。</p>	<p>【国交】地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率 【国交】危険密集市街地の面積</p>	

<p>【内閣府・総務・経産】大規模地震時の電気火災対策の推進</p>	<p>感震ブレーカーの普及等による市街地火災対策をホームページ等で推進する。</p>	<p>【内閣府・総務・経産】首都直下地震緊急対策区域内の延焼のおそれのある密集市街地における感震ブレーカー等の普及率</p>
<p>【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進</p>	<p>水道施設の計画的な更新等を適切に行い、水道施設の耐震化や耐水化等の耐災害性強化の推進を図っていくため、水道事業者等における対策の進捗状況を踏まえ、水道事業者等に対し、耐災害性強化対策に関する取組の好事例の水平展開等の技術的支援や財政支援等を行っていく。</p>	<p>【厚労】 水道施設の耐震化や耐水化等の耐災害性強化の推進を図っていくため、水道事業者等における対策の進捗状況を踏まえ、水道事業者等に対する適切な技術的支援や財政支援等を行っていく。</p>
<p>【総務】常備消防力の強化</p>	<p>広域化推進期限である令和6年4月1日の広域化実施に向け、財政支援や先進事例等の情報提供をすとも、消防広域化推進アドバイザー制度等の活用により、広域化を推進するに当たっての諸課題への対処方策等の個別具体的な相談に積極的に応じていく。</p> <p>都道府県計画に基づき、各地域で広域化の実現に向けて取り組んでいくよう、消防の広域化及び消防の連携・協力モデル構築事業により一層の支援を行う。</p> <p>消防指令システムの標準インターフェイスについて、検討会における議論等を通じて標準仕様の策定に向けた議論を進める。</p>	<p>【総務】 消防指令システムの標準インターフェイスの検討状況</p>
<p>【総務】消防防災施設の整備</p>	<p>大規模災害による被害を最小限に抑えることや救急需要に迅速・的確に対応すること等により、住民生活の安心・安全を確保するため、地方公共団体のニーズも踏まえながら、補助金を活用した施設の整備を重点的に推進していく。</p> <p>消防庁舎における業務継続性を確保するために、各種施設を捉えて緊急防災・減災事業費をも活用した非常用電源の設置を呼びかけていく。</p>	<p>【総務】 消防水利整備率</p>

7-6) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

事態を回避するための取組施策	令和3年度に実施すべき事項	令和4年度以降に実施すべき事項	指標
<p>【農水】農業水利施設の耐震化</p>	<p>基幹的農業水利施設のうち、ダム等極めて重要な国営造成施設についてレベル2地震動に対応した耐震化計画を策定し、計画的な対策着手の目標達成に向けて推進する。</p>	<p>令和7年度までに、耐震対策が早期に必要と判断している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合を100%とする。</p>	<p>【農水】 耐震対策が早期に必要と判断している重要度の高い国営造成施設における対策着手の割合</p>
<p>【農水】田んぼダム等の取組の推進</p>	<p>田んぼダムの取組が面的な広がりを持つよう地域の共同活動を支援するとともに、水田の貯留機能向上を促進する農地整備により田んぼダム等の取組の推進を行う。</p>	<p>【農水】 水田の貯留機能向上に資する田んぼダムに取り組みむ水田の面積</p>	
<p>【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進</p>	<p>取組の定着・拡大を推進するとともに、共同活動による地域資源の保全管理が持続的な体制で行われるよう、活動組織の広域化を推進するとともに、非農業者の参加を促進し、農村協働力の強化を図る。</p>	<p>【農水】 地域による農地・農業用水等の保全管理への参加者数</p>	

<p>【環境】 森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化</p>	<p>都道府県が設定したニホンジカ等の適正な密度管理のための捕獲目標頭数の達成に向けた進捗状況の確認を行い、必要に応じて都道府県等に対して技術的な指導・助言を行う。</p>	<p>森林等における植生の食害による森林の表土流出等を防止するため、ニホンジカ等の適正な生息密度管理のための生息密度が高い地域等において捕獲等の取組を実施する。 令和5年度までにニホンジカの生息頭数（全国）を平成23年度比で半減、イノシシの生息頭数（全国）を50万頭まで減少させ、その後も適正な生息密度を維持していく。</p>	<p>【環境】 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」におけるニホンジカの個体数目標 【環境】 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」におけるイノシシの個体数目標</p>
<p>【農水】 荒廃地等における治山施設の整備</p>	<p>山地災害危険地区において、治山施設の整備等のハード対策と、関係機関や地域住民と連携した山地災害発生リスクに関する情報の周知等のソフト対策を総合的に実施する。 重点的な治山施設の機能強化・老朽化対策、避難経路を保全対象とした緊急的な予防対策等を実施する。 5か年加速化対策に基づき、流域治水の取組と連携しつつ、土石流等の山地災害等のリスクが高い地域の整備の推進により、重要インフラや集落等を保全する。</p>	<p>山地災害危険地区の周辺地域の周知等の取組を推進する。</p>	<p>【農水】 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数のR5年度目標値に対する達成率 【農水】 土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の実施率</p>
<p>【農水】 森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様な健全な森林の整備等</p>	<p>森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて、間伐や再造林とこれに必要な路網整備、鳥獣害対策の推進等による多様な健全な森林の整備を推進するとともに、近年の災害を踏まえ、市町村等公的主体と森林所有者、施設管理者等が協定を締結して行う、鉄道等の重要インフラ施設周辺の森林整備や幹線道路で災害に強く代替路にもなる幹線林道の整備を支援する。また、5か年加速化対策に基づき、間伐等の森林整備や林道の整備・改良等といった対策を実施する。</p>	<p>森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて、間伐や再造林とこれに必要な路網整備、鳥獣害対策の推進等による多様な健全な森林の整備を推進する。また、5か年加速化対策に基づき、間伐等の森林整備や林道の整備・改良等といった対策を実施する。</p>	<p>【農水】 市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合</p>
<p>【農水】 山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進</p>	<p>平成25年度から実施している森林・山村多面的機能発揮対策において、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援するとともに、農業と連携した取組も支援する。 効率的な森林整備に資する施業集約化に向けて、より効果的な手法を検討しつつ、森林情報の収集活動や合意形成活動や森林境界の明確化活動を支援する。</p>	<p>森林・山村多面的機能発揮対策において、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援するとともに、農業と連携した取組も支援する。 施業集約化のより効果的な手法を検討しつつ、森林情報の収集活動や合意形成活動や森林境界の明確化活動を支援する。</p>	<p>【農水】 市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合</p>
<p>【農水】 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>	<p>農山漁村のコミュニティ機能の向上を促進するため、地域の創意工夫による活動計画づくりや実践活動を支援することにより、農村の集落機能の維持や地域資源の保全に向けた地域主体の取組を推進する。</p>	<p>都市農村交流等の農村が有する地域資源の活用を通じた農村の集落機能の維持や地域資源の保全に向けた地域主体の取組を推進する。</p>	<p>【農水】 集落活動を通じた都市と農山漁村の交流人口</p>